

東北アジア研究センター報告 25 号

近世東北の温泉史料

— 鎌先温泉一條家文書を読む —

荒武賢一朗 編著

東北アジア研究センター報告

近世東北の温泉史料―鎌先温泉一條家文書を読む―

荒武 賢一朗 編著



写真1 刈田郡鎌先温泉全図（近代、渡辺信男氏所蔵）



写真2 一條旅館木造本館の外観（白石市教育委員会提供）

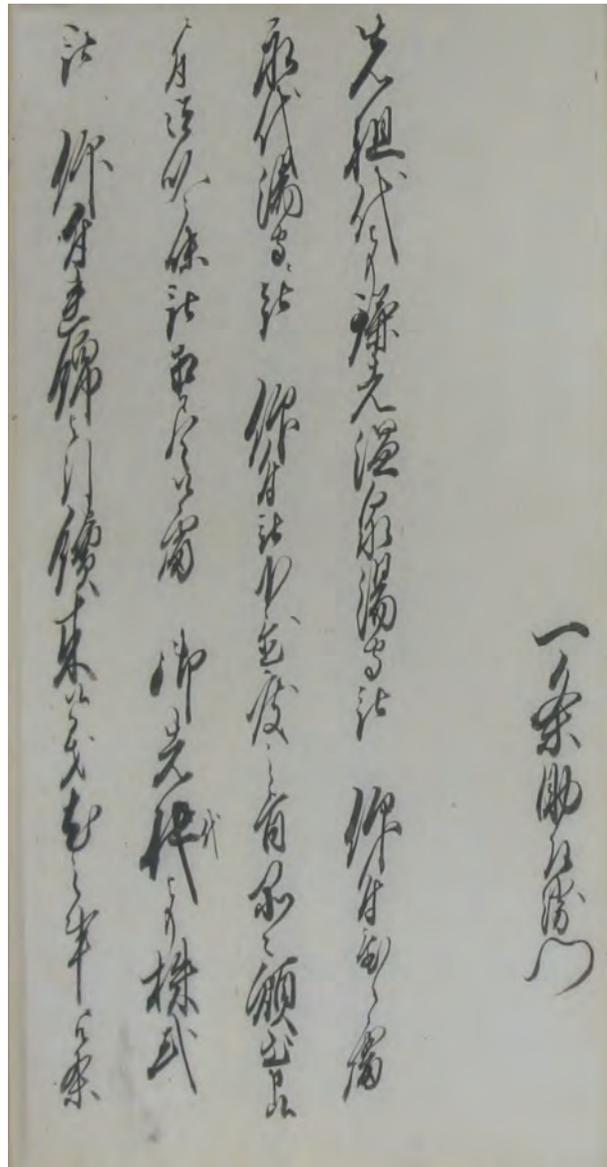


写真3 一條家文書 421 「御郡方御卷一覽」
 天保15年（1844）7月、一條助左衛門は仙台藩から「永湯守」に任命される。

温泉主一条一平秘藏什寶

一 巖ヲ穿テ温泉得タル鎌

一 珠 殼

後藤伯の觀察往古の「ルツボ」なる
有る化学者ハ「ルニール」

珠殼を其形を茶釜に
似て沙礫透間をな
附着せり思ふ鉄釜
の玉中ふ久く埋れ
ものちらん歎觀迹聞老
誌此地の名称を金崎
と記せり必だ故有る
聊記して考証家の参
考とあり這を非ある
聞老誌の編者鎌釜の
同訓あるを



写真4 一条家秘藏の「鎌」（石川磨『鎌先温泉由来記完』明治24年（1891）刊）

目次

口絵

はしがき

I 白石市一條家文書の調査

1 調査の経過

2 一條家と鎌先温泉の歴史

3 本書収載の史料について

II 史料翻刻編

凡例

1 一條家の系譜

① 一條氏家譜〔年月日未詳〕文書番号419

② (一條家人別改書上)〔明和元年(二七六四)〜文政八年(二八二五)〕152

③ 末家之品を爰に記(一條家縁類記録) 文化十一年(二八一四) 422

④ 白石城焚之記 文政二年(二八一九) 413

2 湯守から永湯守へ

① 古今禄〔元禄一四年(二七〇一)〜寛政一二年(二七九九)〕423

② 諸願留(一)〔寛保三年(二七四三)〜文政五年(二八二二)〕414―1

③諸願留(二)〔明和八年(一七七二)〕	文政二年(一八一九)	414	2
④鎌先湯本諸御用留	文化三年(一八〇六)	151	
⑤(証文写)	天保五年(一八三四)	137	
⑥御郡方御卷一覽	一条家譜	弘化三年(一八四六)	410
3 江戸時代の鎌先温泉			
①(仙台屋形様御入湯記録)	〔宝永五年(一七〇八)〕	文政元年(一八一八)	355
②刈田郡鎌崎湯本御仮屋御畳并諸色書上	享保八年(一七二三)	132	
③案見(鎌先温泉入湯記録)	文化四年(一八〇七)	129	
④(宮町阿部銀四郎方始末書留)	〔天明七年(一七八七)〕	寛政二年(一七九〇)	342
⑤鎌崎温泉功能記附録	文政三年(一八二〇)	346	
⑥御郡方書上手扣	弘化三年(一八四六)	420	
III 白石市一條家文書目録			195

表紙写真提供 時音の宿湯主一條

はしがき

荒武賢一朗（東北大学東北アジア研究センター准教授）

本書では、歴史資料「白石市一條家文書」の調査過程で確認した内容を整理し、全体の概要と史料翻刻、文書目録を紹介する。一條家は、戦国時代の末期に初代市兵衛長吉が鎌先温泉（現宮城県白石市、近世は陸奥国刈田郡蔵本村）に定住して以来、現在に至るまで温泉および旅館経営を続けている。先祖代々、大切に守られてきた古文書の調査をおこない、家・温泉・地域の歴史が明らかになり、現代に生きる人々へ先人たちの歩みを紹介することができればと考えている。これは、住み暮らす土地への愛着もさることながら、未来への展望を切り拓くヒントにもなるだろう。

東北地方および宮城県内には、全国的にも有名な温泉地が多数存在する。古くから名湯と謳われたところでは、歴史資料の調査が進められて有益な研究が世に送り出されてきた。当地については、明治時代に石川磨氏の『鎌先温泉由来記』があるほか、近年では伊藤克己氏による一條家文書の紹介という成果がある。それらの先行研究を参考にしながら、今回の調査を手がかりに一條家および鎌先温泉の歴史を解き明かしていきたい。

今回の調査にあたり、二〇代目当主の一條一平氏には快くご承諾をいただき、これまで伝わっている祖先の話や地域の文化について助言を賜っている。また、白石市教育委員会生涯学習課には作業を進めるにあたり、さまざまな協力を頂戴している。文献調査だけでは、わからない事実もあるなかで、日下和寿氏（白石市教育委員会）による一條家の墓碑調査、高橋直子氏（株式会社伝統建築研究所）が実施された建造物調査の成果から大きな刺激を受けている。筆者が講師を務める白石古文書サークル、高橋直子氏・虫明美喜氏（宮城教育大学）との古文書勉強会では、本書収載の史料をテキストに解説を進めることができた。末筆ながら関係者各位に記して謝意を申し上げる。

I 白石市一條家文書の調査

1 調査の経過

二〇一七年一〇月、筆者は岸野太一氏（当時、白石市教育委員会生涯学習課）とともに、鎌先温泉「時音の宿湯主一條」を訪問し、一條一平氏と面談する機会を得た。一條氏から同家に伝来する古文書調査の依頼があり、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究室と白石市教育委員会の共同でお引き受けることになった。まず、白石市教育委員会生涯学習課で、古文書を借用して一点ずつ封筒に詰め、全点をデジタルカメラで撮影し、画像の整理をおこなう。四百点以上におよぶ一條家文書は、分厚い冊子もたくさん含まれていたが、迅速な作業で翌年春には四九七点（枝番を含む）が確定し、文書目録の作成および解読・分析作業に入ることができた。

本来、文書目録の作成を完了してから解読に移るのが常套手段であるものの、少しずつでも内容の把握を急ぐという方針で、目録は野本禎司氏（東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究室助教）が担当し、

筆者は解読をおこなうという同時進行にした。その結果、本書Ⅲの「白石市一條家文書目録」が完成し、Ⅱの史料翻刻になったことになる。作業の過程では、先述の石川氏、伊藤氏が手がけられた成果を参考にさせていただいた。とりわけ、温泉の研究を専門的におこなわれている伊藤氏の丁寧な解説によって、多くの示唆を受けている。いろいろと勘案しつつ、鎌先温泉の歴史的特質について課題を模索したが、今回調査した大部分を占める江戸時代の記録から、家系の内実を明らかにすべきたと考えた。そこで、本書Ⅱ―1にあたる「一條家の系譜」を構成する諸史料を読み、歴代当主の概略や家族構成、親戚関係について作業を進め、さらに「湯守から永湯守へ」、「江戸時代の鎌先温泉」という項目を設定している。なお、伊藤氏の論考で、すでに「一條家譜」、「鎌崎温泉効能記附録」は翻刻文を紹介されているが、本書の内容によって再録という形をとっている。

【参考文献】

・石川磨『鎌先温泉由来記 完』（村山卯平、一八九一年）
※信州大学附属図書館「近世日本山岳関係データベース」

よりダウンロード可能

・伊藤克己「史料紹介・宮城県白石市鎌先温泉と一條家」
〔日本温泉文化研究会編『温泉の原風景 論集温泉学Ⅲ』
岩田書院、二〇一三年〕

・荒武賢一朗「近世の温泉経営と村落社会―鎌先温泉一條家の記録から―」(荒武賢一朗・野本禎司・藤方博之編『みちのく歴史講座 古文書が語る東北の江戸時代』吉川弘文館、二〇二〇年)

2 一條家と鎌先温泉の歴史

鎌先温泉の発見 本書収載の「一條家譜」など、後世に作成された鎌先温泉の由緒では、正長元年(一四二八)に白石の樵夫(きこり)が当地にやってきた際、「鎌をもって岩の隅を少しうがち、温泉湧き出る」、そこから「鎌の先にてうがち得し温泉なればとて、此地の名称を鎌先という」としている。この発見者である樵夫は定着して温泉を営んでいたようだが、康正元年(一四五五)の秋に、鎌先周辺は大水のために山は崩れ、石が墜ち、「温泉を埋めし絶える」とされ、一條家初代の市兵衛長吉が再興するまでかなり長い歳月を要した。なお、史料

の原文では、「鎌先」と「鎌崎」のどちらも表記として使用されている。解説文では、便宜的に「温泉」で説明をしているが、「湯」や「湯本(湯元)」を史料のなかでは用いることが多い。

一條市兵衛の再興 鎌先温泉の一條家初代にあたる市兵衛長吉は、同時代の史料がないため正確な人物像は明らかではない。「一條家譜」によると、京都一条の生まれで、そこから姓を一條と名乗る。壮年期に奥州へやってきて、白石に滞在していたとき、蔵本村の山中に温泉があると聞き、入湯したところ湯性(泉質)は摂津国の有馬温泉と同じだと気付いた。当時は湯蓋などが置いてある程度で、近隣の人たちのみ湯治をしたが、有馬と同じ効能ならば、これを繁盛させてみようと思いつき、市兵衛が湯主となって湯蓋・客舎などを設けたところ、遠方からも徐々に湯治客が訪れるようになったという説明がある。判然としないのは、市兵衛が鎌先に来てきた時期で、「一條家譜」には天正元年(一五七三)、ほかには天正七年(一五七九)という説もある。ただし、「家譜」で市兵衛は天正六年に享年七〇で没したと記述

している。

一條家の定着 市兵衛長吉の後継者には、二代助左衛門氏長、三代小平治正長と続く。氏長は初代の実子と想定され、妻は近隣の中目村（現白石市）出身とある。正長は、上戸沢村（現白石市）・橋川小右衛門の二男として生まれ、婿養子として氏長の長女と婚姻するに至った。この二人の時代についても記録は詳しく伝わらないが、配偶者はこのあと五代助左衛門吉氏まで近隣の村落出身者とあり、一條家は鎌先に根付いて地域のなかで諸關係を築いていったとみられる。ちなみに、六代三之丞吉清の妻は仙台から、七代以降は武士身分との婚姻關係へと移行した。また、一條家の娘たちも同時期に嫁ぎ先は武家へと変わっていく。

湯守と永湯守 江戸時代において一條家が鎌先温泉の実質的経営を独占していたのは、仙台藩から湯守に任命されていたからである。ただし、いつごろから湯守になったのかは定かではない。後年の記録では、始祖市兵衛から湯守を務めているというが、はっきりと明記した史料

は乏しい。仙台藩が「民間人」へ湯守の役職を与えた見返りは「役銭（湯役、役代とも呼ぶ）」という税の上納をさせることであった。これは実際の収入や利用者数によるものではなく、湯守は一年間に課せられた一定の金額を支払う。さらに、蔵本村の領主・片倉家には献金し、蔵本村へも臨時の合力金を出すことがしばしば見受けられ、役銭・献金・合力金という支出によって湯守という地位を守っていた。湯守は一代限りで、代替わりをするとき再び申請の許可を受けなければならぬ。鎌先温泉については一條家が代々継承しているものの、藩内の温泉では湯守を入れ替えるという話も出てくるので、必ずしも世襲が約束されているわけではない。そのような背景から、一條家は何度かの願い出により、天保一五年（一八四四）に永湯守（ながゆもり）に任命される。

「中興の祖」 六代吉清のあたりから、文書のなかで情報量が増えてくる。また、二〇一八年に白石市教育委員会が実施した一條家の墓地調査でも六代以降の墓碑はきれいに現存していることがわかっている。それ以降の当主では、一〇代助左衛門安臈（やすよし）について説明を

しておきたい。安臧（幼名・八郎）は、宝暦七年（一七五七）に九代助左衛門包吉（かねよし）が三六歳で逝去したあと、八歳と幼少ながら一〇代目を継承した。当然ながら湯守として経営を担えるわけではないため、後見として一條仁三郎安之が鎌先温泉を取り仕切り、安臧を支えることになる。安之は、包吉の妹婿として一條家に入るものの、宝暦一〇年に妻が他界したあと、安臧の母（包吉の未亡人）と再婚する。つまり、安之は安臧の後見人、そして養父でもあった。安之が実質的に差配をしていた時期には、湯治客が宿泊する長屋を二階造りにして（宝暦一〇年）、居宅の建て替え（同一二年）をおこなうなど、積極経営をしていた様子がかがえる。また、明和元年（一七六四）とその翌年には領主・片倉家へ合計金百切（二四両）の献金をおこない、「永々御不断組頭列」、「永々御鷹匠列」を仰せ付けられて一條家は武士としての性格を強く持つようになった。

片倉小十郎家中 安臧が成長し、湯守の職務を全うできるようにになると、安之は白石城下の番匠町に屋敷を取得し、別家として一條家を盛り立てていく。ここで本家と

分家が両立するが、どちらも士分を得ており、温泉の仕事とは別に片倉家の御用を勤めるようになった。具体的な職務の記載は少ないものの、安臧および安之は「御城御用」という文言で白石城における仕事に携わっていたことを示唆する。また、安臧の長男宗太夫（一代安親）は短期ではありながら、片倉家の仙台屋敷に勘定方の勤務を果たした。文化元年（一八〇四）五月一八日に、安臧は「永々御番入士格」を命じられており、これにより「永々御鷹匠列」から「永々御番入士格」へ昇格したことがわかる。

それ以前には、七代助左衛門道正の時代、宝永五年（一七〇八）八月に仙台藩主伊達吉村が御入湯として鎌先温泉を訪れている。その際に代官衆（吉村の側近）から「湯守（道正）は片倉小十郎殿の扶持人（家来）か」という質問を受けており、その通りであるという返答と、道正は吉村への御目見で「当所（鎌先温泉）湯守・片倉小十郎不断組・一條助左衛門」と紹介されている。その後、八代市兵衛重成は享保七年（一七二二）九月に帯刀御免を受けたほか、延享三年（一七四六）一月に「上々様御湯治」の褒賞として「御組御足輕格」に加え

られた。文政元年（一八一八）一〇月、藩主斉宗入湯の際は、一一代安親が接待役をしているが、このときには「片倉小十郎家中・一條宗太夫」と紹介され、安親は草履取を召し連れて御目見をしたとある。

知行地の給付 身分とあわせて、片倉家から知行を得ていることも説明しておきたい。一條家が初めて知行を給付されたのは、明暦二年（一六五六）のことであるから、士格に加入するよりもずいぶんときかのぼる。同年、白石城主・片倉重長は病氣療養のため、鎌先温泉で湯治をおこない、その結果快癒した。史料によれば、「御入湯のところ、全快」したことに殿様本人もご満悦の様子で、五代助左衛門吉氏は褒美として知行五九文をいただいたとある。五九文の永代知行と同時期に、鎌先の御野手金として一條家は片倉家に年間金一両を上納することも書かれている。この役は明暦三年三月に達崎五左衛門へ永々下されることになったので、一條家から達崎氏へ直接金一両を渡すよう下知があった。やがて達崎氏の別家ができてそこに譲られたため、達崎兵右衛門方へ遣わすようになる。達崎氏へ渡すようになった由来

は、五左衛門が鎌先近くの大鳥屋というところで鷹をたくさん捕獲し、それを献上した功績で、片倉重長から御賞として下されたことにある。

宝永五年（一七〇八）、藩主吉村の入湯が終わったころ、代官衆から呼び出された七代助左衛門道正は、片倉小十郎殿より知行をどれくらい拝領しているのかと尋ねられている。道正は、同席をしていた片倉家役人に伺ったところ、小十郎方より知行二百文余りを拝領していると申し上げるよう指示された。実際には知行五九文が正しいと思われるが、片倉家と仙台藩のやりとりにおいてこのような返答をしている。

その後の記録をたどってみると、文化八年（一八一二）一二月一日には蔵本村の知行五九文、四人扶持八百文の合計八五九文が記されている。さらに、弘化三年（一八四六）八月二十八日になると、「御番入士・一條助左衛門安孝（一二代）」の知行高は二貫八四文、そのうち蔵本村内の知行地は一貫二八四文、残りは四人扶持八百文（米一二俵、月々一俵ずつ給付）と大幅に村内の知行地が増加したことがわかる。

一條家と鎌先の三家 一條家は「一手請負」の湯守として仙台藩から鎌先温泉の運営を委ねられた。ただし、温泉には湯治客が多数訪れて、長期滞在する者もいるため、食品・日用品を取り扱う商店も必要になってくる。そこで、茶屋場と呼ばれる店舗が設けられ、湯治人が不自由しないよう生活必需品（史料では「仮屋物」とする）の商いがおこなわれていた。この商売をしていたのは、木村・鈴木・村山の三家である。木村嘉八は、七代助左衛門道正の二男で森合村（現白石市）・木村丹右衛門の婿養子となった。その後、嘉八は妻（丹右衛門の娘）が亡くなってから、鎌先・一條家（嘉八の生家）の敷地内に移住し、茶屋場に居を構える。嘉八の長女喜知（きち）は九代助左衛門包吉に嫁ぎ（包吉・喜知夫妻はいとこ同士）、嘉八の長男・嘉太夫が木村家を継承する。ちなみに、喜知は包吉との間に一〇代安臧をもうけ、包吉との死別後に一條仁三郎安之と再婚し、安之との間にできた定之丞を木村嘉太夫の養子にしている。一條、木村両家の血筋を受け継ぐ喜知は、二人の息子をそれぞれの後継者にした。話を戻すと、茶屋場にいた木村家は新居に移ったので、明和九年（一七七〇）に鈴木屋（鈴

木）幸右衛門が白石本町より茶屋商売をするため移住し、最上屋（村山）卯兵衛も天明六年（一七八六）に白石亘理町から鎌先へ入る。鈴木・村山両家（史料では「両茶屋」と呼ぶ場合が多い）は木村家とは違い、一條家から土地を借りるといふ証文を取り交わし、定住しながら商売をおこなっていた。

その後、寛政八年（一七九六）、木村・鈴木・村山は居所を頂戴したいと、片倉家に対して木村は金三〇切（七両二歩）、最上屋卯兵衛二〇両、鈴木屋幸右衛門三〇両を献上する。片倉家の決定として、一條家が貸していた土地は「直々屋敷地」として三家に与えられた。しかし、一條家の歎願によって文政一二年（一八二九）に元通り、一條家の敷地となっている。

蔵本村への合力 鎌先温泉の所在地・刈田郡蔵本村との関係は、とりわけ凶作および飢饉に際して表面化することが多かった。一條家は合力金という形で毎年一定の金額を村に提供している。その大きな理由として挙げられるのは、温泉を運営するにあたり、村には金銭の出費、とくに人足・伝馬の負担がかかり疲弊する（史料では

「村内相痛み」からだという。宝暦四年（一七五四）に蔵本村から一條家に「無心」の申し入れがあり、同六年春に片倉家中の細田近之丞、我妻弾助が立合人となり、次のように決まった。①一條家から蔵本村へ当年限り錢一〇貫文を、②翌年からは錢一五貫文を毎年援助する。これを合力金、村合力などと呼んでいる。その後、明和七年（一七七〇）正月にまた合力を増やしてくれるよう村から依頼があったので、三〇貫文に合力金を増額した。天保一三年（一八四二）の史料では、この年間三〇貫文を継続しているとの記述がある。そのほか、飢饉・凶作で村民救済が必要な際に一條家は別途救済金の支出をおこなうほか、両茶屋と同じように村が温泉の敷地内に茶屋場を借り受け、商売をしていることもあった。

マルチな関係 このように一條家と鎌先温泉に関する略歴をまとめてみると、一般的な町や村、町人や百姓とは異なる特質を持っていることが理解できよう。一條家は、①湯守として仙台藩との主従関係にある、②もともとと百姓（領民）として、その後は家臣になって蔵本村の領主・片倉家の支配下にある、③当初から村民として、

続けて村落を支える資金援助をする立場で蔵本村と付き合う、というような構図がみえてくる。この三点も詳しく検討を重ねると、さらに一條家のマルチな諸関係が明らかになる。

【参考文献】

- ・川村要一郎『白石城主片倉氏と家臣の系譜』創栄出版、一九九七年
- ・仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編五（近世三）、二〇〇三年

3 本書収載の史料について

【史料の概説】

1 一條家の系譜

① 一條氏家譜 「年月日未詳」文書番号419

作成の時期は定かではないが、初代一條市兵衛長吉から一一代宗太夫安親が家督を継承する一九世紀初めごろに至る記録である。年代と、先祖の由緒に関心を持つあたりから、おそらく一〇代助左衛門安臈の筆によるものと類推される。歴代の当主を中心に、祖先の生没年や家

族構成（妻・子ども）、功績のあった事柄などを簡潔にまとめた「江戸時代一條家の歴史」ともいえよう。初代から六代までは、筆者がよくわからない時期と思われ、内容も手短になっているが、七代以降は筆致も丁寧になり、情報量も格段に増えている。とりわけ安臧の時期については克明に記されているほか、引用される文書もあって、親族関係や家族の行く末についても詳述している。このあたりからも安臧が自身で調べて、執筆したのではないかという印象を持つ。現在、近世における一家の歴史を知る基礎史料と評価できる。

②（一條家人別改書上）〔明和元年（一七六四）～文政八年（一八二五）〕 152

表題は不明であるが、内容から一條家の人別改（にんべつあらため）に関する冊子だということがわかる。人別改とは、宗門（しゅうもん）人別改といい、近世前期からのキリスト教禁止令にともない、日本全国の町・村で毎年おこなわれた人口調査のことである。この史料では、明和三年（一七六六）から文政八年（一八二五）までの約六〇年間にわたる一條家の家族構成を確認でき

る。なぜ、明和三年から記述が始まるのかというのは意味がある。当年より一條家は献金の褒美として片倉家の「御鷹匠列」に加えられ、家中人別に登録された。つまり、それまでは鎌先温泉の所在地・蔵本村の百姓として、村の人別帳に含まれていたが、ここからは武士の「戸籍」に入ったのである。この年の記録では、当主一條八郎（一〇代安臧）以下の家族が六名、下人（奉公人）とその家族は一名、合計一七名という構成であった。毎年の記録には、「出人（新しく入った人）」と「減人（死去・転居などで離れた人）」についても書かれており、家族の生没や結婚、下人たちの出身地や、その入れ替わりなどを数値化できる。飢饉の影響によるものと推測するが、天明年間（一七八一～八九）から次第に下人の数は減少していく。本史料は、江戸時代中期における一條家の歴史を知る手がかりとなる。

③末家之品を爰に記（一條家縁類記録） 文化十一年（一八一四） 422

筆者は一代宗太夫安親である。文化十一年六月二四日に、安親は蔵本村の愛宕神社に勧請を願ったことか

ら、この文書をまとめたものと考えられる。①の「一條氏家譜」では、当主を中心とした本家の系統を伝えるが、本史料は内容を補足する副題に「縁類記録」としたように、枝分かれをした家系や親戚筋について触れている。書き出しでは、一〇代安臧の養父にあたる一條仁三郎安之が白石城下の番匠町へ屋敷を建て、別家したこと を挙げている。ここで安之は、番匠町の一條家始祖と なった。また、安臧の実弟敬次は、片倉家中の菅野家 (本苗は細田とある) へ養子に行くなど、安親が見聞き をしている範囲(また実父安臧から聞いた話か)の情報は鮮明である。同じ鎌先温泉に居を構える木村家との血縁についても詳しく、同家との関係が深いこともよく理解できる。

④白石城焚之記 文政二年(一八一九) 413

文政二年五月二日に、藏本村の領主である片倉氏の居城・白石城が焼失するという大事件が発生した。機密性の高い白石城の火災であるがゆえ、当時の記録ではなかなか詳しい事実がこれまで明らかではなかった。本史料はその内実を伝える貴重な文書として極めて高い価値を

有する。筆者の一條憩節(一〇代安臧)は、風邪をひいた孫娘の薬をもらいに白石城下へ出掛け、大工町の一線栄蔵宅で茶飲み話をしていたところ、この一大事に遭遇した。普段は鎌先で生活をしている憩節が偶然にも城の近くにいたこと、また「筆まめ」な性分であるとともに、片倉家中では上司にあたる小性頭(小姓頭)や家老たちから情報を得られる立場にあったことなどから、おそらく自身が見ていない城内の様子や、その直後の動向や再建に向けた普請などを詳しく綴ることができたのである。末尾の記名には、文政二年五月一日と付けているが、再建が完了する文政六年の動きも追加されている。

2 湯守から永湯守へ

①古今禄「元禄一四年(一七〇一)〜寛政一一年(一七九九)」 423

作成時期は不明であるが、一〇代安臧がまとめた文書だと考えられる。記述は元禄一四年に一條家屋敷から午の方角(南)に稲荷大明神の社を新築したときの棟札から始まる。それ以降は、隣村の八宮村に所持していた田

畑、明和五年（一七六八）に逝去した片倉村廉の葬儀に参列したことなど家の歴史や由緒に関わる事例が列挙されている。また、一條家が仙台藩へ上納する御役代（銭）、蔵本村や宮町との関係、そして宝暦三年（一七五三）の湯坪建て替え、同一二年（一七六一）の御飯屋建て替えの費用など、湯守の役割についても記述している。後半は金銭面を中心にした備忘録の性格を有するが、温泉経営にかかる費用を読み解く参考になる史料ともいえよう。

②諸願留（一）〔寛保三年（一七四三）〕文政五年（一八二三） 414-1

③諸願留（二）〔明和八年（一七七七）〕文政二年（一八一九） 414-2

江戸時代中期から後期にかけて、一條家から仙台藩、片倉家、蔵本村へ提出した願書を編集した記録である。二冊にまとめた時期は不明であるが、幕末期または明治初年の可能性が高い。領主および村に宛てたものを一覧にしているので、内容は多種多様といえ、一部は願書と一緒にその返答や結果についても付記がある。片倉家へ

の上申では、明和三年（一七六六）までは西郷御扱（蔵本村を管轄とする村々を担当する役人）、それ以降は小性頭が宛先となる事例が多い。これは、同年に一條家が「御鷹匠列」に加えられ、片倉家の武士として扱われることになったからで、一條家は小性頭の配下に位置する。温泉にかかる諸事の届け出、御役銭や献金に関する文書、さらに家内の縁組や、病氣療養のための湯治（一條家の当主たちがほかの温泉へ出掛ける）につき御暇を願い出るなど、家臣としての手続きも含まれている。一方、蔵本村の肝入たちとは一條家から村に出資する合力銭、あるいは飢饉・凶作への対応から温泉内の茶屋場を村に貸すことなどのやりとりがみえてくる。公的な関係のなかで、温泉が運営されていることがわかり、一條家の立場が時代に応じて変化する様子も随所にあられ、史実の究明には欠かせない冊子である。

④鎌先湯本諸御用留 文化三年（一八〇六） 151

一〇代助左衛門安臈が書きとめた記録で、文化三年三月に始まり、同五年八月までの出来事を列挙する。仙台から訪れる役人や、町人・まじない師などの湯治に関する

る覚書が興味深い。注目できるのは、文化四年八月に片倉家の家老から一條宗太夫に「仙台御屋敷御賄方上々メ(しま)り役」を命じるという記述である。これは片倉家の仙台屋敷に勤務する役職で、宗太夫には同年九月に仙台へ登り、一か月間ほど勘定帳の作成などに従事し、御前(殿様)の御披見に入れるというものらしい。宗太夫は翌年正月から二月にかけても同役を命じられている。

⑤(証文写) 天保五年(一八三四) 137

冒頭の記述によれば、当初一條家の敷地内に鈴木・村山両家(両茶屋)を借家として受け入れていたが、寛政八年(一七九六)に片倉家へ献金をしたことで、両家が居宅の土地を入手するという出来事があった。これは一條家から願い出により、文政二年(一八二九)に片倉家から元の通りに戻すという決定が下されている。この問題は、湯守(一條家)と、鎌先で商売を営む木村・鈴木・村山の三家との関係を見直す契機ともなっており、屋敷地の所有や家主・借家人の関係、温泉を利用する湯治人への対応、三家の商売に関する取り決めなど、温泉

内の規約として一四か条が記される。

⑥御郡方御巻一覽 一条家譜 弘化三年(一八四六)

410

表紙には表題とともに、「永湯守・市兵衛」という署名がある。一條家は歴代当主が仙台藩より任命を受けて、鎌先温泉の「湯守」を務めてきた。これは、藩の意向によって湯守を決めるという条件で、家督の継承があつた際に自動的に世襲するわけではない。場合によっては、一條家以外の人物に湯守を委ねることも可能である。そこで一條家は、これまで鎌先温泉を「一手請負」で切り盛りしてきた貢献と、仙台藩に毎年上納している御役金をもとに「永湯守」にしてほしいという願書を天保一四年(一八四三)に提出した。この申し入れは、上納金不足を理由に却下され、再願の末、翌年五月によく認められる。この過程で関心をひくのは、上納金による永湯守の地位獲得のほか、温泉をめぐる仙台藩や片倉家の役人たちの動向である。また、永湯守にこだわる背景には、献金・御用金の拠出、飢饉による温泉の不況、そして地位保全といった対策を講じていることが示

唆される。

3 江戸時代の鎌先温泉

①(仙台屋形様御入湯記録)〔宝永五年(一七〇八)〕

文政元年(一八一八) 355

実際には一條家が経営をしているとはいえず、鎌先温泉は伊達家が所有者であり、大義としては「殿様の温泉」である。ただし、同様の温泉や御飯屋は仙台藩領に数多くあり、藩主(屋形様)が来訪する機会は少ない。この記録には、宝永五年の五代藩主伊達吉村、安永五年(一七七六)の七代重村、文政元年(一八一八)の八代斉宗、という三回の御入湯について述べている。藩主の来訪は名譽であると同時に、一條家にとっては御目見で直接顔を合わせ、温泉界隈の案内役、一連の接待を任せられる重要な儀礼の場でもあった。とりわけ、吉村の来訪について紙幅を多くとり、詳しい情報が伝えられている。

②刈田郡鎌崎湯本御飯屋御畳井諸色書上 享保八年

(一七二三) 132

先述の通り、鎌先は「殿様の温泉」であり、御飯屋が設けられている。御飯屋とは、藩主や家族・親族が利用する別荘のようなもので、参勤交代の経路や交通の要衝地、そして鎌先のように景勝地や鷹狩りなどで使用し、領内各地に存在する。本史料は享保八年当時の御飯屋の規模や備品などを書き上げている。また、筆者・一條市兵衛の肩書は「御飯屋守」とされている。藩主や要人が休息する寝所は八畳で周囲を合わせて一八畳とあり、腰掛台なども細かく記す。現在のところ、鎌先の御飯屋について詳しい史料は発見されておらず、簡潔な文書ではありながら貴重な記録である。

③案見(鎌先温泉入湯記録) 文化四年(一八〇七)

129

一〇代安臧が書きとめた史料で、内容から鎌先温泉入湯記録と副題を付けた。これには安永四年(一七七五)から文政元年(一八一八)まで、仙台藩主の一族や重臣たち、およびその家族が湯治に訪れた際の記録が列挙さ

れている。伊達家の一門や奉行などの要職にある人物には、「御仮屋御借上」とされている事例が多く、来訪時に御仮屋役人が「印符」を開封し、場合によっては普請をすることもあった。要人が出立する際には役人たちとともに当主が挨拶をおこない、褒美をもらうことも儀礼になっていたようである。また、仙台や他領からの賓客以外にも、片倉家の殿様たちがたびたび立ち寄っていたこともわかる。天明五年（一七八五）三月には若殿様（片倉景貞）が二週間ほど宿泊し、滞在中に一〇代安臧と養父安之は料理や酒肴をともして盃を受けており、たびたびの入湯で親近感をもつて接する姿が想像でき

④（宮町阿部銀四郎方始末書留）〔天明七年（一七八七）
寛政二年（一七九〇）〕 342

天明七年五月から寛政二年一〇月にかけて、一〇代安臧が宮町（現宮城県蔵王町）の肝入・阿部銀四郎、同じく検断・三辺利蔵の二人とやりとりをした書留である。宮町は近隣の宿場町で、物資の輸送や役所の通達などにつき鎌先温泉にとっては重要なところである。ここで

は、両名との間で湯銭（入浴料）をめぐる争いになっていくことがわかる。もともと、近隣の村や町の住人が湯治に来た際、「湯銭は取らない」というのが了解事項になっていたのか、阿部銀四郎、三辺利蔵（実際には息子の仲吉）が安臧の不在時に未払いのまま帰った。しかし、安臧は「湯銭は不要」というのは間違いで、村や町の人たちから料金を受け取ることは当然だと主張する。

⑤ 鎌崎温泉功能記附録 文政三年（一八二〇） 346

一條憩節（安臧）が書き上げた鎌先温泉の効能と、入浴の手順などをまとめたものである。現在も「傷に鎌先」と言われるように、擦り傷などによく効くことや中風や脚気などの病症にも通じている。鎌先は撰州有馬と同じ泉質だという言い伝えが紹介されているほか、この功能記は入湯客の希望があるときに貸すもので、もし紛失した場合に備えて本書を一冊作成したとある。

⑥ 御郡方書上手扣 弘化三年（一八四六） 420

2-⑥「御郡方御巻一覽」と同時に作成したものと考えられる。書き出しは、天保一三年（一八四二）一〇月

に蔵本村肝入・菊地定右衛門から受け取った書付で始まっている。当時、物価高騰の抑制を図る政策がとられており、鎌先の両茶屋（鈴木屋・最上屋）では高値で売買をしているというので、早速実態を取り調べて報告をするよう要請した文面である。一條家では、湯銭（入浴料）・木銭（薪代）、蒲団や食事の代菌などを列挙し、「上客」「中客」「下客」の見積を伝えている。これらは、大肝入の阿部伝右衛門へ提出され、かたや鈴木屋と最上屋からは正路の売買を心がけるといふ一札を取っていた。物価に対する行政的対応が確認できるとともに、当時の湯治客が支払っていた代金の指標としても参考になる。

Ⅱ 白石市一條家文書 史料翻刻編

【凡例】

- 一、本編は、白石市一條家文書に含まれる史料を収載している。
- 二、収載史料の概要については、I―3を参照された
い。
- 三、各史料の冒頭には本編の番号を付け、文書名・作成年月日（または記述に含まれる年代）・文書目録番号を付けている。
- 四、文書目録番号は、Ⅲの目録と対応している。
- 五、原則として人名など固有名詞の一部を除いて、常用漢字に改めている。
- 六、かな文字については、原文のまま表記した。たとえば、「者（は）」「茂（も）」「江（え）」など。合字「ㇿ（より）」も原文表記とした。
- 七、改行については、原文通りではない。ただし、欠字・平出・台頭は一部そのままの表記とした。
- 八、史料には、適宜読点「、」や並列点「・」を付けている。
- 九、文中には、（表紙）など説明が必要な箇所を注記している。
- 十、史料は全文翻刻を基本にしているが、3―1のみ省略した箇所がある。（中略）と表記する。
- 十一、現代では誤字に相当する文字は原文通りに翻刻し、該当箇所には文字の右側に「ママ」と付けた。その一部には文意を示すため（ ）で補足している。
- 十二、史料の文言には、差別的表現が含まれるものの、歴史資料としての性格から、そのまま表記した。
- 十三、史料の翻刻・編集は、荒武賢一郎によるものである。

1 一條家の系譜

① 一條氏家譜〔年月日未詳〕文書番号419

一條氏家譜

先祖一條市兵衛長吉、京都一條ノ産也、因テ之ニ氏トス、
壯年ノ頃奥州ニ下リ暫白石ニ滞留ス時ニ藏本村ノ内、山
中ニ湯元有之聞及、天正元年癸酉十月四日尋之入湯スル
ニ湯性有馬ノ温泉ニ同シ、此由来ヲ問尋ルニ中古正長元
年戊申樵夫鎌ノ先キニテ穿出ス、因テ鎌先キ湯ト名ケ、
其鎌奉納于瑠璃殿ニ至今ニ有之ト云ヘリ、天正元年迄百
四十四年事跡具ニ不伝、樵夫ノ子孫誰ト云コトモ言伝無
之、湯蓋等モ僅ニ構テ近村ノ者ノミ湯治セシニ、市兵衛
思慮スルニ有馬ニ同シキ功能ノ湯ナレハ、取立繁昌スル
時ハ吾功モ後世ニ称セラレント居民ニ相議シケレハ、皆
其意ニ從テ市兵衛ヲ湯主ニセント云、於テ是ニ金錢ヲ出
シ湯蓋・客舎等普請成就シケレハ、遠方ヨリモ段々尋来
リ次第ニ繁昌ス、世間ノ通称ハ鎌崎湯ト云、市兵衛天正
六年戊寅十月四日享年七十而没ス、法名秋月明光禪定門、
妻文祿二年癸巳七月十六日没ス享年伝ヘス、法名月収妙
阿禪定尼、家元不知レ京都ヨリ携来リシコトモ有之乎今

不可知也

第二代助左衛門氏長、事跡委キコト不伝へ、妻ハ中野目
村ヨリ娶、生ム一女ヲアレド親元不知レ、氏長慶長五
年庚子七月十六日没ス、法名慶窓壽昌禪定門、妻同年同
月同日没ス、夫婦共ニ享年不伝へ、法名慶心永運禪定尼、
夫婦同日ニ没スルコト疑ハシ、蓋墓碑ヲ一同ニ建テ其年
月日ヲ記シタルニモアルヤ

第三代小平治正長、実ハ上戸沢駅橋川小右衛門ニ一男也、
氏長一女ヲ以妻之養子トス、一女ニ男子アリ、文祿三年
甲午四月 景綱公御代材木頂戴居家建替ル、小平治元和
三年丁巳二月日欠没享年不知レ、法名一條了源居士、妻
寛永二年乙丑八月廿七日没ス、享年并法名書伝ヘス、二
男與作他家ノ養子トナリシカ離縁シ歸リ居テ老年ニシテ
没ス、三男甚作何地ニ終ルヤ不知、兄弟共ニ享年没年法
名不知レ

第四代仁平治安吉、実ハ八宮村大綱松野仁右衛門ニ一男也、
小平治一女ヲ以妻セ之ニ養子トス、一男子アリ、寛永十
九年壬午九月九日松島瑞岩寺ノ雲居和尚御湯治トシテ来
興于皆宅ノ東南の場ノ辺ニ旧墓アリシヲ、東入口道ノ上
ハ方林中ニ移シ改元供養ヲ願ヒ奉ル御廻向ヲ受ク、延宝

八年庚申八月

景長公御代言上シテ御留湯・雜湯共ニ截石鑿摺合湯蓋モ堅固ニ造營ス、翌天和三年辛酉四月成就ス、延宝年中ハ家督助左衛門没後ナリ、仁平治存命シテ普請スルナラン、此ノ岩瑠璃殿前ノ石階モ造營ス

仁平治夫婦共ニ没年享年法名伝ヲ失フ、墓所塚ノ上ニ桜ヲ植置ノミ

第五代助左衛門吉氏、妻ハ柴田郡大河原須藤六之丞女、生ム二女二男ヲ、長女ハ河原子佐藤甚七ニ嫁ス、二男嫡嗣ト立、三男清左衛門吉之独身ニテ生涯在リ于兄之家ニ寛保二年壬戌二月八日没ス享年七十四、法名圓翁了義信士、季女ハ白石本町保科門四郎ニ嫁ス、明曆二年丙申二月

重長公御湯治御病氣御快然為御祝儀ト地高本代五十九文ノ所永代御知行ニ被下シ置カ

御黒印頂戴、之ヲ同三年丁酉三月鎌先野手金一ヶ年四切宛ヲ御鷹匠達崎左平治ニ永代ニ被下シ置カルニヨツテ直々可キ相ヒ渡ス由 御下知有リ之、同人常々鎌崎近所大鳥屋ト云所ニテ諸鳥夥シク捕、鷹ヲモ数多捕指シ上ケ数年ノ勤功ヲ以 景長公御思召ニテ御賞トシテ被下置由

也、已来年々四切ツ、達崎氏へ相ヒ濟也、助左衛門万治二年己亥十月廿二日没ス、法名春煙道伯禪定門、同年同月同日妻没ス、法名通煙利相禪定尼、夫婦共ニ享年伝ヲ失フ同日ニ没セシコトハ是亦疑ハシ、墓碑ヲ同日ニ建シ日ナルヘシ

第六代三之丞吉清、妻ハ仙台ヨリ娶、親元姓名伝ヲ失フ、生ム二女ヲ、長女喜佐白石御家士細田作左衛門種忠ニ嫁ス、次女姑射吉清没後ニ門四郎長子市兵衛ニ妻、家ヲ嗣カシム、市兵衛実ハ甥、姑射実ハ女ニシテ夫婦共ニ孫ニ当ル、吉清元禄十二年己卯十月廿四日没ス享年卅六、法名徳源智功信士、妻延享元年甲子八月廿七日没ス享年七十、法名壽慶妙圓信女

第七代門四郎、後改助左衛門、道正、実ハ白石本町保科新兵衛第三男、妻ノ兄三之丞早世、夫婦ニテ兄ノ嗣トナル、二男一女有之、長子市兵衛家ヲ嗣、次男嘉八穩忠森合村木村丹右衛門賀養子トナル、三女名美称、白石御馬方我妻孫作ニ嫁ス、生ミ一女ヲ、嫁ス川田惣藏、孫作死後弾助後家入トナリ、生ム一男一女ヲ、嫡子律右衛門次女嫁ス于黒澤秀太夫ニ

木村嘉八妻死シテ後、鎌先ニ来リ住ス、今ノ茶屋場ヲ貸

シ居ラシム、後妻仙台南町玉屋兵三郎養女ヲ娶リ生ム一
女一男ヲ、長女ハ一條家ノ婦トス、次男嘉太夫定俊木村
家ノ嗣タリ、寛延四年辛未一條家ノ屋敷寅ノ方ノ側二居
家ヲ建永住ス、嘉八宝曆十一年辛巳十月十日没ス享年六
十四、法名鏡阿常照信士、妻ハ安永八年己亥閏七月十六
日没ス享年七十一、法名護式妙念信女

宝永五年戊子八月廿八日

大守吉村公御入湯 瑠璃殿へ御法楽和歌御奉納、和歌ノ
冠字ニナムヤクシルリクハウニヨライ（南無薬師瑠璃光
如来）ノ仮名ヲ御賦、ナノ冠ハ 公ノ御詠御自筆外ハ御
近侍各詠各筆也、打曇短冊十四枚御添歌一首越前奉書へ
御自筆、何レモ杉箱入ニテ納メテアリ、近辺御出行ノ砌
ハ助左衛門御案内被 仰付相勤ル、御着之節并御帰府之
節共ニ於テ御仮屋前ニ御通之御目見被 仰付、麻上下ニ
テ出ル、及ンテ御帰府ニ銀子十枚御酒・御肴頂戴之ヲ、
元禄十四年辛巳十一月十五日宅ノ未ノ方ニ 稻荷明神ノ
社ヲ建ツ、勸請ノ法主蓮藏寺第十一世澄海法印、享保十
二年丁未十二月十二日道正没ス享年五十二、法名古月了
規信士、宝曆八年戊寅五月廿二日妻没ス享年八十一、法
名明雲了照信女

道正実家宝永三年丙戌迄白石本町ニ住ス、祖父新右
衛門ハ前年乙酉九月二日没ス、葬于専念寺ニ法名釈
貞心、親新兵衛夫婦・祖母同四年丁亥鎌先へ引越シ居住
ス、于此ニ 同年四月廿二日祖母没ス、法名妙因尼、享
保三年戊戌閏十月四日親新兵衛没、同四年己亥四月晦日
妻没ス道正実母也、新兵衛法名一空宗心信士妻陰了妙清
信女、先妻ハ寛文十二年壬子九月十三日没ス、法名月海
珠圓信女道正嫡母也、二女有之、長女ハ長袋村高野清右
衛門ニ嫁ス今断絶ス、宝曆三年癸酉十一月廿四日没ス、
法名定相了慧信女、次女ハ小原村大浦善左衛門ニ嫁ス、
明和三年丙戌七月廿九日没ス、法名臨光妙惠信女
一妙心禅定尼、齋藤助右衛門妻、享保十九年甲寅八月二
日没ストアリ、助右衛門ハ白石斎藤幸七祖父也、然ルニ
其妻一條家ノ女嫁シタルコト見ヘズ、若シ保科家ノ所縁
ニモ有之可ト此記シ置クモノ也

第八代市兵衛重成、元禄九年丙午白石本町ニ生ル、親道
正妻ノ兄三之丞跡式ヲ嗣テ後、三之丞次女ヲ市兵衛ニ妻
道正嗣トス、一男一女アリ、嫡子寅之助次女名俊、仁三
郎ニ妻家事ヲ勤メサセ家内ニ居ラシム、元文二年丁巳五
月四日重成没ス、享年四十二、法名安養智源信士、安永

六年丁酉二月廿九日妻没ス、享年八十一、法名實相妙壽
信女

第九代助左衛門包吉、幼名寅之助、妻ハ木村嘉八女、名
ハ喜知、生ム二男一女ヲ、長女喜野延享元年甲子五月朔
日三歳ニシテ夭ス、法名龍衣童女、二男八郎嫡嗣ト立、
三男定之丞外叔父木村嘉太夫養子トナル、寛政十一年己
未八月廿三日没ス、享年四十四、法名照阿智徹信士、諱
ハ時兼、養父定俊早世実子幼稚ナルヲ以時兼為テ嗣ト相
続セシニ実子秀左衛門成長シテ御不断組村上勘四郎養子
トナル、段々昇進シテ為士ト、寛保三年癸亥十月十四日
植立ノ杉献上為シテ御褒美ト御藏米貳俵被ル下シ置カ、
寛延四年辛未八月十一日御仮屋御普請人足二十人御手伝
仕上ル、為御賞御酒御肴被ル下シ置カ、宝曆三年癸酉六
月御留湯・雜湯共ニ普請仕ルテ附材木被ル下シ置カ、同
七年丁丑ヨリ藏本村願ニヨツテ一ヶ年ニ寛永錢十五貫文
宛永年手伝申定ル、同年二月十日包吉没ス、享年卅六、
法名一相理中信士、天明八年戊申三月七日妻没ス、享年
六十二、法名梅雲智光信女

午十一月包吉妹婿トシ家内ニ同居シテ家事ヲ預シム、然
ルニ宝曆七年包吉没ス、同十年安之妻モ亦没ス、此時八
郎幼稚ニ付安之ヲ継父トナシテ養育ナサシメ度、包吉母
存慮ニテ親類中へ相議スルトコロ皆納得之上願申上、八
郎母ト続縁夫婦ニナシ一家ノ主宰タラシム、從是安之本
家ノ繁榮センコトヲ思慮シ、先ツ 上ミノ御用立ニモナ
ランコト第一ト思ヒ立御仮屋ノ御台所旧土間ニテ鹿相ナ
リシヲ椽ノ間ニ改メ造リ、永々自分普請ニ仕リ上ケ、常々
ハ湯治人指置ヤウニ奉リ願ナバ、上ミノ御入方ヲモ省上
ケ、且ハ自分ノ勝手ニモ相ナル義ト存シ奉願処、宝曆十
年庚申十二月十日如願被 仰附、御次三間普請敷置共ニ
末々迄修補アヒ加へ御用立、常式ハ拝借被成下旨蒙 仰
ヲ也、此節右側永屋モ二階造リニ建替ル也、同十二年壬
午居家建替、前年冬十一月新立、翌年夏四月普請成就ス
ル也

一御金献上仕ニヨツテ 御賞書左ノ通

御扱役 大波権兵衛

支配 一條八郎

御廉様御婚礼御用意之端ニ茂被成下度段願申上、御金五
十切献上ニ付、為 御賞永々御不断組頭列ニ被 仰付候

事

明和元年十二月十九日

一翌年又以御金献上仕、御賞左之通

御小性頭

御扱

大波権兵衛

右権兵衛支配

一條八郎

御婚礼方御入料之端ニ茂被成下度願申上、御金五十切献上仕候ニ付、為 御賞永々御鷹匠列ニ被成下、御小性頭支配ニ被 仰付候事

仁三郎事も其身同列ニ被成下事 明和二年二月廿五日

明和四年丁亥

一條仁三郎

村廉公四十二御年賀御祝儀ト而御金三百切献上仕、為御賞於テ弥治郎屋鋪近辺ニ野符被下置、開発之砌御知行六百文ノ高二可被 結下旨被 仰付候事

右地無之、開発之企無之相過キ候処、同六年ニ至リ村典公御代、中川原下リ川両側ニ而田畑代六百文之畝反野符ニ而被下置、自分開発仕、御知行六百文之

所永代ニ被下置之旨、同年八月十五日被仰渡候事

右土地開発之節、土中ヨリ古碑ヲ掘出ス、文字摩滅

シケルニ年号寛元ト見ヘ、其外少々文字相見ルト云

ヘトモ、何人ノ墓碑トモ不知レ、石モ大ニシテ平人

ニモ有之間敷思、供養仕度段言上シ、海道北土手ノ

根ヘ安置ス、導師傑山寺十一世萬安和尚代僧ヲ以供

養

同年丁亥三月継子八郎十八歳ニ相成候ニ付、御用為相勤

度段願申上、如願被 仰付候事

同五年戊子正月廿五日、指小旗、二幅・三尺六寸五分、

白地ニ家紋黒丸ノ内ニ重菱如願被仰付、武田流製、本澤

敬應老指図

同年二月具足求之、錆色卯ノ花綴

右旗具足本家ニ持チ伝フ之ヲ

同八年辛卯十一月 御賞如左ノ

御小性頭

支配一條仁三郎儀、御軍用ニも相成候様心掛置候、撰錢拾五貫文如願御受用被遊候、先年一條八郎後見中、其身も一生御鷹匠列ニ被成下候処、其以後献上金仕、御知行も被下置候間、子孫之義御取立可被成下候処、此度献上

代仕、神妙之至彼是身分永代二被 仰付候事

安永七年戊戌二月十六日、白石番匠町ニ家作成就ス、本郷源六屋鋪遜リヲ受ケ置也、庄右衛門ト名改、養子庄之助夫婦ト三人、右新宅ヘ引移シ住居ス、妻ハ鎌先ニ止リ居ル、庄右衛門モ双方ニ居、是迄ノ通継子ノ家事ヲ見次居ル也、御鷹匠ニ被 仰付相勤、間モナク御鳥屋頭被仰付相勤候、其身ハ本家ニ属シ養子代ヨリ一條氏ノ末家ト立、牌所ヲモ安之実家ノ旧ニ復シ当信寺檀那トナル、安之別家ヲ思立シコトハ妻ノ兄包吉存生ノ内ニ末々ハ別家ニ立呉シトノ志有之ニ随ヒ、御知行等モ頂戴仕企ヲモ計シニ、畢竟ハ鎌先キノ相続ニヨツテ遂シコトナレハ一條ノ末家ト相立候事也、継子八郎モ養育ノ思ヲ受、且ハ湯治人モ益繁昌シ、実父代ヨリハ相続各別ニ取直シ、身分モ昇進シ、木村嘉太夫モ助情ヲ以立身サセ、其外居家・永屋等作事莫太ノ物入ヲ励ミ出セシコト安之功ヲ残シタル故、養父ト称シ候様被成下度旨ヲ継子相願候処、御吟味之上養父之手当ニ仕候様被仰渡、忌服ヲモ養父ノ定式ヲ相受候事、安之子女左之通

一長女関 包吉妹俊生ム之ヲ

宝曆九年己卯七月十九日夭ス

年六ツ、法名理相童女

一次女直 同腹、養子庄之助安載ニ妻セ、一條末家ノ始嗣トス、庄之助ハ安之甥也、大町村ノ産、同村御不断組八島源右衛門養次男トシテ願之上、庄右衛門養子トス、庄之助一女アリ、白石本町御不断組本澤勝平次男栄藏願之上、聳養子トス、生ム一男子ヲ、名ク勇吉ト

男 喜内 継子八郎同腹、宝曆十二年壬午三月十日、二歳而夭ス、法名夢幻童子

女 休 母右ニ同シ、明和三年丙戌六月廿四日、三歳而夭ス、法名夢雲童女

女 琳 母右ニ同シ、嫁ス可野勘右衛門信元ニ、生ム二男子ヲ、嫡荣治、二男、太利之丞

為ル武田源治養嗣ト、改源助ト

男 勇治 後改ム丹左衛門ト 母右ニ同シ、為ル梅津三右衛門元顕養嗣ト、後願之上改

メテ氏ヲ、称ス牛搦ト、岡喜四郎女ヲ娶、二男子ヲ生ム、嫡丹治、二男武治

享和元年辛酉七月七日、安之没ス、於テ番匠町ニ、雖病死スト、送柩ヲ于鎌先ニ、葬ル本家ノ墓所ニ、享年七十

二、法名美風郷無信士、先妻宝曆十年庚辰八月七日先没ス、享年廿八、法名智信明慧信女、後見ノ妻ハ前ノ夫包吉ト並ヘ記シテ不載于此

第十代助左衛門安藏、幼名八郎、妻ハ八宮村御不断組達崎源右衛門女、名藏、生ム二男子ヲ、嫡宗太夫安親、幼名千代吉、始安治、次男敬治、慶幾、為ル菅野作左衛門慶之養子ト

明和七年庚寅正月晦日、藏本村ヨリ願ニ因テ茶屋場、長七間・横三間、貸地トス、長町幸衛門居リ之ニ、茶屋商買シ壹ケ年ニ錢十五貫文宛、右村ヘ遣ハス也、湯元御用ニ附触使ヒ、其外村夫費ル補トシテ合力、亡父代ニモ同村願ニ付一ケ年ニ拾五貫文ツ、合力合テ三十貫文

安永二年癸巳四月十五日

村典公御具足御着初御祝儀トシテ備中貞次、銘有、刀献上ス之ヲ、為御褒美ト、御麻上下、御紋九曜兼房小紋、拝領ス之ヲ、同五年丙申十月二日

大守重村公、青根御湯治之節、鎌先御日帰御入湯、御着御帰共ニ於御仮屋前ニ御通御目見、表御小性組板橋清吉殿御披露、近辺被遊御出行節ハ御案内被 仰付勤之ヲ一種 大栗砂鉢積ミ御漆肴烏賊 献上、同六年丁酉九月十

一日、眞極流柔術從小川四郎五郎常時伝受ス之ヲ、卷軸入 村典公御覽御書立ヲ以為 御褒美御金百疋拝領ス之ヲ、御小性頭小見治右衛門殿御取次、天明二年壬寅十二月五日、田邊良輔殿、仙臺希元先生、風土記御編集御用ニテ当湯元ヘ御巡廻之節、温泉碑御製作被下、其文ニ曰

鎌先温泉碑

温泉出ツ奥州刈田郡藏本邑ノ西山ノ麓、正長元年白石邑農夫上此ノ山ニ、樵蘇渴而求ム飲ヲ、以鎌ヲ鑿巖温泉沸騰ス、廢疾ノ者試ミ浴スレハ之ニ、即チ愈人以為天ノ与、曰名ケテ其ノ地ヲ、曰鎌先ト、造立鑿王佛閣ヲ于和泉ノ上ニ以、護ス其ノ地ヲ、康正元年邑大ニ水アリ没ス泉ヲ、至ルマテ天正七年ニ、蓋百二十余歳泉ノ東南許ニ一里、有一庵僧、夢ニ有鑿王ノ告、覺後以為奇ト、盥浴シテ上リ山ニ、卜故の所ヲ鑿之ヲ、温泉復沸騰於テ是人以為神扶後、享保中大地震ニ山崩石転、温泉又埋込メ幾、沸騰如故而至テ今ニ、遐迹廢疾之人来テ浴スルニ之ニ、莫シ有テ不ルコト愈、此ノ水也、蓋転作ニシテ而地蔵ス之ヲ、以テ遺カ病人ニ邪不然テ、則曩有テ震雷之變洪水之害、而弗終埋没セ者ハ如何邪嗚乎百世之後雖陵谷變遷、然レトモ弗ランヤ終ニ没セ此ノ泉ヲ、邪彼蒼ニ之天必ス有シ

庇麻于下民ニ、矣守ル泉ヲ者ハ族一條、名ハ安臧其ノ先
ハ長吉本京師ノ人避、天正之乱ヲ携妻子ヲ、来ル于此、
終ニ守ル此ノ泉ヲ相伝ヘテ、至ルト今ニ云フ一條氏欲ス
鑄石ニ而不朽其ノ事ヲ匍匐シテ以テ請フ余不得辞ハ遂ニ
作ル此ノ文ヲ

天明二年臘月

田邊希元撰

同三年癸卯二月廿九日、代々位牌三十枚、春慶塗、厨子
黒塗金色ニ家紋丸之内ニ重子菱冠ニ蒔ク、五岳山瑞祥寺
ニ安置ス之ヲ、開山霞山然和尚、七世恵喩首座住持之時
也

同四年甲辰十一月十七日、御賞如左

御小性頭

支配一條助左衛門事、当飢饉ニ付藏本村急渴之者御
救被成下、為メ御貸上代被 仰付候処、錢貳拾貫文
献上一段之事ニ候、且去冬モ拾貫文令合力候段、村
扱相達候、彼是深切之至ニ被 思候、依之御賞被成
下鎌崎辺之山千八百六十坪被下置候事
右御書附御小性頭平田六右衛門殿被相渡、献上代ハ西
郷御扱小関与左衛門殿宅江指出ス
天明八年戊申十月、瑞祥寺へ額ヲ納ム、五岳山ノ三字仙

臺茂ケ崎大年寺蒲庵和尚筆 額裏書左ニ記ス 白石小林
無象先生按新ニ製題榜納ム五岳山瑞祥寺ニ、懸ク之紺字
ニ、永ク為メニス歿母梅雲知光信女之功徳ノ也

天明八戊申歳十月

一條安臧敬白

寛政元年己酉閏六月朔日、奥州棚倉小笠原佐渡守様御祈
願所真言宗大聖院湯治、弟子真龍被召連候処、師弟共ニ
大病、真龍ハ病死仕、大聖院ニ而も至而重病故、西郷御
扱片平清左衛門殿江相達候得者、白石ヨリ御医師高橋半
庵ニ被相附時々指越薬療之上快復ニ被相向候、依之棚倉
へ飛脚両度助左衛門方自分ニ相起申候、迎トシテ役僧
兩人被相越、十一月廿六日鎌先出起御帰被成候、佐渡守
様より御礼申来リ助左衛門方ニも銀子二両被下置旨品々
御書立を以片平清左衛門殿被相渡、右銀子永遣シ伝フ
ル于子孫二者也

同二年庚戌五月十七日、片平清左衛門殿御首尾鎌先湯
御役銭是迄之通ニ而増御役不召上由也、此義者去冬金山
御本メ相原兵藏殿御廻村之節、当湯元江御出之砌増御役
代指上候様ニと被 仰渡候ニ付、其段申上候得者從 上
先々之故実ヲ以御願被成下無御異儀旨、御郡司木村和多
理殿被仰渡候ニよつて之故也、右御願并御首尾書等之

写ハ委細別記録ニ留置候ニ付不載于此ニ

同四年壬子七月分表長屋二階造り普請へ取附、翌年七月ニ成就、材木板釘皆以買調、職人費用共ニ金百兩入方也、薬師堂下之長屋ハ明和七年二月分四月迄ニ成就之処、此度之普請ハ大造故記置者也

同年十月七日、温泉碑建之ヲ、石工・沼部長藏、其文ニ曰、奥州刈田郡有温泉、蓋正長元年白石ノ農夫樵于山ニ、求ム飲ヲ、乃以鎌穿巖温泉沸焉人試浴スレハ之ニ病悉愈故ニ、地モ又名ク鎌先ト、建薬師閣ヲ於此ニ、康正元年邑大ニ浸以堙焉天正七年其ノ畔ニ有一苾芻夢佛陀之瑞奇ヲ而鑿之ヲ、則又沸ク焉然後、享保中ノ自身ニ重テ堙ム、無シテ幾遂ニ沸キ焉復旧ニト云フ、察スルニ之ヲ数堙ニ沸ク其レ有シカ神護、邪管轄ノ者ハ一條安臧其ノ祖長吉、京師ノ人古昔避乱ヲ来ル此ニ、請フ樹碑ヲ記サンコトヲ事ヲ故ニ銘ス

靈液有源 神漢不啻
以洗其心 疵癘茲已

仙臺 畠中先生之御事

勝太沖撰

同五年癸丑三月六日、石階之銘建之

石階天明二年壬寅十月八日始テ成ル、茲更ニ加フ修補ヲ、碑文白石小林元象先生、筆蹟佐藤山三郎殿

石工信州染右衛門

其文曰

瑠璃殿前ノ石階及ビ温泉ノ石室天和元年辛酉之秋一條氏四代之嗣仁平治經營之ヲ、星霜漸去階級崩虧、天明二年壬寅之冬十代末裔助左衛門安臧修補ス之ヲ、茲寛政五年癸丑之春更ニ加ヘ修造ヲ、欲ス長久堅固、去歲壬子之冬立碑誌温泉ノ来歴ヲ、今又記斯事之本末ヲ刻ム石ニ云フ
同年十月廿四日、安臧妻没、享年四十三

法名 本室智源信女

同六年甲寅九月廿二日、後妻娶ル、平澤家中熊坂弥市郎姉名類牟

同七年乙卯五月十日、御仮屋御普請御入料金二十五兩、外ニ御墨御入料五切貳株相添献上仕度願申上、御受用被成下

同年六月九日ヨリ御普請御取附、九月四日惣出来於御座之間千手院火伏御祈祷有之、於御台所御肴一種、御酒、御赤飯頂戴之

景貞公御名代御勤之時也、棟札へ御姓名被相記

同月八日

村典公御日帰御入湯ニ付、輕キ御膳指上申度奉願、一汁五菜、御酒、御肴七種ニ而上ル、父子共ニ被召出御普請宜出来と御意有之御盃頂戴 御直御肴頂戴、御上下 御紋九曜兼房小紋拝領之ヲ、於御次頂戴、於御台所御膳之御余拝味被 仰付、御膳番大谷惣右衛門殿御首尾

同月廿一日

景貞公御日帰御入湯ニ付、御膳、御酒、御肴右御同様ニ指上ル、父子共ニ被召出 御意御盃頂戴、御直御肴共ニ村典公御同然ニ被遊被下御鼻紙卅帖、御扇子二本拝領之ヲ、於御台所御膳之御余拝味被 仰付、御膳番横山市郎殿御首尾

同八年丙辰三月、馬蹄石ノ図ヲ製ス、本紙有之

馬蹄石縮写ノ図

短登二尺八寸 長登四尺五寸

下夕広五尺 皆所見于溪上ニ不知入ルコト于地ニ幾許

蹄跡縦五寸、横四寸

去ルコト鎌崎温泉ノ区域ヲ一里許

菅九齡童画

長而称菅野丈之助良房

馬蹄石記

鎌崎ノ西狗峯ノ陰幽澗名ク野馬溪ト笈シ源ヲ于支狼塞ニ連山夾之ヲ、三四里ニシテ而距它口塞ニ、両崖敲石底滑淙淙迸出ツ自高、瀉下ニ南去コト百余歩ニシテ側ニ有小巒樵蘇嘗称スニ合飯ト、其ノ形似盛ニ飯也、從而名トス焉巒之下縈廻復東ニ水落テ石出テ盤渦曲折層累相ヒ承數級ニシテ而下急湍激シ于石ニ、奔迫澎湃タリ石上馬蹄之蹟水跳入ル于是ニ、最モ為ス可シ玩焉、蓋上世牧場ヲ于此ニ、乃チ謂神人躍ラセテ馬ヲ所踏名ケテ曰クト馬蹄石ト也、余覽ニ此ノ地ノ形勝ヲ、峭壁險絶茂林蒼翳水草之滋固善牧野ニ、丘壑野秀可棲神僊驪馬之説、豈虚誕乎、嘗聞ク茵莒山陰ニ豊聰王ノ馬蹟石在リト焉推テ類ヲ、亦可知ル矣斯レ其ノ名既ニ伝ハル于世ニ、馬蹄石独知ラレ于山野之人ニノミ、名湮滅而不称シ、可憾焉於是ニ鎌亭ノ某縮写ヲ于梓ニ、欲ス以テ知ラシメント之ヲ於四方ニ矣得タル其ノ人哉、得タル其ノ人ヲ哉

白石 林赤水撰 小林元象先生也

藤三山書 佐藤山三郎殿也

樵歌

青山遠シ兮溪水長シ、兮神馬之趾、兮趾存シテ馬亡、兮

嗟、亦不遇于人二兮採柴ヲ採薪ヲ石之傍

鎌亭 一條安臧記

同年十月廿八日 御賞書左之通

御小性頭

支配一條助左衛門儀、何その御用ニも相立申度貯置候金子三十兩、此度御普請御入料之端ニも被成下度献上一段之事二候、為 御賞居久根続余計之地有之分被下置候事 但、木村定之丞屋鋪場并両出店之地被召上替地被相濟候事

右之通、於 御城主馬之輔殿被仰渡候事

年号月日 前二記通之年月日 武田九郎右衛門

御同人御小性頭二付

御首尾書被相渡也

同十年戊午五月、永雨ニテ御飯屋御式台前土手崩レ、横六間、長十三間御普請有之二付、御人足百人願之上、御手伝仕上ル、御賞書御小性頭伊藤所左衛門殿被相渡、御普請無御滯早速惣出来一段之事二候と有之、於御台所ニ御吸物、御酒被下置頂戴仕ル

同十一年己未十二月十五日、仙臺御屋鋪御藏御普請御人足五十人願之上、御手伝仕上ル、御賞書御小性頭渡部弥

治右衛門殿、大谷惣右衛門殿、平田六右衛門殿連名末書、御家老衆日野氏也、甚五左衛門殿、矢内氏也、藤兵衛殿御列座、片倉氏也、修理之輔殿被仰渡由にて、於御台所御酒、御吸物被下置頂戴仕ル

同十二年庚申正月十九日

景貞公三住工御鹿狩ニ被遊御出、御序御山通、鎌先江被遊御廻、十九日晚夕廿一日朝迄拙宅ニ被遊御止宿、御膳ハ為御持二付御酒、御肴十種上ル、父子共ニ被召出 御意有之御盃頂戴、為御褒美御矢羽一尻、鷲尾十二本也、御内々ニ而被下置、御膳番山内清右衛門殿ハ二月四日ニ被相渡也

享和元年辛酉七月七日、繼父庄右衛門養育之恩依有之、養父と称候様被成下度願申上ル、御吟味之上養父之手当ニ仕候様被 仰付也

同三年癸亥十二月十八日

景貞公、安之進様三住江御鹿狩ニ被遊 御出候砌、拙宅ニ二夜被遊御止宿 安之進様ニ而ハ三夜被遊御滯留 御膳ハ此節も為御持二付御酒、御肴上ル、被召出御意有之御盃頂戴、鮎鮎二十頂戴ス之ヲ

御膳番横山与右衛門殿ハ被相渡

文化元年甲子五月十八日、御賞書左之通

一條助左衛門

此度

御常様御手金之端ニも被成下度連々貯置候金子五拾切願之上、献上寄特成事ニ候趣、為 御賞御番入士格ニ被仰付事 右願ハ三月廿五日ニ上ル

右之通於 御城御用之間、片倉氏也、主馬殿被仰渡也、

一湯御役錢貳拾五貫文ツ、当年未五ヶ年御郡方江相

納候様被仰渡、此故ハ去年七月中御金山本ノ金須長八

郎殿、鈴木軍左衛門殿ハ受継願相出候様御首尾に付、

其段申上候得者從 上御願被成下、此迄之五割増を以

永受ニ被成下度趣、御吟味相成候処、玉造川度、柴田

青根江相当ニ而ハ六、七拾貫文ニ候得共、先以当年ハ

未五ヶ年、老ヶ年ニ寛永錢貳拾五貫文を以被相任段御

郡方会所ニ而仙臺御留守居江被仰渡候由之趣、於御城

主馬殿被仰渡段、御小性頭山村六右衛門殿、本沢平左

衛門殿、黒澤佐藤右衛門殿ハ改元前二月廿六日之日附

ニ而被仰渡也、委細別記ニ留置ク

同二年乙丑十月十二日、安臧夫婦之壽号、従常英山傑山

寺十二世大眉和尚授カル之ヲ

靈印不昧善信士 助左衛門安臧

智月返照清信女 後妻類牟

同三年丙寅十二月六日

景遐公、三之助様御実名、御墨跡拝領ス之ヲ

龜曝暖砂春

右御内々ニ而小林郷右衛門殿を以被下置也

同年同月十一日

景貞公、御墨跡拝領ス之ヲ

有徳者必有言

右同断 前野治兵衛殿を以被下置也

同六年己巳十月廿四日

維麻画像幅納ム于五岳山瑞祥寺ニ

同年十二月廿八日、御賞書左之通

一條助左衛門

掠御植立之段承知仕、右御植方御入料年々献上仕度巨願

申上、去々年迄十ヶ年金四百九拾切献上二段之事ニ候、

仍為 御賞御扶持方玄米老俵ツ、月々被下置事

右御書立を以於 御城御用之間ニ御家老衆、佐藤氏也、

治郎右衛門殿被仰渡候

同十年癸酉二月朔日、助左衛門隱居被 仰付、嫡子宗太

夫家督ニ被 仰付被下置度奉願候処、五月十日如願被
仰付、於 御城御用之間御家老衆、斎藤氏也、新藏人殿
被仰渡候

一助左衛門事、自ラ更メテ名ヲ、称ス憩節ト、需名ノ説
ヲ于小林元象先生ニ、其辞ニ曰、

一條安臧自壯歳、有避世塵ヲ之志操、及シテ嫡息稍長、
令メテ任家事ヲ而躬謝煩々ヲ、或ハ独歩シテ尋ね山水
ヲ、或ハ座シテ閑亭ニ、玩壺觴ヲ、其ノ為事ヲ也、憑案
讀ミ載籍ヲ、把毫写記伝ヲ、亦好古碑ヲ、多ク求メテ墨
本ヲ、対シテ之ニ愉々タリ雖然ト羈吏務ニ、不能ハ遂ル
コト宿志ヲ、至テ老ニ而得テ乞フシテ致仕ヲ更メテ名ヲ
称ス憩節ト、請フテ予ニ述ヘシム其ノ説ヲ、因テ取ル之
ヲ於淵明カ之辞ニ、曰ク策扶老ヲ以テ流憩ス時ニ矯首游
觀ス雲無心ニシテ以テ出テ岫鳥倦テ飛フニ而知ル還ルコ
トヲ農人告ルニ余ニ以シテ春ノ及シテ、既ニ窈窕シテ以
テ尋ね壑ヲ赤崎嶇トシテ而経丘ヲ蓋シ憩節之名出ツ于此
ニ、乃チ抄シテ此ノ数句ヲ、以テ為乃カ説ヲ爾

文化乙亥五月

覺湛居士誌

一安臧活像画之ヲ製ス一幅ヲ、川村東僊筆、請フ題言ヲ
于小林先生ニ、文化十二年乙亥九月、翁愛ス閑静ヲ、

屋内構隱棲ヲ、窓外溪水通ス、因テ号ス淙亭ト、避テ
世塵ノ紛擾ヲ于此ニ、或ハ讀載籍ヲ、或ハ弄手技ヲ、
為楽ミト焉性雖トモ嗜ト酒ヲ不過サ節ヲ日日到レハ午
後ニ、則チ供ヘ瓶壺ヲ於座ノ右ニ、独酌シテ不婪多ヲ
偶有レハ同志ノ者来ルコト、則延于此ニ、羞杯ヲ以テ
和樂ス、其ノ風志可称ス奇士ト、矣一條氏十代孫字安
臧讓世ヲ於嫡嗣

二、後称ス憩節ト 贊曰

徳性静為懿 操持能守幽

湛楽非俗事 憩節送春秋

七十八翁覺湛題

同十三年丙子七月三日、安臧後妻没、法名生前ニ自大眉
和尚、授ル壽号ヲ、有于前ニ、享年五十八
第十一代宗太夫安親、幼名千代吉、始安治、妻ハ平村御
不断半澤小四郎養女、名源、生メリ一女ヲ、名、喜代、
妻養子勇五郎安孝ニ、為嗣ト安孝ハ巨理御家中佐々木繁
之助弟、文化二年乙丑閏八月九日婚儀前ニ迎フ之ヲ

②（一條家人別改書上）〔明和元年（一七六四）〕

明和四年亥之二月御改

文政八年（一八二五） 152

禪宗

明和元年・同式年

瑞祥寺

献上金両度百切指上候二付、御鷹列ニ被仰付、明和三丙

一 一条八郎

戌之正月家中人別ニ相入申候

一 祖母

一 当御村御足輕一条八郎当拾七才、同仁三郎三拾七、女

一 後見 一条仁三郎

房四十壹、女子せん八ツ、男子定之丞六ツ、祖母六拾

一 女子 せん

八、下人留助廿七、同半平三十、女房式拾四、下人七

一 次男 定之丞

左衛門五十三、女房五十壹、男子圓七拾七、女子とめ

一 女子 りん

拾、下人庄八廿六、同半平拾九、同甚六三十三、女

下人 一 留助 廿七

房廿六、人数拾七人共ニ其元御組与遣申候条、当春人

下人 一 太郎 廿壹

数御帳面其元出人ニ御首尾可被成候、此方減人ニ可

下人 一 新五郎卅四

仕、右之者共切支丹類族御金山定判持ニ茂無御座候、

下人 一 久吉 廿六

仍而御村出シ如此ニ御座候、以上

右合上下拾壹人 内男七人

藏本村肝入

内女四人

明和三年

所右衛門

出人

戌之正月

一 女子りん 去年三月出生仕候

菅野孫惣殿

一 下人太郎 去年十二月下深谷村御百性七郎右衛門名子喜

人別御帳ハ二月中ニ候得共、正月書出し

一 作子共質物ニ指置申候

一 下人新五郎 去年十一月長袋村御百性五平賀質物ニ指置

申候

一下人久吉去年十二月柴田郡小山田村御百性久四郎次男

質物ニ指置申候

減人

一下人半平夫婦去年十一月小下倉村御百性儀四郎名子与

惣次家内エ季明ニ付相返シ申候

一下人彦八去年十一月下深谷村御百性源七方江季明ニ付

引込申候

一下人万兵衛去年十一月上深谷村御百性津右衛門家内エ

季明ニ付引込申候

一下人甚六夫婦去年十二月犬卒土婆村御百性弥左衛門家

内江季明ニ付相返シ申候

明和五年子之二月人別御改

禪宗

瑞祥寺

一一條八郎夫婦

一祖母

一後見 一条仁三郎夫婦

一女子

一次男 定之丞

一三女

一四男 勇次

下人 一 休吉 廿八

下人 一 甚平 夫四十四

婦廿

下人 一 太郎 廿三

下人 一 理三郎 四十五

右人数合拾四人内 男八人

女六人

出人

右八郎妻八宮村御不断組達崎源右衛門次女、双方願之上

去年十二月引取申候

五人組

筆がしら

菅野孫惣

片平伊之助

明珍又市

片平八太

一条八郎

川又圓吉

出人

右下人理三郎去年十一月深谷村御百性五郎左衛門水吞五

一後見 一条仁三郎夫婦

郎右衛門智利三郎二年季實物二指置申候

一養家督 正之助夫婦
一次男 定之丞

減人

一三女

下人新五郎去年十一月長袋村御百性五兵衛江季明二付引

一四男 勇次

込申候

下人 一 甚平 夫四十五

減人

婦廿老

下人留助去年十一月八宮村御百性久七所へ季明二付引込

下人 一 休吉 廿九

申候

下人 一 勘平 廿三

五人組

下人 一 物吉 廿

筆頭

右人数合拾五人内 男九人

明珍又市

女六人

一条八郎

出人

片平伊之助

一条仁三郎養家督正之助大町村御不断組八嶋源右衛門

片平八太郎

養子、双方願之上去年十二月引取申候

川又圓吉

出人

明和六年丑之二月人別御改

一条八郎下人勘平柴田郡芦立村御百性弥五郎弟去年

禪宗瑞祥寺

十二月實物二指置申候

一一條八郎夫婦

出人

一祖母

一一條八郎下人惣吉迎山村御足輕孫市又從弟又四郎孫去

年十二月質物二指置申候

減人

一一條八郎下人太郎下深谷村御百性七郎左衛門名子喜作

所江去年十一月季明二而引込申候

同

一一條八郎下人利三郎下深谷村御百性五郎右衛門水吞五

郎左衛門所二去年十二月季明二而引込申候

一一條八郎人別立替被仰付、当人別々組合二相入申候

五人組

筆かしら

小室彦七郎

小室須助

日下喜右衛門

一条八郎

大津金三郎

吉田金三郎

明和七年寅之二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一一條八郎夫婦

一祖母

一後見 一条仁三郎夫婦

一養家督 正之助夫婦

一次男 定之丞

一三女

一四男 勇次

下人 一 甚平 夫四十六

婦廿二

下人 一 勘平 廿四

下人 一 惣吉 廿七

下人 一 勇八 三十三

下人 一 仁太 廿八

下人 一 傳藏 廿三

下女 一 彥つ 四十五

右人数合拾八人内 男拾七人

女七人

出人

一一條八郎下人勇八伊具郡金山中嶋十郎様御家中沼崎善

左衛門子共去年十二月質物二指置申候

出人

一一條八郎下人仁太原御歩組半沢助藏添人去年十二月質

物二指置申候

出人

一 一条八郎下人傳藏坂谷村御足輕鈴木源三郎家内去年十

二月質物二指置申候

出人

一 一条八郎下女多つ曲竹村御百性五郎右衛門名子圓藏母

去年十二月質物二指置申候

減人

一 一条八郎下人久吉柴田郡小山田村御百性久四郎所へ去
年十一月引込申候

一 祖母

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 次男 定之丞

一 三女

一 四男 勇次

下人 一 幸吉 十九

下人 一 甚平 夫四十五

下人 一 勤平 廿四

下人 一 惣吉 廿七

下人 一 勇八 三十三

下人 一 仁太 廿八

下女 一 かつ 廿

下女 一 はる 十六

右人数合式拾人内 男拾壹人

女九人

出人

一 一条八郎下人八宮村御百性左七子共幸吉去年十二月質

物二指置申候

明和八年卯之二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一 一条八郎夫婦

出人

一 一条八郎下女はる長袋村御足輕權三郎娘去年十二月質物ニ指置申候

出人

一 一条八郎下女かつ藏本村御百性五郎左衛門男子甚助女房廿歳ニ罷成候を去年十二月質物ニ指置申候

減人

一 一条八郎下人勇八伊具郡金山中嶋十郎様御家中沼崎善

右衛門所へ去年十二月引込申候

小室彦七郎方へ書出

組合同断

明和九年辰之二月人別御改

禅宗瑞祥寺

一 一條八郎夫婦

一 祖母

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 次男 定之丞

一 三女

一四男 勇次

下人 一 幸吉 廿

下人 一 勘平 廿五

下人 一 惣吉 廿二

下人 一 次助 四十八

下女 一 かつ 廿歳

右人数合拾九人内 男拾壹人

女八人

出人

一 一条八郎下人犬卒土婆村御百性半五郎名子勘四郎添人

次助去年十二月質物ニ指置申候

減人

一 一条八郎下人傳藏季明ニ付去年十二月本所坂谷村御足

輕鈴木源三郎所工引込申候

減人

一 一条八郎下女ゑつ季明ニ付去年十二月本所曲竹村御百

性五郎右衛門名子圓藏所へ引込申候

筆かしら

小室彦七郎方江書出ス

五人同断

安永貳年巳之二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一 一条八郎夫婦

一 祖母

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 次男 定之丞

一 三女

一 四男 勇次

右人数合拾七人内 男拾壹人

女六人

出人

一 一条仁三郎家かし齋川町御足輕彦内次男五平、親子共

二 去年二月指置申候

減人

一 一条八郎下人甚平夫婦季明二付去年十二月本所御百性

万助名子長八所へ引込申候

減人

一 一条八郎下人仁太季明二付去年十二月原御歩組半沢助

藏所江引込申候

減人

一 一条八郎下女はる季明二付去年十二月本所長袋村御足

輕權三郎所へ引込申候

原 小室彦七郎方江書出ス

五人組同断

同

一 丑太 十七

一条八郎下女

一 かつ 廿貳

安永三年午ノ二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一 一条八郎夫婦

一 祖母

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 次男 定之丞

一 三女

一 四男 勇次

下人 一 清吉 卅四

下人 一 弥市 卅二

下女 一 かつ 廿三

一 なつ 五十才

右人数合式拾壹人内 男十四人

女七人

出人

一 一条八郎嫡子千代吉去年九月出生仕候

出人

一 一條八郎下人権四郎迎山村御足輕七郎左衛門男子去年

十二月質物ニ指置申候

出人

一 一條八郎下人清吉柴田郡平村御百性彦五郎添人去年十

二月質物ニ指置申候

出人

一 一條八郎下人弥市柴田郡小泉村御百性刃兵衛子共去年

十二月質物ニ指置申候

減人

一 一条八郎下人次助季明ニ付去年十二月本所犬卒土婆村

御百性半五郎名子勘四郎所江引込申候

同断

一 丑太 十八

一条八郎下人

一 権四郎廿一

原 小室彦七郎方江書出ス

五人組同断

安永四年未之二月御改

禪宗瑞祥寺

一 一条助左衛門夫婦

一 祖母

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 次男 定之丞

一 三女

一 四男 勇次

一 権四郎廿二

下人 一 弥市 卅三

下女 一 かつ 廿四

下女 一 なつ

右人数合拾九人内 男十式人

女七人

減人

一 一条助左衛門下人清吉去年十二月季明ニ付本所柴田郡

平村御百性彦五郎所へ引込申候

減人

一 一条助左衛門下人惣吉去年十二月季明ニ付本所向山村

御足輕又四郎所へ引込申候

一 私事も去春中 願之上一條助左衛門卜名改仕候、以上

筆かしら

一 小室彦七郎

一 小室須助

一 日下喜右衛門

一 一条助左衛門

一 大津金三郎

一 吉田金三郎

同

一 五平 五十五

一 丑太 十九

一 一条助左衛門下人

一 一条助左衛門下人

安永五年申之二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 祖母

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 三女

下人 一 幸吉 廿四

下人 一 勘平 廿九

下人 一 弥市 三十四

下女 一 かつ 廿五

下女 一 なつ 五十式

下人 一 太吉 廿八

右人数合拾五人内 男八人

女七人

出人

一一 一条助左衛門下人太吉去年十二月柴田郡平村御百性与

七弟質物二指置申候

減人

一一 一条仁三郎四男勇次去年五月願之上梅津三右衛門家督

二 遣申候

減人

一一 一条仁三郎家かし五平去年十二月季明二付本所齋川村

御足輕彦内所へ引込申候

減人

一一 一条仁三郎家かし丑太去年十二月季明二付本所齋川村

御足輕彦内所へ引込申候

減人

一一 一条助左衛門下人権四郎去年十二月季明二付本所向山

村御足輕五郎左衛門所工引込申候

人別五人組

筆かしら

小原田弥市方へ

書出ス

安永六年酉之二月御改

禪宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 祖母

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

一 三女

下人 一 惣吉 廿九

下人 一 幸吉 廿五

下人 一 勘平 三十

下人 一 田吉 廿九

下人 一 庄六 廿五

下女 一 かつ 廿六

下女 一 なつ 五十三

右人数合拾六人内 男九人

女七人

出人

一 一条助左衛門下人庄六去年十二月三沢村御足輕孫八家

内与五平男子質物二指置申候

減人

一 一条助左衛門下人弥市去年十二月柴田郡小泉村御百性

宇兵衛所へ季明二付引込申候

一条助左衛門下人太吉出人去年十二月柴田平村

質物二指置申候

一 一条助左衛門下人惣吉去年十二月中迎山村御足輕万太

從弟孫養子質物二指置申候

筆かしら

小原田弥市方江出ス

安永七年戌之二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

一 養家督 正之助夫婦

下人 一 惣吉 卅

下人 一 田吉 卅

下女 一 かつ 廿七

下女 一 なつ 五十四

右人数合拾壱人内 男六人

女五人

減人

一 一条助左衛門祖母去年三月中病死仕候

一 養家督 正之助夫婦

減人

一 養女

一 一条助左衛門下人幸吉去年十二月八宮村御百性左七所

下人 一 惣吉 卅一

江季明二付引込申候

下人 一 田吉 卅一

減人

下人 一 長六 廿七

一 一条仁三郎三女去年八月中願之上、可野学次妻二遣シ

下人 一 夜吉 十九

申候

下女 一 かつ 廿八

減人

下女 一 なつ 五十五

一 一条助左衛門下人庄六去年十二月三沢村御足輕与五平

右人数合テ拾四人内 男八人

所へ季明二付引込申候

女六人

減人

出人

一 一条助左衛門下人勘平柴田郡芦立村御百性弥五郎所へ

一 一条助左衛門下人夜吉去年十二月長袋村御百性惣右衛

去年十二月季明二付引込申候

門家内伊四郎男子質物二指置申候

小原田弥市方江書出ス

出人

一 一条助左衛門下人長六去年十二月八宮村御百性左七名

子長三郎次男質物二指置申候

安永八年亥ノ二月人別御改
禪宗瑞祥寺

一 養家督正之助夫婦大工町之屋敷普請出来二付取移シ申

一 一条助左衛門夫婦

候処ニ類族御役人衆分同人親大工町人別御帳ニ書出

一 嫡子 千代吉

し候様ニ可致候段被申候間 御上江茂仁三郎事相伺見

一 後見 一条仁三郎夫婦

申候処ニ八宮村瑞祥寺へ面談之上ニ可仕候由ニ被 仰

渡候間、瑞祥寺へ面談被申候得共、寺々相除申儀不罷

成候由ニ被申候間、一条助左衛門人別ニ相付居申候

筆かしら

小原田弥市方江書出ス

水呑勘三郎聶源之助女房質物ニ指置申候

減人

一条助左衛門下女去年十二月季明ニ付菅野甚蔵所へ引

込申候

減人

安永九年子之二月人別御改

一条仁三郎養家督同氏正之助夫婦、此度願之上高橋長

禪宗瑞祥寺

之助組合ニ被相入候

一条助左衛門夫婦

減人

一嫡子 千代吉

一条仁三郎養女去年八月願之上、武藤十郎右衛門妻ニ

一後見 一条仁三郎夫婦

遣シ申候

下人 一 惣吉 卅二

筆かしら

下人 一 田吉 卅二

小原田弥市方江書出ス

下人 一 長六 廿八

安永拾年丑之二月人別御改

下人 一 夜吉 廿

禪宗瑞祥寺

下女 一 さよ 四十五

一条助左衛門夫婦

右人数合拾壹人内 男七人

一嫡子 千代吉

女四人

一後見 一条仁三郎夫婦

出人

下人 一 惣吉 卅三

一条助左衛門下女去年十二月下深谷村御百性庄右衛門

下人 一 田吉 卅三

下人 一 長六 廿九

下人 一 久四郎四十七

下女 一 かつ 卅

下女 一 さよ 四十六

右人数合拾壹人内男七人

女四人

出人

一一 一条助左衛門下人去年十二月長袋村御百性左津右衛門

弟久四郎質物二指置申候

減人

一一 一条助左衛門下人夜吉去年十二月長袋村御百性伊四郎

所へ引込申候

筆かしら

小原田弥市方江書出ス

天明三年卯之二月人別御改
禪宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

下人 一 惣吉 卅四

下人 一 田吉 卅四

下人 一 久四郎四十八

下女 一 さよ 四十七

右人数合九人 内男六人

女三人

減人

一一 一条助左衛門下人長六去年十二月八宮村御百性長三郎

所へ季明二付引込申候

一一 一条助左衛門下女かつ去年八月中病死仕候

筆かしら

小原田弥市方江書出ス

天明式年寅之二月人別御改

禪宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

下人 一 久四郎四十九

下人 一 田吉 卅五

下人 一 四郎左衛門五十一
下女 一 さよ 四十八

右人数合九人 内男六人

女三人

出人

一一 一条助左衛門下人三沢村御百性庄助名子津右衛門子四郎左衛門去年十二月質物ニ指置申候

減人

一一 一条助左衛門下人惣吉去年十一月季明ニ付向山村又三郎所へ引込申候

筆かしら

小原田弥市方工書出ス

天明四年辰之二月人別御改

禅宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

下人 一 田吉 卅六
下人 一 久四郎五十

下人 一 四郎左衛門五十二
下女 一 さよ 四十九

右人数合九人 内男六人

女三人

右之通出入無御座候

筆頭
小原田弥市方江書出ス

五人組

小原田弥市
片平伊之助

日下喜右衛門

一条助左衛門

吉田金三郎

天明五年巳之二月書出シ

禅宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 千代吉

一 後見 一条仁三郎夫婦

下人 一 田吉 卅七

右人数合六人 内男四人

瑞祥寺

小原田弥市

女式人

片平伊之助

減人

日下喜右衛門

一一 一条助左衛門下人久四郎長袋村御百性左津右衛門所へ

一条助左衛門

去年十月季明二付引込申候

紺野勘内

減人

一一 一條助左衛門夫婦

一一 一条助左衛門下人四郎左衛門三沢村御百性庄助名子津

一 嫡子 千代吉

右衛門所へ去年七月季明二付引込申候

一 後見 一條正右衛門夫婦

減人

仁三郎事願之上名改

一一 一条助左衛門下女さよ深谷村御百性庄右衛門水呑勘三

下人 一 田吉 卅八

郎所江去年十月季明二付引込申候

下人 一 初太郎廿五

五人組

右人数合七人 内男五人

筆頭 小原田弥市

女式人

片平伊之助

出人

人別五人組 同断

日下喜右衛門

一一 一条助左衛門下人八宮村御百性初太郎去年十二月質物

一条助左衛門

二 指置申候

吉田金三郎

天明七丁未二月人別書出シ

天明六酉年二月書出シ

禪宗

禪宗

人別五人組

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 千代吉

一後見 一條正右衛門夫婦

下人 一 初太郎廿六

下人 一 小右衛門五十九

右人数合七人 内男五人

女貳人

出人

一一條助左衛門下人

石川左衛門様御知行所関村之内横川御足輕小右衛門当

正月實物二指置申候

減人

一一條助左衛門下人太吉去年十二月季明二付本所柴田郡

平村御百性与七所へ引込申候

人別五人組

小原田弥市

片平伊之助

日下喜右衛門

一条助左衛門

紺野勘内

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 千代吉

一後見 一條正右衛門夫婦

下人 一 小右衛門六十

右人数合六人

内男四人

内女貳人

減人

一一條助左衛門下人初太郎去年十二月季明二付本所八宮

村御百性彦惣所江引申候

五人組

小原田弥市

片平伊之助

日下喜右衛門

一条助左衛門

紺野勘内

天明八戊申二月改

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

千代吉事、去年中名改仕候

一次男敬治

一後見 一條正右衛門

下人 一 小右衛門六十一

右人数合七人

内男五人

内女貳人

出人

一一條宗太夫妻、去年十一月芝田主税様御家中永野健次

女引取申候

出人

一一條助左衛門次男去年四月中出生仕候

減人

一一條正右衛門妻去年三月中病死仕候

筆頭

寛政元年己酉二月書出ス

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬治

一後見 一條庄右衛門

下人 一 小右衛門六十二

右人数合七人

内男五人

内女貳人

五人組合

日下喜惣次

片平伊之助

小原田弥市

片平伊之助

日下喜惣次

一条助左衛門

紺野勘内

一条助左衛門

目黒清助

紺野勘内

右之通寛政貳年戌之二月日下喜惣次方江書出申候

人別同断二日下喜惣次方へ書出ス

右人数合七人

内男五人

内女貳人

下人 一 小右衛門六十四

五人組

日下喜惣次

黒澤圓次

一条助左衛門

目黒金十郎

小ノ寺長蔵

寛政三年亥ノ正月廿六日

五人組

日下喜惣次

佐々木甚右衛門

一条助左衛門

目黒清助

片平伊之助

右之通書出ス

寛政四年子之二月改也

禅宗 瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫

一次男敬治

一後見 一條庄右衛門

下人 一 小右衛門六十五

禅宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬治

一後見 一條庄右衛門

右人数合男五人

女壺人

減人

一一 一条宗太夫妻、去年八月中不縁ニ付村田御家中永野

健方相返シ申候

寛政五年癸丑二月書出ス

一一 一条助左衛門妻、去年十月中病死仕候

寛政六年甲寅二月書出ス

五人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

五人組

日下喜惣次

黒沢圓次

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

禪宗瑞祥寺

一一 一條助左衛門

一 嫡子 宗太夫婦

一 次男敬治

一 後見 一條庄右衛門

下人 一 小右衛門六十七

禪宗瑞祥寺

一一 一條助左衛門

一 嫡子 宗太夫

一 次男敬治

一 後見 一條庄右衛門

右人数合六人

内女壺人

出人

右人数合男五人

下人 一 小右衛門六十六

一一 一条宗太夫妻、去年十二月中石田八郎兵衛組半沢小四

減人

郎養女願之上引取申候

寛政七年乙卯二月書出ス

五人組

日下喜蔵

黒沢圓吉

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

五人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

寛政八年丙辰二月書出ス

一條助左衛門印(印)

印中ニ安臧卜有

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬治

一後見 一條庄右衛門

下人 一 小右衛門六十八

右人数合七人内

男五人

女貳人

出人

一一條助左衛門妻、高野大学殿御家中熊坂弥市郎姉去年

七月中願之上引取申候

禪宗 瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬治

一後見 一條庄右衛門

下人 一 小右衛門六拾九

右人数合七人

内男五人

内女貳人

五人組

寛政九年巳之二月書出

禪宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 宗太夫夫婦

一 次男敬次

一 孫女子

一 後見 一条庄右衛門

右合七人内男四人

女三人

出人

一一 一条助左衛門孫女子去年五月中出生仕候

一一 一条助左衛門下人小右衛門去年九月中病死仕候

五人組

日下喜蔵

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

寛政十年午ノ二月中書出ス

禪宗瑞祥寺

一一 一条助左衛門夫婦

一 嫡子 宗太夫夫婦

一 次男敬次

一 孫女子

一 後見 一條庄右衛門

右合七人内男四人

内女三人

五人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小の寺長蔵

寛政十一年午ノ二月書出ス

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬次

一孫女子

一後見 一条庄右衛門

右合人数七人内男四人

内女三人

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬次

一孫女子

一後見 一条庄右衛門

右人数合七人内男四人

内女三人

五人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

五人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

寛政拾三年二月書出ス

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬次

一孫女子

五人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

寛政拾貳年二月書出ス

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

下人 春次 廿六

右合人数七人

内男四人

内女三人

出人

一一條助左衛門下人春次迎山村御足輕惣吉男子去年十二

月中指置申候

減人

一一條庄右衛門事、去年七月中病死仕候

五人組

日下喜藏

黒沢徳藏

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長藏

半沢清右衛門

享和貳年二月書出ス

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬治

一孫女子

右人数合七人

内男四人

内女三人

下人 春次 廿七

五人組

日下喜藏

黒沢徳藏

一條助左衛門

目黒金十郎

小野寺長藏

半沢清右衛門

享和三亥之二月朔日

日下喜藏方江書出ス

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬次

一孫女子

下人 一 春次 廿八

右人数合七人

内男四人

内女三人

六人組

日下喜蔵

黒沢徳蔵

一条助左衛門

目黒金十郎

小野寺長蔵

半沢清右衛門

享和四甲子二月朔日

日下喜蔵方工書出ス

同年二月十九日文化卜改元

禅宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一次男敬治

一孫女子

下人 一 万六 四拾三

出人

一一條助左衛門下人迎山村御足輕与右衛門家督万六去年

十二月中質物二指置申候

右人数合七人

内男四人

内女三人

五人組

佐久間勇左衛門

伊藤平三郎

一条助左衛門

水戸仲吉

日下十右衛門

文化弍年乙丑二月書出ス

去年五月十八日永々御番入士格ニ被仰付二付、当人数立

替ニ罷成候二付、五人組ともに被相直候

禅宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一孫婿養子 勇五郎

一孫女子

下人 一 万六 四十五

右人数七人

内男四人

内女三人

出人

一孫婿養子勇五郎去年閏八月中願之上、亘理御家中佐々

木繁之助弟引取申候

減人

一次男敬次事、去年四月中願之上、菅野作左衛門養家督

二遣申候

五人組

佐久間勇左衛門

伊藤平三郎

一条助左衛門

水戸仲吉

日下十右衛門

文化三年丙寅二月書出又写

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一孫婿養子 勇五郎

一孫女子

下人 一 萬六 四拾六

右人数合七人

内男四人

内女三人

五人組

佐久間勇左衛門

伊藤平三郎

一条助左衛門

水戸仲蔵

日下十右衛門

文化四丁卯二月書出又

禪宗瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦
一嫡子 宗太夫夫婦
一孫智養子 勇五郎
一孫女子

下人 一 万六 四拾七
下人 一 太郎吉四拾壹

右人数合八人

内男五人

内女三人

出人

一下人太郎吉下深谷村御百性十左衛門聳去年十二月中質

物二指置申候

五人組

佐久間勇左衛門

伊藤平三郎

一条助左衛門

水戸仲藏

日下十右衛門

文化五年辰之二月書出ス

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦
一嫡子 宗太夫夫婦
一孫智養子 勇五郎
一孫女子

下人 一 太郎吉四拾貳

右人数合七人

内男四人

内女三人

減人

一一條助左衛門下人万六迎山村御足輕与右衛門方工去年

十二月中引込申候

五人組

佐久間勇左衛門

伊藤平十郎

一条助左衛門

水戸仲吉

日下十右衛門

文化六年巳之二月朔日書出ス

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一孫養子 勇五郎

一孫女子

右人数合六人内 男三人

女三人

減人

一下人太郎吉事季明ニ付去年十二月中下深谷村十三郎方

工引込申候

五人組

紺野九郎左衛門

高橋左守

鈴木郡太夫

前野只見

一條助左衛門

類族方御役人

佐久間勇左衛門殿

大内八右衛門殿

脇元三郎左衛門殿

文化七年午之二月朔日書出ス

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一孫養子 勇五郎夫婦

右人数合六人内男三人

女三人

孫女子去年二月中、孫養子勇五郎ニ取合申候

五人組

紺野九郎左衛門

高橋左守

前野但見

一條助左衛門

紺野彦右衛門

類族方御役人

遠藤善右衛門殿

佐久間勇左衛門殿

永谷宇殿殿

文化八年未之二月朔日書出又

禪宗

瑞祥寺

一一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一孫養子 勇五郎夫婦

右人数合六人

内男三人

女三人

五人組

紺野九郎左衛門

高橋左守

前野但見

一條助左衛門

紺野彦右衛門

類族方御役人

遠藤善右衛門殿

山谷求之助殿

長谷宇殿殿

右ハ文化九年申之二月御改

禪宗

瑞祥寺

一條助左衛門夫婦

一嫡子 宗太夫夫婦

一孫養子 勇五郎夫婦

一彦女子

右人数合七人内男三人

内女四人

出人

一彦女子事、去年三月中出生仕候

五人組

紺野九郎左衛門

高橋左守

前野但見

一條助左衛門

紺野彦右衛門

類族方御役人

遠藤善右衛門殿

山谷求之助殿

佐藤理右衛門殿

文化十年酉二月書出ス

文化十一年戌之二月出書出ス

禪宗 瑞祥寺

一一條宗太夫夫婦

一嫡子 勇五郎夫婦

一親 助左衛門夫婦

一孫女子

右人数合七人内 男三人

女四人

一親助左衛門事、去年五月中願之上隱居仕候

五人組

紺野九郎左衛門

前野嘉右衛門

一條宗太夫

米竹清左衛門

類族御役人

日野半左衛門殿

猪狩源七郎殿

山谷求之助殿

佐藤理右衛門殿

文化十二年亥之二月書出シ

禪宗 瑞祥寺

一一條宗太夫夫婦

一嫡子 勇五郎夫婦

一親 助左衛門夫婦

一孫女子

右人数合七人内 男三人

女四人

五人組

紺野九郎左衛門

前野嘉右衛門

一條宗太夫

米竹清左衛門

紺野彦右衛門

紺野彦右衛門

類族御役人

文化十一年之通二御座候

猪狩源七郎殿

山谷求之助殿

佐藤理右衛門殿

文化十三年二月

禪宗

瑞祥寺

一一條宗太夫夫婦

一嫡子 勇五郎夫婦

一親 助左衛門夫婦

一孫女子

右人数合七人 内男三人

内女四人

文化十四年丁丑二月

禪宗

瑞祥寺

一一條宗太夫夫婦

一嫡子 勇五郎夫婦

一親 助左衛門

一孫女子

右人数合六人 内男三人

内女三人

減人

紺野九郎左衛門

去年七月中、助左衛門妻事病死仕候

前野嘉右衛門

人別六人組

一條宗太夫

小室右源次

米竹清左衛門

村上所平

類族御役人

一條宗太夫

日野半左衛門殿

黒田善太夫

寺嶋幸之助

日下平右衛門

類族方御役人

丹野八弥殿

猪狩源七郎殿

山谷求之助殿

佐藤理右衛門殿

長谷川弥五郎殿

渡部弥治右衛門殿

佐藤孫八郎殿

村上所平

一條宗太夫

黒田善太夫

寺嶋孝之助

文政三庚辰年二月

禪宗瑞祥寺無住二付

傑山寺兼帯

一條宗太夫夫婦

一養嫡子 勇五郎

一父 助左衛門

一孫女子

右合五人内男三人

女式人

文政四辛巳年二月

禪宗

瑞祥寺

一條宗太夫夫婦

一養嫡子 勇五郎

一父 助左衛門

一孫女子

右合五人内男三人

女式人

六人組

小室右源治

小室弥市郎

七人組

小室右源治

小室弥市郎

村上所平

一條宗太夫

永々御勝手役

黒田善太夫

永々御勝手役列

寺嶋幸之助

其身一生右列

遠藤圓之助

長谷川弥五郎殿

渡部弥治右衛門殿

佐藤孫八郎殿

女式人

五人組

丹野八弥

小嶋友次

小関衛門太

一条宗太夫

村上所平

今泉傳左衛門殿

渡邊弥次右衛門殿

遠藤善右衛門殿

文政六癸未二月

禪宗

瑞祥寺

一一條宗太夫夫婦

一父 助左衛門

一養嫡子 勇五郎

一孫女子

右合五人之内 男三人

女式人

文政五壬午年二月

禪宗

瑞祥寺

一一條宗太夫夫婦

一養嫡子 勇五郎

一隱居 助左衛門

一孫女子

右合五人之内 男三人

人別組合

一下深谷村御百性栄蔵三拾貳歳にて罷成候を去年十二月

丹野八弥

式ヶ年實物ニ指置申候

小嶋友次

合六人 内男四人

小関衛門七

内女貳人

一条宗太夫

組合

村上所平

丹野八弥

類族方御役人

小嶋友次

今泉傳左衛門殿

小関衛門七

渡邊弥次右衛門殿

一条宗太夫

村上所平

文政七年申之二月御改

類族御役人

人別組合同断 類族御役人同断ナリ

今泉傳左衛門殿

片平弥惣右衛門殿

文政八年乙酉二月

佐藤惣六殿

禪宗瑞祥寺

武田良右衛門殿

一一條宗太夫夫婦

渡邊弥次右衛門殿

一養嫡子 祐五郎

一父 助左衛門

一孫女子

出人

③末家之品を爰に記（一條家縁類記録） 文化

一一年（一八一四） 422

末家之品を爰に記

脇方の一ノ條之家を恙ク相慕候而、末家一條之苗字を被相讓末々共ニ末家ニ相成度段再心ニ相願候を幕下ト書申也、是ハ家来茂同様之会釈也、又一ノ條之家ニ付候而重恩を受るか、又ハ其志を厚ク相尽候故ニ一ノ條之苗字を手前ハ送遣スを末家ト書申也、一ノ條安之ハ一ノ條之家ニ安臧幼少之砌ハ同人後見茂相勤、其外諸事共ニ家内之用事向共ニ相勤候ニ付一ノ條之苗字ヲ送遣ス、故ニ末々共ニ末家之会釈也、同性之事故ニ同輩ニ而諸事物事共ニ親み深ク出會する也

此品等ハ白石小林郷右衛門元象之申伝也

末家

一ノ條安之 俗名仁三郎 後改テ

庄右衛門

明和四年丁亥正月

村廉公四拾弍御年賀御祝儀に付、願之上金三百切献上、右為 御賞弥次郎之上平石・下平石両所におゐて荒地被下置開発仕候様ニト被仰渡候処、鹿杯多ク開発等茂相成

兼候故、其品々申上候得者 御上に而茂御吟味被相直本郷中河原に而替地被相渡本代六百文之所被下置、是茂一宇共ニ手作場也、鎌先一ノ條安臧俗名八郎ト云、後改助左衛門安之、妻ハ実父包吉俗名助左衛門ト云、同人妹俊二安之ヲ取合、妹髻トして安臧後見也、包吉茂三十六歳に而病死故、其節安臧茂八歳ニ相成候に付、湯本ヘメリ之御用並家内相続向共ニ行届キ兼候ニ付、右安之後見に而家蹟共に相続也、後後ニ至り後見中安臧居家茂百年余ニ茂相成候家作に而、事之外古損シ候ニ付宝曆十二年正月申願申上の場向之御林に而松木上材木申受家作也、其時安臧茂本人成トイへとも漸ク拾六歳ニ相成候得者諸事ニ賦方金錢杯之入料大工指引等茂行届兼候ニ付、安之後見中ニ而諸事ニ指賦を以同ク拾三年拾二月惣出来也、入料其外品々別ニ記録に記置者也、大工棟梁津田村小三郎其外に手付大工六人に而出来也、安臧茂拾七歳之時安之ハ相続向家内世話共に被渡候処、若輩故其品々相頼置申候而安臧弍拾五歳之時二月ハ家内相続世話向共ニ受取申候一白石番匠町屋敷ハ本郷應之丞居候屋敷を金弍拾四切に相調候也、是皆安之事安臧之後見中に付入料皆鎌先ハ之出方を以也、材木・大工共ニ鎌先におゐて木拵

人歩を以運送する也、右普請中ハ安之茂番匠町工引移シ居智安載正之助茂往来に而普請也、安之之女工鎌先におゐて取合而安臧に同居也、世話之道具・器物共ニ鎌先におゐて一字安臧之出方ヲ以相調、安永七年戊戌二月十六日安之・安載夫婦ともに諸道具ともに為運引移す也、是又安臧幼少の後見中之恩を以如此する也、安之事茂鎌先ト大工町に両通成トいへとも白石に住居茂余慶也、安臧事茂安之工後見中相続向諸事家之取立献上金仕、身分等茂取立彼是也、元來安之之本名者佐藤成に依而右之名字を相用可然哉ト親類茂進め申候所、一條之名字を相用度段再応之望に付、一條之苗字、夫ならば一條之苗字を遣シ申候而可然之申に付如此に番匠町ニおゐて名乗申、鎌先におゐて諸事共に心を相用世話等ニ茂相成申候所に而如此苗字等遣ス候儀、尤ト何茂一同に相談申候一白石番匠町に而ハ安之を始祖ト相立申候、本安之之家ハ功德山当信寺檀家なれば同寺ニ安之事茂番匠町にテ病死之砌葬る筈トいへとも、安之之存生中安臧に兼々遺言ニ者死後にハ鎌先之墓所に葬呉候様に被望候に付、死後其段親類中工茂相談茂相掛候所、何茂同

意に付鎌先之墓所ニ葬る

一安之一女先妻之娘也、安載正之助妻也、其名を猶ト云

一安之二女御免町屋敷住居之時、可野覺兵衛二男同性榮

次信元ニ嫁ス、其名を 琳ト云

是後妻之娘也、栄次事ハ本米倉ニ住居可野勘之丞苗蹟

を取候故、可野名字を名乗申候、覺兵衛同居之時嫁ス、

後葛西町屋敷ニ移ス、是茂皆安之之指賦なれとも安臧

之諸入料を以持諸諸道具支度鎌先の送遣ス也

一安之之末男勇次事、番匠町之住居梅津三右衛門養家督

ニ遣ス、是者後妻之出生也、此時茂安之之指賦なれと

も安臧之諸入料を以嫁ス、今御免町屋敷ニ住居ス、後

丹左衛門ト改申候

一安臧俗名八郎、後改助左衛門、実第定之丞妻ハ八宮村

之内大綱番五澤松野助七娘を引取、安臧方之諸入料

を以婚礼相調同居督(暫)時に而木村嘉太夫家督ニ夫

婦ともに遣す

一吉清三之丞三拾六歳に而没ス、同人妹白石本町保科新

兵衛長男ニ嫁ス、吉清早世故に夫婦共に鎌先ニ戻り家

蹟相続す、委細ハ別之家譜に記す

一道正俗名門四郎、後改助左衛門、末女其名を 美禰ト

云白石馬場丁屋敷御馬方家業我妻孫作に嫁ス、同人早世故にか後家入弾助白石裏町住居成る御大工安斎利蔵方方來る、其実子嘉藏世継也、後改津右衛門家督櫻之馬場新開發へへり住居二被指置候、佐藤善左衛門子共を引取家名なれば其名を嘉藏ト相改め、家業なれば仙台工馬之稽古に為登置候處、其身才覚を以數ヶ所ニ出入金錢を借出シ偽り事を申候而、師匠方を不首尾に相成候故出走致候に付、其詛御家老衆工申來候に付親類連名之書物相出候様ニ被仰付に付而親類中相尋候様ニ御首尾合御座候に付、同人相尋申候所一向に行衛茂相知不申候段相達申候得者、文政三年庚辰二月九日家屋敷御知行ともに被召上、我妻之家ハ此度斷絶ニ相成申候故、一條之家系にハ相除申候

一安藏俗名八郎、後改助左衛門、妻ハ八宮村之内上之台屋敷住居達崎源右衛門二女を娶る、其名ヲ久良ト云一安藏二男敬次御菜園丁に住居菅野作左衛門家督に遣す也、本苗ハ細田也、然る處に菅野寛右衛門家督を願之上相繼候故に細田之苗字をハ相除、今菅野苗字ヲ名乗申候

一 小原村之内赤坂屋敷に住居致候大浦善左衛門御不斷

也、同人方工親類之事ハ白石本町保料門四郎方方茂縁組故に親類也、今之世継ついでハ四代先之善左衛門ニ縁組有之也

一長袋村住居高野清右衛門方工門四郎方方縁組有之、兩人共二女子也、委細之儀者別冊家譜に有之候

一明和八年辛卯二月朔日

伊勢兩宮工御代參 近衛様工毎年之通白奉書之紙二十狀献上罷成候に付御飛脚被相立候、湯村七郎右衛門付候菅野十右衛門、御祓持に御不斷組深谷村高子善五郎罷登申候、安之事ハ摂州有馬当所之温泉同性に付罷登入湯仕度之由願申上、願相濟右之御飛脚工相加り相登申度訳に願申上罷登申候、日數茂九拾四、五日相掛り罷下申候

一木村嘉八事者重成市兵衛ぶ第二而拙者二伯父に御座候、市兵衛茂四拾式歳に而病死、其子共包吉助左衛門病身故二湯本ゆづりメり之 御用並相統向茂行届兼候に付、願之上後見致居申候安之事茂鎌先に參不申候間之中後見致諸御用共に相勤申候、元來御不斷組に而有之候木村丹右衛門ト申者之名蹟を願之上讓を得申候、同人事ハ八ツ森に住居之由に御座候得共、只今ハ脇工讓茂致候哉

御城廻土門之辺に移シ罷在候、右之苗蹟を譲を得申候、其後嘉八事茂病身ニ相成候に付居家続西之方に四間二式間半に家作致住居也、其後丹右衛門之屋敷に引移候筈に御座候処、鎌先之事ハ壹間屋に而諸事ともに用心等茂無心元、同所に罷在度色々了簡を以只今之場所を切披キ新屋敷相拵引移シ代々住居也、只今之屋敷場ト書印申候而茂後世に相成申候ハ、相知兼可申ト存候間 御仮屋相建居候下北之方之屋敷に御座候

一 嘉八代に相至り具足一領相調候而、願之上 殿様工御覽に相入少々献上金等茂有之候而、御不断組頭に御賞被成下候、其子共嘉太夫代に至り金子五拾切献上御近習鉄炮組に御賞被成下候、四百文之所御知行に而御黒印茂被相渡候、同人屋敷下工新町住居之山崎只右衛門方同所工茶屋相出シ酒・せうゆ・す・味噌・米等之類相拵申候、右場所相出申候地代壹ヶ年に拾切宛有之候を了簡之上に而嘉八方工直々相送申候、小祿に而迷惑之由に候間用捨に遣シ申候、同人子共嘉太夫代に至而只衛門方茶屋相出相拵申候処、同人相拵申候後八宮村之内日下喜右衛門方に而茶屋相出シ相拵申候 処、此時分茂地代同様に相出シ申候、是茂相拵申候後

嘉太夫方に而茶屋相出申候而壹人遣置為売申所、直々相拵不申候而者不勝手之筋に茂有之候哉、是茂ともに相拵候而嘉太夫居家を相下ヶ有来之茶屋二次屋に家内引移シ品々酒・せうゆ杯吟味致シ来等相拵申候所、是共ニ不勝手之筋に茂御座候哉、嘉太夫事本屋敷工新家作致又々下ヶ上に家内引移申候、其後明屋ニ相成居申候所工白石亘理町に罷在申候圓平ト申候者同所に茶屋茂相出シ居申候、此者不行蹟之由ニ而御上ヶ被相拵候、是茂地代ハ前々之通に相出居申候、其後同所に罷在申候宇兵衛ト申者、是ハ圓平方工茂親類之者に而御座候故相談之上ニ指置申候、家内茂引越居申候処地代茂前々之通木村氏工年々相出シ申候、然所に寛政拾二年拾二月中宇兵衛・幸右衛門兩人金子貳拾両宛献上、其外に茂木村定之方に而茂少々金子献上に付、其以前ハ安藏之土地を三ヶ所工先年ヶ貸地に致置申候処、三ヶ所之土地並同所裏通之山ともに御上工被召上、一條安藏方工ハ居家ヶ南の場向前坂七曲之所に而安藏方工ハ替地被相渡候、是茂三ヶ所ヶ献上金之品に而如此に御座候

一 茶屋幸右衛門地代之儀ハ宝曆六年藏本邑ヶ無心に付、

丸錢に而拾五貫文相送申候処に、又以無余儀同村の無心に付丸錢拾五貫文相送、其上幸右衛門居候土地ともに貸置申候処、寛政八年に右場所地代一條安臧方工被下置候処、是ともに蔵本邑工相送両口に而三拾貫文宛年々相送申候、然る所に文化年中に相至り白石之城其外御勘定所工段々金子御用上置候処、御返金茂無之候ニ付願之上一字献上に致候所、為御賞幸右衛門苗字・帶刀御免、其身一生御料理人列に而鈴木幸右衛門卜名乗申候、右之御賞に付宇兵衛方文化年中段々に御城並ニ御勘定所工金子段々に御用立置候を直々献上致候ニ付、為御賞宇兵衛苗字・帶刀御免ニ而其身一生御鷹匠列に御座候、村山宇兵衛卜相名乗申候
一 木村定之丞事

御賞にハ居家屋敷場並居家之後ともに被下置候
右之事ハ御上之土地に相成候故、爰ニ相記に不及訳卜思案致候所、後にハ見合心得覺等に茂可罷成如此に相記置申候

一 安臧俗名助左衛門事、文化十年五月九日願之上六拾四歳に而陰居被仰付候
白石家中小林郷右衛門元象生々々憩節卜名を申受候

居家の南山上に

一 愛宕之社を建立、石祠に切附左之通

愛宕神社在蔵本邑内ニ、運信心ヲ有年候、因テ勸請石祠于此者也

文化十一甲戌歳六月廿四日

一條宗太夫安親

右蔵本邑愛宕社之縁下之土ヲ取りて宗太夫安親持參ハ同年之六月二十四日也、八宮村利正院に而愛宕勸請之祈禱有之品々之供物を備置申候、同年の毎年に六月廿四日を縁日卜相定め利正院罷越候而祈禱有之候

④白石城焚之記 文政二年（一八一九） 413

（表紙）白石城焚之記

白石御城焼失之事を記ス

文政貳年己卯閏四月式拾八日手前之美奈事熱氣甚敷有之候間、風引に茂有之候哉卜存罷在申候処、弥増熱氣茂御座候故、医師工見貴度存候処、折節於御城ニ

三之助様虫氣御病氣に付、尤御幼少様之儀故御方薬何茂御城工相詰候に付相頼申候茂相成兼候処、其節使之者働を以岩瀧道林工罷越候而相頼申候処、同人被申にハ宮町森屋久之助大病に付願之上相頼申候間、我等罷越申候間、同所工罷越戻之時分内々に而、右容子見ニ相廻り可申由ニ被申越候間相待居申候処、式拾九日ニ被相廻候間容子見貫申候所疱瘡に違茂無之、尤茂中通之上ニ而症茂宜敷心遣等致候に茂及不申候段被申候、尤茂拾五日目酒湯之時分者かせきわ相立申候処、耳之左脇に大豆之如ク成物之かたまり内に有之、少々痛等茂有之候、疱瘡之余毒に茂御座候哉熱氣有之、昼八ツ過キにハ猶茂熱氣相増申候間、岩瀧氏之薬用致罷在申候処段々熱氣等茂相開キ快方に罷成候所、猶々薬用致候処自然ト全快に相至申候、右容子相咄又々葉貫度、我等五月二日、常々茂朝飯早ク喰申候而、岩瀧氏工罷越候処、其折菅野慶次所に茂美知事疱瘡茂都合宜敷相過シ、其節十五日目酒湯之祝儀等茂内々に而 相過シ申候間、右之祝ながら立寄候而少々咄等茂致候而、間茂無之直々大工町一條栄蔵方工相廻り茶之間に而茶杯喰申候而相咄居申候処、南之披澤端之辺に而竹杯数拾本はらと打た、き候様成、音響俄に相聞得申

候間、時太鼓に茂候哉ト相咄居申候処、太鼓茂今少シ先に打申候、亦々打申候ハ五ツ半時に茂候哉杯相咄居申候、猶々音響弥増に相聞得申候故、何事に候哉ト 我等橋元寛左衛門殿前迄罷越候処に澤端之方人急キ候而罷通申候処承申候得者、御大工屋出火に而只今盛に焼申候由に相咄、夫々段々ニ時鐘夥敷鳴申候故、同所屋中竹其外に御かこへ物に相成申候竹式百本程相入置申候間、右之竹焼申候音響に御座候、其節御大工役人佐藤殿に而出役に御座候処、彼是指賦消留申度制度致候処、其節に至り而木之削かなくづ沢山に御座故、折節大工茂少人数故消留兼申候処、其節に沖上風吹申候故、同所上之大御門塀笠を火吹越候而御老中之間屋根工火附、夫々表之御式台之屋根工火茂吹付申候間、御広間之御番人其外詰合中心はしごを相尋申候処周章申候哉不相見得候、彼是する内に段々焼廻り奥方之方御老中之間・御成座敷工焼廻り御櫓之登口ハ火吹込申候而、焼廻り澤端板橋之辺工罷越申候而見申候得ハ、黒煙トともに炎凡十四、五丈程茂焼登り申候様子に相見得申候、焼上候間に瓦之落る音者大雷之如クに而誠に驚入候事に而、土貢に申へき様茂無之御大變に御座候、莢御門者焼残り申候、御勘定屋上之角

櫓焼残申候、御二之丸筋向角櫓焼残申候、南御門茂焼残に御座候、奥方工火茂相廻り申候節、奥様、三之助様、惣女中、御用人御供に而南御門被相開候而御立退に罷成申候、此節に常盤崎御屋敷茂御家作相成居申候間、同所に御住居ニ罷成申候常盤崎御陰居様御名替に而大弼様ト申也、奥様、嘉藤太様、猛三郎様、御部屋女中兩人、其外之附々女中、並に御引移に而御住居に罷成申候、右故に常盤崎様ト何茂申候大弼様御実名ハ景貞公ト申候、御城ノ出火之節、嘉藤太様、猛三郎様御一同に而御城工御登リ諸事之御指賦被遊候、御兵具蔵工火茂相移申候哉ト屋根茂一字大勢取掛相ほごし申候処、火茂相移申さず御兵具等ハ内々一字相出シ申候、御勘定屋下之大蔵之屋根工火茂吹付申候間、大勢に而もみ消留申候、御広間に被指置候御腰物箱、御鎗等其外に大切成御宝物等茂其節之御番人働を以相出シ申候、御家老衆御用之間に有之候御記録等者其節之

御家老橋元寛左衛門殿
御家老本澤平左衛門殿
御家老三井覚左衛門殿

其外御留附御物書等掛附一字相出シ申候、御小性頭方之

御記録者其節之御小性頭今泉傳左衛門殿、高橋五郎兵衛殿、石田八郎兵衛殿、其外御祐筆等馳付御記録一字相出申候、其節に御老中之間ニ被指置候時雨之御屏風、是ハ時雨之内ニ何鳥に御座候哉飛申候もやうの画に候故に時雨之御屏風ト唱申候、鷺之御屏風ト申候者鷺之一成を画申候故に鷺之御屏風ト唱申候、其外に金地極細敷之御屏風十五双、御老中之間ニ被指置候、外に茂和久半左衛門之詩歌書申候金地之半尺御屏風一双、右之御屏風共二一宇焼失に罷成申候、金屏者跡々御仕度に茂相成可申候処、時雨之御屏風、鷺之御屏風ハ古画に而御仕度に茂相出兼申候品之由に承申候、表御座之間統御物置に被指置候御書物等、御夜具等工火茂掛リ申候間、表工持出スへきやうも無之故、御座之間之前成御池工投込申候、御城中火茂相静り候節、御家中居掛リ其外組士以下ともに常盤崎工御機嫌伺ニ罷出申候、其節仙台大守齊宗公御病氣に付、四月二日ハ白石御城主宗景公御上府に付、御留主中ニ御座候に付、御城中半分頃茂焼申候節、大急御飛脚被相立候、焼残之場所茂追々急御飛脚被相立候

宗景公五月二日御城中之御焼失に付、同月三日七ツ時白石工大急に御下りに罷成候而、翌四日御出起に而仙台工

御登二罷成申候、御月番之御奉行石田豊前様工御焼失之儀茂御書付を以御達に相成、尤茂御遠慮茂御達に罷成申候処、其儀に不及候段被仰渡候、御城中に稻荷之社有之、兼而御信仰茂有之候処に四月式拾八日頃夜中狐之鳴声夥敷致候間、御広間詰合其外附御役人茂不思儀之事ト何茂相咄居申候所、五月朔日に罷成候而者一向に狐之鳴声茂無之、脇方工稻荷之引移に茂候哉など、相咄居申候処、翌二日御城茂御焼失に御座候、右之告に茂候哉ト唱申候、扱亦出入役方に者洪谷清藏、丹野八弥、三木正左衛門、大谷惣右衛門四人之衆中働を以

御城焼失之日、焼静り申候節、所々出入御メりに御家中に居掛之諸士・組士御城工御火消に罷出候を茂被相止、又ハ近在御火消に諸士・組士以下茂罷出申候所に何茂御指賦を以所々出入御メり被仰付候、扱又空腹に罷成候而茂宿元工罷下候間茂無之候間、年々御貯置二罷成申候ほしむ被相出候而、何茂工被下候由に御座候、尤御焼失翌日御城之石垣上一字板かこへに御拵に罷成申候、白石之古城者其昔にハ小桜か城ト申候而、蒲生飛騨守氏郷築之也、其後筑紫之家臣蒲生源左衛門居之、其後景勝公之家臣甘糟備後城代之時分に家臣南右馬之丞、登坂式部

居之候、慶長五年庚子六月貳拾三日 伊達政宗公御出馬有之、同式拾四日落城也、此節に者

片倉重長公茂 政宗公工御忠勤有之候に付、慶長八年癸卯二月御拝領白石小桜か城工御移有之候、此時改而舛形之城ト云 当宗景公迄十代凡貳百拾有七年也、亦白石之 御城主重長公之御先祖を尋るに大職冠鎌足四代左大臣魚名公拾六代加藤太夫判官景廉苗裔、片倉式部少輔景重男片倉備中守藤原景綱、後改重長公ト申候也、十代貳百有余年相続、殊に御武功茂有之、勇々敷御家柄成に前文に記ス通、弥御城内茂巖敷有之候処、角々迄茂御用心有、却而向々之御役人等茂相詰、殊に者夜中時拍子木打等相廻り、昼夜共に巖敷御用心茂有之候所に御焼失之事者言語に茂難述事成御大変に御座候、五月三日御城石垣廻り惣板かこへ二相成、前々御式台有之場所工者貳間四方之御家作有之候而、御一家衆一昼夜替に御番に御座候、前度大御門之内真向に御番所貳間四方二相立、御広間御番人之通二相勤申候、五月五日御城におゐて茂御内証にて御祝儀茂有之候処、此度之御大変に而者共二御扣に罷成候、尤茂御家中に而者祝儀茂無之、蓬・菖蒲をのき端に指候事茂相扣申候、町六丁共に同様に兼而

者六丁に而茂野保利簾相立候得共、是共に何茂相扣申候、在々に罷有候諸士並御扶持人共に蓬・菖蒲を指候儀者相扣申候、此度御首尾迎茂無之候得共、手前に而遠慮仕指扣申候、御城焼失之儀仙台工御達に罷成候二付、御役人等被相下左之通

御武頭

黒澤繁之丞殿

組下式拾人連立

鎗箱に而

御作事奉行

熊谷平太夫殿

御大工棟梁

御手木棟梁連立

右御城御焼失之場所見分相濟

旅宿亘理町

最上屋市兵衛

一汁五菜に而

酒肴五種

右三夜寓に御座候

白石表々御馳走被相出候

常盤崎御屋敷に

奥様、三之助様御同居に而者何角卜御不自由之品御座候間、御二之丸古之御家作有之候処、右之所工御座之間、御次之間、御台所其外御物置、御家老衆詰所、御小性頭衆詰所、奥方方御メ切詰所、御用人詰所、女中部屋、御用番所、御広間、御下々之部屋共に一字新規之御家作に罷成、尤茂御蔵等茂相立五月中常盤崎々御引移に罷成申候

文政三年 秋中

御城御普請之事、御入料金相入申候に付、仙台工御願等被相出候左之通

一五分一 一もあへ

右両品向拾ヶ年御免、外二五千切拝借

右之品々御願被仰上候処、文政三年二月御願之通相濟申候二付、二月三日宗景公御上府御礼被仰上候由二御座候

文政三庚辰五月廿日

白石御城廻壁笠新規御普請に付掛り御役人

御一家

一 矢内藤兵衛殿

御家老

一 三井覺左衛門殿

出入

一 丹野八弥

御大工役

一 石井左平左衛門

大工棟梁

一 大越喜右衛門

同

一 三澤助五郎

右御城内細工所

御役人詰所貳間半二十貳間、新規御家作ニ相成候

越後大工六人

是ハ宮町森屋久之助方ノ相出置也

白石ノ大工六人相出ル

此度御城御普請方御入料、宮町森屋方に而一宇金錢相出

シ申候

白石 宗景公、奥様、三之助様御二之丸ニ御柄居ニ相成

申候所ニ御城御広間・御式台等ハ出来に罷成候、同年正

月元朝御召出茂於御広間被下置候、然ル所に川邑東仙二

被仰付家相考上候所、御二之丸ハ金神之方ニ相当御柄居

茂悪敷候段申上候ニ付、本澤平右衛門殿屋敷一宇御借上

ニ相成、文政四辛巳二月十五日ニ御二之丸ノ御引移ニ相

成候、御役人詰所一宇御普請ニ相成申候、御下々居所ハ

佐野甚内之宅まで御借上ニ罷成御用ヒ也、平右衛門殿に

てハ家内中共ニ御二之丸エ引移シに相成申候、御城御普

請茂大略出来に付、文政四年辛巳九月六日 御本城工御

惣体様御引移ニ罷成候、同日於 御城御赤飯・御酒御家

中居掛りに在々迄御祝儀被下置候、御引移以後又以平右衛

門殿にて茂本之屋敷ニ被戻候、隠居被仰付候所同日御免

ニ被成候

文政六年癸未九月中

白石 御城御普請惣出来に付、仙台表工被仰上候ニ付、

御役人衆被相下左之通

御武頭

一 平田傳之丞殿

御徒目附

一 松倉三右衛門殿

右御兩人本町阿子嶋彦惣所に旅宿

右此方々御馳走役組頭

田制覚右衛門

十月九日御見分有之二付、於御櫓ニ御馳走被相出候

此方々係り御役人左之通

御家老

一三井覚左衛門殿

出入

一丹野八弥

同

一渋谷清蔵

御破損方

一湯之村清左衛門

同

一前野次兵衛

御膳番

一湯村七郎右衛門

御目附

一内馬場源之丞

大工指引

一石之森覚之丞

同

一石井左平左衛門

同

一桑名碩之助

大工棟梁

一大越喜右衛門

同

一三澤助五郎

右之通此方々係り御役人立合御普請惣出来二付、十月十

三日白石御城主 宗景公御上府御礼被仰上候

屋形様江戸御詰に付 御月番之御奉行石田豊前様工被仰

上、同月拾八日ニ御帰ニ罷成候、同月貳拾三日々廿五日、

廿六日ト三日白餅・御酒・御肴、惣御家中、村、町不残

被下置候

右御普請に付、御家中屋敷廻りに有之候諸木御費上二相

成、村々々茂御手伝申上候、尤村・町に有之候諸木御費

上二相成候御家中ハ壹貫文高工御手伝式人宛指上申候、

在々諸士共ニ右之通ニ御手伝申上候

文政二己卯五月十五日

一條憩節
書之

2 湯守から永湯守へ

①古今禄 「元禄一四年（一七〇一）〜寛政一二年

（一七九九）」 423

（表紙） 古今禄 一條助左衛門

元禄十四年辛巳十一月十五日居家夕午二当り

（稻荷大明神之社初新造立棟札之写左之通）

蓮蔵寺灌海法印導師、同寺開山俊雄法印ヨリ第拾一世之法印也

宝曆五年乙亥十一月十八日八宮村之内起返り年貢

初而積り付左之通

一田 七間 壹畝貳拾六歩

八間 田 石坂

此立代 貳百文

一畑 五間 五畝歩

三拾間 畑 野馬瀧

此立代 百五拾文

右式口立代三百五拾文

内百五拾文ハ当亥夕丑まで普請掛引

残上納 貳百文 作子

一條助左衛門

横折ニ而覚卜有之候

右之通八宮村之内ニ而起返り田畑御年貢積り、同村仮肝入八郎平、組頭源右衛門立合ニ而如此ニ候、以上

宝曆五年亥之 黒澤三郎太夫

十一月十八日 菅野園右衛門

一條助左衛門殿

是夕段々貳百文宛亥之年夕丑之年まで起返り御

役人衆江相納申候、寅之年夕申之年迄七年御上

地御役人衆へ相納申候、酉之年夕八宮村之肝入

数之助方へ相納申候

宝曆元年辛未壳買物仙台表夕茂被相扣候

御触之趣左之通 是御触書ハ別ニ記ス

手前土地を貸地に仕、両茶屋壳買仕候処ニ当村之御

扱衆引地忠右衛門殿江相伺申候得ハ無御構候由ニ被

仰渡相濟申候

一同五年乙亥八月中夕兩年ニ而秋作不熟ニ付餓宛ニ而諸

物相調申ニ茂不自由ニ付、同年・翌年ニ同六年ニ丙子

食物不足飢饉ニ付、此春中玄米 金壹切ニ付、壹斗三

升、錢相場金壹切ニ付壹貫貳百文位ニ而相調申候、
手前家内并ニ召仕之者共ニ茂壹日ニ貳合半貳ツ宛為
食申候、尤茂上まかなひとともに貳合半兩度宛相用申
候

宝曆六年丙子食物不足大飢饉ニ付、此春中玄米金
壹切ニ付壹斗三升、金壹切ニ付壹貫貳百文に相調申
候、当湯本湯次人茂六拾人位茂居申候、同年ノ仙台
ノ茂清濁共ニ被相留候段申来候ニ付、当所兩茶屋ニ
而茂為相扣申候

寛保三癸亥年出入衆ノ被相渡書付左之通

覚

一 蔵本村之内鎌崎前坂松御林西境、同所湯本江之道切北
東南境ハ弥次郎江之道切、右之通御扨代五拾貳貫貳百
四拾文ニ一條助左衛門ニ願之上御扨被成下候、尤伐方
之儀ハ亥之年ノ丑之年まで三ヶ年ニ乱無之様ニ為伐可
被申候、右御扨代此度指上可被申候、以上

寛保三年亥之十一月廿九日

源八印

半内印

弥右衛門印

一條助左衛門殿

斎藤弥五右衛門殿

菊地五右衛門殿

右切手書物被相出候、御役人ハ当役人之出入衆ニ御
座候

明和五年戊子六月廿二日

天山様御卒去ニ付傑山寺御仏前ニ而御拜可仕候由ニ被仰
付、帷子麻上下着之

一條助左衛門・一條仁三郎罷出申候

御三回忌迄罷出申候

明和八年卯之正月養父事四拾貳歳祝儀ニ付所々ノ祝
儀受之、同月廿四日親類中振舞致候一汁五菜之料理
也、正月廿五日原ノ一揆、人数三拾人江酒・吸物出
之者也、二月朔日撰州有馬湯次願申上相濟申候上、
白石御家中ノ湯村七郎右衛門殿并ニ菅野十右衛門殿
右兩人ハ伊勢江御代參被 仰付同道罷登申候、高子
善五郎御被持ニ被 仰付罷登申候

明和九年九月廿八日

八宮瑞祥寺ニ而戦法之勤 但シ戦法之文字委クハ仏
事ニ尋ぬべし

養父我等共ニ客殿ニ麻上下着之 其日相詰申候

青銅式拾疋持参、瑞祥寺普請入料金五切出、川内日下喜右衛門之方も金五切出之、其外八宮・長袋のハ割合を以相出者也

安永七年戊戌二月

馬御改役人北村休右衛門殿卜申仁、廻村之節当所湯本ニ而逗留、御飯屋御太の前ニ而藏本村・八宮村右両村之馬被相改筈相済申候処ニ、我等方の申遣候ニハ先年の茂当所湯本鎌崎ニおゐて馬被相改儀、尤 主人飯屋前ニ御座候間不罷成候段、藏本村組頭善吉詰合ニ御座候故、御役人衆迄其所ニ申達指扣申候

此節詰合

白石本町検断判紙方

利喜右衛門

藏本村組頭

善吉

元禄拾三年庚辰四月廿七日竹藪御改之写

一中藪 長サ拾五間

鎌崎

横 拾間

一條市兵衛

三寸廻りの四寸まで

右之通御改帳ニ御座候処、宝曆拾貳年ニ一向指申候

天明三年卯之七月十日頃の八月廿四日頃まで雨降申候ニ付、米穀一向実入無之大凶作付濁酒・清酒共ニとうふ御停止ニ仙台表の茂申来候ニ付、白石町ハ不及申ニ在々まて被相止候間、鎌先両茶屋江茂右之通御首尾合申来候間為相扣申候

天明四年甲辰之春茂凶年ニ付湯次人四月十七日盛之時分茂人数四拾人居申候

同年四月二日ニハ白米金壹切ニ付五升六合調申候、錢相場金壹切ニ付壹貫貳百四拾文ニ御座候、大麦壹升ニ付壹百四拾文宛ニ御座候 委細ハ天変集といへる書に見得たり

天明六年丙午三月

馬改下役人衆湯本江御越ニ而御殿前ニ而村々の茂馬共相集相改申候段、我等方へ被申聞候処、先年の茂無之事ニ而被相改候儀ハ不相叶段申遣シ候得ハ湯本ニ而改ハ無之候

鎌崎ニおゐて我等に先年の被下置候居久根間数左之通

一横 百八拾間

鎌崎

一暨 百五拾間

一條市兵衛

右之通御勘定所御留帳ニ有之候由ニ付、哥野勘右衛門

殿御勘定所相勤候ニ付相頼写申候 天明六年八月写之

安永拾年丑之四月十二日仙台御金山本ノ御役人安藤勘

右衛門殿当湯本御廻村ニ而書上左之通

口上

一鎌先温泉天正六年十月四日京都一條ノ罷越申候、其名

一條市兵衛ト申候

一同年ノ温泉御役錢三貫文宛指上置申候

一享保拾六年九月七日大地震之節、湯口犇ト相留申候ニ

付、願之上相減壹貫五百文宛指上置申候

一安永八年八月ノ御役代壹貫五百文宛相増、先年之通三

貫文宛指上置申候、以上

丑之四月十二日

一條助左衛門印

宛所無シ 口上横折ニ而

安藤勘右衛門殿へ指出申候筈ニ相認申候処ニ、其砌茂

白石御地行所山境御見分ニ藏本村御扱役被相勤候引地

忠右衛門殿湯本御一宿ニ御出被成候間、右書付相伺申

候処ニ相出シ可然由ニ忠右衛門殿ノ茂被 仰渡候間、

安藤勘右衛門殿へ右書付指出シ申候処ニ被相返候而不

相済居申候

御同人ノ品々御書立を以被 仰含候間、此度湯役錢相

増申候而ハ永世共ニ相痛申事ニ御座候故、御免被成下

度段々度々願申上候処ニ安藤勘右衛門殿御代替ニ付相

原兵藏殿御附 被成候ニ付、又以 湯役錢相増候様ニ

天明三年卯之十月中相原兵藏殿湯本へ御出被成候而被

仰含候間、願書左之通

鎌崎湯御役代之儀ニ付御別紙御一卷を以被 仰渡候処、

去々月中相原兵藏様御出之節佐藤万九郎・千藏を以品々

被 仰含、其以前安藤勘右衛門様御廻山之砌ノ右万九郎・

千藏再応被申含事ニ御座候得共、増御役代上納仕儀者

相痛申儀ニ而御請仕兼罷在、且往古ノ享保年中迄湯盛之

御御役代三貫文宛上納仕来罷在申候処、享保拾六年品々

願申上壹貫五百文ニ被相減被召上罷在候処、安永九年

品々被仰渡候者湯茂先年之通相盛申候間、如元三貫文宛

上納仕候様被 仰渡候ニ付御請仕、安永九年以來三貫文

宛上納仕候、然者無間茂又以此度三拾貫文ニ相増候様ニ

被仰渡候儀ハ甚相痛無抛仕合奉存、何とそ是迄之通ニ而

被指置候様被成下度御答仕罷在申候処、当十月中前書之
通兵藏様御出掛被仰渡候ニ付憚入可申上居候様無御座候
得共、近年者御役人様方御廻村之御鎌崎御一宿時々之儀

右願書ハ 御内証様まで掛御目申候而、其上相出スもの
也

御附書左之通

西郷 御扱

故、藏本村相痛候品を以茶屋場出代拾五貫文、湯銭・木
錢出代之内拾五貫文、取合三拾貫文村江手伝仕罷在候得
者是迄之御役代三貫文上納仕候上、貳拾七貫文増御役代

鎌崎湯役之儀、別紙相直シ御郡へ為申出、尤下書此方

江茂指上置候様首尾可有之事

御月番

佐藤治武右衛門殿

指上候而ハ至而相痛無扱仕合、木錢茂薪高直故取箇薄何
様共立統兼申仕合ニ御座候処、兵藏様江御直々加様之儀
申上候儀ハ憚入申上兼罷在申候、三拾貫文之高ニ上納仕

西郷御扱

小関与左衛門殿

右之通願相認、十二月十九日相出ス者也

不相痛段万九郎・千藏方江茂相答不申候間、御受書等指
上可申様無御座候、藏本村相痛申儀茂前書申上候通ニ御
座候得ハ是迄三拾貫文宛手伝罷在申候処相扣可申様茂無
御座候、旁以増御役代之儀ハ 御免被成下度如此ニ申上
候、以上

天明三年卯之

一條助左衛門印

十二月

藏本村肝入

菊地所右衛門殿

右之通横折ニ而認、所右衛門末書を以御郡へ指出ス、末
書ハ金山下代佐藤万九郎方へ菊地所右衛門方々相出ス

殿様ハ茂 仙台御役人様へ御附合之上、寛政元年酉之
十二月中迄七ヶ年無其儀茂何トなく相捨居申候、天明七
年五月中両度宮町肝入阿部銀四郎事当湯本へ入湯二両、
三人連ニ而罷越申候処ニ、宮駅ハ日々に人馬次合ニ付甚
相痛申候ニ付湯銭・木錢者相払兼申候由、宿割左次右衛
門ニ申談シ罷帰候由ニ申聞候間、内々書通を以手前々申
遣シ候ニハ如何様成訳ニて湯銭等茂不相払候哉被 仰聞
度由ニ申遣シ、品ニハ 御上へ相達可申由ニ紙面を以

態々申遣シ候得バ、私事ハ左次右衛門方江相談致候得共、同人方ニて間違を以湯銭等不受取趣致挨拶候、此末町内入湯ニ参候共、右湯銭・木銭ともに為相払可申候由ニ申遣シ候間、其俣ニ致置申候

一宝曆年中小関仁兵衛殿北郷御扱之時分、宮馱之者共兩、三人湯次ニ罷越湯銭・木銭等ハ相払兼申候由ニ左次右衛門ニ相談シ罷帰申候故、右之者共名前承届小関仁兵衛殿へ右品柄申達候得者早速宮町へ御越被成湯銭・木銭等此末共に無間違無之候様ニ嚴敷御首尾合ニ付、其後湯次ニ参候者共茂相払罷帰申候一宝曆六年十二月蔵本村江用捨致候節、書物取遣左之通

当湯本有之候ニ付、数年御村方相痛由品々御村方合対談之上老ケ年ニ銭拾五貫文宛手伝致候左之通御手伝申受証文之事

其湯元御村附故、数年来不時御用ニ而諸入料相掛、殊ニ夫・伝馬・諸印時過分相働相痛申ニ付、品々去々年中御村之内与平・圓八兩人を以御手伝相受申度品々無心致候処、当春中細田近之丞殿・我妻弾助殿御両人衆御立合御了簡之上左之通

一代拾貫文

但シ右ハ去・当年何か年ニ茂無之凶年ニ付、当年ニ限り右之通御手伝申受答ニ申合候

一代拾五貫文

但シ右ハ来丑之年今永々其年暮ニ御手伝申受答ニ

申合候

右之通右御兩人衆御立合之上、此末年々拾五貫文宛御手伝申請答ニ申合候、尤去・当年之様ニ不作ニ而湯次人不足之年柄ハ御相談之上、右代之内相減御手伝申受答ニ申合候、末々双方違乱為無之証文取遣如斯ニ御座候、以上一宝曆六年子之

組頭

十二月八日

市郎右衛門

一條助左衛門殿

同

助左衛門

肝入

所右衛門

安永拾年丑之四月九日、御村横目山崎逸平殿当所御一宿ニ付書上左之通
一拾三文 木錢

一三文 油代

右之通書出申候、御帰之時分ハぞう湯之辺まで御門送ニ罷出申候

天明式年寅之四月十八日、御郡奉行御一宿之砌ハ御飯屋御次之間被備進候、御着之時分ハ御旅宿まで袴羽織ニ而罷出申候、御帰之時分茂下之湯辺迄御門送ニ罷出申候、袴羽織ニ而

寛政元年酉之四月、仙台茂ヶ崎大年寺法丈御入湯ニ付御飯屋御座之間・御次之間共ニ被備進候、御帰之時分ハ下ノ茶屋前まで袴羽織ニ而御門送ニ罷出申候、五ヶ年以前茂御入湯之時分ハ御しのび故ニ御飯屋等ハ不被御用立候、其時分茂御門送ハ同断
宝曆拾一年辛巳御飯屋御太所願之上拝借相濟候ニ付、建替入料左之通

一金拾四切半 八宮村大工 助左衛門

白米壺石三斗 七太郎

一式貫四拾文 屋吹入料

一金貳切 右八百三拾人分相増ニ渡ス

都合百八拾三人分之働方

一壺貫五百文 大工手木ニ祝儀ニ

一式貫四百文 手木廿四人分 壺日ニ付百文宛

金壺切ニ付壺貫文宛

十二月惣出来

宝曆元年辛未十月、木村嘉八別家作事ニ付願書茂一條助左衛門包吉代 御上工願相出入、上材木願也

右願同年十一月貳拾八日相濟申候故、宝曆貳年三月中取掛り四月中出来ニ付家内中引移申候、上材木も願之通被下置候

右家作明和貳年三月中、下之茶屋工次家ニ致シ、家内引移シ払物有之候、私居家ハ茂北之方屋敷也、右引移申候処、跡者明地成居申候処ニ其後又安永七年七月上材木被下置度段相願申候故相濟、同年七月中、元之処ニ新作事仕、移シ居申候

湯坪建替普請ハ宝曆三年六月中ニ御座候処、夫ハ葉萱ニ而度々吹替致置申候処、是ともに吹替も式、三ヶ年置、其外年々之繕ともに面倒ニ御座候ニ付、此度雜湯・御留湯屋根惣板ニ致候ニ付、諸色入料も相掛候入料左に記す
一五匁四分 四寸之かすかい拾貳本

一拾七匁四分 三寸五分釘千八百本

一式拾四匁七分 五寸釘九百本

一三分 六寸釘六本

ノ四拾七匁三分

八日壹歩

一金三切半 貳拾八人働

右木挽屋根板挽方日用金・本山日用金共ニ

一金壹切半

右ハ杉調金、弥次郎銀右衛門方調

一金壹切

右ハ中ろふつか木調金、弥次郎太左衛門方調

一金五切

右湯笠之方大工作料、越後之太次兵衛

一金半切

丸五百廿七文

右ハ中ろふけづり方

一丸四百五拾九文

右ハのし立板繕方・腰板繕方

惣合而金拾五切ト

丸五百四拾壹文

右ハ本山木挽大工釘諸入料高也

一式拾貳人

右ハ弥次郎衆両茶屋ノ壹人宛材木出シ、屋根ほごし

方エ手伝相受申候、木村氏ノ貳人手伝有之候、飯三

度相出申候、酒ハ四度相出シ申候、壹軒ノ貳人位之

手伝ニ相成申候

右惣合テ拾五切ト丸代五百四拾壹文

手伝等エまかない酒等相出シ申候、此入料など取合見申

候而、惣入料金貳拾切ニ而

寛政拾壹年未之五月拾九日頃ノ取掛申候而

同六月五日惣出来ニ相成申候

②諸願留(一)(寛保三年(一七四三)→文政五年

(一八二二) 414-1

(表紙) 諸願留 式冊之内

候、以上

宝曆六年子之

十二月八日

組頭

市郎右衛門印

同

宝曆六年蔵本村の書物受取置左之通

御手伝申受証文之事

其湯元御村附故、数年来不時御用ニ而諸入料相掛り、殊

ニ夫・伝馬・諸印時過分相働相痛申ニ付 品々去々年中

の御村之内与平・円八兩人を以御手伝相受申度品々無心

致候処、当春中の細田近之丞殿、我妻彈助殿御兩人衆御

立合御了簡之上左之通

一代拾貫文

但シ右者去・当年何ヶ年ニ茂無之凶年ニ付、当年ニ限

り右之通御手伝申受筈申合候

一代拾五貫文

但シ右者来丑之年の永々其年暮ニ御手伝申受筈申合候

右之通御兩人衆御立合之上、此末年々拾五貫文宛御手

伝申請筈ニ申合候、尤茂去・当年之様ニ不作ニ而湯次

人不足之年柄ハ御相談之上、右代之内相減御手伝申受

筈ニ申合候、末々双方違乱為無之証文取遣如斯ニ御座

一條助左衛門殿

所右衛門印

右之通証文受取置、手前が茂肝入・組頭名前ニ而証文遣

置

宝曆三年正月願書左之通

乍恐奉願上候御事

鎌崎湯本湯次人之木錢、先年が老人に付拾五錢宛申請罷

在候、青根・遠刈田之湯本に而ハ近年木錢老人に付式拾

錢宛申請候由及承罷在候得共、拙者儀者段々薪等高直仕、

間ニ合不申候得共、御弘山等御弘被成下、或ハ居久根林

等被下置候故、漸ク間ニ合罷在候得共、居久根林茂伐尽

シ近年薪等も高直仕、弥増迷惑仕候間、鎌崎湯本茂遠刈

田並ニ木錢式拾錢宛申請候様ニ被成下度乍恐奉願候、右

之趣何分ニ茂宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寶曆三年正月十五日

助大夫様

大谷助大夫殿、西郷御扱名改惣右衛門殿卜申候

五文ニ引上、御家中ハ是迄之通式拾文ニ而宿仕度段品々
伺之趣吟味之上無余儀相聞得候ニ付、御家老衆江茂申達
候上、伺之通被仰付候間、其心得可有之候事

安永十年

忠右衛門印 引地

三月十日

西郷御扱役

往古今木錢拾五文宛ニ成来候間、御指図被成下かたく御

附札ニ而被相返候事

一條助左衛門殿

寶曆六年十一月廿八日湯錢御下知書

諸願留

鎌崎之儀ハ遠刈田共違、諸色老人之所務ニ有之候間、只

乍憚奉願御事

今迄之通、湯錢相心得可申候、但シ他所之者ハ相對次第
遠刈田之通ニ而可然候事

鎌崎湯本湯笠大破仕候ニ付此度造替申度奉存候、依而拙
者居久根林之内に而材木左之通被下置度乍恐奉願候

右之通伺之上被 仰渡候間、其心得可有之候、以上

一杉ニ而木数七本、廻り三尺式、三寸、長サ式尺五、六

寶曆六年十一月廿八日

惣右衛門

大谷

寸迄

一栗ニ而木数式拾本、廻り式尺三、四寸

一條助左衛門殿

木数合式拾七本

右木錢老入ニ付丸式拾文宛所務仕候

安永十年木錢御下知書左之通

右之通被下置候様仕度奉願候、右材木被下置候得者柱上
材木・板・貫等ニ仕、御留湯共ニ一字造替申儀ニ御座候
間、右之趣宜様被仰上可被下候、以上

鎌崎湯次人木賃之儀、錢下直薪其外諸色高直ニ付是迄之

寶曆三年五月十二日

一條助左衛門

式拾文ニ而間ニ合兼候ニ付、他所人並村・町之者共式拾

藏本村肝入

所左衛門殿

同村組頭

助左衛門殿

同

市郎右衛門殿

乍憚奉願御事

拙者儀、代々不相替鎌崎御湯守被 仰付難有仕合奉存候、然処自分小屋不足二而湯次人迷惑仕候間、御指支之御儀茂無御座候ハ、御仮屋御台所拝借被成下度乍憚奉願候、願之通被成下候ハ、拙者方に而修覆仕、只今迄土間二御座候処、縁を張申候而御家中衆并二御知行所之湯次人指置申度奉存候、尤も此末御建替被成置候節茂拙者方に而建替一連造作仕、敷物等迄只今之通御用家仕立指上申度不顧憚奉願候、右之趣被仰上可被下候、以上

一條仁三郎

宝曆十年十二月十日

加藤近内様

西郷御扱役

右之願相濟、自分入料を以建替申候

乍憚奉願御事

一条八郎二被下置候居久根林之内二而左之通被下置度乍

恐奉願候

一御仮屋南とわたり合下

横式拾間

長サ三拾五間

右之通居久根二而被下置度乍恐奉願候、去冬中 御仮屋御台所普請仕、来春茂居宅作事仕度奉存候、内々相続漸仕候間、来春湯次人江之薪買調可申様無御座候間、右之通居久根二而被下置候ハ、只今合伐取湯次人工之焼料二仕度奉存候、右之趣可然様被仰上可被下候、以上

宝曆十二年十月

一條仁三郎

蔵本村肝入

所左衛門殿

同組頭

外平次殿

同

与平殿

右之通相出候処、願相濟伐方仕候

宝曆十三年以前之願書等ハ萬記録之内に書入置、願
之下書モレタルハ萬記録ニアリ
明和元年之諸願書等書記者也

明和貳年之願書左之通

拙者妻ニ達崎五郎右衛門孫次女、当拾三歳ニ罷成候を縁
組被 仰付被下置度乍憚奉願候
右之趣御家老衆中工宜様ニ被仰上可被下候、以上

一條八郎

明和貳年十二月五日

富山権右衛門殿
田制角右衛門殿
今泉伝左衛門殿 右四人御小性頭
高橋五郎兵衛殿

明和元年十二月御賞書左之通

西郷御扱大浪権兵衛殿之被相渡書物

大浪権兵衛

右支配一條八郎儀、後見仁三郎身分御取立被成下難有仕
合奉存、依之ニ御用ニ茂相立申度心掛罷在候処、此末御

婚礼等御用意御入料之端ニ茂被成下度奉存、少分金五拾
切献上仕度段願申上、奇特成儀ニ付如願之御受納被成下、
八郎事永々御不断組頭列ニ被成下、仁三郎事其身一生組
頭列ニ被成下事

右前文之通、明和元年十二月十九日 御城於 御用之間

大右衛門殿、御列座久左衛門殿被仰渡候、以上

権兵衛

明和貳年御賞書左之通

西郷御扱大浪権兵衛殿之被相渡書物

御小性頭

大浪権兵衛

大浪権兵衛支配一條八郎儀、何ぞ之御用ニ茂相立申度心
掛罷在、此度御婚礼方御入料之端に茂被成下度御金五拾
切献上仕度段、右八郎幼少ニ付後見一條仁三郎連名を以
願申上、如願之御受用被遊候、先年茂仁三郎御沓代指上、
去年中茂御婚礼御用意御入料之端ニ茂被成下度五拾切指
上、身分茂段々御取立被成下候処、又以此度献上仕再応
之志深切成儀奇特ニ被思召候、依之八郎事永々御鷹匠列
ニ被成下、仁三郎儀ハ其身一生御鷹匠列、兩人共ニ御小

性頭支配被仰付候事

明和貳年二月廿五日

右之通御城於 御用之間ニ御家老御列座久左衛門殿被仰渡候、以上

権兵衛印

明和七年寅之正月蔵本村ノ書物取置写左之通

鎌崎工御役人様御出並諸御触等茂数多有之、人足遣相増御村相痛候ニ付、先年助太夫様御扱之砌思召を以貴体様ノ代拾五貫文宛年々御合力被成下候処、右御合力計ニ而相凌キ兼申ニ付此度権兵衛様思召モ有之候ニ付御村一休吟味之上 御殿近所ニ而長屋下溜草場か、木村嘉太夫殿本屋敷か、右式ヶ所之内借用仕茶屋相建申度段無心仕候処、右之場エハ長屋不足に付作事仕候ニ付御指支之由、左候ハ、其下に而道添無心仕度段申候得者、右之所茂茶屋場にハ此末共に御指支之由ニ而、木村嘉太夫殿見世向長サ七間、横三間借用仕候所実正ニ御座候、右両条無心仕候儀ニ御座候間、此末別段無心仕間敷候、為後日之証状如件

蔵本村惣名代

明和七年寅之

正月晦日

一條仁三郎殿
一條八郎殿

右之通手前ノ茂書物遣置

明和三年願書左之通

拙者儀、一條八郎後見仕、湯本ノり被仰付段々相勤罷在申候処ニ、八郎儀当十七歳ニ罷成、湯本ノり御用相勤申候歳頃ニ罷成申候、然者拙者身分段々御取立被成下冥加至極難有奉存候
屋形様御上下之節、其外御取込之砌何そ身分相心之御城廻り御用被仰付相勤候様被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様ニ被仰上可被下候、以上

明和三年三月五日

一條仁三郎

富山権右衛門殿

田制覚右衛門殿

今泉伝左衛門殿

高橋五郎兵衛殿

右四人御小性頭

嶋貫初平

組頭 平七

同 与五兵衛
肝入 所左衛門

同三年願書左之通

拙者儀、当八歳ニ罷成申候女子老人持申候処、父方之親類大町村八嶋源右衛門養次男正助当十六歳ニ罷成申候を右女子ニ取合聳家督ニ被仰付被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條仁三郎

明和三年十月廿五日

富山権右衛門殿

田制覚右衛門殿

今泉伝左衛門殿

高橋五郎兵衛殿

右四人御小性頭

明和四年願書左之通

拙者儀、段々御取立被成下難有仕合冥加至極ニ奉存候、依之御用に茂相立申度念願罷在候処、陳(陣)笠見当申候間相求置候処、御軍用に茂可相成物ニ御座候ハ、右笠拾人前献上仕度乍憚奉願候、右之段御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

明和四年七月廿五日

一條仁三郎

田制覚右衛門殿

今泉伝左衛門殿

高橋五郎兵衛殿

右御小性頭

明和六年願書左之通

拙者儀、数年貯置申候金子三百切 天山様御年重御祝儀之節献上仕候処、為御褒美弥次郎近辺ニおゐて野谷地被下置開發次第地方六百文之所御知行被下置段被仰渡無足ハ御座候処、右之通被成下冥加至極子孫永々御奉公茂可仕卜重畳難有仕合ニ奉存候、色々制導仕候得共宜敷場所無之、扱亦被下置候処一向開發不仕儀恐多少々開發仕候処茂御座候得共、先年ハ弥次郎之者共仕付仕候而茂冷水ニ而不熱(熟)仕、鹿・猿多ク田畑とも荒地ニ罷成所に而開發仕候而茂作子無之、田畑に罷成兼候所柄に御座候間恐多願に御座候得共、中河原之内此度桑畑に被相渡段奉承知候間、右中河原に而被下置度乍恐奉願候、若又田畑ニ御指支之地ニ御座候ハ、桑畑ニ仕、末々桑代を以御知行ニ被結下度不顧憚奉願候、右之趣宜様ニ被仰上可被下候、以上

一條仁三郎

明和六年八月十五日

田制覚右衛門殿
今泉伝左衛門殿
高橋五郎兵衛殿

明和六年願書左之通

拙者居家統北之方長屋大破仕候間、何様ニ茂来春中普請
仕度奉存候、依之鎌崎山之内に而上材木左之通被下置度
奉願候

一 はり七本 長サ三間 廻り壹尺八寸
一 さす拾本 長サ壹丈壹尺 廻り壹尺五寸
一 とひ壹本 長サ三間 廻り貳尺三寸
一 むね貳本 長サ壹間半 廻り壹尺五寸
一 すぎ四本 長サ壹丈壹尺 廻り壹尺
合木数貳拾四本

右之通被下置度奉願候、右長屋ハ御湯次被遊候御用家
ニ罷成所ニ御座候由、先年普請仕候砌茂上材木申受候由
申伝茂有之、勿論拙者居久根之内上材木ニ可仕杉木茂無
御座候

御慈悲を以右之通上材木被下置度不願憚奉願候、右之趣

御家老衆中工宜様ニ被仰上可被下候、以上

明和六年十一月廿五日
田制覚右衛門殿
今泉伝左衛門殿

高橋五郎兵衛殿

菅野文庫殿
右四人御小性頭

安永貳年願書左之通

拙者儀、備中貞次之刀所持仕罷在候処、是貳、三道具ニ
御座候得共、此度 御具足御召初之節奉献上度乍憚奉願
候、右之趣御家老衆中工宜様ニ被仰上可被下候、以上
安永貳年四月十五日 一條八郎

田制覚右衛門殿
今泉伝左衛門殿
高橋五郎兵衛殿
菅野吉郎左衛門殿

右四人御小性頭

安永三年願書左之通

拙者儀次男定之丞、当拾五歳ニ罷成候を木村加太夫家督
ニ被 仰付被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜
様ニ被仰上被下度奉存候、以上

安永三年三月十五日

一條仁三郎

田制覚右衛門殿

高橋五郎兵衛殿

菅野吉郎左衛門殿

小見次右衛門殿

白石表公被 仰渡候書物左之通

亥之年分御年貢米四斗入式儀、一條助左衛門ニ可被相渡
候、其身居久根ニ植立致所持候杉段々指上候処ニ備茂不
申請、木数茂指上寄特成儀ニ付、為御褒美被下置候、杉
本半内見届御留帳ニ附置候、菅野伝十郎取次、以上

斎藤理左衛門殿 其節

理左衛門 御家老

寛保三年十月十四日

大内七三郎殿

兩人

菅野孫左衛門殿

御藏役人

天明四年辰之十一月十七日

御賞書左之通

御小性頭

支配一條助左衛門事、当飢饉ニ付蔵本村急渴之者 御救
被成下度御貸上代被 仰付候処、錢貳拾貫文獻上一段之
事ニ候、且去冬茂拾五貫文村合力せしめ候段、村扱相違
彼是深切之至被 思召候、依之 御賞被成下鎌崎辺之山
千八百六拾坪被下置候事
右御書付被相渡候処、山沢山ニ所持罷在申候間、其段申
上不申受指置候

安永七年三月廿六日御賞書左之通

御小性頭

支配一條助左衛門儀、小川四郎五郎弟子ニ相成、真極流
柔術令伝授候ニ付、家老共方まで巻物指出寄特成事ニ候、
為御褒美金百疋被下置

其節御月番御家老小嶋惣左衛門殿公出入衆工御首尾

有之候ニ付、御勘定所工罷出申候而、金百疋被相渡

候間受取申候

安永三年願書左之通

拙者儀、家名ニ御座候間、助左衛門卜名改被仰付被下置
度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様ニ被仰上可被下
候、以上

一條八郎

安永三年六月十五日

田制覚右衛門殿

高橋五郎兵衛殿

菅野吉郎左衛門殿

小見次右衛門殿

右四人御小性頭

安永三年願書左之通

拙者儀、持病之疝氣ニ而相煩時々指発仕、高橋三雄療次
相請薬用仕罷在申候処、伊達郡湯之村工湯次仕候ハ、可
然由、右療医申儀ニ御座候間、明十八日分同式拾九日迄
出入日数拾式日之御暇被下置度乍憚奉願候、尤茂小室甚
六儀同道申合奉願候条、右之趣御家老衆中工宜様ニ被仰
上可被下候、以上

一條仁三郎

安永三年八月十七日

田制覚右衛門殿

高橋五郎兵衛殿

小見次右衛門殿

三井覚左衛門殿

右四人御小性頭

安永三年願書左之通

拙者儀、持病之疝積ニ而相煩時々指発、大泉篤安療次相
受薬用仕罷在申候処ニ玉造郡鳴子工湯次仕候ハ、可然
由、右篤安申儀ニ御座候間、明後九日分同式拾三日迄出
入日数十五日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老
衆中工宜様ニ被仰上可被下候、以上

安永三年九月七日

一條助左衛門

田制覚右衛門殿

高橋五郎兵衛殿

小見次右衛門殿

三井覚左衛門殿

右四人御小性頭

安永三年願書左之通

一清水上 横三拾間 豎八拾五間程

右之通拙者ニ被下置候居久根林之内ニ而 御仮屋西之方

二而被下置度奉願候、連々薪高直ニ罷成湯次人之焼料迷
惑仕候間 御慈悲を以如願被成下度奉存候、願之通被成
下候ハ、当月中令段々伐方仕度奉存候、右之趣可然様被
仰上可被下候、以上

一條助左衛門

一同

すぎ

長サ壹丈壹尺

式本

安永三年十一月十二日

藏本村肝入

合木数式拾四本

廻り壹尺

四本

所右衛門殿

右之通被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被

同村組頭

仰上被下度奉存候、以上

久三郎殿

安永六年八月十五日

一條仁三郎

同

田制覚右衛門殿

善吉殿

小見次右衛門殿

三井覚左衛門殿

右四人御小性頭

安永六年願書左之通

石田八郎兵衛殿

拙者大工町屋敷工来春中居家作事仕度奉存候間、上材木
被下置度左之通奉願候

安永十年口上伺書左之通

一松木ニ而はり 長サ式間半

口上之覚

廻り壹尺八寸

七本

一同 さす 長サ壹丈

鎌崎湯次人木賃、宝曆年中錢相場下直ニ罷成間ニ合兼候
二付引上候様仕度段奉伺候処、相對を以引上不苦趣被

廻り壹尺六寸

拾本

仰渡候二付式拾文ニ而薪ハ入次第為焼置申候処、近年

猶更錢下直、薪者高直隨而召仕等茂給金高夕諸物高直之
之砌、是迄之木賃二而八間二合兼申候間、當時茂錢下直
中他所湯次人ハ勿論、在郷・町方之者共式拾五文二而宿
可仕卜奉存候、御家中之儀ハ是迄之通二而御宿可仕候、
此段各様迄御届仕度如此二申上置候、以上

安永十年三月七日

一條助左衛門印

右之口上書西郷御扱引地忠右衛門殿まで相出申候処
相濟申候間、湯次人ハ受取申候

天明三年湯役達書左之通

鎌崎湯御役代之儀に付、御別紙御一卷を以被仰渡候処、
去々月中相原兵藏様御出之節、佐藤万九郎・千藏を以品々
被仰含、其以前安藤勘右衛門様御廻村之砌ハ右万九郎・
千藏再応被申含事二御座候得共、増御役代上納仕候儀ハ
相痛申儀二而御請仕兼罷在、且往古ハ享保年中迄湯盛之
御御役代三貫文宛上納仕来罷在申候処、享保十六年品々
願申上尅貫五百文二被相減(減)被召上罷在候処、安永
九年品々被仰渡候者湯茂先年之通相盛申候間、如元之三
貫文宛上納仕候様被仰渡候二付御請仕、安永九年以來三
貫文宛上納仕候、然者無間茂又以此度三拾貫文二相増候

様二被仰渡候儀ハ甚夕相痛無扱仕合奉存、何とそ是迄之
通二而被指置候様被成下度御答仕罷在申候処、当月月中
前書之通兵藏様御出掛被仰渡候二付禰入可申上尽様無御
座候得共、近年者御役人様御廻村之御鎌崎御一宿時々之
儀故、藏本村相痛候品を以茶屋場出代拾五貫文、錫(湯)
錢・木錢出代之内拾五貫文、取合三拾貫文村工手伝仕罷
在候得者、是迄之御役代三貫文上納仕候上、式拾七貫文
増御役代指上候而ハ至而相痛無扱仕合、木錢茂薪高直故
取箇薄夕何様共立統兼申仕合二御座候処、兵藏様工御
直々加様之儀申上候儀ハ禰入申上兼罷在申候、三拾貫文
之高二上納仕不相痛段、万九郎・千藏方茂相答不申候間
御受書等指上可申様無御座候、藏本村相痛申儀茂前書申
上候通二御座候得者是迄三拾貫文宛手伝罷在申候処相扣
可申様茂無御座、旁以増御役代之儀者 御免被成下度如
此申上候、以上

天明三年卯之

十二月

一條助左衛門

藏本村肝入

菊地所右衛門殿

西郷

御扱

鎌崎湯役之儀、別紙相直シ御郡工為申出、尤下書此
方工茂指上候様首尾可有之事

右湯役之願相認申候而、西郷御扱小関與左衛門殿まで指
出申候処、御家老衆まで被相出候ニ付願書文言之内に御
書入御附札被相附、與左衛門殿被相渡候間、書直シ留
置申候

蔵本村肝入菊地所右衛門方御金山下代佐藤万九郎
方工末書を以相出ス、其後相濟由に而何之品茂不申
来候

右願天明三年十二月十九日ニ出之者也

右三人御小性頭

明和八年願書左之通

拙者嫡子同氏宗太夫妻、御所相応之縁無御座候ニ付、他
所縁組 御免被成下度旨願申上候処、如願被仰付被下置
難有仕合ニ奉存候、依之芝田主税様御家中永野健娘当拾
五歳ニ罷成候を縁組 被仰付被下置度、右健方之証状
相添乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置
度奉存候、以上 一條助左衛門

明和八年十一月 御小性頭名前

安永弍年八月御賞書左之通

御小性頭支配

一條八郎

天明八年願書左之通
拙者嫡子同氏宗太夫妻、御家中相応之縁無御座候間、他
領縁組 御免被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工
宜様被仰上被下置度奉存候、以上

御召初二付備中貞次之刀献上、寄特成事ニ候、依而御上
下被下之

天明八年十月廿五日

一條助左衛門

八月十日

賀左衛門殿

制野

弥次右衛門殿

渡邊

新左衛門殿

関屋

安永弍年癸巳年手前覚書 五月九日 左之通

白石村典君御具足御召初二付、所持仕候備中貞次之銘有

刀一腰、願之上御小性頭高橋五郎兵衛殿を以指上候、同日於御太所御吸物・御酒被下置候、右為 御賞兼房小紋付九曜御紋付御上下拝領之

天明四年願書左之通

拙者儀、持病之疝氣ニ而相煩時々指発仕、大泉昌安療次相受薬用仕罷在申候所、遠刈田工湯次仕候ハ、可然由、右療医申儀ニ御座候間、明後廿九日今三月八日迄出入日数十日御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

天明四年二月廿七日

次右衛門殿 小見
覺左衛門殿 三井
六右衛門殿 平田 右四人御小性頭
三郎兵衛殿 長谷

右之願書相認申候而

御城御用之間ニ持参、当番御小性頭

小見次右衛門殿御取次を以御家老衆工被相出候
処、願之通相濟申候段 御同人ハ被仰渡候間罷下

り申候

三月罷帰申候間、同日御礼申上候也

寛政元年四月廿三日願書左之通

拙者儀、仙台南町玉屋兵三郎方工親類ニ御座候処、同人方ハ無余儀急用事在之候ニ付相談仕度由申聞候間、明後廿五日今来月四日迄出入日数十日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寛政元年四月廿三日

重判

賀左衛門殿 制野
弥次右衛門殿 渡邊 右御小性頭
新左衛門殿 関屋
寛政元年願書右之通ニ申上濟

寛政七年湯役之書物左之通

左之写之通被仰渡候間、早速御吟味御聞判被相出候様可被成候、尤御家中御百性之訳共ニ可被御申聞候、早速順達可被相返候、以上

四月三日

吉野直右衛門

小原村 藏本村

宮村

右肝入衆中

刈田郡藏本村市兵衛、宮村勘太郎、小原村太郎兵衛、右三人之者共出湯役定請二相成居候処、右御家中前二可有之候間、写を以早速指出候様首尾可有之候、右三人之者共諸役帳二肩書等茂無之候間、百性前二者相見得候得共、尚此儀茂承届可被申聞候、以上

右御金山本

鈴 与左衛門

四月二日

粟 源次

大肝入

小 新十郎

吉野直右衛門殿

前書之通被仰渡候間、其品可申上由承知仕、左二書上仕候

一 鎌崎温泉湯守之儀者主人片倉三之助先祖代、拙者先祖

一條助左衛門二被申付鎌崎之地知行二相写(与)工指置

被申候、依代々湯守仕居申候

一 右温泉御役錢之上納仕候儀者先祖一条市兵衛代、明暦年中藏本村肝入方御役錢三貫文宛御郡方工上納可仕

旨首尾合二付上納仕来申候、享保年中大地震以後半減

之御役錢指上罷在申候処、安永九年古之通指上申

儀二御座候、尤寛政式年春中御役錢相増候様被仰渡候

儀御座候処 主人添簡を以向役方御郡司様工願申上

無御意儀向役方工被仰渡、前々之通上納仕儀二御座候

右之通二御座候、以上

刈田郡藏本村

鎌崎温泉湯守

寛政七年卯之

一條助左衛門

四月

藏本村肝入

定次殿

右之通相認西郷御扱脇本三郎左衛門殿まで相出置申候処、御指支茂無之候間、御郡方工相出候様御首尾二御座候間、同月廿九日相出申候
右書上二而相濟申候訳、藏本村肝入方申来候

寛政七年願書左之通

御仮屋大破仕候二付建替指上候様仕度、年来奉念願申候処、当春中 御子様方御入湯之砌茂御用家二茂不相成候様罷成、千万無抛仕合奉存候、依而御建替御入料之端二

茂相成候様仕度、少分二者御座候得共貯置候金子貳拾五兩並二御量數之表縁相添献上仕度乍恐奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寛政七年五月十日

賀左衛門殿 制野

弥次右衛門殿 渡邊 右三人

九郎右衛門殿 武田 御小性頭

寛政七年六月九日御普請二御取掛、同九月初四日二惣出来二罷成申候、委クハ同年之記録二有之候

寛政七年願書左之通

拙者後妻御所相応之縁辺無御座候二付、他所縁組 御免被成下度乍恐奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寛政七年六月十五日

御小性頭三人之名前

同年願書左之通

拙者儀、後妻御所相応之縁辺無御座候二付、他所縁組願申上候処、願之通 御免被成下難有仕合二奉存候、依之高野大学様御内熊坂弥市郎姉当三拾六歳二罷成候を縁組被仰付被下置度、右弥市郎方之証状指添乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

寛政七年六月廿五日

賀左衛門殿 制野

弥次右衛門殿 渡邊

九郎右衛門殿 武田

右三人御小性頭

寛政八年之書上左之通

覚

一御黒印 壹枚

右写を以申上候

一山

右八鹿絵図指伝申候処、是亦写を以申上候、間數之儀者横百五拾間、豎百八拾間ト申伝置候

右八湯次人焼料二被下置候由申伝罷在申候処、伐方之節者願申上伐方仕候

右之通書上仕候様被仰付候二付、別紙写シを以忒枚共

二指上申候、以上

寛政八年

一條助左衛門

七月

宛所無シ、西郷御扱佐藤利右衛門殿工書上ル、相

濟申候

寛政八年願書左之通

拙者儀、何卒之御用に茂相立申度、金子少々貯置罷在申候、然処仙台工 御目付様御下被成置候二付、大御普請御座候段承知仕候、依之右御入料之端ニ茂罷成候様仕度、右金三拾両此度献上仕度乍恐奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

寛政八年十月廿八日

賀左衛門殿

制野

弥次右衛門殿

渡邊

九郎右衛門殿

武田

六右衛門殿

平田

右四人御小性頭

寛政八年願書左之通

拙者儀、先祖代々鎌崎湯守被 仰付 御先祖様御代御知行五拾九文被下置御黒印頂戴罷在、山を茂被下置湯次人焼料二仕、尤段々立身を茂被 仰付難有仕合奉存、拙者代まで十代引統罷在申候処、此度両茶屋江茂湯次人指置候様御扱佐藤理右衛門殿御首尾之処、茶屋工茂湯次人指置申儀ニ相成候得者自然ト三軒之湯本之様ニ罷成、古来之形を相失無抛仕合ニ奉存候間、以 御憐愍茶屋工ハ商買一通ニ茂被成下度乍恐奉願候、元来右仰付之根元ハ別紙両通申上候通、蔵本村工是まで壺ヶ年ニ丸錢拾五貫文宛拙者方々助力仕、外者茶屋地相貸シ見世賃拾五貫文取合三拾貫文相出シ、右兩条之外此末無心仕間敷証状肝入・組頭・御村惣代共方々相出シ置申候処、当年見世賃取合六拾五貫文之高ニ相出シ候様仕、明年々拾五貫文相増忒拾五貫文、見世賃共ニ四拾貫文宛永年相出呉候様申聞候二付、内々甚々迷惑之品ニ御座候間請合兼申仕合ニ御座候得共、扱亦一村之内湯元之儀御村江之助力之儀ニ御座候得ハ一円不承知ト申儀者如何ト奉存、当年々五貫文相増忒拾五貫文、見世賃共ニ三拾五貫文宛相手伝可申段相答申候、拙者儀湯守二被 仰付分、外之出方在之難

有仕合奉存候処、年中諸掛り過分之儀ニ御座候而湯次人不足ニ茂相成候節者甚夕窮迫仕、御家中之内ハ茂両、三軒ハ借財仕、内々指繰相続罷在候体に御座候而、湯次人出方在之節を以相補、至而難洪成身上ニ御座候、乍然湯元出方所勢仕候儀難有仕合ニ奉存候間、御仮屋御普請を茂仕上候処、先頃茂金子三拾兩御貸上被仰付候ニ付願之上被 仰付御賞を茂被成下難有仕合奉存候、依而前書申上候通内々ハ借財を以指繰罷在申儀ニ御座候間、当年見七賃取合六拾五貫文御村工助力仕儀相成兼候間、見七賃共二三拾五貫文之高ニ而相手伝可申段承知仕候事ニ御座候、依之ニ拙者助力代御村申出之通ニ無御座候故、御村之ため両見七江湯次人指置候様御首尾合之品ト承知仕候処、前文に申上候通 御先祖様御代ハ湯守被 仰付 屋形様御入湯被遊候節茂 御目見等被仰付重々難有仕合ニ奉存、代々修理を茂相加湯坪・小屋等迄茂連々大物入仕、普請相加何卒湯元繁昌仕候得者自然と 御所之益ニ茂相成申儀ト奉存罷在申候処ニ茶屋共ニ一体湯次人指置候儀、拙者家薄ク罷成甚夕以無扱仕合ニ奉存候間、縦令内々如何様窮迫ニ罷成申候而茂御村方ハ申聞之通拾貫文相増式拾五貫文ニ仕、見七賃拾五貫文取合四拾貫文宛手

伝申様可仕候間、茶屋者商買一通ニ被 仰付、都而湯次人者拙者方ニ而計り指置候様被成下度奉存候、然処当年六拾五貫文相出申候儀ハ借財相畳り申候上之儀ニ御座候間相調兼候条、見七賃取合四拾貫文之高ニ助力仕候様被成下度奉存候、右御村江之分マ力代茂過分ニ相増申儀ニ御座候間、小屋等茂相倍シ余計指置候様ニ茂不仕候而ハ相補可申様無御座候間、何卒 御是悲を以願之通被成下度不顧憚奉願候

右之趣御家老様中工宜様被 仰上被下置度奉存候、以上
寛政八年十二月十日

賀左衛門殿 制野

弥次右衛門殿 渡邊

九郎右衛門殿 武田

六右衛門殿 平田

右四人御小性頭

右願指上申候処、如願被仰渡候

右願相出候所、御下知書左之通

支配一條助左衛門儀、別紙願指出候処、明和年中村工合力之儀内々申合証状受取置候通之儀無異儀候処
追々増合力ニ不及候事、且両茶屋ハ商買一通之事に

而湯次人寓候儀者難成事二候条、其首尾可申候、依而願ハ被相返候事

右之通弥藤次殿、主馬之輔殿、生曾殿、御列座主馬之輔殿被仰渡候間、其心得可被申候、以上

新左衛門 関屋

寛政八年十二月廿六日

六右衛門 平田

弥次右衛門 渡邊

右三人御小性頭

一條助左衛門殿

他所縁組願左之通

拙者養嫡子同氏勇五郎後妻、御所ニ相応之縁無御座候間、他所縁組 御免被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中江宜様被仰上可被下候、以上

文政三年二月廿五日

高橋与兵衛殿

右七番御番頭

一條宗太夫 重判

湯次御暇願左之通

拙者儀、持病之疝氣再発仕候ニ付、引地壽瞻療次相受藥用仕候処、于今然不仕候間、遠刈田工湯次仕候ハ、可然由、右療医申儀ニ御座候間、明十三日合来ル二十六日迄出入日数十四日湯次御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文政三年三月十二日

高橋与兵衛殿 右七番御番頭

步行願書左之通

拙者儀、当正月中合持病之疝積指発、引地壽悦療次相請藥用仕候得共無然時々指込等有之出勤可仕様無御座候ニ付、無拗病氣相達罷在申候処色々取詰藥用相尽候故か、只今に而者格別指込込相除候得共以之外指付滞有之物毎蒙味仕候処、步行仕候ハ、猶更療次茂果敢取可申由、右療医申儀ニ御座候間、何卒藥取步行 御免被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文政五年三月朔日

高橋與兵衛殿

願之通相濟

一條宗太夫

重判

口上之覚

口上達書左之通

拙者儀、去月廿八日夕風邪に而引地壽悅療次相受薬用罷
在申候得共指達而之儀に茂無御座候間、過ル二日当番に
付押而出勤仕候処、同日蒲堀卷之節御役人被 仰付候間、
追而御役人帳承知相勤候様御首尾合二付、右風邪二而罷
在候段其節相達申候処、猶薬用仕押而茂相勤候様被仰渡
候二付奉承知取詰薬用仕候得共、只今に罷成候而ハ却而
熱氣相煩頭痛甚敷出勤可仕様無御座候間、医者証状相添
昨日病氣相達申候処、押而相勤候様被仰渡、右達被相返
奉承知候、依而ハ押而茂相勤申度奉存候得共、今日二罷
成候而茂熱氣・頭痛共一円相開不申平臥二罷在候仕合二
御座候間、押而茂出勤可仕様無御座候間不及是悲、又以
右之段相達申候、右之趣御家老衆中江宜様被仰上可被下
候、以上

八月七日

一條祐五郎 印

大河内兵之丞殿

八番御番頭

③諸願留(二)〔明和八年(一七七二)〕、文政二年

(一八一九) 414-2

(表紙) 諸願留 式冊之内

寛政八年御賞書左之通

御小性頭支配

一條助左衛門

此度鎌崎工出店之地被召上候処、黒田善右衛門添人幸右
衛門住居之所地代是迄之形を以被下置候間、永々所務可
仕事

右之通御家老衆御列座二而主馬之輔殿被仰渡候、以上

六右衛門 平田

寛政八年辰之十二月五日

御小性頭

御小性頭支配

黒田善右衛門

此度添人幸右衛門儀、為 御賞鎌崎住居之所 永出店二
被成下候処、地代之儀者は迄之形を以一條助左衛門方工
永々可相出候事

右之通御家老衆御列座二而主馬之輔殿被仰渡候、以上

六右衛門 平田

寛政八年十二月五日

御小性頭

此御書付扣二相成候哉ト下を爰に記置申候

寛政拾年六月願書左之通

鎌崎

御仮屋前崩目、此度御普請御座候段奉承知候、依之右御普請中相雇申候而、御人足百人御手伝仕上度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寛政十年六月十五日

賀左衛門殿 制野

弥次右衛門殿 渡邊

惣右衛門殿 大谷

六右衛門殿 山村

右四人御小性頭ニ御座候

同日御城工罷出、六右衛門殿当番ニ而指出ス

同年七月十日ニ願相濟

丸銭式拾貫文上る者也 御普請中御手木石川市平

居申候間、同人方工代相渡ス也

釜崎湯役銭古来ハ三貫文宛上納仕候処、去年ハ四割七分

御割合を以相納候様、去十一月中肝入方ハ角銭拾四貫百文同月廿七日相納申候、然処旧臘六日御本ノ御役相原兵藏様御出役被成置、下代佐藤万九郎、千蔵等を以被仰渡候者天明三年卯之十月中被仰渡候通、来春ハ湯役銭壹ヶ年二角銭ニ而三拾貫文之高ニ相納候様被仰渡候ニ付、早速之御答申上候ハ近年薪高直仕渴々相続仕候間、増御役銭之儀者御免被成下度品々申上候処 御内証様御役人中工茂申出候上、年内中御答可申上由被仰渡候、右天明三年被仰渡候節茂 御内証様工願申上候得者御向々様工被仰達被下置候由に而前々之通三貫文宛相納候様被仰渡、角銭御遣出ニ罷成候而茂三貫文宛上納仕罷在申候処、去年ハ相場御割合を以被召上候儀者奉畏候処、増御役之儀ハ 御免被成下度乍恐奉願候、扱亦 御上様工申上候儀ハ恐入奉存候得共、御役人様方御廻村等之砌鎌崎御一宿被遊候儀茂御座候処、蔵本村相痛候品を以三拾貫宛年々御村工手伝仕候処、去年ハ四拾貫文ニ相増御役銭取合五拾四貫文余相出、近年薪ハ勿論諸物高直、湯次人ハ湯銭・木賃ハ丸銭相場割合通ニ茂相出兼申体之極病人・片輪者等者無是悲ニ茂取立兼連々困窮仕、長屋修覆等茂相届兼申仕合ニ御座候得共、御上意御役人様御出之

砌ハ何時茂湯次人相戻シ、村役人・夫・印時等相詰候長屋々々茂明渡シ申儀茂藏本村痛計ニ茂無之、拙者之痛湯之御役同前ト相心得、是迄如何程湯次人盛之節ニ御座候共無滯長屋等茂明渡シ御宿御用相勤罷在申儀ニ御座候、且亦享保年中品々願申上半高 御免被成下、安永八年迄五拾ケ年之間老貫五百文宛上納仕罷在候処、安永九年ハ往古之通三貫文之高ニ上納被仰渡五拾ケ年中絶仕候儀ニ而丸錢三貫文之御役を茂湯々上納仕罷在申候処、追々御増役被仰渡如何体ニ茂湯元御用立続兼申仕合ニ御座候間、是迄之通三貫文宛被召上被下置度、乍恐御向々様工可然様被仰達被下置度不顧憚奉願候、右之趣宜敷被仰上可願候、以上

一條助左衛門印

寛政貳年戌之正月

藏本村肝入

菊地所右衛門殿

右之相認所右衛門方工相出ス、同人末書を以西郷御扱片平清左衛門殿工指出ス、右之願御小性頭衆工茂相出可然由申来候故、同文言ニ御座候処書留ニ右之趣御家老様中工宜様ニ被仰上被下置度奉存候ト書申也

其節御小性頭

制野加左衛門殿 渡邊弥次右衛門殿

関屋新左衛門殿 鈴木源兵衛殿

右四人ナリ、苗字無ニ願相出ス、手前諸苗字ナリ

此四人御小性頭

寛政四年願書左之通

拙者儀、仙台南町玉屋兵三郎方工親類ニ御座候処、同人方ハ無余儀急用事在之候ニ付相談仕度段申聞候間、明後九日ハ同月廿日迄出入日数拾式日之御暇被下置度乍憚願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寛政四年七月七日

賀左衛門殿 制野

新左衛門殿 関屋

源兵衛殿 鈴木 右四人御小性頭

仲右衛門殿 引地

寛政五年願書左之通

此度

御茶屋御普請被遊候二付、拙者儀茂罷出御手伝仕上度奉
存候得共、無細工故罷出御手伝仕上可申様無御座候、依
之五寸釘三千本御内々ニ而献上仕候様被成下度不顧憚奉
願候、右之趣宜御取成被成下度奉願候、以上

一條助左衛門

寛政五年八月

菅 十右衛門殿 菅野

大 幾太殿 大波

右御茶屋定詰御普請方掛諸色御メり役、釘ハ金
子ニ而指上可然由申來候間、金子五切指上申

候

御普請出来後常盤崎ト申候

寛政五年八月之書物左之通

口上之覚

蔵本村之内、鎌崎湯本一條助左衛門居久根に而自縊仕
候人像・衣類左ニ申上候

一年齡五十歳余

一長五尺余

一丸顔目鼻大体

一月代四、五日以前ニ

刺申候様子ニ相見得申候

一縞古裕 壹ツ

一千草古帯 壹本

右帯ニ而縊居申候

一古手拭 壹本

一古油煙草入並

きせる 壹本

一下駄 壹足

但シ下帯迎茂無御座候

拙者借屋外兵衛所工、過ル式拾五日今伊達五十沢村藤吉
ト申者塗師ト申候而罷越候得共、塗師道具迎茂所持不仕
湯次仕罷在、同廿八日罷歸候由ニ而湯工相入申候迎、外
兵衛所下駄ヲはぎ相出申候処余り延引ニ御座候間、外
兵衛茂湯工罷越見申候得者湯ニ茂居不申候二付、其外長
屋等相尋申候処相見得不申候間、直々外兵衛事拙者方工
相廻り此所を湯次人罷通不申哉ト承申候間、先程東之方
工罷通候由相咄申候二付、若宿元工罷歸居申候哉ト見申
候得者宿元ニ茂居不申候間、夫々山林等まで相尋申候処、

下駄之羽跡御座候間、右ヲ相糺相尋申候処北之澤ト申所
ニ自縊仕居候間動転仕、刃兵衛儀直々拙者並一條助左衛
門方エ為知仕候二付、拙者共早速右場所工罷越見届申候
処自縊ニ相違無御座候、尤古切風呂敷壹枚並古縞之はだ
き壹枚、外ニ紙袋壹ツ、右刃兵衛方エ預り置申候、右之
段共ニ相達申候、以上

寛政五年

木村定之丞

八月二日

小室長九郎殿

原居掛五人組

小室甚七殿

右之通拙者共末書を以相達申候、以上

同月同日

小室長九郎

蔵本村肝入

小室甚七

定次殿

同村組頭

与次助殿

同

善八殿

前書之通早速申出候二付、伊達郡五十沢村名主方エ早速
飛脚相立為承候処、右名前之者無御座由ニ相答申候由今

日申出候二付、拙者共早速罷越見届吟味仕候処ニ前書申
上候通所縁茂無御座、乞喰体之者ト相見得自縊ニ相違無
御座様子ニ御座候二付、拙者共方右両通壹綴如此ニ申
上候、以上

蔵本村組頭

同月同日

善八

同 同

与次助

甚内様

同村肝入

定次

右ハ西郷御扱佐野甚内殿迄出之

乍恐口上書を以左ニ申上候

鎌崎木村定之丞殿借屋茶屋刃兵衛所工去月廿五日伊達
郡五十沢村藤吉ト申者之由ニ而湯次仕罷在申候処、同廿
八日罷返り候由ニ而湯工相入申候処、余り帰茂延引ニ御
座候ニ付湯工迎ニ右刃兵衛參候得者居不申候二付、小屋
等相尋申候処居不申色々相尋候得者北之沢ト申所工下駄
之跡御座候二付相糺見申候処、右場所ニ自縊仕居候間、
早速右定之丞殿、一條助左衛門殿工申出候二付、右兩人

始吟味仕、五十沢村工飛脚相立申候得者別紙之通五十沢

伊達郡五十沢村名主

村名主共方々相答申候二付、右之段拙者共工申出候間、

七月廿九日

与七郎

早速拙者共鎌崎工罷越見届吟味仕候内非人頭罷越、右様

同

子承知仕見分仕候処、乞喰に相違無御座由申出候間、

物右衛門

急々右非人頭工相渡シ為取仕廻申候間、五十沢村名主方

白石鎌崎

之紙面相添拙者共方々如此二申上候、以上

卯兵衛様

藏本村組頭

一條助左衛門様

丑之

善八

御報

八月四日

同 同

与次助

寛政七年願書左之通

甚内様

同村肝入

定次

拙者儀、仙台南町玉屋兵三郎方工親類二御座候処、同人方今無余儀急用事在之候二付相談仕度由申聞候間、明後

伊達五十沢村肝入方々之答左之通

廿八日今来月九日迄出入日数拾弍日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様二被仰上被下置度奉存候、以上

態々御飛札之趣致拜見候、然者過ル廿五日塗師藤吉卜申

候、以上

仁、当村之者之由二而其御地工致湯次候処急死二付、弥

寛政七年正月廿六日

当村之者二相違茂無之候ハ、早速引取候様御尤之御事

賀左衛門殿

制野

二御座候、然る所当村頭組之内共二塗師等致候者無御座、

弥次右衛門殿

渡邊

殊二藤吉卜申名前之者無御座候、右為御報如此二御座候、

九郎右衛門殿

武田

以上

右三人御小性頭

寛政元年酉之十一月廿六日

録銀子今日之御使二指上申候、以上

覚

山谷助太夫

一金 貳百疋

鎌崎支配

十一月廿三日

仙台御留主居

片平清左衛門

理左衛門様

齋藤

一金 貳百疋

高橋要安

御家老

一金 貳百疋

宮之宿

蓮藏寺

寛政貳年湯役之書物被相渡左之通

一銀子貳両

一條助左衛門

片平清左衛門

西郷御扱

一貳朱

茶屋

鈴木幸右衛門

内馬場環

北郷御扱

右之通小笠原佐渡守殿御領棚倉修験大聖院弟子真龍、当
六月中刈田鎌崎二湯次二相越候処、右真龍病死大聖院病
氣二付右之面々世話致候段、佐渡守殿被及御聞被相贈度
由之儀御留主居公義使工申来、向々首尾合之上江戸
表下指下候品々之事

別紙を以助太夫方紙面左之通

真柳弥五郎殿、本郷清三郎殿分昨廿二日御用所工罷出候
様御指紙到来仕候間、半澤米右衛門相出候処、岩渕長太
夫殿御出会扣書付之通之由二而御目録並銀子被相渡、尤
早速御請度相出候様被相談候由被申聞候間、右扣並御目

去暮御金山本ノ相原兵藏殿御廻村之節、鎌崎湯役増上納
致候様御首尾有之候二付、増上納不被召上様被成下度
品々一條助左衛門願申出候、勿論遠刈田・小原両所工茂
湯役増候而上納致候様御首尾合之由二付、別段之御吟味
を以右三ヶ所共二増湯役不被召上、只今迄之通被召上様
被成下度品々御願被成下候処、過ル十日木村和多理殿分
御留主居被為呼三ヶ所共二増湯役不被召上、只今迄之通
被召上、尤御代官衆工茂御首尾相成候段、内馬場善太夫
殿を以被御申渡候間、各其心得助左衛門並両所湯守工茂
首尾可被申候、以上

五月十六日

右之通理左衛門殿今被仰渡候間、其心得可有之候、以上

寛政貳年

五月十七日

清左衛門

一條助左衛門殿

此度仙台御屋敷工御蔵御建被成置段 奉承知候、依之少分之儀にハ御座候得共、仙台御雇御人足五拾人御手伝仕候様被成下度、乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

寛政十年八月十九日

寛政八年御賞書左之通

弥次右衛門殿

渡邊

御小性頭

惣右衛門殿

大谷

支配一條助左衛門儀、何ぞ之御用ニ茂相立申度貯置候金子三拾兩、此度御普請御入料之端ニ茂被成下度献上一段之事ニ候、為 御賞居久根続余慶之地有之分被下置候事

寛政十年願書左之通

但シ木村定之丞屋敷場並両出店之地被召上替地被

拙者儀、山中ニ住居仕過分之山林頂戴仕罷在候間、山林

相渡候事

右之通於 御城ニ主馬之輔殿被 仰渡候事

之儀ニ候而ハ何卒御一助ニ茂相成候儀仕上度内々存含罷在候処、近年御上下御相続為御基本之御領分中漆御植立御取行被成置之旨承知仕候処、拙者自力ニ先以向拾ヶ年

寛政八年

辰之十月廿八日

武田九郎右衛門

御小性頭

之内四万本植方仕上候様被成下度乍憚奉願候、右御植方之場所諸入料等之儀ハ向御役人中工及相談ニ追々申上候様仕度奉存候、且右年限之内凶歳等御座候砌ハ自力ニ及

此節御家老片倉主馬之輔殿

兼候儀茂御座候ハ、其節に至り願申上る儀ニ御座候間、

御吟味被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被

仰上被下置度奉存候、以上

寛政十年九月朔日

弥次右衛門殿 渡邊

六右衛門殿 山村

所左衛門殿 伊藤

佐藤右衛門殿 黒澤

右四人御小性頭

右之通願相濟、四拾切宛指上申候

寛政十一年之願書左之通

拙者儀、親類仙台南町玉屋兵三郎方々無余儀急用事有之候二付相談仕度由申聞候間、嫡子宗太夫為相登申度奉存候間、明後十四日夕廿日迄出入日数七日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

寛政十一年二月十二日

弥次右衛門殿 渡邊

六右衛門殿 山村

所左衛門殿 伊藤

佐藤右衛門殿 黒澤

寛政十年湯役之書物左之通

御別紙之通被仰渡候間、各其御心得御吟味御首尾可有之候御別紙面を以直々相渡り候間、早速順達留可被相返候、以上

三月廿六日

仮大肝入

藏本村肝入

平兵衛

定次殿

御分領中出湯往古有来ル湯本拾七ヶ所、湯守望人年々御役壺ヶ年トか又ハ弐、三年トか其場所入湯人多少等工取合御役代被召上旨御吟味之上 御奉行衆被仰渡候段、出入司衆被仰渡、御郡奉行衆申来候間ヶ所共に申渡候

刈田郡藏本村鎌崎

一出湯 壺ヶ所

右湯元にて入湯人多少工取合年々御役壺ヶ年トか亦ハ弐、三か年ニ而茂受負人望次第、当時之入湯人工取合受負人御役代茂被召上旨御吟味之上御奉行衆被仰渡候段、出入司衆被仰渡旨御郡奉行衆申来候、右御役代

一條助左衛門

出増吟味之儀ハ御金山附拾五品物方係り御金山下代共方
ニ而吟味可為仕旨共ニ申来候間、壹卷者右御金山下代門
脇新右衛門、和泉林左衛門方工相渡候条、湯元々々^マ工ハ別
文之趣申渡置候首尾可有之候、以上

御金山本^マ

二月式拾六日

齋藤丈助

尚以是迄湯守共當時之入湯人高等工茂取合御役代相増受
繼願申出候儀者令相当候事ニ有之、刈田鎌崎御役代壹ヶ
年三貫文宛上納相成當時之入湯人工取合候而ハ不当之事
ニ有之、余方逆茂右ニ順シ候事ニ有之方^マ御吟味ニ茂相
至候事ニ而、扱亦此節余方^マ此節卜存紙上文面エハ宜ク
申立、只せり取候儀ヲ趣一二申出候者茂可有之、是ハ吟
味ニ不及事ニ候間入湯人高等工取合実事を以湯守共申出
候ハ、御吟味に茂可罷成事ニ候条、湯守共臨時之痛等
に不相至様吟味可申旨共ニ御金山下代共方^マ工茂別シ而申
渡置候間、右之趣共ニ湯元々々^マ工茂首尾有之候留^マ可被
指出候、以上

此度別紙写之通、鎌崎湯御役代相増上納申様御首尾之趣
申来、且過ル拾四日御金山下代門脇新右衛門、和泉林左

衛門、目黒庄右衛門並ニ山巡り等罷越、拙者方工御首尾
之趣首尾合仕候儀、右別紙之趣工同様之品ニ御座候、依
而此方向々工申達候上何レト御答可仕候間、先以其間御
延引被下度旨相答申候得者此方御下知次第御役代相増受
繼願相出申儀ニ候ハ、仙台工罷登相願可申由申談、昨十
六日朝罷帰申候、然処寛政貳年四月中御金山本^マ衆相原
兵藏様御廻村之砌、御役代角錢三拾貫文ニ相増上納仕候
様下代佐藤萬九郎、山巡り千藏を以被仰含候ニ付、其節
此方様工願申上候得者御家老様御願工 御上様御添簡を
以御郡方工被指出被下置、先々之通丸錢三貫文宛上納
仕、是迄増御役代不被召上罷在申候、然処此度又以右之
御首尾有之候処、御分領中湯元一体増御役代上納ニ罷成
候儀ハ兎茂角茂奉存候得共、拙者湯守之儀ハ小原等卜違
往古^マ御家中前ニ而 御黒印頂戴ニ而罷在、先祖代^マ是
迄受繼願なと申上候儀茂無御座候間、何卒御吟味之上此
末共ニ時々受繼願等之御首尾合茂無之、永代湯守ニ相立
居候様被成下度奉願候、前書申上候通寛政貳年 御願を
茂被成下候ニ付、其節^マ是迄別段之儀茂無御座候処、此
度右之御首尾申来当座受負湯守之様ニ而無扱仕合ニ奉存
候間、御憐愍之御吟味を以時々御首尾直り無之様ニ被成

下度不顧憚如此二奉願候、右之趣宜様被仰上可被下候、以上

一條助左衛門

寛政十年六月十七日

藏本村肝入

定次殿

右之願工肝入末書を以

西郷御扱佐藤理右衛門殿工指出ス

寛政拾壹年之願書左之通

此度漆四千本御植立之御入料金拾兩掛申候段奉承知候二付、壹ヶ年二拾兩宛献上仕度段去年中願申上候処、願之通被仰付去年暮合拾兩宛指上申候処、又以千本御植立之御入料金拾切足加、当年合五拾切宛献上仕候様被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

寛政拾壹年十二月

弥次右衛門殿

惣右衛門殿

六右衛門殿

渡邊

大谷

山村

一條助左衛門

右御小性頭

右寛政拾壹年之願書相認置候処、余り月迫二罷成故二同十三年正月上ル也

寛政十三年之願書左之通

拙者儀、親類仙台車地藏通板橋善左衛門方合茂無余儀急用事申聞候間、嫡子同氏宗太夫為相登申度奉存候間、明後十四日合廿三日迄出入日数十日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

寛政十三年二月十二日

惣右衛門殿

兵記殿

六右衛門殿

右三人御小性頭

大谷

渋谷

山村

享和元年願書左之通

拙者儀、八歳二罷成申候節実父病死仕候二付、一條助左衛門後見仕得養育御奉公相統罷在申候処重恩相受申候儀

二御座候間、実父同然には迄取扱罷在申候処、当年春中
合中症相煩色々薬用茂相転候得共、只今二罷成申候而ハ
九死一生之仕合ニ御座候間、右申上候実父同様父子之情
合相受申候様被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工
宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

享和元年七月七日

兵記殿 洪谷

六右衛門殿 山村 兩人御小性頭

享和貳年願書左之通

拙者儀、持病之積(癩)氣時々指起申候ニ付高橋伯安療
次相受罷在申候処、青根工湯次仕候ハ、可然由、右療医
申儀ニ御座候間、明廿三日ハ式拾九日迄出入日数七日之
湯次御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様
被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

享和貳年九月廿貳日

六右衛門殿 山村

平左衛門殿 本澤 貳人御小性頭

享和三年之願書左之通

拙者儀、親類仙台車地藏通板橋善左衛門方ハ無余儀急用
事有之候ニ付相談仕度由申聞候間、嫡子同氏宗太夫為相
登申度奉存候間、明七日ハ式拾六日迄出入日数十日之御暇
被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被
下置度奉存候、以上

一條助左衛門

享和三年二月六日

六右衛門殿 山村

平左衛門殿 本澤 兩人御小性頭

享和四年湯役被仰渡書左之通

御小性頭支配

一條助左衛門

刈田鎌崎出湯御役代五割増を以永受ニ被成下度趣品々從
上御願茂被相出置候処、過ル式拾三日御郡方会所工御
留主居被為呼御留付加藤源右衛門殿を以被仰渡候者玉造
川度(渡)並柴田青根湯役工御取合御吟味相成候所、
六、七拾貫文ニ無之候而ハ相当不致候得共、先以当年ハ

末五年壹ケ年二九代貳拾五貫文を以被相任候段被仰渡候間、右之心得を以右湯役代年々無滞御郡方工上納申様首尾可有之候事

享和四年

主馬 片倉

二月廿六日

御家老

右之通於 御城二主馬殿被 仰渡候条、其心得可申候、以上

佐藤右衛門 黒澤

三月二日

平左衛門 本澤

一條助左衛門殿

六右衛門 山村

右三人御小性頭

享和四年三月二日湯役之儀、御郡工御願相濟候二付白石御役人工進物左之通

一日野甚五左衛門殿 片倉主馬殿 渡邊弥次右衛門殿

右御三人御家老

こほく帯地壱筋宛進物

一黒澤佐藤右衛門殿 本澤平左衛門殿 山村六右衛門殿

右三人御小性頭 葛粉式袋宛進物

一今村半之丞殿 橋元寛左衛門殿 大波幾太殿

一平田六右衛門殿 佐藤惣八殿

右五人出入役

ちり置壱速

しほり壱反宛進物

一遠藤善右衛門殿

西郷御扱

葛粉式袋宛

一加藤助五郎殿

一加瀬源吾殿 右兩人御留付

享和三年之願書左之通

此度寂光院様刈田鎌先工御入湯被遊候段被仰渡、御宿向共ニ御拵ニ罷成候処、前々恵心院様御入湯之節之御振合を以諸事御首尾合ニ罷成候御儀ト奉存候処、其節ハ御拵方之儀ハ御宿賄に被仰渡候ニ付品々拙者手前に而賄上候様被仰渡候処、御宿向工茂引隔居、其上少人数之者共之儀に而如何様ニ茂仕上兼、其段茂申上候処、最早御着茂被遊候節ニ而如何様に茂間ニ合兼候由被仰渡無抛御請申上候処、此度迎茂右御賄等之儀者前々之姿を以被仰渡候御儀等ニ而ハ拙者手前ニ而如何様ニ茂御賄上可申様無御座候間、前以奉願候間御村賄之御振合を以御首尾合可被成下候、右御賄所等之儀ハ湯次人等罷在候家茂御座候

間、右ヲ御用立上候様可仕候間如此奉願候、前々茂扱之儀申上候処無御余儀御吟味ニ茂可罷成候処、俄之儀に而御首尾合茂行渡兼候由被仰渡、此度之儀ハ如何様ニ仕上

右之通申出候処、此度ハ役々へ御村賄茂被立下候事ニ有之、別而御吟味に茂不及方かと奉存候、一応相達候上首尾仕度、此段相達申候、以上

候様にと被仰渡相勤申候処、其後御中奥様御入湯之節茂

三月廿九日

荒井東輔

御賄之御人数様茂御座候ニ付賄上候様被仰渡、其節茂右

右之通被御申聞令承知候、以上

之段申上御村賄に被立下候間、右工茂御取合御吟味被成

三月廿九日

木村孝七

下度奉存候、兼而湯次人等罷越居候節ニハ賄等ハ仕候哉

荒井東輔殿

之儀茂被御聞候処、御見聞被成下候通賄等ハ一切不仕儀

左之通申出候段被御申聞候之処、役々工ハ御村賄茂被立

に而其段茂申上置候段々御見聞被成下候通ニ奉存候間、

下候儀に而、別而御吟味不及方ト被仰渡候間、其御心得

指掛り被仰渡候節ニハ御賄茂申上兼御指支ニ茂相成候御

首尾可有之候、以上

儀ニ罷成候得ハ如何ニ奉存、前以此段奉願候間此段宜様

荒 東輔

ニ被仰上被下度奉存候、以上

刈田鎌先湯守

三月廿九日

享和三年亥之三月廿八日

小十郎家中

大肝入

大肝入

一條助左衛門印

阿倍銀四郎殿

安部銀四郎殿

左之通被仰渡候間、其御心得可被成候、以上

右之通願申出候間、御吟味被成下度如此申上候、以上

大肝入

刈田大肝入

四月朔日

安部銀四郎

安倍銀四郎

鎌先湯守

同年同月

一條助左衛門殿

東輔様

文化元年願書左之通

拙者儀、仙台車地藏通板橋善左衛門親類二御座候処、同人方々無余儀急用事在之候二付相談仕度由申聞候間、来ル拾壹日方同廿日まで出入日数拾日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

文化元年四月九日

六右衛門殿 山村

平左衛門殿 本澤

佐藤右衛門殿 黒澤

右三人御小性頭

文化元年願書左之通

拙者儀、連々貯置候金子五拾切、此度 御常様御手金之端に茂被成下候様奉献上度乍憚奉願候、右之趣御家老様中工宜様被仰上被下置度奉存候、以上

一條助左衛門

文化元年三月廿五日

六右衛門殿 山村

平左衛門殿 本澤

佐藤右衛門殿 黒澤

右三人御小性頭

同年四月三日 於御城御肴・御酒被下置、金子五拾切上ル也

文化元年御賞書左之通

一條助左衛門

此度 御常様御手金之端に茂被成下度連々貯置候金子五拾切、願之上献上寄特成事二候、依為 御賞御番入士格二被 仰付事

文化六年湯役増之儀、仙台方申来候二付御内證様方御願被成下候二付、御郡方相濟候二付

白石方被仰渡書

左之通

覚

一條助左衛門

鎌崎温泉御役錢従 上御願之上、去年迄代式拾五貫文を

以相納候処、当年御年限明ニ付去年迄之通之御役錢相納候様被成下度 願申出候ニ付品々御願被相出候処、御覺書を以被仰渡候ニハ鎌崎温泉運上代当年向五ヶ年式拾五貫文を以被相任候段、尤受状之儀ハ是迄之通湯守手前々順々を以可相出旨被 仰渡候間、其心得年々無滞御郡方工上納申様可被申候、以上

文化六年 甚五左衛門 日野 此節御家老

十二月十一日

文化六年御賞書左之通 十二月廿八日

一條助左衛門

漆御植立之段令承知、右御植方御入料ヲ以年々献上仕度旨願申上、去年迄拾ヶ年ニ金子四百九拾切令献上一段之事二候

依為 御賞御扶持方玄米壹俵宛月々被下置候事

御藏役 一勝見四郎右衛門殿

一遠藤惣内殿 御兩人分受取

文化元年願書左之通

拙者儀、仙台車地藏通板橋善左衛門親類ニ御座候間、同

人方分無余儀急用事在之候ニ付相談仕度由申聞候間、嫡子宗太夫為相登申度奉存候間、明廿三日分七月二日まて出入日数十日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文化元年六月廿二日 一條助左衛門

山村六右衛門殿

黒澤佐藤右衛門殿 右兩人御小性頭

文化式年願書左之通

拙者孫男子無御座、女子計り御座候処、御家中相応之縁無御座候間、他所縁組 御免被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條助左衛門

文化式年六月朔日

山村六右衛門殿

黒澤佐藤右衛門殿 右三人御小性頭

伊藤所左衛門殿

右之通願書相認 御城迄持参、其当番山村六右衛門殿工指出、御家老衆工被指出早速相濟候訳被仰渡候間罷下り申候

文化三年丙寅八月西郷御扱遠藤善右衛門殿工口上
伺書左之通

一白石御知行所に罷在候御用紙敷・御林守・御本山、右
之者鎌先工入湯之節木錢半払に致シ、湯錢・灯明錢等
ハ御用相勤候ニ付相払兼候由申ニ付、帯刀致候者ハ格
別御百性等時々罷越申候間、右之訳相談申候而茂木錢
計り半払ニ致、湯錢・灯明錢等者無相払罷帰候者時々
ニ御座候間、御吟味被成下御下知被成下候様口上書ニ
而伺申候

一毎年十二月初旬參候湯次人茂是迄ハ指置申候処、菟角
無宿者等数多罷越申候故、不勘定ニ而罷帰甚相痛申候
儀茂有之候間、同月廿五日夕越年湯次人指置不申候様
被成下度候、拙者方夕湯次人工自分ニ掛合申候而ハ不
承知之者茂有之候間、御下知有之候様被成下度訳ニ相
伺置申候

同年十月十三日罷出申候処、御用紙敷・御林守・御本
山、右之者共帯刀致候者ハ格別御百性前ニ有之候ハ、
是迄之通湯錢・木錢・とうめう錢共ニ受取不苦訳ニ御
下知有之候、併書物ハ不相渡候

文化三年寅之十二月被相渡書付左之通
覚

鎌先湯元湯次人十二月廿五日以後相扣候様可有之候品ハ
為越年無宿者等或ハ怪敷者湯次申立入込紛居候様相聞得
候条、前文之通其心得可有之候、以上

文化三年寅之

遠藤善右衛門印

十二月廿五日

西郷御扱

一條助左衛門殿

右之通相伺申候処、御同人公被御申渡候ニハ同役中工茂
相談致置候

御月番甚五左衛門殿迄相伺申候処、無異儀相聞得候間不
相成候訳書物ニ而相渡置候様御首尾ニ御座候間、如此ニ
書物相渡指置訳ニ被申候事ニ御座候
右本紙ハ仕舞置、写シを爰ニ記ス

日野甚五左衛門殿 御家老役

文化式年願書左之通

拙者嫡子同性宗太夫儀、男子無之女子当拾壹歳ニ罷成候
工賀養子仕度奉存候処、御所ニ相応之縁組無御座候ニ付

他所縁組 御免被成下度奉願候所如願被 仰付難有仕合
二奉存候、依之二 藤五郎様御家中佐々木繁之助弟同性
勇五郎当十三歳ニ罷成候を縁組被 仰付被下置度証状指
添乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様ニ被 仰上可被
下候、以上

文化三年八月十日

一條助左衛門

山村六右衛門殿

黒澤佐藤右衛門殿

伊藤所左衛門殿

三人御小性頭

文化三年願書左之通

拙者儀、親類亘理御家中佐々木繁之助方々無余儀用事御
座候ニ付罷越呉候様態々以紙面申聞候間、同氏宗太夫指
遣シ申度奉存候間、来十六日今来月朔日迄出入日数拾五
日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様
被仰上可被下候、以上

文化三年六月十日

一條助左衛門

山村宰右衛門殿

黒澤佐藤右衛門殿 右三人御小性頭
伊藤所左衛門殿

文化四年願書左之通

拙者父子、鎌崎山御林境西高尾斎御林・黒柴御林・四郎
斎御林迄野火メり被仰付相勤罷在申候処、拙者儀当年五
拾八歳ニ罷成、殊ニ大病以後上昇指発、尤手足相弱り山
野歩行甚々難儀仕候、右野火メり頭六ヶ年以前被仰付是
迄漸々相勤罷在申候処、当春ニ至り尚更相弱り申候而相
勤り兼申仕合ニ御座候間 御憐愍を以右御用御免被成下
度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中宜様被仰上可被下候、
以上

文化四年二月十五日

一條助左衛門

山村宰右衛門殿

黒澤佐藤右衛門殿 右三人御小性頭

伊藤所左衛門殿

文化五年願書左之通

拙者嫡子同氏宗太夫儀、久々持病之疝積指発、高橋伯安
療次相受取詰、薬用相尽申候得共、于今不然仕甚々鬱滞

仕候処、青根工湯次仕候ハ、可然由右療医申儀ニ御座候間、来ル廿日今来月五日迄出入日数十五日之湯次 御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條助左衛門

文化五年六月十八日

岩山仲太夫殿 御小性頭

文化六年正月願書左之通

拙者儀、親類亘理御家中佐々木慶次方ハ無余儀用事御座候ニ付罷越呉候様態々以紙面申聞候、依而嫡子同氏宗太夫指遣シ申度奉存候間、明廿六日今来月二日迄出入日数七日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條助左衛門

文化六年正月廿五日

橋元寛左衛門殿

今村半之丞殿

右四人御小性頭

岩山忠太夫殿

佐藤理右衛門殿

文化六年願書左之通

拙者嫡子同氏宗太夫儀、持病之疝積指発申候間、佐久間寿敬療次相受薬用仕候得共、于今然不仕甚夕鬱滞仕候処、遠刈田工湯次仕候ハ、可然由右療医茂申儀ニ御座候間、明後廿一日今来月五日迄出入日数十四日之湯次御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文化六年六月十九日

一條助左衛門

重判

山村宰右衛門殿

佐藤理右衛門殿

佐々木渡殿

右三人御小性頭

文化六年願書左之通

鎌崎湯増御役錢御郡方工相納候様ニ被仰含候処、從御上様御願被成下壱ヶ年二丸錢式拾五貫文宛、向五ヶ年去年迄相納申候、当年御年限明ニ相成申候間、当年今去年迄之通御役錢相納候様御願被成下度乍憚奉願候、右之趣

御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文化六年八月朔日

一條助左衛門

重判

矢内太郎左衛門殿

西郷御扱土地附二御座候間、願相出ス

御家老衆の御願被成下候

文化七年願書左之通

拙者儀、漆方御入料金拾ヶ年二百九拾切献上仕候ニ付、為御賞月々御扶持方壹俵宛被下置難有仕合ニ奉存、依之ニ為冥加之当年の当年の三ヶ年二百五拾切之高ニ又々漆方御入料金献上仕度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文化七年正月十五日

一條助左衛門

文化四年十二月口上書上る左之通

橋元寛左衛門殿

拙者儀、拾ヶ年以前の漆御植立之端ニ茂被成下度奉存、

今村半之丞殿

御金四拾切指上、翌年を又以拾切相増五拾切宛之高ニ

岩山忠太夫殿

仕、当年迄拾ヶ年取合四百九拾切之高ニ指上置上ヶ払ニ

佐藤理右衛門殿

罷成申候間、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、

佐々木紋之助殿

以上

文化四年十二月廿四日

一條助左衛門

橋元寛左衛門殿

重判

今村半之丞殿

左ニ記ス

杉山五太夫殿

右五人御小性頭

爰ニ記置

岩山忠太夫殿

当所湯元ニ而末々加様之事茂可有之ト始末之品簡

佐藤理右衛門殿

同年七月式拾三日の達、梁川上町ニ罷在申候皆吉ト申候者博突之喧嘩に而是茂同類之者故喧嘩致シ大疵を受、賀マツ(駕)籠に而拾四、五人連ニ而帶刀ノ者両、三人其外ニ茂

壹本刀指候者三、四人茂連立湯次ニ罷越申候処、同月式拾七日西郷御扱丹野八弥殿ハ大急御用有之由ニ宗太夫方工申来候間、御同人宅工罷出申候処、此四、五日以前達、梁川ハ入湯之由ニ而賀籠を取卷式拾人計りに而帶刀亦ハ壹本刀等指候者共罷通候由、町ハ茂申出茂有之候間、喧嘩之敲等茂有之様子ニ而罷通候由時々申出茂有之、尤茂大二風分有之候処、于今湯本滞留ニ候哉ト御聞被成候間、宗太夫事于今滞留ニ御座候由申上候得者、右体之者万一於湯本敲之者罷越候而意趣打簡有之候而ハ御所之騷動ニ相成申候而ハ甚夕御六ヶ敷相成候間、右体之者共急連ニ相扨申候様ニ御月番御家老小嶋惣左衛門殿ハ御首尾合之由、八弥殿ハ茂御首尾合之由ニ有之候、宗太夫申上候にハ湯次人之儀ニ御座候間、何之品茂無之儀に湯本相扨候儀相成兼候訳に申上候得者八弥殿御聞被成、右体之者前々相扨候例茂有之候哉ト御聞被成候間、宗太夫申上候ニハ前例とて茂無御座候段申上候、其儀に候ハ、御自分之取計を以目立不申様致湯次可申由ニ八弥殿御首尾合ニ御座候間、其儀ニ候ハ、罷帰相談可仕候由ニ申上候得ハ、其儀に候ハ、其品御家老衆まで申上置候儀ニ御座候由、八弥殿御首尾ニ御座候間罷帰申候而、茶屋罷在候村

山卯兵衛ニ相談致シ、是ハ先頃達、梁川皆吉湯本工參申候節世話致候間心易ク致居申候間、猶々同人相招キ相談之上内々に而右之者工申為談候得者聞濟申候而、夫ハ入湯之時分に茂刀指候者茂相連不申、脇指計為指候者連候而不目立様ニ致居申候、尤茂連立候者茂四、五人相扨シ段々人数共に相扨シ、看病人計四、五人指置申候、滞留中何事茂無之候間、其品委細に宗太夫方ハ八弥殿まで申上る、八月二日五ツ半時頃一字出起ニ而遠刈田湯本工引移申候間、右之段八弥殿迄申上る也

文化六年願書左之通

拙者儀、親類巨理御家中佐々木慶次方ハ無余儀用事御座候ニ付罷越具候様態々以紙面申聞候間、依而嫡子宗太夫指遣シ申度奉存候間、明廿日ハ同廿八日迄出入日数九日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様ニ被仰上可被下候、以上

文化六年九月十九日

一條助左衛門

山村宰右衛門殿

重判

佐々木紋之助殿

兩人御小性頭

文化七年口上達書左之通

達書之文言ハ此次ニ記置

此頃仙台国分町惣吉卜申者之娘、鎌崎工罷越候処ニ同行
之者か品有之同所被相扨候由、右女宮町役所工品々申出
候ニ付同役太郎左衛門方工品品委細ニ相達申候而、若難
打捨置品ニ而被相扨不被相達不叶程之品ニ茂有之候ハ、
前広ニ被相達可然哉ニ存候条、此段御取合申遣候、両茶
屋之者共茂御聞届是又品ニハ難打捨置候ハ、為相達候様
致度、此段貴様迄得御意候有無之御答被入申候、以上

六月七日

尚以御郡方工ハ達相出候間 上ハ銘々被相糺候日ニ至而
者六ヶ敷候間、前広に相達ス程之儀ニ候ハ、始末致置度
如此ニ御座候、以上

上書ニ

御用急キ

一條助左衛門様

丹野八弥

口上之覚

去月廿四日三春者之由ニ而女老召連、鎌先工湯次仕候
処、同月廿六日夜中出起申度由ニ宿割左次右衛門方工申

聞、尤右同道之女計リ指置出起申候様ニ申聞候処、右同

道ニ而罷越申候女之儀ニ御座候間召連候様左次右衛門相
談申候処、其儀ニ御座候ハ、同道致罷婦申候由ニ而其夜
罷婦申候宮馱役所工罷越品々申出候、尤鎌先湯本被相扨
候由相達候様承知仕候処、於湯元ニ別儀無之前書申上候
通左次右衛門ニ直段之上湯元出起仕候儀ニ御座候、右女
ニ茂御座候哉出起宮馱役所工罷越品々申出、尤鎌崎湯元
被相扨候様申上候由承知仕候処、前書申上候通右左次右
衛門ニ相談之上、湯元出起仕候儀ニ而別儀茂無御座候
間、右之段相達申候、以上

文化七年

一條助左衛門

六月八日

丹野八弥殿

西郷御扱役ニ御座候

右之女、仙台国分町惣吉卜申者之娘に而、同人罷越同年
拾月九日宮町檢断方ハ右之女受取罷婦候由ニ而御聞届等
茂無之、其外共ニ何事茂無之相濟申候

文化十年願書左之通

拙者、親類亘理御家中佐々木慶次方ハ無余儀用事有之候

二付罷越呉候様態々以飛脚申聞候間、嫡子同氏宗太夫指遣シ申度奉存候間、明廿六日夕来月五日迄出入日数十日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條助左衛門

文化十年正月廿五日

橋元寛左衛門殿

右御小性頭

文化十年願書左之通

拙者儀、鎌崎温泉湯坪之屋根此度大破仕候二付、御留湯一字取替申候処、同所近所御林之内に而榎木悪木式尺廻り余七本被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條宗太夫

文化十年五月廿四日

洪谷清蔵殿

西郷御扱

文化十年願書左之通
拙者儀、当六拾四歳ニ罷成、殊ニ兼而病身に御座候而、手足等茂不利仕起居步行迷惑罷在申候、嫡子同氏宗太夫当四拾壹歳ニ罷成申候間、御知行高八百五拾九文之所無御相違被下置家督被 仰付、拙者儀隠居 被仰付被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文化十年癸酉六月五日

出入役 丹野八弥殿御首尾書左之通

一條宗太夫

文化十年二月朔日

橋元寛左衛門殿

右 御小性頭

一條助左衛門

式尺廻り杉七本、但シ悪木ニ而右之通温泉之屋根替仕候二付被下置度段願申出候に付、八宮村之内大竹御林に而悪木杉前書木数之通被下置候様御家老衆御首尾申来候条、其心得兼而之通各立合乱無之様為伐取可被申候、清蔵取繼

八弥

文化十年酉之六月五日

後藤駒之丞殿 右杉役人

衆中工宜様被仰上可被下候、以上

八宮村

一條宗太夫

肝入組頭中

文化十年六月十七日

重判

文化十年願書左之通

橋元寛左衛門殿 御小性頭

拙者儀、持病之頭痛再発仕候間、佐藤道碩療次相受薬用

文化十一年甲戌正月願書左之通

仕候処、于今然不仕候間、小原工湯次仕候ハ、可然由、
右療医申儀二御座候間、明十五日迄同月廿一日迄出入日
数七日湯次御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中
工宜様被仰上可被下候、以上

拙者、親類巨理御家中佐々木慶次方迄無余儀用事在之候
二付罷越呉候様以飛脚申聞候二付、明廿六日迄来月五日
迄出入日数十日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家
老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條宗太夫

一條宗太夫

文化十年五月十四日

重判

文化十一年正月廿五日

重判

橋元寛左衛門殿

橋元寛左衛門殿

御小性頭

佐々木門之助殿

小幡市郎左衛門殿 右四人御小性頭

文化十年六月願書左之通

加藤孫助殿

拙者儀、持病之疝氣再発仕候二付、佐藤道碩療次相受薬
用仕候処、于今然不仕候間遠刈田工湯次仕候ハ、可然
由、右療医申儀二御座候間、来ル廿日迄来月二日迄出入
日数十二日湯次御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老

拙者儀、去月中迄持病之痲疾相煩、佐久間寿敬療次相受
薬用罷在候処、于今然不仕候二付遠刈田工入湯仕候ハ、

文化十一年甲戌五月十七日願書左之通

可然由、療医申儀ニ御座候間、明十八日夕来ル廿七日迄
出入日数十日之湯次 御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣
御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條宗太夫

文化十一年五月十七日

重判

佐々木門之助殿

橋元寛左衛門殿

小幡市郎左衛門殿 右四人御小性頭

加藤孫助殿

文化十一年甲戌六月願書左之通

鎌崎湯増御役錢御郡方工相納候様ニ被仰含候処、從 御
上様御願被成下壺ヶ年二丸錢式拾五貫文宛、向五ヶ年去
年迄相納申候、当年御年限明ニ相成申候間、当年去年
迄之通御役錢相納候様 御願被成下度乍憚奉願候、右之
趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條宗太夫

文化十一年六月朔日

重判

洪谷清藏殿

西郷御扱

文化十一年甲戌七月七日口上書上る左之通

口上之覺

拙者儀、屋敷地之内 御殿下湯之前空地之所、先年下湯
相立候場所、此度御村方衰微仕候而難立続為体ニ相成候
二付、右場所借受茶屋に而茂相出、右潤助金を以湯元諸
御役人方御寓等之入料助ニ茂仕度段吟味仕候間、右空地
貸與候様申聞候処、拙者儀茂湯元御用ニ付而ハ御村方相
痛候由申聞候間、先年ハ御村方年々三拾貫文宛手伝錢
茂相出置候上之儀、又以右様之取向に而ハ至極ニ当惑之
趣一応相答候得共、御扱折入内談茂有之儀御村方難相立
趣再応之相談に付、不及是非被為置 上ニ御指支之儀不
被為有候ハ、貸渡候様可致由相答申候、右始末合之儀御
村願之趣御扱存慮茂申上、無 御意儀願濟に茂被成下候
段御扱方ハ申聞候間、拙者方ハ茂右之段相達申候、以上

文化十一年 一條宗太夫印

七月七日

右宛所無シ

御小性頭当番今村半之丞殿工出之也

文化十一甲戌年口上横折左之通

口上之覺

拙者儀、漆方御入料金拾ヶ年二四百九拾切献上仕候二付、為 御賞月々御扶持方老儀宛被下置難有仕合二奉存、依之二為 冥加之又々三ヶ年二百五拾切之高二漆方御入料金献上仕度段相願置申候処、当年上扨二罷成申候間、右之段申上候、以上

五月廿七日

一條宗太夫印

今村半之丞殿

片平弥惣右衛門殿

及川所右衛門殿 右五人出入

丹野八弥殿

小嶋卯右衛門殿

文化十一甲戌七月十二日願書左之通

拙者儀、親類亘理御家中佐々木慶次方々無余儀用事御座候二付早速罷越吳候様、態々以飛脚申聞候二付罷越申度奉存候間、明十三日夕来ル廿四日迄出入日数十二日之御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

文化十一年七月十二日

一條宗太夫

重判

佐々木門之助殿

橋元寛左衛門殿

今村半之丞殿

右四人御小性頭

加藤孫助殿

文化十一甲戌年十二月十日願書左之通

拙者儀、此度御用金五拾切被 仰付奉畏候、然処文化七年二茂御用金八拾切被 仰付指上置、尚亦去秋中御才覚金三拾三切被 仰付調達仕指上置申候処、此度之御用金五拾切工取合真高百六拾三切、此度直々献上仕候様被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様度仰上可被下候、以上

一條宗太夫

重判

文化十一年十二月十日

佐々木門之助殿

橋元寛左衛門殿

遠藤善右衛門殿

右四人御小性頭

加藤孫助殿

文政元年戊寅九月口上書指上る左之通

拙者儀、去月拾五日ハ鮎落方御座候ニ付御築役三人共ニ詰合居申候所、同十七日築河工之御進物鮎都合五拾五御圍魚致置候様、今泉丈太夫方ハ申来候間、御膳魚御圍之内を以指上可申卜奉存罷在申候処、全体之御膳魚御圍余慶に茂無御座候間、右御進物鮎ハ下御築ハ被指上候ハ、可然由、翌十八日三木庄左衛門方工大浪幾太相談仕候処左様ニ仕候而茂宜ク御座候訳に而、三木庄左衛門罷帰候節直々下御築役工首尾合ニ相成候儀ニ御座候間、御圍魚無御座候間御進物鮎指上不申儀ニ者無御座候、勿論右御進物鮎五拾五、外ニ四拾指上候様十八日之晚前野作右衛門方ハ申来候間、右四拾茂下御築ハ指上候様申遣候間、右之趣共ニ私方工大浪幾太申伝、同人儀者宿元工罷帰申候所、五拾五之御進物鮎計リ御築ハ指上候ニ付、右に而者御間ニ合不申候間、是非三拾茂指上候様上御築工又以前野作右衛門方ハ申来候処、夜中之儀御用状見聞違式拾指上候儀者不念至極土貢可申上様無御座候、依而自分遠慮仕、右之段申上候、以上

九月廿日

一條宗太夫印

渡部弥次右衛門殿

今泉傳左衛門殿

三井覺左衛門殿 右三人御小性頭

右之通、口上書を以申上候処、先以勤仕罷在候様ニ被仰付相勤居候処、同年十一月十三日御町奉行長谷川矢五郎殿宅に而御目附内馬場源之丞殿立合而御叱被仰付相濟申候

文政元年戊寅十一月湯役願左之通

鎌先湯増御役錢御郡方工相納候様被仰合候処、從、御上様御願被成下壺ケ年ニ丸錢式拾五貫文宛相納申候処、明年御年限明ニ相成申候間、明年ハ当年迄之通御役錢相納候様御願被成下度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、以上

一條宗太夫印

文政元年十一月

大浪助之丞殿

西郷御扱

右願指上申候処御郡工茂御願被成下相濟候由ニ被

御渡、御受状之儀ハ御郡方工指出候様御首尾ニ御座候

文政貳年三月拾壹日御金山下代大竹左右助方ノ申來る左之通

刈田郡藏本村之内、鎌先出湯御運上代是迄之通貳拾五貫文を以当卯之年ノ向拾ヶ年御受継被成下度品々白石御家中御向役ノ被相達、御向々御吟味之上湯守之儀者是迄被相任置候御手前工右御年限之通被相免候条、其心得可有之候段々申渡置候、御山例之儀者吃度相守御受状如兼而之大肝入並宮表宛名を以早速指出候様致度、此段共ニ申渡候、以上

三月十一日 御金山下代十五品方係り 大竹左右助

鎌先湯守 市兵衛殿

右之通申來候間、先年之通文言を以大肝入方工指出申候

文政元年御賞書左之通

一條宗太夫

文化七年ノ段々指上置候御用金高百六拾切余、御台所持方工五拾切、都合貳百拾切余、此度願之上献上仕、寄特之至ニ付依而為 御賞永々御番入士ニ被成下事

但シ其身一生御広間当番御免被成下事

文政元年十一月口上書指上る左之通

口上之覚

拙者儀、村合力代貳拾貫文宛相出候様、去暮武田十太夫御扱勤役中首尾合相請候処、前々被 仰付置候趣工引違申儀ニ御座候間、其節相達候様可仕由及相談候処、先以見合置候様首尾合ニ付指扣罷在申候、然所此度大浪助之丞方ノ初筈十太夫首尾合之通、弥以合力代貳拾貫文宛相出候様首尾合相請申候処、全体村合力之儀ハ宝曆六年十二月藏本村肝入・組頭、村内相惠呉候様申聞候ニ付、相對を以壹ヶ年二代拾五貫文宛合力可仕由申合置、其後明和七年正月又々村内相痛候に付右合力相増呉候様品々申聞候間、右工又以拾五貫文足加三拾貫文之高ニ是迄數年来合力仕置申候、然処右三拾貫文之内根元鈴木幸右衛門儀明和七年拙者屋敷敷地之内工地拾五貫文宛ニ而

借屋ニ指置申候処、同人儀寛政八年十二月中、村山卯兵衛一同願申上只今住居之所兩人共永出店ニ被成下候、其節右幸右衛門地代拾五貫文之所者是迄之形を以被下置候間永々所務可仕由、尤拙者方々村合力之儀茂追々増合力ニ不及候段別紙仰渡書写兩通之通被 仰付置候儀ニ御座候処、去年中右兩人之者共村内組合ニ被相入候ニ付、拙者頂戴仕置候幸右衛門地代拾五貫文直々村内工相出候様、是又順々首尾合御座候由之処、前書申上候通寛政八年御書立を以被 仰付置候御趣意工ハ引違申儀無扨仕合奉存候、依之二是迄之通右幸右衛門地代取合三拾貫文之高ニ拙者方々者村合力仕候様御吟味被成下度、別紙仰渡書写兩通相添右之段申上候、以上

文政元年

一條宗太夫印

十一月十一日

渡邊弥次右衛門殿

今泉傳左衛門殿

三人御小性頭

三井寛左衛門殿

此度鎌崎工出店之地被召上候処、黒田善右衛門、添人幸右衛門住居之所、地代是迄之形を以被下置候間、永々所務可仕事

右之通御家老衆御列座主馬之輔殿被仰渡候、以上

寛政八年辰之

六右衛門 平田

十二月五日

御小性頭

御小性頭

支配一條助左衛門儀、別紙願指出候処、明和年中村工合力之儀内々申合證據請取置候通之儀ハ無異儀候処、追々増合力ニに者不及候、且兩茶屋者商買一通之事に而湯次人寓候儀ハ難成事ニ候条、其首尾可申候、依而願ハ相返候事

右之通、弥藤次殿、生曾殿、御列座主馬之輔殿被仰渡候間、其心得可被申候、以上

寛政八年辰ノ

新左衛門

関屋

十二月廿六日

御家老日野弥藤次殿、斎藤生曾殿、片倉主馬之輔殿

六右衛門

平田

弥次右衛門

渡邊

御小性頭支配

一條助左衛門

右三人御小性頭

以上

一條助左衛門殿

一條宗太夫重判

右之通口上書・別紙共二指上申候処御下知御附書左之通

文政二年二月十五日

如斯伺申出候処、村合力並幸右衛門地代之儀者寛政

高橋与兵衛殿 御番頭

八年十二月中被仰渡通、無異儀候事

右之願申上候処相濟申候而、来ル廿五日罷登申候

文政式年己卯二月湯次御暇願書左之通

明和八年正月十五日湯次御暇願書扣

鎌崎湯病症ニ相応卜相応不仕者御座候処、有馬之湯性同様ニ有之由承伝申候間、拙者儀入湯之仕様等相尋湯次人之為ニ罷成候様仕度奉存候、依而拙者儀下人召連罷登申度奉存候間、来ル廿五日閏四月五日迄出入日数七拾日之御暇被成下度乍憚奉願候、且享保十六年九月大地震之砌鎌崎湯留り申候節、土中忝丈余穿、色々手段相尽候得共、翌年五月迄一円涌出不申儀有之、其節有馬之湯元伊丹屋十郎左衛門与申者方々念之儀申遣呉候儀御座候ニ付、明和八年正月申亡養祖父仁三郎儀願之上 御暇被成下罷登入湯之仕様等承伝相受候儀茂御座候間、前書之通奉願候、御暇中当湯元御用之儀ハ養嫡子同氏祐五郎工被 仰付候様被成下 御憐愍之御吟味を以如願之被成下度奉存候、右之趣御家老衆中工宜様被仰上可被下候、

鎌崎湯病症ニ相応卜相応不仕者御座候処、有馬之湯性同様ニ有之由承伝申候間、拙者儀罷登入湯之仕様等相尋湯次人之為ニ罷成候様仕度奉存候、且助左衛門代享保十六年九月大地震之砌鎌崎湯留り申候節、土中忝丈余穿、其外色々相尽申候得共、翌年五月迄一円涌出不申儀御座候処、有馬之湯元伊丹屋十郎左衛門卜申者方々念之儀有之事茂御座候条、旁此度罷登相尋申度奉存候間 御慈悲を以出入日数六十日有馬工之御暇被下置度乍憚奉願候、当湯元御用之儀者同氏八郎相勤申儀ニ御座候条、右之趣宜様被仰上被下度奉存候、以上

明和八年正月十五日 一條仁三郎重判

今泉傳左衛門殿

高橋五郎兵衛殿

菅野文庫殿

右三人御小性頭

右願書ハ跡々見合ニ茂可罷成ト爰ニ記置

文政貳年己卯三月上材木願書左之通

一松式拾本 式尺八寸廻り

右之通拙者居久根之内 横三拾間 豎六拾間 村立之松
拔伐ニ被下置度奉願候、全体拙者儀七、八ヶ年以前土蔵
焼失仕申候処、此度相建申度奉存候処、上材木ニ行当申
候間、前書之通被下置度奉願候、尤肝入方工茂取合申候
処指支無御座段申聞候ニ付奉願候、右之趣宜様被仰上可
被下候、以上

文政二年三月六日

一條祐五郎重判

大浪助之丞殿

西郷御扱

右願相濟伐方相用申候

文政二年閏四月朔日増御暇願書左之通

拙者実兄一條宗大夫儀、鎌崎之湯病症に相応不仕者御
座候ニ付有馬之湯性同様ニ有之由承伝申候間、入湯之仕

様等相尋、湯次人之為ニ罷成候様仕度、願之上二月廿五

日今当月五日迄日数七拾日之御暇被成下罷登候処、途中
ハ持病之疝癰に而指込有之滞留仕、道中果敢取不申有馬
於湯元ニ取結薬用仕候得ハ段々快方ニ付、去月下旬迄に
者出立罷下度由ニ御座候得共、病中故里数歩行茂相成兼、
勿論不出来之砌ハ道中滞留茂難計御暇通日数に而ハ罷下
兼候間、増御暇奉願具候様品々申下候、仍而当月六日ハ
来月六日迄日数三十日之増御暇被成下度、実兄に付拙者
儀乍憚奉願候、且道中指急キ度行駄馬上等仕候得ハ指込
弥増無紛歩行罷下候由共ニ申遣に付、前書之通奉願候
条、御憐愍之御吟味を以如願被成下度奉存候、右之趣御
家老衆中江宜様被仰上可被下候、以上

文政二年閏四月朔日

菅野敬治
重判

渡部伊八郎殿

右願 殿様御在仙に付御家老衆出勤無之、御月番本澤平

左衛門殿宅工持参相出候処被請取置候由、物書大内六三
郎相答候事

文政二年五月廿二日願書左之通

此度 御城御焼失ニ罷成奉絶言語候御儀恐入奉存候、右ニ付御入用之端に茂被成下度少分之儀ニ者御座候得共、寛永錢百貫文献上仕度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中江宜様被仰上可被下候、以上

文政二年五月廿二日

一條宗太夫

高橋与兵衛殿

重判

右之願相出申候処相濟、直々御勘定屋工相出申候様御首尾合ニ付、目錄を以六月三日相納申候

文政二年五月廿七日口上書申上る左之通

口上之覚

拙者親類鳴原庄左衛門勤方不都合ニ付、御勘定取都ニ馳登深進仕候様被 仰渡候処、拙者病氣に而罷在、且ハ鎌崎役老人之儀に付奉伺候処、右御役之儀者養嫡子同氏勇五郎江被 仰付候間、親類之内繰合茂相出兼候ハ、押而罷登候様被 仰渡奉畏候、然処持病之儀ニ者御座候得共時々指込等有之、其上此間茂申上候通、過ル三日下之後足踏立候儀に茂御座候哉、両足相痛起居不自由仕罷登

兼候間、親類繰合相頼申度奉存候処、時節柄ト申是迄段々罷登候後之事に而繰合相出不申、依而者拙者名代ニ右勇五郎為相登候様被成下度乍憚口上書を以奉願候、右之趣御家老衆工宜様被仰上可被下候、以上

文政二年五月廿七日

一條宗太夫

高橋与兵衛殿

重判

右之通口上書願申上候所相濟、勇五郎事五月廿九日罷登申候

(付紙)

拙者儀、親類亘理御家中荒川又右衛門、佐々木宮門方ハ無余儀用事御座候ニ付、早速罷越吳候様態々以飛脚申間候ニ付罷越申度奉存候間、来ル廿一日今来月三日迄出入日数十二日之 御暇被下置度乍憚奉願候、右之趣御家老衆中江宜様被仰上可被下候、以上

④鎌先湯本諸御用留 文化三年（一八〇六） 151

（表紙）文化三年三月

鎌先湯本

諸御用留

一條助左衛門

安臧

文化三年丙寅三月中

一 仙台北目町ニ罷在候貞量軒ト申者、ましな致候者、

同月中三之助様御病氣ニ付被相頼候而白石ニ罷下居申

候処、湯次仕度相願候ニ付御膳番衆右之者入湯中御

賄被下候間、私方に而為替賄相出候様白石之 御前

被仰出候趣御申来候間相出置申候、同人出立以後申出

米・味噌受取申候、御留湯ともに御免ニ而相入申候、

湯銭・木銭も相受不申候 右御膳番衆紙面を以申来

候

同年六月中同人事

一 自分湯次ニ罷越申候処、御留湯被借下候木銭相受申候、

湯銭・とうめうせんハ相受不申候

文化四年丁卯八月五日

一 御家老佐藤次郎右衛門殿宗太夫方工御指紙に而仙台御

屋敷御賄方上々ノり役被仰付候間、同役中ニ申合罷登

候様ニ御首尾ニ御座候間、同年九月拾六日ニ罷登申

候、勤番ハ三拾日ニ御座候処、御勘定御帳仕立 御前

工御披見ニ相入、彼是日数も相送れ同五年正月末罷登

候而二月晦日罷下申候

文化五年戊辰正月拾二日

一 御家老衆宗太夫方工御指紙申来候間罷出申候処、当

月登前之者病氣相達申候間、当月拾六日ニ罷登申候様

ニ被仰付候間罷登相勤申候、二月廿九日ニ罷下申候

同年二月中

一 安之進様御家来並ニ御地（知）行所ニ罷在申候地肝入

等三人湯次ニ被遣候間、まかなへとも諸事 安之進

様御はつすい被指遣候間、諸入用等も相掛り不申様

被仰遣候間

右之通ニ御座候間、諸入用相掛り不申様可致候由出入

役佐藤新七郎殿ノ申来候間、湯銭・木銭ともに相受不申候、尤も御留湯も御免ニ而相入申候

文化五年戊辰七月中

一 仙台国分町ニ罷在申候小野屋久四郎ト申者、御藤殿姪聶夫婦湯次ニ罷越申候処、湯銭・木銭ともに不相払候様御賄も被下候処、先以私方ニ而同人入湯中為替賄相出置候様ニ白石之 御前ノ被仰出候由ニ御膳番被相勤候 橋山与右衛門殿ノ申来候間、米並ニ味噌相出申候、尤も御留湯も御免ニ而相入申候、同人出立以後御メ切関屋彦市郎方工申出米・味噌受取可申由御膳番衆ノも申来候間、書出御搗屋ノ受取申候

同年七月中

一 鎌崎御仮屋役人今野与惣兵衛衆ニ而御用に而時々相詰候節、前々ノ私方に而為替賄相出置申候処、去年中為替賄致候間受取申度切手相受申度今野氏工申候処、出入衆へ申出候而印形相受申度由申候処、是までハ間違に而印形致候間、相成兼申候訳ニ被申由ニ御座候間相受兼申候段被申候間受取不申候、尤一條助左衛門方に

而たべ可申候由出入衆ノ被申候事ニ御座候、此末ともニ受取兼申事ト相見得申候

同年戊辰之八月中

一 仙台北目町ニ罷在申候まじない致候貞量軒ト申者、自分湯次ニ同道四人に而罷越申候処、仙台御屋敷に相勤被居候御メ切安斎方右衛門殿ノ申来候ニ、貞量軒ハ御留湯ともに御免ニ罷成候間、同人相入申候様ニ可致候由ニ紙面に而申来候間為入置申候、同人事出立之時分ハ湯銭計者相受不申、木銭計受取申候、右之まじなへ致候者計湯銭相受不申候

文化五年辰之八月中

一 仙台表工尾張ノ罷下居申候御（陰）陽師柳左近之亮ト申候者、当八月末ノ九月中まで入湯仕罷在申候処、右者仙台御屋敷も時々御祈祷等も被相頼候ニ付、右之者入湯中御太（表）所物相送申候様ニ白石表工申来候ニ付、白石ノ 御台所物同人ニ被指遣候ニ付、白石御小性頭佐藤利右衛門殿ノ宗太夫方工御用首尾申来候間、同人御使等居掛相勤申候、右御台所者被下置候御礼も申上呉

候様二宗太夫二被申候間、右佐藤利右衛門殿まで直々

罷出右御礼申上候

支候事

⑤ (証文写) 天保五年(一八三四) 137

各方御祖父代品々様を以被相願、当住居之地間敷相改坪割ヲ以地代相定年限証文受取、右地面貸渡置候処、其後寛政年中御両家献金志願二付、右屋敷手前〆御取上自由致候様被仰渡置候所、御殿調達之由を以如元之被返下候段被仰渡御引渡相濟候処、諸方之義中絶に付此度先前之形合江相復相定置候ヶ条左之通

一屋敷地間敷相改、年限を以借屋証文受取貸渡可申事

但右様相定置候といへとも夫形り二難指置不都合不始末等之義有之上ハ不及是非候条、其節ハ何時二而も相立候筈二申定候

一湯治人受合書所々江被相出置候処、此後可被相扣候品者是迄と違品有之節ハ何義ニよらす手前引受始末二相成候条指支候事

一湯治人相越候得者何時も手前永屋迄案内被致、又者手代附添參候処、右者前々〆不相成訳ニ是迄も段々及御相談置候処、毎度振合等有之候条、以来右案内決而指

一諸願并達・届等都而 上江御披露申上候分、手前江も披見之上可被相出候、借家之儀都而不心得に而可居様無之事二候間及御相談ニ置候事

一借家之義ニ候間、居懸り屋敷に付而之諸願并達等二及候義有之候ハ、其品可被仰聞候、手前〆順々申出候様不致候へ者慥成筋御自分方身分附之分計支配頭衆江可被指出候事

一五節句并月々三日之礼、是迄も相請居候所、其内近年不同も在之候、自今以後無不同被相越、若御自分方病氣指合・留主等之節者子共衆名代ニ可被遣候事

一御郡方諸御役人衆御廻村当所御止宿之勵者為替賄被相出候所、一統諸懸り成ル丈入劣二相成候様吟味始末可被致候、都而懸り増二相成、村内相痛候由二相聞得候間、打入吟味可被相尽候事

一何方之湯元に茂無引別、当所ハ売物諸色高直之由、右に付入湯之人諸雜費過分相懸り、為夫か湯治ニも相越兼、又者相越候而も日数逼ひら(逗) 留成兼候由二相聞得、自然当所一体之迷惑痛増二相成候条、向後屹度相改決而無高利一統下直二商売可被致候、就中当湯表江

湯治之人々九分通り者療用直捨置痛所等有之相越候、湯元ニ而其内二者相続向今日渴々之者も数多有之、実ニ雑用及兼候得共、為痛所之不及是非、夫々不尋常之指繰等を以誠ニ極短錢ニ而湯治致候事ハ御自分方拙も疾与御心得之前ニ有之始終心得被居、前文之取行有間敷次第折入勘弁可致候事

△但白石市中相場月始々々に可被書出候、尤諸商物其時々相場直段承り候上、不引合之分ハ夫々及振当候、且又手前永屋通り湯次人江之商物双方売合ニ可被致候、是迄ハ面々引付候客人江者其内ハ計被商候所、左候而者却而湯次人江不自由を懸無然事ニ候条、向後可被相改候事

一人留之儀者決而不相成筈ニ候所、手前之心得を以是迄茂為指置候事ニ候間、右者先以是迄之通為指置候条、猶盜難等を始諸方心ヲ被相用臨時に 上御事多ニ不相成様始末可被致候事

一 永屋通ニ居候人江猥りニ進物可被相扣候、得進物を候得ハ先方ハ夫々不及答礼候へハ慥成筋其人ニより雑用過分之無心懸相越候者も有之、却而迷惑ニ至らせ候条、是亦可被相扣候事

一 売物当所纔ニ四軒之事ニ候間、別而無高利商、尤脇方ハ何によらず売物持参し候ハ、当所一体江相通し相談之上可買調候事

一 貸蒲団手前永屋通り江茂貸合ニ被致居候所、追々ハ手前一手ニ而貸方致候条、其節者被相扣候様致度候、右ハ追々之心得ヲ以為商居事ニ候間、右本源之趣意不被取失様可被成候事

一 近年濁酒手造を以売々被致候処、以来一切可被相扣候、木村常右衛門事ハ御郡方江御役錢相納、右酒造并豆腐挽両様而已之潤を以相続致居候処、右之者迷惑ニも相成、況御役物之義、前々之通常右衛門方ハ揚酒を以売々可被致候事

附清酒・揚酒之義者は迄之通勝手次第之事

一 木地物買込置商候処、向後決而可被相扣候、弥治呂之義者田地不足故、右渡世之潤一通りを以漸取続居候極難之者共ニ有之、同所数人之患ニ相成候条堅可被相改候、就中当年柄及渴命ニ候者過半ニ而從 上茂再三種々御救助も被成下候程之義彼は深ク勘弁可被致候、我欲而已ニ計抱り如此 上御制導迄も被成下渴々取続居候者ニ迷惑ニ及候義被取行候ハ全以奉対 上江

可恐入義、剩失人情候次第不相当之事ニ候事

右拾四ヶ条之通、双方親類立合吟味之上相改候条、以来ヶ条面之趣屹度振合等無之様可被致候、如此先前之通相改候上者若御自分方不服之筋も難計候得共、於全体明和九年卯兵衛殿、天明五年幸右衛門殿被相越町方ニ而如何様共相続相成兼候条、是非借屋ニ指置呉候様ニと品々被相頼候ニ付人情難黙止任其意指置候処、ヶ程之義理合有之不顧其恩も追手ニ至り自分屋敷ニ被奪取候との御心根初発之義理情も被取失候、仕形有間敷次第と存居候、然処根元乍恐從 一法様御直書御判物を以被下置候土地之義、追年ニ至り志願人有之候迎、右様可被成置様不被為有御吟味を以如元之被返下候事ニ而品別段之訳柄ニ候処、当時ニ至而者猶更素々行立一体之様被存候事ニ相見へ甚致齟齬候条、此旨荒増申述候、仍而者前文定之内少々不勝手之筋所も可有之哉ニ候得共、去ハ迎皆以至当之理合無余義事ニ候条、此等之趣何分勘弁可被致候、依之右之条々御承知之旨親類衆連印受証可被相出候、以上

天保五年

⑥御郡方御卷一覽 一条家譜 弘化三年（一八四六）

410

（表紙）御郡方御卷一覽

永湯守

市兵衛

一条家譜

守被 仰渡天正元年より式百七拾四年之間無怠慢出湯御役代奉上納候而、連綿与引続忝手御請負被 相任商売相励難有仕合奉存候、当御時節柄奉勘弁為冥加金式百切奉献上候、猶又金式百切出湯 御役代式拾五貫文并濁酒商売中判忝枚・御役金式切定之丞、荒物屋小売下判式枚・御役金式切刃兵衛、幸右衛門、右三人御役金合四切、右之もの共当時相对借屋ニ有之候間、忝ヶ年請負人手元ニて奉 先納候、右金式百切 御役代相濟候後者、拙者方ニて聊無滯急度可奉上納候、前書奉申上候通、都合金四百切奉 上納候間、宜敷御取次被 仰上被下度、別紙寛書相添奉差上候、何卒格別之御勘弁を以御慈悲忝ヶ年永湯守被 仰付被下置候様奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

天保拾四年卯十月

刈田郡藏本村

鎌先湯守

市兵衛

同郡

同村肝入

民次殿

右之通願申出候間、願之通被 仰付候様被成下度如斯申

上候、以上

同年同月

同郡同村

飯肝入

民治マツ

大肝入

阿部伝右衛門殿

御金山下代

八月一日毎次殿

同

石川利惣殿

口上之覚 但横折紙相認差出ス

刈田郡鎌先温泉之義者正長元年見出追々相開ケ候所、其

後康正元年大洪水有之、湯坪等一字押流、湯茂埋、夫二

付中絶仕居候由之所、拙者義先祖市兵衛義、天正元年願

之上、右温泉再興仕候、湯守被仰付御役銭御割付二相成

上納仕候所、追年御割増ニも罷成申候所、其以来当年迄

式百七拾四ヶ年連綿与無遲滯上納仕、湯守罷在申候

宝永五年八月 獅山様御入湯之節諸事無御躰御差配御世

話仕上相弁濟茂甚被遊 御相応御帰城被相成申候

安永五年十月 徹山様青根より御日帰御入湯被遊候節并

文政五年十月 英山様御同所之事御日帰御入湯被遊候節

共ニ諸式無御躰相弁申候

天保五年三月 御曹司様御入湯被遊候所、湯茂御引合被

遊御病氣格別御快方ニ被為成候ニ付、又候同年八月被遊

御湯治候所被遊御全快、乍恐恐悦至極奉存候、其節諸事

無御躰御心配仕相弁、尚又拝領もの等茂被成下冥加至極

難有仕合奉存候

鎌先之義者藏本村之内温泉ニ付、村内為恵、宝曆六年よ

り代拾五貫文宛合力仕居候所、明和七年より又候拾五貫

文差加、年々三拾貫文之高ニ当年迄八拾五ヶ年無懈怠引

続村内合力仕置申候

右之通天正年中より鎌先温泉守被 仰付置、当年迄式百

七拾四ヶ年之間無怠慢御役代上納を始、御金山附湯元分御法令聊不相背諸色相守相弁罷在申候、依而右之段申上候、以上

天保十三年

刈田郡蔵本村

鎌崎湯守

市兵衛

此書付差上候所、阿部傳右衛門、八月一日毎次、石川利惣、三人連名之末書 御金山本へ差出ス

御金山御元

菊田茂太夫様

同御主立

鎌田次兵衛様

同拾五品方掛御役

佐藤藤右衛門様

刈田郡蔵本村之内、鎌崎温泉守市兵衛義、數百年之間壹手請負被相任罷在候所、此度為冥加金五拾兩奉献金度、外二出湯御役并濁酒・荒物等同所にて商売仕候御役金等取合金五拾兩者先納仕、兩条取合金百兩相納候様仕度、別紙之通二同郡仮大肝入并御金山附拾五品方係り御金山下代連名末書願申出候間、猶御役物永望吟味仕度、右温

泉守之義者數年ニ來、右市兵衛先般より壹手被相任無滯御請仕居、弥々盛湯罷在候所、同人義去年中手形百兩無志願常式方へ献金仕度願申出、御郡方領々相達候二付、当六月中御金山吟味ニ被相渡候処、年來無滯相守候義ニも御座候間、永湯守ニ被成下度相達置候処、頃日迄御吟味中之内、右願書下被下度相願候上、下ケ被下候処、直々別紙之通願申出、御時節勘弁仕寄特之義ニ候間、右献金并御役金先納之義外御請取御吟味被成下度候、右賞之義者先達茂相達候通、永湯守御引立御吟味被成下度候、且借屋之者之内、定之丞、宇兵衛、幸右衛門与申者三人にて商売御役金中判壹枚、下判貳枚分壹ヶ年金壹兩宛御郡方へ相納御蔵納罷成居候処、都而温泉場之義者湯治人用分諸品之義者御金山方御取行之通、役屋与申諸品売渡、何方之温泉迎茂湯元壹手取扱罷成居候処、同所ニ限り何様之義にて、右訳湯元運上之外、右御役金上納之事罷成居候哉之義者承知兼申、湯内右御役金之義者上納物之義ニも御座候間、是迄之通跡々内被 召上可然処、右三人之者内義ハ余場所之内とも違、湯場鋪地之内へ相對借屋ニ相成居、右湯場湯治人内へ商売仕候義ニ御座候間、右御役金之義ハ湯守手前にて是迄之通割合請取上納仕候様

無之候与ハ相応不仕訳ニ御座候間、此末之義各商売御役判之義ハ湯守市兵衛判持主ニ罷成居上納仕候様御吟味被成下度候、先以此度先納之分ハ右之者中不抱、右御役共先納之義願出候義ニ御座候間、此義之内御取合御吟味被成下度、依右願紙面并手数湯守請負被相任候覚書物差添此段相達申上候、以上

十一月

菊田茂太夫印

鎌田次兵衛印

猶以本文之通御郡差支茂無之候哉取合候処、差支無之段別紙之通扱御代官秋保奎之丞申聞候間、右紙面差添此段相達申候、以上

刈田郡蔵本村之内、鎌先温泉守市兵衛義、式百年以上右湯守請負被相任罷在、為冥加献金仕度由之義、品々御金山方附を以大肝入・御金山下代連名申出、向々相達吟味被相渡奉承知候、右ニ付而ハ御金山元メへ打合いたし御郡ニおゐて差支無之由之義ハ疾与聞届、右役々手前へ示談打合候事ニ御座候、内願之筋も於御郡差支候義無御座候条、右之趣を以御取合御吟味罷成候様仕度被相渡承知さし添此段相達申候、以上

十一月

刈田郡御代官也

秋保奎之丞

右之通御代官申聞、右様請負物永株式ニ被成下候者不容易筋ニ候得共、同所之義ハ外ニ受負仕候ものも無之、右市兵衛先祖代より引続式百年以上請負仕居候義ニて永湯守ニ被成下候而も敢而差障ニも相成候筋ニ相見へ不申候間、所柄別段之義を以願之献金被召上永湯守ニ被成下候方与吟味仕候、御吟味ニ罷成候様仕度別紙差添此段相達申候、以上

十一月十九日

御郡奉行南方掛也

矢野両吉

右之通御郡奉行申聞、此節柄乍憚差上金仕度与申義深切寄特之事ニ御座候間、願之通金五拾両者献金御常式へ被召上、外五拾両者商判御役金先納為相納候様御吟味被成下度候、委細巻卷ニ相見へ候通、式百年以来連綿与湯守仕居候ものニ候へ者、自然永湯守之姿ニ罷成居候ものニて此度永湯守ニ御掌誉被成下候とも御郡者勿論、御金山方ニおゐて差支候事も無之事ニ相見へ候間、献金無異儀被 召上候ハ、永湯守ニ御掌誉被成下度商判紙御役代先

納之分ハ御掌譽被成下候金高へも相籠不申訳ニ御座候所、先納之義ハ私共手前ニて段々 仕置候分茂御座候間、献金之義ゆへ無異儀被 召上候儀ニ御座候ハ、御役金先納之義ハ先々吟味 可仕候間、御取合御吟味ニ罷成被仰付候様仕度此段相達申候、以上

十一月廿八日

出入司金穀方也

笠原一学

右之通被申聞候所、金高不足難成吟味候条、其心得可有之候、以上

天保十五年二相成申候

御奉行也

三月十四日

大蔵 遠藤

笠原一学殿

右之通大蔵殿被 仰聞候間、其心得首尾可有之候、以上

三月十六日

笠 一学

矢野両吉殿

菊田茂太夫殿

鎌田治兵衛殿

四月七日願書御附紙ニて不残御下ケニ相成、大肝入衆

手元より請取

同十日大肝入衆へ再願差出ス、左二

乍恐口上書を以奉申上候御事

拙者先祖市兵衛義、刈田郡蔵本村之内、鎌先温泉守被 仰渡、天正元年より式百七拾四年之間無怠慢出湯 御役代奉上納候而、連綿与引続壺手御請負被 相任商売相励難有仕合奉存候ニ付、先般為冥加金式百切奉献上候旨奉申上、永湯守ニ被 仰付被下置度奉願上候所、金高不足ニ付御吟味難為相成趣被 仰渡候ニ付、能々思慮仕御時節柄奉勘弁金式百切足加金四百切奉献上候、猶亦御役代之義ハ是迄之通壺ケ年式拾五貫文宛永ク奉上納候、宜敷御取次被 仰上被下度、別紙覚書相添奉差上候、何卒格別御勘弁以御慈悲壺手永湯守被 仰付被下置度奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、偏ニ難有仕合奉存候、以上

天保十五年四月

刈田郡蔵本村

鎌先湯守

市兵衛

横折口上書相添上ル

但、先文言同し依略之

鎌田治兵衛

右村

猶以本文之通再願申出候ニ付てハ扱御代官へ茂直々打

肝入

合吟味仕候間、此段共ニ相達申候、以上

定右衛門殿

右之通追々御金山本ノ等申聞候間、猶御取合御吟味被成

下候様仕度相達申候、以上

同十五年五月廿六日昼八つ時御書付到来之写

四月十六日

笠原一学

刈田郡蔵本村之内、鎌先温泉守市兵衛義、去十一月中永湯守ニ被成下度、志願を以金五拾両并並同所御役代之内

右之通被申聞令承知如願被 召上候条、其心得被申渡取能相濟候ハ、其段可被申聞候、以上

奉上納之内へ金五拾両先納仕、取合金百両差上申度願出、

五月十日

大蔵

同郡大肝入阿部伝右衛門等末書申出候ニ付取都相達申候処、金高不足御吟味難成被下旨去月中被 仰渡候ニ付、

右之通大蔵殿被 仰聞候条、其心得取納相濟候ハ、壹卷差添無延引可被申聞候、右之趣御蔵方へ別而令首尾候、

右之趣首尾仕候所亦以右御役代先納之義ハ相扣、先願献金へ足加金百両差上申度候間、永湯守ニ被成下度別紙之

以上

通大肝入阿部伝右衛門心付末書申出候間、今壹応御吟味

五月十二日

笠 一学

被成下度、委細先書へ相達候通永年引続壹手ニ被為相任

矢野両吉殿

置盛湯ニ相守無滞相弁へ罷在候義ニ御座候間、如願被相

菊田茂太夫殿

免候様被成下度、別紙再願并先御下知一卷共差添、此段

窪田保之進殿

四月

菊田茂太夫

右之通出入司衆被 仰聞候間、其心得首尾有之取納相濟

窪田保之進

候ハ、壹卷差添可被申聞候

鎌田治兵衛殿

五月十四日

西大條四郎

御代官衆

御金山本ノ衆

左之通御金山方繰り本ノ菊田茂太夫申聞候間、其心得如願被 召上候旨、別紙御下知之趣を以申渡取納相添候ハ、其段一卷差添無延引可被申聞候、以上

五月廿一日

櫻 勘左衛門

阿部伝右衛門殿

猶以御金山方へ直々願差出候事ニ相見へ候所、百姓御郡願取扱振之義ハ段々申渡置候通ニ候所、如此度願出候節者御代官手前へ被申出候よろしく訳ニ可有之候様、猶御代官手前ニて此末首尾可有之此段可申遣候、以上

左之通被 仰聞致承知、右願濟并取納濟各々より被成首尾度、右巻相添此段申達候、以上

刈田郡蔵本村之内、鎌先湯守市兵衛義、献金仕度再願申出相達候処、如願被 召上候間取納相濟候ハ、此段相達可申段別紙之通以連名被 仰渡候間御廻仕候間、御首尾合之上直々右巻私義方へ被相戻候様仕度、右御下知巻差添へ此段申達候、以上

五月十六日

鎌田正次

菊田茂太夫

矢野両吉様

猶以右献金上納振之義、私義方より向々首尾仕間、此段申達候、以上

刈田郡蔵本村之内、鎌先温泉守市兵衛儀、志願を以金百両献金如願被 召上候ニ付取納相濟候ハ、其段可申達之由義ニ付別紙之通各々連名し被 相渡候処、御端書取扱此度願濟之趣并取納相濟申達候儀とも私共ニ可被取扱候義、別 相見へ為御問合候条、否被 仰聞候様致度此段申上候

五月廿日

櫻田勘左衛門

菊田茂太夫様

御同役衆中

附札 如斯被 仰渡候間、其心得巻卷之趣を以首尾有之御取納相濟候ハ、一卷差添其段可被申

聞候事

五月廿五日

大肝入

阿部伝右衛門

藏本村肝入

定右衛門殿

尾可有之此段申渡候、以上

五月十四日

鎌 正次

菊 茂太夫

大肝入

阿部伝右衛門殿

御金山下代

石川利惣殿

同役衆中

猶以御金山方より被 仰渡頃日申渡置候通二候得共、否

又巻卷を以如斯申渡候、以上

御別紙御首尾之通、又以御首尾被 仰渡候間、右之趣を

以早速御取納相成候ハ、其段御巻巻一同無延引可被御

申聞候、以上

五月廿六日

肝入

定右衛門

湯守

市兵衛殿

尾可有之此段申渡候、以上

五月十四日

鎌 正次

菊 茂太夫

大肝入

阿部伝右衛門殿

御金山下代

石川利惣殿

同役衆中

如斯被 仰渡候間、其心得早速上納之儀首尾可有之御取

納相濟、其段相達候様首尾可有之候御申渡候事

五月十八日

大肝入

阿部伝右衛門

肝入

定右衛門殿

尚々首尾合後、紙面者可被差戻候、以上

刈田郡藏本村之内、鎌先湯守市兵衛儀、献金永湯守二被

成下度再願申出、御手前共未書申出相達候所、如願被 召

上候間取納相濟候ハ、其段相達候様出入司衆より御下

知被仰渡候間、早速御蔵方へ上納之上、其段申聞候様首

御別紙之通被 仰渡候間、右御下知之趣を以早速御上納

可被成候、以上

五月十九日

肝入

定右衛門

鎌先湯守

市兵衛殿

尚々右御壺卷直々被指戻候様可被成候事

右書付到来ニ付廿二日直様登仙仕候

右卷廿六日着仕候ニ付、則拜見写取、直様蔵本村持参之
ものへ相渡差戻申候、利吉義登仙之上菊田氏へ上納之儀
相伺候処、御同人より御代官櫻田勘左衛門殿へ添書有之、
御同人より四之手形与申もの御渡被成候右写
一金百両也

刈田郡蔵本村之内

鎌先温泉守

市兵衛

但、右同人儀志願献金仕度願申出、如願之御常式

へ被 召上旨御下知之上如此

右之通上納仕候、以上

天保十五年

刈田郡

五月

大肝入

阿部伝右衛門

勘左衛門様

右之通相納申候条、取納手形可被相出候、已上

天保十五年

五月

御勘定奉行衆

右請取申候、以上

同年

同月廿三日

萱場三右衛門

御勘定奉行衆也

帳合

今泉廉次

御蔵方へ右手形并金子相添相納申候

町宿

菊池平三郎

手代 作兵衛

鎌先湯守

市兵衛

仙台二日町寺袴屋

親類

喜右衛門

同南町中之目屋

同

権十郎

菊池平三郎手代作兵衛請取、御代官櫻田勘左衛門様へ差

上ル手形壺巻相添、順々にて手前迄相廻申候、以上

四之手形御壺巻順々御奉行様迄差上申候、弥以吟味相済

六月十一日旅宿へ御差紙

北壺番丁

御郡奉行

横田與三郎様

十一日御役宅へ罷出申候様との義ニ御座候

御差支有之、翌十三日御郡方御会所にて

御郡奉行衆御列席にて御月番御郡奉行衆御申渡

横田與三郎様

南方御掛

守屋四郎左衛門様

西大條四郎様

加藤甚兵衛様

南方御物書

佐藤直衛様

被仰渡候御書付之写

三包之書付

申渡

常服

間之外

刈田郡蔵本村

鎌先湯守

市兵衛

御常式江金百両指上候段相達 御聴御時節柄を勘弁

深切寄特之事ニ候、依之鎌先温泉一手永湯守被成下

旨被 仰出候事

合印仁

被 仰渡相済、十三日御礼廻仕候

御月番之

御奉行

松前和泉様

南方御掛御郡奉行御物書

佐藤直衛様

麻上下にて御礼被申上候

御郡奉行物書

曾根惣太郎様

同

佐藤直衛様

同

男澤常三郎様

同

中川徳次様

同

玉澤庄太夫様

出入司御月番

引地九右衛門様

同金穀方

笠原一学様

御郡奉行月番

横田與三郎様

刈田御掛

守屋四郎右衛門様

西大條四郎様

加藤甚兵衛様

考役金穀方

大森七兵衛様

同

馬込民助様

同

高橋勇様

刈田御代官

櫻田勘左衛門様

月横目

斎藤紋之助様

御金山元

菊田茂太夫様

御金山元

窪田保之進様

同

鎌田正治様

同首立

同 次兵衛様

同十五品掛御役人

佐藤藤右衛門様

同首立下代

八月一日毎次様

同下代十五品掛

石川利惣様

同下代

櫻井仁右衛門様

出入司御物書

国分竹治様

同

中津川武蔵様

同

下野源之丞様

同

氏家要七様

同

斎藤要之助様

刈田諸役

遠藤小三郎様

御郡宿

菊地や平三郎

手代 作兵衛

被 御召出之節、同人手代差添罷出御用相添申候二付、
同人方へ為謝礼金百疋、手代作兵衛へ壹貫貳百文惣御礼
廻不残罷出申候

御願中六月二日前文之通二付、則利吉登仙仕居申候内、
白石西郷御扱長沼弥右衛門殿より差紙有之所、途中にて
滞申候而私方へ相届不申候、然処用事有之、且亦土用見

舞罷越、本澤氏へ相廻候へ者、右差紙相廻申候哉之趣被
御尋此義相弁不申候趣相答申候ハ、者、右差紙者其方へ
茂此度御郡方へ献金仕候訳甚以不相当二付、召出之上右
温泉取上三沢山之内へ住所替可被申付御規定ニ有之候
所、未差紙相届不申候内にて大ニよろしく候迎、其場ニ
て右之老部始終御届可仕旨被 申聞、其拙御記録役高橋
政右衛門殿居合下書相認呉申、則右書付差出一先安心仕
候

右願文左ニ

拙者義先祖代々鎌先温泉湯守被 仰付罷在申候所、前々
々上々御願等茂被成下、又ハ都而書上等仕候も拙者下人
市兵衛名前を以右温泉御請人ニ被成下罷在申候所、去秋
中御金山下代石川利物申談候ニハ金子之献上仕候ハ、
永湯守ニ被成下候御吟味も有之候間、右金高献上仕候様
相談ニ御座候所、迎茂献金等可仕行届茂無御座候故打捨
置候内、無間茂御郡方より御用金貳拾兩被 召上之趣被
仰渡、其筋御披露仕候上差上置申候、然所先般同下代八
月一日毎次相談御座候ニハ永湯守之義者重キ株式にて百
兩以下之献金ニ而者御吟味難成下義ニも相聞候所、此節
柄之義ニも在之間、金六拾兩も献金仕永湯守被 仰付候

様被成下度之趣願申候様、品々厚相談仕呉候儀ニ御座候へとも如何様か他借二而も仕、右株式頂戴仕度奉存候、依之恐入御儀ニ奉存候へとも 上二而茂右様被成下候儀茂御座候ハ、前書之趣奉願候而も御差支被為有御座間敷候、何卒御願書ニも被成下先祖より連綿与引続来候株式ニも御座候間、永々共ニ相続仕候様御憐愍之御吟味被成下度乍憚奉願上候、右之趣御家老衆中へ宜敷被仰上可被下候、以上

天保拾五年六月二日

一条助左衛門

須田弥平左衛門殿

然処意味合甚六ヶ敷事ニて当湯之義御役々初御郡方御支配相成候義 御格被成不容易事ニて最早御郡方願之趣御聞届ニ相成 急速御下知可有之趣ニ御座候、左候ハ、白石差出被成候願書其外之凶無用之ものニ相成候間、此方ニ而御願届之上、御下知被下候様取計方いたし可申、万一御下知相出候ハ、御奉行様手元、且亦御出入様手元ニ差留置被下候而、白石願相済申候上ニて御下知被成下候様可致与大急飛脚差遣候、右之段取計可申被申聞、乍然右様之義抔と決而相成居候義、都而御役々様重キ被 仰

付有之、当殿様より御願被遊候文言左二写

片倉小十郎御領分刈田郡蔵本村鎌先温泉湯守小十郎家来一条助左衛門下人市兵衛義、同所永湯守株式へ被 仰付被下置度奉願上候、全体右温泉之義者小十郎先祖景綱代より右助左衛門先祖へ湯守申付、其後御役錢等も被 召上二付其筋右助左衛門下人市兵衛請負人ニ被成下、連綿与御年限継を以引続湯守相勤来候所、此度御金山下代等取扱献金之上、永湯守被 仰付候御吟味も可有之趣被仰渡候ニ付、順々願申上度之旨申出候所、先祖代々引続来候義ニ御座候間被 御取合永湯守株式ニ被 仰付候様 御憐愍之御吟味被 成下度如斯奉願候、以上

天保十五年六月

片倉小十郎

家老

今泉傳左衛門

橋本寛左衛門

小島久左衛門

本澤平右衛門

與三郎殿

四郎殿

四郎左衛門殿

甚兵衛殿

右願書差出被遊候二付、御郡奉行様御手元にて御吟味二相成申候趣、最早御奉行様御下知二相成、右願書御出入司笠原様之御手元へ相廻、御金山方御吟味二相成申候所、先達御下知相済候上之義にて有之候間、子細無之差被戻候、然ル処右願書へ助左衛門下人與有之、御郡方御下知二相成申願書百姓市兵衛與相認候、何連本方二候哉之御附札被遊御金山元ノ様御手元へ相廻申候、然処御金山御吟味二相成申候所、右願吟味二不及義二附札にて白石へ被相戻候

口上之覚

拙者義先祖代ノ鎌先温泉湯守被 仰付罷在候所、去秋中御金山下代石川利物出役之砌、金子献上之上永湯守罷成候様品々相談二御座候所、辻茂献金等可仕様無御座二付、其段申談置候所無間茂御郡方ノ御用金等被 仰付無扨調達差上度候所、先般前書献金之義得取扱年不相続之上義二御座候共、御用金御答之訳ニも御座候哉非常之差繰仕而も差上候様可仕哉御差支無御座候ハ、前々之通御願

書二被成下置度委細願上候処、御願被成下候段被 仰渡

難有仕合奉存罷在候、然処下人市兵衛ノ茂御郡方へ順を

以右之段願出候様其筋御郡方より御首尾ニ罷成候二付、

御願出ニも被成下候上之義ニも御座候間、拙者方よりも

願出申上候処、過ル廿八日御郡方ノ御呼出ニ罷成別紙之

通御賞被 成下候間、右之段御披露申上候、以上

天保十五年 一条助左衛門

七月

宛所なし 横折ニ認メ

御差紙之写

鎌先

一条助左衛門

御用之義候条、来ル十七日四つ時 御城へ罷出可被申候、以上

寛左衛門

七月十三日

先祖代より鎌先温泉湯守被 仰付置候処、永代湯守二被 一条助左衛門

仰付被下置度之旨品々願出申候二付、御吟味被相尽候処
御先代より株式被 仰付連綿与引続来候義尤之事二候
条、願之通永湯守株式被 仰付事

右之通於 御城本澤平右衛門殿、小島久左衛門殿、今泉
傳左衛門殿御列座、依御月番橋本寬左衛門殿被 仰渡之

天保十五年

七月十七日

御申渡写

赤子養育御制導被 相尽候処、御時節柄御行届不被為有
候二付、右入料方金貳拾五兩宛向五ヶ年御手伝被 仰付
候事

右之通於 御城御用之間、御家老衆列座、御月番寬左衛
門殿被 仰渡候事

七月廿六日

立会御目附

才藤甚十郎

拙者義、此度赤子養育方へ御手伝金向五ヶ年貳拾五兩宛
指上候様被 仰渡奉畏候、然所連々困窮指逼追々大借財
罷在候上之義、金配之手段無御座候へ共、御時節柄御吟

味を以被 仰渡候御趣意之程奉勘弁候、何様二か御用立
二罷成申度種々手配茂相尽申候処、逆茂只今調達可仕様
無御座恐入無拋仕合、然所去々年中御家老衆御手元二無
御余義御入用立之筋被為在、金拾兩御用立候様御取扱相
成差上置、去年中又以右同様五兩差上都合拾五兩之高御
直証文を以御用立上候所、右金江此度拾兩足加ひ合貳拾
五兩差上候様被成下度奉願候、然所右金拾兩手元合差上
分、当春中合御台所方へ御用立候金子内を以御差引上納
被成下度は亦奉願候、全体拙者義難洪之義者去ル申大凶
年之前後合不作引続、世上恚統不通用二罷成四、五年之
間入湯之もの茂無御座候方より必死与窮迫二罷成候所へ
村方窮民為 御扱之御年限を以御借上金年々差上候様被
仰付罷在候内、去ル申大凶歳二罷成又以兩度二百五拾
兩・三百切ト取合四百五十切之高御借上金被 仰付大飢
饉之折柄非常之手配を以漸差上候所へ千兩之調達金被
仰付品々重ク被 仰渡候二付而者恐入不顧前後御請申
上、諸家財等茂一字壳払候節六百切調達仕差上、前々御
用立金都合千五拾切之高二品々願上誠以家内立之俣之仕
合二罷成、追年大借財之利足勘定可仕様無御座候、段々
不義理之仕合候程之次第乍幾応無頼之窮迫文面二難申上

候ハ、仕合奉存候、然ル処去月中茂御披露申上候通、仙
台表此節御難渋ニ付而者御郡方今志願金調達品々御取扱
ニ罷成、前文之通極難之仕合にて如何様共調達可差上様
無御座及再三御許容相願候得共、強而御取扱ニ罷成右
金調達相成兼候義ニ御座候得者、外へ志願人御取扱ニ相
成候御模様ニ相見得、左候ハ、拙者義株式離候様ニ可相
成哉茂難計筋場ニ罷成候ニ付而者無扨御請申上、百両之
高差上候事ニハ御座候得共、前文之通為紛にて金主方へ
も不義理のみにて罷在候へ者金配之手段無御座不及是非
株式等書入証文を以追々返済之見当無御座候、殆心痛当
惑仕罷在候処へ此度御手伝被 仰付御時節之御義御座候
間、心配之術茂無御座候へ者非常之差繰速ニ調達仕御用
立ニ罷成申度種々吟味も相尽候へとも委曲者前文之通ニ
て、当時金繰前後へ手振可申様無御座候へ共、御趣意之
間御勘弁極非常之手配を以前書之通上納仕義ニ御座候
間、願之通被成下度奉存候、且前々大御用金差上、其時
ニ御用立ニ相成候上之義、勿論此節御台所方御金御用相
勤御用立ニ相成居候義ニ御座候間、彼是被 御取合 御
憐愍之御吟味被 成下追々相続引続候様被成下度不顧憚
奉願候、右之趣よろしく御家老衆中へ被 仰上被下度奉

存候、以上

天保十五年九月

一条助左衛門印

安孝

須田弥平左衛門殿

右願書御付札 有之御下ケニ相成申候

願文面之内へ申出候、兩度ニ金拾五兩差出置候金子者当
年三拾切、来年三拾切ト兩年ニ御差引上納ニ被成下候
条、相残七拾切之内四拾切急速上納、残三拾切当暮上
納、尚亦御台所方へ差出置候旨当暮被相戻事

再願

拙者義、此度赤子養育方へ向五ヶ年式拾五兩宛差上候様
被 仰渡奉畏候所、連々困難ニ差迫金配之手段無御座候
へとも御趣意之程奉勘弁、非常之手配相尽候得共、茂調
達行届兼候ニ付、御家老衆御手元人御用立上候金子拾五
兩へ拾兩足加ひ式拾五兩之高上納被成下度別紙之通奉願
候所、右拾五兩ト三拾切兩年ニ御差引被成下、残金七拾
切之内四拾切早速上納、残三十切当暮上納ニ被成下候段
御付札を以被 仰渡候難有仕合奉存候、依之乍此上も非
常之差配相尽候而も被 仰渡之通上納仕度、金配も相尽

申候へとも、拙者義困難之義者別紙願へ申上候通之仕合
にて金繰必死与指逼、拙茂調達可仕様無御座無扱仕合奉
存、此上奉願上候義も至極恐入奉存候得共、先願へ奉願
候通御用立金拾五両之所、当年御差引上納ニ被成下、残
四拾切之内式拾切早速上納、残式拾切当月御台所方へ差
上候御割合金式拾切を以上納と被成下度奉願候、御時節
柄及再心願申上御用多ニ罷成候義者千万恐入可申上様無
御座仕合奉存候へとも、年不之大借財前々不義理仕置
他借等之手段尽果不及是非不憚不顧奉願候間、先願へも
被御取合 御憐愍之御吟味被成下、追年如何様ニか相統
引続末々御用立ニ罷成候様被成下度奉願候、右之趣御家
老衆中へよろしく被 仰上被下度奉存候、以上

天保十五年九月

一条助左衛門印

安孝

須田弥平左衛門殿

右附札

両度ニ拾五両指出置候金子、当年壹字御差引上納ニ被成
候条、残拾両之儀者急速可令上納事

写 口上

小三郎様被仰渡置候鎌先商人判紙入方湯守市兵衛名前
を以上納為致候所、吟味之筋相決候条、最初被渡候諸判
之通湯守市兵衛を以入方之義判紙被 相直向後湯守方取
立候様可被取扱候、委曲直々可申渡、且役屋もの出湯受
負人之外難成もの御金山掟ニ違候由被 仰渡如此申遣候
事

弘化二年也

大肝入方

七月四日

御判

肝入

兵助殿

猶以地元肝入定右衛門へ此段打合首尾致候方与存候、已
上

其御村鎌先湯坪濁酒造り人定之丞、荒物并萬小売商人卯
兵衛、幸右衛門三人、是迄年来御判紙入方令首尾商売仕
居候所、湯坪商売御役取扱之儀御金山掟ニ行違候趣、
右御役々々被相達此段御金山掟之通同所湯守市兵衛方へ
諸商売人共可仕由御吟味相濟、如別紙大肝入衆御紙面
にて御座候間、右之訳御手元様にて御首尾被下度大庄屋

衆より紙面相添此段申達候、且当年分御役代先納申上置候由口上を以相伺候処、右商売義者如兼而不差構商売為仕候内存ニ相聞候段御談ニ御座候間、此之義為御含申達候、以上

七月十三日

白石短町

檢断御判肝入

兵助

蔵本村

肝入

定右衛門様

別紙之通白石町檢断兵助方より申聞、尚又大肝入衆紙面ニも相見得候通ニ候間、委曲紙面之趣を以御役金等始末可有之、別紙両通者直々此者ニ可被差戻此段共ニ申渡候、以上

弘化二年巳

蔵本村

七月十六日

肝入

定右衛門

永湯守

市兵衛殿

右之件願ニ相成申候刻、御金山御会所ニて御役々様御烈席之上被仰渡度旨御座候、且亦土地者御金山係りニ候へとも市兵衛義ハ御郡方御扱ニ候間、御郡方於御会所御申渡被成候旨ニて、此義両御役々様与も御伺被成候所、永湯守御賞譽之義者御郡方人頭衆同郡御会所可申渡、且亦御金山御法令御規定御金山於御会所可申渡与兩様御奉行様より御下知ニ御座候

但シ御書面者御申渡御賞書之頃ニ可付分断也、合印

仁

自天保十三年

至弘化三年

水無月取調

先祖ヨリ十二代

一條助左衛門安孝

3 江戸時代の鎌先温泉

①(仙台屋形様御入湯記録)(宝永五年(一七〇八)

〔文政元年(一八一八)〕 355

先年 屋形様鎌崎江御入湯被遊候節之品々書上仕候

様二被 仰付候間、左之通申上候

一宝永五年子之八月廿八日二被遊御入湯、昼七ツ時湯元

江御着被遊候

此時(親助左衛門儀)御代官衆安彦正右衛門様、大

須賀又兵衛様二而、高橋五兵衛殿、此節 殿様之御

名代二鎌崎二御詰被成候二付、湯守ハ常之湯守二候

哉、又 小十郎殿御扶持人二候哉と御聞被成候二

付、御扶持人二御座候由五郎兵衛殿御挨拶被成候二

付而、左候ハ、 屋形様御出之節御迎可罷出由被

仰付、親助左衛門義、湯川橋元江麻上下ハ罷出 御

目見仕、御歩目付衆御披露二而、当所湯守・片倉小

十郎不斷組一条助左衛門と御披露被成候、尤麻上下

二而罷出申候

一同廿九日、湯元之薬師江御参被遊候、御初尾金式切被

指上

此節親助左衛門御案内相勤可申由、御代官衆ハ高橋

五郎兵衛殿江被仰遣、御村扱に而被相詰候大内宗兵

衛殿被仰渡御案内仕、湯之出口二而 御目見仕候、

此時も御歩目付衆最前之通御披露被成候

一同晦日、薬師江御歌御納被遊候左之通

御自紹 上包紙作者目録を御遣し

宝永五年八月晦日

薬師如来法楽和歌連衆

左少将吉村

義長 古内治太夫

重栄 黒沢要人

兼都 猪苗代

直行 鈴木弥左衛門

次雄 笹岡連之助

行直 但木源左衛門

重寛 安田甚左衛門

重時 朽木又四郎

為成 岡本彦十郎

直中 熊谷喜之助

重倫 練野川四兵衛

重富 桑原正作

為常 遠藤喜兵衛

以上

(上包紙二作者目録)

御短冊十四枚

上包紙二

宝永五年八月晦日

薬師如来法楽之和歌

な

山家春

なをさりの人わもみへぬ山里に

たかため春の花ハさくらむ

吉村

む

山家夏

結ふ手にあつさ忘れて谷の戸は

なつをも他にすめるまく水

直中

や

山家秋

やまたのみ尾上ははるく朝霧に

猶よをのこす谷の下店

次雄

く

山家冬

雲さむきみねの嵐に時雨来て

ゆめも残らぬ深山辺のことく

行直

(中略)

外二

屋形様之御歌

上包紙二短冊之添歌

仲秋すえの十日入湯のつゐて

薬師江参りこのほとちかき人々

をしてよみ侍りし短冊

なとちさむ侍るとて

左近少将吉村

すにしも仏の御名ハ

くすりなきるりのひかりや

世をてらすらむ

右之通御歌箱入二而御納被遊候

一 御湯治中、弥次郎江木地挽御見物ニ御出来ハねこの鳥

屋と申山江御出、又ハ大鳥屋と申山江御山々被遊候節

も親助左衛門其度々御案内相勤申候

一 白石寿山御屋敷江御出被遊候節も親助左衛門御案内相

勤申候、御帰之節御陣場江御上り被遊由御座候

一 九月八日、薬師江御参り御初尾金式切被指上候

一 九月九日、御入湯御相応二而御帰被遊候、朝五ツ時鎌

崎 御発駕被遊候 御起之節板橋文五郎様と申御衆親

助左衛門被為呼御直々被 仰渡候ハ 屋形様御入湯御

相応二而御帰被遊御祝儀御酒被下置候間、頂戴可仕由

被 仰渡 屋形様御立以後御大所二而難有も御酒頂戴

仕候由、親助左衛門咄申候

一 屋形様御発駕之砌、高橋五郎兵衛殿、大内宗兵衛殿

御目見被成候、親助左衛門儀ハ湯元下之橋元二右之御

兩人ハ少シ間を置、麻上下二而 御目見仕御歩目付衆

最寄御出之節通 御披露被成候、御番所被相起候二付

御武頭関屋新左衛門殿、斎藤利左衛門殿御詰被成、御

不断衆式拾人相詰申候、右御兩人之御武頭衆御番所前

二而 御目見被成候

一 屋形様御起以後、於湯元御代官安彦正右衛門様、大須

賀又兵衛様、親助左衛門被為呼被仰渡候ハ、此度 御

湯治中之為御褒美銀子十枚被 下置旨品々御叮嚀二被

仰渡御目録頂戴仕難有仕合冥加至極奉存、御金ハ御

納戸御役人衆ハ頂戴仕候

一 御跡御取仕廻之節、御代官衆ハ親助左衛門被為呼、小

十郎殿ハ知行何程拝領仕居候と御尋被成候、仍其節之

御村扱大内宗兵衛殿御詰被成候間、何様二可申上候と

相伺申候処、高橋五郎兵衛殿被成御座候付御伺被成候

得と小十郎方ハ知行貳百文余り拝領仕居候由申上候様

二被仰付、右之通申上候

一 同年十一月廿一日ニ 屋形様ハ薬師江御戸帳并三具足

御香台右三通御納被遊候、黒沢要人様ハ御書付被置、

右三通江御小人衆被相附、直々鎌崎へ被遊、左之通之

御書付御小人衆親助左衛門二被相渡、右三通御仏前江

被相納候

覚

一 御戸帳 三張

一 三具足 一通

一 三具足江取合御香台 一脚

右之通 薬師江御奉納被遊候間、仏前江相備可被申候、以上

宝永五年

十一月廿一日

黒沢要人

右之通被相納候二付、親助左衛門、大内勘兵衛殿迄申

上候

右之通、親助左衛門拙者ニ申伝候間申上候、以上

享保十一年

鎌崎

十月廿二日

一条市兵衛

平八様

宝永五年子之八月廿八日

仙台太守 吉村公御入湯に付御普請之有増、別紙分見出

申候間左之通

一 御殿有来之所工西北之方工新規ニ八畳敷御寝所、御通

所式畳敷、御閑所式畳敷、上通しのびかへし有之候

一 御膳水居家西之方清水三尺四方箱に而板台錠金物付同

所に御番所壺ヶ所

一 御湯坪御手入所々御拵竹とふ御手綱六尺五寸

一 表御番所墓所上り口、坂左之脇九尺四方

一 裏御番所薬師堂下、間数同断

御見物場所左之通

一 大鳥屋御道筋御人足百人に而壺日ニ出来、同所上に式

間四方之御日雇とひ相掛申候

一 猫ヶ鳥屋、是工茂御道筋御拵ニ罷成、御日雇とひ相掛

申候、是工茂御人足百人相掛申候

一 弥次郎久左衛門ト申者木地挽ニ御座候間 御入被遊

候御上り台貳ツ、長サ左之通

一 長サ壺間 一 横は、三尺、高サ壺尺宛

但シ掛鉄式組付

御普請方細工

一 御湯坪御腰掛 高サ三尺

横三尺五寸

は、三尺

一同 高サ 壺尺

長サ式尺八寸

は、壹尺七寸

右何茂御郡方御普請ニ罷成申候

一 先年ハ借長屋之内掛上り口出カ、下ニ白石表ハ御番所壹ヶ所、式ノ間ニ九尺被相立、御物頭衆被相詰候

先年 屋形様鎌崎工 御入湯被遊候節之品々書上仕候

様ニ被 仰付候間、左之通申上候

一 宝永五年子之八月廿八日ニ被遊御入湯、昼七ツ時湯元

工 御着被遊候

此時御代官衆安彦正右衛門様、大須賀又兵衛様ニ而高橋五郎兵衛殿、此節 殿様之御名代ニ鎌崎ニ御詰被成候ニ付、湯守ハ常之湯守ニ候哉、又 小十郎殿御扶持人ニ候哉と御聞被成候ニ付、御扶持人ニ御座候由、五郎兵衛殿御挨拶被成候ニ付而、左候ハ、屋形様御出之節御迎ニ可罷出由被 仰付、親助左衛門儀湯川橋元工麻上下ニ而罷出御目見仕、御歩目付衆御披露ニ而當所湯守、片倉小十郎 不断組一条助左衛門と御披露被成候

一 同廿九日湯元之薬師工 御参被遊候、御初尾金貳切被指上

此節親助左衛門御案内相勤可申由、御代官衆ハ高橋五

郎兵衛殿工被仰遣、御村扱ニ而被相詰候、大内閑兵衛殿被仰渡御案内仕、湯之出口ニ而 御目見仕候、此時も御歩目付衆最前之通御披露被成候

一同晦日薬師工御歌御納被遊候左之通

御目錄上色紙作者目錄と御座候

宝永五年八月晦日

薬師如来法楽和歌連衆

(中略)

右之通御歌箱入ニ而御納被遊候

一 御湯次中、弥次郎工木地挽御見物ニ御出、或ハねこの鳥屋と申山工御出、又ハ大鳥屋と申山工御出被遊候節も親助左衛門其度々御案内相勤申候

一 白石寿山御屋敷江御出被遊候節も親助左衛門御案内相勤申候、御帰之節御陣場工御上り被遊由御座候

一 九月八日、薬師江御参御初尾金貳切被指上候

一 九月九日、御入湯御相応ニ而御帰被遊候、朝五ツ時鎌崎 御参駕被遊候 御起之節板橋文五郎様と申御衆、親助左衛門被為呼御直々 被 仰渡候ハ

屋形様御入湯御相応二而御帰被遊、御祝儀御酒被下置

上候様二被仰付右之通申上候

候間頂戴可仕由被 仰渡 屋形様御立以後御大所二

一同年十一月廿一日 屋形様今葉師江御戸帳并二三具足

而難有も御酒頂戴仕候由、親助左衛門咄申候

御香台、右三色御納被遊候、黒沢要人様御書付被遣

一 屋形様御発駕之砌、高橋五郎兵衛殿、大内勘兵衛殿

右三色江御小人衆被相付直々鎌崎江被遣左之通御書付

御目見被成候、親助左衛門儀ハ湯元下之橋元二右之御

御小人衆、親助左衛門二被相渡右三色御仏前工被相納

兩人衆少シ間を置、麻上下二而 御目見仕、御歩目

候

付衆最前御出之通御披露被成候

覚

御番所被相起候二付、御武頭関屋新左衛門殿、斎藤利

一 御戸帳 三張

左衛門殿御詰被成、御不断衆式拾人相詰申候、右御両

一 三具足 一通

人之御武頭衆御番所前二而御目見被成候

一 三正具工取合候御香台 一脚

一 屋形様御起以後於湯元二御代官安彦正左衛門様、大須

右之通 葉師江御奉納被遊候ハ、 仏前工相備可被申

賀又兵衛様、親助左衛門被為呼被 仰渡候ハ、此度

候、以上

御湯次中之為御褒美銀子十枚被 下置旨品々御叮嚀二

宝永五年

被 仰渡御目録頂戴仕難有仕合冥加至極奉存、御金ハ

十一月廿一日

御納戸 御役人衆今頂戴仕候

右之通被相納候二付、親助左衛門大内勘兵衛殿迄申上候

一 御跡御取仕廻之節、御代官衆今親助左衛門被為呼 小

右之通親助左衛門、拙者二申伝候間申上候、以上

十郎殿今知行何程拝領仕居候と御尋被成候、仍而其節

享保十一年

之御村扱大内勘兵衛殿御詰被成候間、何様二可申上哉

十月廿二日

と相伺申候処二高橋五郎兵衛殿被成御座候二付、御伺

平八様

被成候得ハ小十郎方今知行式百文余り拝領仕居候由申

一 明和九年、青根工 屋形様御入湯被遊、同所今鎌崎工

鎌崎

一条市兵衛

御出被遊候段被 仰出候事、次郎右衛門殿御首尾之由二而大波権兵衛を以被仰渡候ハ、御着之節茶屋之向畑之内工麻上下二而罷出候様ニ被仰付、尤手札迄被相渡、且献上物も仕候様ニ被仰付候処、御出御延引ニ罷成申候、此度ハ如何可仕哉奉伺候、以上
安永五年

十月朔日

一条助左衛門

五郎右衛門様

右之通当村扱衆小片五郎右衛門殿鎌崎ニ御詰被成候ニ付、先年之書上共ニ相添指上申候
大波権兵衛殿ハ当村御扱
佐藤次郎右衛門殿 御家老

右之通伺相出申候処、五郎右衛門殿則御受取遠刈田ニ被相詰候、御家老小嶋九郎兵衛殿工被指遣候、同日返書左之通

鎌崎一条助左衛門伺事別冊之通指出候ニ付被申聞趣令承知候、明二日鎌崎 屋形様御着之砌ハ助左衛門儀御殿下

江罷出候様首尾可有之候、尤献上物も先年之通心掛候様是又首尾可有之候、且別冊ハ相返シ不申候、先以留置申候、以上

十月朔日

九郎兵衛

小片五郎右衛門様

右之通相済申候段、五郎右衛門殿ハ被仰渡候、且御目見所ハ下ノ茶屋幸右衛門向相扣申候様ニ五郎右衛門殿ハ御指図ニ御座候

一明和九年、青根工 屋形様御入湯被遊、同所ハ鎌崎江御出被遊候段被 仰出候節、次郎右衛門殿御首尾之由ニ而大波権兵衛を以被仰渡候ハ、御着之節茶屋之向畑之内工麻上下二而罷出候様ニ被仰付、尤手札迄被相渡、且献上物も仕候様ニ被仰付候処、御出御延引ニ罷成申候、此度ハ如何可仕哉奉伺候、以上
安永五年

十月朔日

一条助左衛門

五郎右衛門様

右之通当村御扱小片五郎右衛門殿鎌崎ニ御詰被成候ニ付、先年之書上共ニ相添指出申候

右之通伺相出申候処ニ五郎右衛門殿則御受取遠刈田ニ被相詰候、御家老小嶋九郎兵衛殿江被指遣候、同日返書如左

鎌崎一条助左衛門伺事別冊之通指出候ニ付被申聞趣令承知候、明二日鎌崎 屋形様御着之砌ハ助左衛門儀御殿下江罷出候様首尾可有之候、尤献上物も先年之通心掛候様是又首尾可有之候、且別冊ハ相返シ不申、先以留置申候、以上

十月朔日

九郎兵衛

小片五郎右衛門様

右之通相濟申候段、五郎右衛門殿被仰渡候、且御目見所ハ下ノ茶屋幸右衛門向ニ相扣申候様ニ五郎右衛門殿ハ御指図ニ御座候

一安永五年申之十月二日、屋形様昼五ツ半時鎌崎湯元江御着被遊候、下ノ茶屋幸右衛門向ニテ麻上下ニ而罷出御目見仕、御披露人ハ 表御小性板橋清吉様ニ而当所湯守一条助左衛門と御披露被成候

一屋形様御殿工御入被遊、則助左衛門麻上下ニ而御殿工罷出献上物如左

一大栗

一御添肴 いか

右式色木具膳ニテ上ル

屋形様御帰之節も同所ニ罷出最前之通表御小性板橋清吉様ニテ御披露被成候

一屋形様御帰ハ昼七ツ時青根工御帰被遊候

安永五年申之十月二日

仙台

重村公、青根湯元ハ当湯元迄御日帰ニ七日原御通に而御入湯被遊候

一湯元江朝五ツ半時御着ニ罷成申候、御着之時分御殿下

茶屋幸右衛門向に而麻上下ニ而罷出、御出・御帰共に

御目見仕候

御披露人表御小性板橋清吉殿、当所湯守一條助左衛門ト御出・御帰共ニ御披露被成候

一御着、則チ御殿工罷出、献上物左之通

一大栗

砂鉢二積

一 御添肴 するめ拾枚

右両品麻上下二而罷出 献上仕候

文政元年寅之十月五日

一 御歩行に而居家裏之清水、土蔵之辺江御登被遊 葉師

仙台太守

江ハ御參不被遊、御留湯工茂御入不被遊、戸を御披キ

齋宗公、青根湯元ハ鎌崎工山道七日原御通二而御日帰二

御覽被遊候、其節袴羽織に而御案内相勤申候

御出被遊候

一 十月二日、御起以後青根迄御機嫌伺二可罷出哉ト相伺

一 湯元工昼九ツ時御着二罷成申候、御着之時分下之馬屋

申候所、相扣候様御首尾合二御座候間、相扣申候

向左脇二麻上下に而罷出、御出・御帰共二御目見仕候

一 重村公工御通掛御目見衆

片倉小十郎家中一條宗太夫ト御披露御座候、同人

献上物無シ 御家老

事草履取召連罷出申候、同所二御小人目付相附居申

一 小嶋九郎兵衛殿

候

当村御扱

御披露人御入御小性 御殿役共二宗太夫勤仕中

一 小片五郎右衛門殿

一 御着、則チ御殿工罷出、献上物左之通

御披露人若年寄衆

一大栗 砂鉢二積

右八宮村境、湯川橋元ニおゐて立付羽織之裝束二御座

一 御添肴 大鮑七ツ

候

右両品麻上下二而罷出、御太所頭三浦利源次殿御取次二

御飯屋役

而献上仕候、御目録二而金百疋頂戴仕候

一 細田近之丞殿

一 御留湯工ハ御入不被遊候

御目見無之候

一 御歩行二而 葉師堂下迄御出被遊、同所之温泉之碑、

右ハ安永五年之記録ニに白石表に而御書請罷成候品々相記

岡内蔵次殿工被仰付、摺方御覽被遊候

置申候

白石表ハ御詰合

御家老

一 橋元寬左衛門殿

西郷御扱

一 大浪助之丞殿

一 御家老橋元寬左衛門殿、羽織立附装束ニ而挟箱・鎗歩之者・草履取上下四人

一 西郷之村附大浪助之丞殿、装束羽織立附草履取・笠袋持共二壺人

一 右御両人ハ野馬カ瀧橋元ニおゐて名前御披露御目見御披露人御入御小性

一 鎌先湯元昼八ツ半時 御出起ニ罷成候、山道御通ニ而青根迄御帰被遊候、御機嫌伺ニ茂不罷出候

白石御城主

一 宗景公、御上下に而村山宇兵衛土蔵之脇ニ而 御出・

御帰共ニ御目見被遊候

一 御願之上御膳指上御請伴被仰付、同日白羽ニ重三疋御拝領

仙台大守

一 齊宗公、九月式拾八日ハ青根湯元工御入湯被遊候ニ付、同日ハ白石表ハ宗景公、遠刈田湯元工御詰被遊候、御

家老衆其外向々御役人被相詰候

一 仙台大守公、十月五日鎌先湯元工御日帰ニ御出被遊候

ニ付、同月四日之晩ハ遠刈田御出起山道御通ニ而白石

御城主宗景公御出被遊候、手前之座敷茶之間・太所共

ニ御借上に罷成、御一宿ニ罷成申候

一 大守公、御出起御踪ハ山道御通に而宗景公御機嫌伺ニ

青根迄御出被遊候

御用家に罷成候所左之通

勝手引続西之方六畳之所

御家老

一 橋元寬左衛門殿

御物書

一 大内武右衛門殿

御小性頭衆御供無之

御祐筆計り

一 鈴木藤太夫殿

同所続六畳敷下ノ間

同所之続六畳敷表裏共ニ御供衆、同所上之方小座卜申

候処、御下々一字指置申候

一 御殿御普請、御留湯御普請、御殿御飾之儀ハ記録ニ委

細相記置申候

御寝所西縁かわ

一同式畳 右同断

②刈田郡鎌崎湯本御仮屋御畳并諸色書上 享保八年

(一七二三) 132

一壹つ 御腰掛台 高壹尺

(表紙) 享保八年

長式尺八寸 幅壹尺七寸

刈田郡鎌崎湯本御仮屋御畳并諸色書上

一壹つ 御腰掛台 高サ三尺

卯四月十九日

御仮屋守

横三尺五寸 は、三尺

一條市兵衛

ノ式つ先年青根湯本へ指上ケ申候

御仮屋御畳

一壹枚 腰せうし

一御寝所御畳 八畳

高三尺 幅式尺壹寸

名取中継表布縁拾壹通新利

腰高五寸

一御閑所 同式畳

一壹枚 あるせうし

名取中継表布縁八通新利

高式尺五寸 幅三尺

御座之間分御夜所江之通

腰高五寸

一御畳式畳 三迫表布縁八通新利

一式枚 腰せうし 高五尺八寸 幅三尺

御座之間分御閑所へ之通

腰高八寸五分

一同式畳 右同断

木地川所 御上り台

御寝所分御閑所江之廊下

一式つ 長サ壹間 幅三尺 高壹尺ツ、

一同式畳 右同断

但惣鉄式組付

一 壹本 御湯坪あさの御手綱 長六尺五寸

一 壹つ 御手ぬくい掛

一 壹つ 御余所下舟

長式尺五寸 高サ壹尺三寸 幅九寸

一 四つ 檜鍵鉤共に長三寸

但御仮屋所之メ切ニ相入

一 式筋 そうきん 長壹尺ツ、

一 四本 四分一木 長壹間

但相見へ不申候

一 四拾式置 ちかや置

但印符に而

メ拾九口内而拾六口

右之通、手前に先年被相渡被差置候義に御座候、以上

鎌崎御仮屋守

四月十九日

一條市兵衛

目黒三助様

③案見(鎌先温泉入湯記録) 文化四年(一八〇七)

129

(表紙) 文化四年丁卯十月書之

持者

一條助左衛門

自書

案見

安永四年乙未五月十一日

伊達式部様御袋様

一 惠心院様御入湯ニ付鎌崎御仮屋御借上ニ相成、御郡御

普請ニ罷成、同所御詰合西郷御扱伊藤市左衛門殿、御

仮屋役石川源兵衛衆被相越候而、印符被相開御役人工

御引渡ニ相成、同日被帰、御帰以後又以被相越印符相

成申候、御扱衆ハ御入湯中被相詰候、五月廿日ニ御帰、

御出・御帰ともに我等事ハ袴羽織ニ而留湯前迄罷出る

惠心院様

一金百疋 一條助左衛門ニ被下

惠心院様弟様高橋九左衛門様

一 鳥目三拾疋 同人ニ被下

安永四年乙未八月廿四日

佐々久馬様御袋様

一明繰院様御入湯ニ付御仮屋被御用立、同所御役人勤役後藤林太夫衆被参印符之処被相開、御役人根田八十右衛門殿工被御用立候、惣御人数御上下式拾六人ニ御座候、御出・御帰ともに御用所永屋下まで袴羽織ニ而罷出る、御仮屋役人モ同所ニ被出候、白石工御親類様ニ付如此ニ御座候、九月二日ニ御帰ニ罷成候

明繰院様

一金貳百疋 一條助左衛門ニ

一帯地壹筋 被下

安永五年丙申十月二日

大守重村公

一大屋形様青根湯本ハ鎌先之湯本マテ御日帰ニ七日原山道通に而御出被遊候、其節御迎ニ御殿下茶屋場有之候幸右衛門向ニ麻上下ニ而可罷出由御首尾ニ付罷出申候処、表御小性頭被相勤候板橋清吉殿ニ而一條助左衛門ト御披露有之候、白石ハ殿様に而ハ同月朔日ハ手前

之座敷に御一宿ニ相成、青根まで御供ニ而七日原通被遊候、其節白石ハも鎌崎江被相詰候御役人

御家老 小嶋九郎兵衛殿

西郷御扱 小片五郎右衛門殿

右御兩人ハ羽織立付ニ而八宮村境湯川橋本に而若年寄衆名元御披露有之候一條助左衛門儀にて 屋形様御出・御帰罷出申候

右御日帰之一卷ハ別紙ニ委細書記指置申候

安永六年丁酉四月廿一日

仙台重村公

一御中奥 御喜代之御方

御久之御方

右御両方御入湯に付青根ハ七日原御通ニ而御出ニ罷成候ニ付、御仮屋御借上相成御郡之御郡之御普請に相成、御出・御帰之節ハ袴羽織ニ而茶屋脇マテ罷出る、西郷御扱洪谷清蔵殿ニ而被相詰候間、一條助左衛門罷出申候処ヨリ少シ間をヲキ被相出候、御出・御帰ニ計ニ被相越候、白石表ヨリ御使者等も無御座候

安永七年戊戌八月七日

御奉行御役

一石田豊前様御入湯ニ付鎌崎御仮屋被御用立候、其節ハ御仮屋役人中川愛蔵衆、西郷御扱渋谷清蔵殿ニ而被相詰候、翌八日被相返候、尤茂御仮屋役人モ被相返候、御出・御帰ともに御扱衆、私事ハ茶屋前ニ罷出申候八月十九日御帰ニ罷成申候

安永七戊戌十月二日

仙台大守重村公御弟様

一摂津様御入湯ニ付御仮屋御借上ニ相成、御郡御普請に罷成、御仮屋役中川愛蔵衆、御扱渋谷清蔵殿御入湯中被相詰、御仮屋役ハ御出・御帰ニはかり被相詰候、御帰之時分御扱羽織立付ニ而茶屋前マテ被相出候、一條助左衛門事ハ麻上下ニ而御出・御帰ともに茶屋前ニ罷出る、同月九日に御出起ニ罷成申候

安永八己亥九月十五日

仙台ヨリ御一門

一伊達式部様・恵心院様御同道ニ而御入湯被遊候ニ付、

御仮屋も御仮上ニ相成、御郡御普請に罷成申候、御出

・御帰ともニ西郷御扱長谷川十郎兵衛殿御入湯中御詰被成候、手前座敷ニ御詰御座候御扱衆も羽織立付ニ而茶屋前ニ被相出候、一條助左衛門事と同所ニ袴羽をりニて罷出ル、白石石壺日置ニ御使者を以御進物有之殿様御直々御見舞も御座候

天明三年壬寅九月十六日

御一家古御親類ニ而御両敬

一大條内蔵人様御入湯ニ付御仮屋被御用立等ニ御座候処若殿様御入湯ニ付御仮屋等御指支ニ付手前座敷を内蔵人様江御用立申候、御出・御帰ともに茶屋前ニ袴羽をりに而罷出申候、九月式拾九日御帰ニ罷成申候

天明四年甲辰十月廿一日

一大條内蔵人様御入湯ニ付鎌崎御仮屋被御用立候、同所之御役人被参候而印符被相開被御用立候、御出・御帰ともに袴羽織に而茶屋幸右衛門前ニ罷出申候

天明五年乙巳三月十壹日

若殿様御入湯被遊候処ニ同月拾九日御通掛ニ与風手前之座敷工御入被遊候ニ付式品

一青光塗こつふ盃

一筆壺本

右式品指上申候処 御前工被 召出御盃被下置、其上御指之御末広壺本相伝所持す、三月十九日ニ御入被遊候、右祝儀御近習工料理酒肴に而相招申候、養父仁三郎事も被 召出御盃被下置候、御飯屋役人其節後藤林太夫衆なり、三月十一日ニ御入湯、同月式拾三日ニ御帰ニ罷成申候、御出・御帰ともに遠し橋元へ袴羽織ニ而罷出申候、御帰後無間も御機嫌ニ罷出申候

天明八年戊申三月廿四日

一仙台和田杣之助様御入湯ニ付御飯屋一字被御用立、其之節御飯屋役人被参候而印符被相開被御用立候、御出・御帰ともに茶屋前ニ袴羽織に而罷出申候

天明八年九月八日

一大町将監様

一若殿様

御同道ニ而御日帰ニ御出被遊候間、御飯屋役斎藤弥平次衆、西郷御扱片平清左衛門殿に而被相詰、御出・御帰茶屋前ニ被相出候、蔵本合肝入・組頭共ニ相詰居申候、御着之時分指上物ハ相扣候様御役人合被申候間指扣申候、御出・御帰ともに兼而之通ニ罷出申候、尤御機嫌伺ニも罷出申候

天明八年九月式拾壺日

角田

一石川大和様御入湯ニ付御飯屋一字被御用立候御役人も斎藤弥平次殿御越なされ候而、印符被相開御役人工被相渡候

大和様合一汁三菜之御料理被下、御飯屋役人工も同様に御座候、御帰之時分計斎藤氏・一條氏ともに袴羽織に而茶屋ニ罷出る、御小性頭役櫻場旅殿披露なり、御飯屋役人衆も御入湯中ニ被相詰候

一金三百疋

一樽一荷 一條助左衛門ニ被下

一看一種

御目録入

御酒御肴代角壹貫文被下

御目録入

一鳥目三百疋 斎藤弥平次二被下

一角銭三拾疋 蔵本組頭圓四郎

一同 拾疋 同 伝四郎

寛政元年己酉九月廿三日

芝田主税様御陰居佐渡様に而御入湯ニ付御飯屋一字被御用立候ニ付、御飯屋御役人にハ阿部五郎左衛門衆御越被成候而、印符被相開被御用立候、同月廿七日ニ御帰ニ罷出申候、御出・御帰ともに茶屋前ニ私共ハ袴羽織に而罷出申候、御飯屋役人も被相出候 羽織立付ニ而

御目録入

一金百疋

一玉子拾ヲ 一條助左衛門二被下

一鳥目七拾疋 阿部五郎左衛門二被下

右御目録被下候段御小性頭工申上る、御城まで罷出申上る者也

寛政貳年庚戌四月廿日

一和田柚之助様御入湯に付御飯屋被御用立候、同所御役

人松崎七右衛門殿御越に而印符被相開被御用立候、同

月廿七日ニ御帰ニ罷成申候、御出・御帰共に袴羽織ニ

而茶屋前まで罷出る、宗太夫事ハ留湯之前まで罷出

る、七右衛門衆ハ御帰之時ばかりニ被相出候、同三年

九月廿日御入湯之節罷出所同断、御払代角銭四貫被相払候

寛政四年壬子四月十日

寛政四壬子四月十日晩時御着

一大條内蔵人様御入湯ニ付御飯屋上之間・御次之間共ニ被御用立候、同所御役人松崎七右衛門衆被相越被御用立候、四月拾九日ニ御帰ニ罷成申候、御出・御帰ともに袴はをりに而茶屋前ニ罷出る、御入湯中木銭計御勘定申受候、湯銭ハ不申受候、南鐐壹枚被下候、御目録入

寛政四壬子三月五日

一平賀蔵人様奥様御入湯に付御飯屋上之間・御次之間被御用立候、同所御役人松崎七右衛門衆御越ニ而印符被

相開候、御帰之時分ハ袴羽織に而留湯之前まで罷出る、
松崎氏にても同断なり

寛政四壬子三月廿八日

一 和田杣之助様御入湯ニ付御飯屋被御用立候、印符も被
相開候而被御用立候、茶屋前まで御出・御帰共ニ罷出
る、松崎七右衛門衆俄之御帰故御越不被成候、四月朔
日ニ御出起ニ御座候
白石工御親類様ニ付御両敬なり

寛政六甲寅三月

一 仙台々老女中・中老女中・表使女中
右御湯次に付御飯屋御飯上ニ相成、御郡御普請罷成申
候、御先番之御役人工相伺申候処、御出・御帰ともに
罷出候ニ及不申由ニ被申候間相扣申候、御入湯中ハ
折々御次まで罷出申候

寛政六年甲寅四月十七日

平澤

一 高野大学様江戸ニ御登ニ御座候処、御落馬に而直々御

入湯ニ相成、御飯屋被御用立候御次之間ばかりなり、
御役人松崎七右衛門衆被相越印符被相開被御用立候、
御帰之時分計袴羽織に而留湯前まで罷出る、松崎氏も
同断

一金百疋 一條助左衛門ニ被下
右ハ御入湯中、木錢計申受候

寛政六年甲寅八月廿七日

御一族

一 宮内大蔵様御入湯に付御飯屋上之間・御次共ニ被御用
立候、御飯屋役御越に而印符被相開候、松崎七右衛門
殿ニ御座候御着、則チ袴羽織に而罷出申候、御出起之
時分ハ夜中無御沙汰候間不罷出候、九月二日御帰ニ御
座候、御入湯中御扨代等ハ不申受候
一金式百疋 御目録入 一條助左衛門ニ被下

寛政六年甲寅九月廿三日

御一家

一 大條内蔵人様御入湯ニ付御飯屋上之間・御次共ニ被御
用立候、同所御役人松崎七右衛門衆御越に而印符之処

被相開候、御出起之時分ばかり雑湯之脇まで袴羽織にて罷出申候、御入湯中御勘定ニ金三切半御払ニ罷成申候

寛政拾壹年己未四月七日

七ツ時湯本御着

一石川中務様奥様御入湯ニ付御仮屋御無心之段申来候ニ付、同所御役人被相越印符之處被相開被御用立候

奥様御着之時分ハ御式台前石だん左脇ニ袴羽織に而罷出申候、御仮屋御役人も須田五郎左衛門衆同所ニ被相出候、白石御役人ト披露も有之候、惣御供人数御勘定も有之候上

一金式百疋 御目録入 一條助左衛門ニ被下
右御目録被下置候段白石工罷出、西郷御扱遠藤左右衛門殿工申上る也

宿割左次右衛門ニも壹貫文被下候

寛政拾壹年己未九月八日

一仙台瑞寶寺古梁和尚ニ而御入湯之儀申来候間御仮屋被御用立候、其節御仮屋須田五郎左衛門衆御越ニ而印符

被相開被御用立候、九月九日白石ノ榮五郎様御見舞ニ御出被遊候ニ付手前座敷御休所ニ御用立候様御首尾合有之候ニ付心掛御用立申候、手前も御仮屋役人御案内ニ而御仮屋ニ御出ニ罷成申候

榮五郎様ニ而ハ御日帰ニ罷成申候、瑞宝和尚ニ而ハ同月十七日ニ御帰ニ罷成申候、御門送ニハ御仮屋工私並御仮屋人被相出候、途中マテハ不罷出候

御上ノ御馳走ニ付御払代無之候

享和元年辛酉七月廿日

仙台御奉行

一泉田大隅様御息様 勇之進様御入湯に付御仮屋御座敷御次事へ被御用立、同所御役人八嶋甚右衛門衆御越に而印符被相開被御用立候

同月晦日明半時御帰ニ罷成候、御出・御帰ともに留湯前まで私共罷出る、八嶋氏も同断ナリ

御目録入

一金三切 一條助左衛門ニ被下

一南簾壹枚 八嶋甚右衛門ニ被下

享和元年辛酉八月廿九日

仙台御奉行泉田大隅様御息

一 泉田勇之進様御入湯ノ段申来候ニ付御仮屋御役人ニ而
八嶋甚右衛門衆御越ニ而印符之所被相開被御用立候、
御入湯中御吸物ニ而御肴も忒品ニ而御酒被下候、御帰
之節御扨代も無御座

御仮屋御次之間御用立申候

一金三切 一條助左衛門ニ被下

一半切 八嶋甚右衛門ニ被下

右之段御小性頭へ申上る也

御帰之時分七月御入湯御帰之通

享和三年癸亥二月十卷日

泉田勇之進様御入湯ニ付同所御役人八嶋甚右衛門衆御越
ニ而印符被相開被御用立候、右御扨代も無之

一金三切 一條助左衛門ニ被下

一半切 八嶋甚右衛門ニ被下

御目録入

同月十七日ニ御帰ニ罷成申候、御帰之時分計留湯前まで
罷出る、御仮屋御役人も同断なり、羽織立付ニ而私事ハ

はかま羽織に而出る也

享和三癸亥三月廿八日ハ鎌崎御仮屋御飯上相成御
郡御普請ニ罷成申候

四月二日

仙台重村公付御中奥御尼

一 寂光院様御入湯ニ付同所之御役人八嶋甚右衛門衆御越
シ被成、御普請役人佐藤清太夫殿工御引渡ニ罷成申
候、御仮屋役人ハ被帰候

湯本詰合大肝入

一 阿部銀四郎

蔵本村肝入

一 定次

同組頭

一 圓右衛門、孫左衛門

四月十七日御帰ニ罷成申候

一向に被下物とても無御座候、御出・御帰にも不罷出
候、御郡方まかないニ相成申候、此之儀も大肝入阿部銀
四郎方工品々書立を以相願申候処、如願之通ニ相済申
候、先年も 恵心院様御入湯之節宿まかないに申来候

故、俄之儀ニ御座候得者願も相出申候も不叶様子ニ御座候間、宿まかないに相成候処、此末御尼御入湯其外仙台台御入湯も御座候ハ、相願申候而相済居訊申候而相受不申候様ニ致候方專一二候、相受申候而ハ至極ニ物入心支迷惑成事ニ候、不叶儀ニ候ハ、旧例を以相願可然事

文化元年甲子五月十八日

仙台

一 御常様御手金之端ニも被成下度願申上、金子五拾切獻上仕、為 御賞御番入土格ニ被 仰付候処、出入台も御用首尾合ニも苗字はづし取付に而申来候間、土格エハ諸苗字取付ニテ御用首尾合も有之候訳ニ承候間、御小性頭黒澤佐藤右衛門殿を相頼候而諸苗字取付之諸文通相成候様ニ申遣候吟味も相済申候哉、同年三月廿三日出入役及川所右衛門殿台諸苗字取付而御用首尾申来候、御賞前ハ組士ニ候間苗字をはづし候而諸御用首尾申来候事

一 仙台台御郡奉行衆鎌先廻村之節、寓ニに而御仮屋御次之間被貸下候節、御仮屋役人も被相越候而印符被相開候、毎年廻村之事も有之、又八年を隔廻村之時も御座

候、いつとても御仮屋御次之間ニ寓ハ相成申候、着なされ候節袴羽織にて見舞ニ出申候、御代官衆へも見舞ニ出申候、何も進物なしに御座候、若又当所昼ニ罷成候時ハ着之節壹度見舞に而能ク御座候

一 仙台台御郡横目御村福岡其外御役人廻村之砌ハ寓ニ候ハ、着之時分、翌日出起之時分ニ見舞ニ罷越可然事、但シ進物なしにて能御座候

一同御小人目付湯本廻村之節、まかなへ等ハ鈴木幸七方に而致来申候、着之時見舞ニ罷越、出起之時も罷越申候、見舞之時ハ袴羽織大小に而然るへし、当村台ぶり時老人詰居候、出起之節馬壹疋当村台相出シ候

一

文化元年乙丑正月十三日

白石

一 類族方御役人佐藤理右衛門殿、石川源兵衛殿兩人方台当人別御改メ、日下喜藏五人組被相除、佐久間勇左衛門五人組エ被相入候間、其御心得可被成候

右之通ニ申来候間、御同人人工人別出減之事書出申候

文化貳年乙丑八月拾壹日

一 大條監物様御入湯に付御仮屋御次之間被御用立候ニ付
同所御役人武田市右衛門衆御越に而印符被相開被御用
立候

此方様工御親類様ニ付御出・御帰ともに留湯前まで袴
羽織にて罷出ル、御仮屋役人も腰帶羽織に而同所被出
候、八月廿三日御出起、御入湯中、木錢計申受、湯錢
ハ不申受候

一目録入ニ而

御肴代五拾疋

一條助左衛門ニ被下

文化三丙寅三月十二日

一 大條監物様御入湯ニ付同所御仮屋御次之間被御用立候
御役人武田市右衛門衆御越に而印符被相開被御用立候
御上下六人三月十九日御出起御入湯中、木錢計申受、
湯錢ハ不申受

一 御肴代五拾疋 一條助左衛門被下

御出起之時分計留湯前マテ罷出申候

文化三年丙寅八月中 口上に而西郷御扱遠藤善右

衛門殿工相伺置品々左之通

一 白石御知行所に罷在申候

山寺紙敷本山

右ハ御用相勤申候者共に付鎌先湯本へ罷越候而已御用
相勤候ニ付、木錢半払に勘定致、湯錢灯明錢等相払兼
候由申ニ付

一 毎年十二月貳拾五日迄越年入湯人指置申候而ハ不勝手
之品々右両条共に西郷御扱役遠藤善右衛門殿工相伺置
申候処、同役中吟味も致候処伺候品々人払之儀も御家
老衆までも相伺申候処、伺之通ニ可致候由被仰渡候、
尤も善右衛門殿も右書付被相渡候、右之伺も同年拾
月拾三日ニ相濟申候、委細ハ別之記録あり

一 御番入士格ニ御賞有之候ニ付、諸願相出申候ニハ御小
性頭工諸苗字取付に而相出可申事、右願候時分ハ御家
老工御礼も直々申上候而不苦事

文化元年八月朔日

一 西郷御扱遠藤善右衛門殿ハ仙台御医師竹内宋伯ト被申
候仁入湯ニ付、御留湯之首尾合書諸苗字取付に而申来
候、是ハ御賞後初而申来候故ニ爰ニ記置申候

文化元年八月十九日

御家老片倉主馬殿ハ仙台御家中栗佐權五郎殿御内室御入湯に付御留湯之御直之首尾諸苗字取付に而申来、是初而申来る故に爰ニ記ス

文化貳年乙丑閏八月九日

御用御指紙申来候ニも当御家老御月番日野甚五左衛門殿ハ直々申来候、是ハ御賞後ハ如此ニ申来候故に爰ニ記ス

是ハも段々御指紙等直々に御家老衆ハ申来候事

文化四年丁卯八月廿一日

仙台ハ

一木幡亦右衛門様鎌先御入湯に付仙台ハ直々白石マテ御出、夫ハ湯本まで御出に付御仮屋上之間・御次共ニ被御用立候、同所御役人紺野与惣兵衛衆被相越印符之処被相開候、御出・御帰とも遠者も橋元まで拙者計罷出る、尤も嘉大夫も兼而之場所ニ罷出る、御仮屋役人兼而之処ニ被出候事、八月廿一日ニ御出、同月廿八日

二白石まで御帰、御機嫌伺等ニも不罷出候、同九月朔日ハ又々以御同人様御入湯に御座候処ニ八月中之通ニ相勤申候

御入湯儀之儀ニ候付御村方ハも薪等も不相納候間、拙者方ニ而御用立申候間、御料理人も相詰居申候間同人始末切手相出シ候間藏本村ハ受取申候

同月四日白石まで御帰に罷成申候、御機嫌伺ニも不罷出候

寛政四年壬子正月拾三日

一白石大殿様に而儀神成御卷山有之候ニ付、拙者儀御小性頭制野嘉左衛門殿ハ罷出候様ニ申来候処、折節持病之疝氣に付其段支配頭工相願候処、其儀ニ候ハ、嫡子宗大夫相出シ可申由被仰渡候間、尤も波衣半襟ニ黒丸星大小四ツ相付相用候様ニ御首尾合ニ御座候間、右相付御卷山ニ罷出申候

寛政四年壬子正月廿六日

一白石若殿様に而南部山・御鹿山被遊候ニ付鎌崎御昼ニ

罷成候様ニ申来候処、俄之儀ニ御座候間御飯屋御役人
工御首尾合も御間ニ合兼、私方ニ而右印符等相開候様
ニ被仰付候間相開申候、御出之時分ハ袴羽織に而茶屋
前まで罷出申候、御昼ひる直々蟻之度渡り新林御鹿山被
遊候間、土蔵之脇御通ニ罷成候ニ付同所西角ニ袴羽織
ニ而罷出申候、御帰城以後も則チ御機嫌伺ニも罷出
候

寛政七年乙卯

一 鎌崎湯本御飯屋古損申候ニ付拙者方ニ而建替指上申候
様御内々有之二付、御入料一字ハ相出シ兼候間御入料
金百切指上申候 御上御普請ニ罷成候ニ付御役人御太
工手木等も湯本に被相詰候、惣出来ニ付同年九月八日
村典

一 大殿様工御膳御酒御肴七種に而指上申候 助左衛門・
宗太夫麻上下ニ而 御前工も父子共ニ被相出色々御意
等も有御盃頂戴仕候、九曜御紋付御上下き具ぎ拝仕候、
御膳之御あまりも於御太所頂申候

同年九月廿一日

景貞

一 若殿様工御膳・御酒・御肴七種ニ而指上申候 助左衛
門・宗太夫麻上下着シ 御前工父子共ニ被召出御盃頂
戴仕候、御意も有之 御鼻紙三拾帖被下置候、委細ハ
別之記録ニ有之候 御出・御帰共ニ兼而之通遠者も橋
まで罷出る、但シ御出之時分ハ袴羽織に而罷出る、御
帰之時分ハ父子共ニ麻上下ニ而罷出ル、右両殿様御成
申上候時分も養父正右衛門も麻上下ニ而 御前工被召
出御盃頂申候、近臣も相詰居候処被召出 御盃被下置
候、御帰之時分麻上下ニ而茶屋前ニ罷出ル

寛政拾弍年庚申正月十九日

一 若殿様三任工御鹿山ニ御出被遊候処、同日俄ニ同所の
手前座敷工御入之段申来候間、御吸物御取肴拾品ニ而
指上申候

御前工被召出御盃頂戴仕候、父子共ニ麻上下ニ而罷出
る、十九日ヨリ廿一日まで弍夜御逗留ニ罷成候、御出
之時分ハ茶屋下白石別道まで父子共ニ麻上下に而罷出
る、御帰之時分ハ次上下に而罷出る、嘉太夫・秀左衛
門ニも御流頂戴有之候、御帰城時分御機嫌伺ニ罷出る

享和元年辛酉七月廿日

一 仙台御奉行泉田大隅様御息様勇之進様御入湯に付御仮屋御次之間を被御用立候御役人八嶋甚右衛門衆被參印符被相開被御用立候、御扨代之儀御家来々御聞被成候処不申受候段に申候得者同月晦日明半時御出起ニ罷成候、御出起之時分ばかり御留湯前まで袴卜羽織に而御門送に出る、八嶋氏も同所被出候

一金三切 一條助左衛門二被下

茶代御目録入

一 南鐐壹枚 八嶋甚右衛門二被下

享和元年辛酉八月廿九日

一 御同人様御入湯ニ御座候処ニ同月六日御帰御門送ハ七月中御入湯之通拙者並ニ八嶋氏へ被下物七月中之通

享和元年壬戌八月十八日

白石

一 若奥様御日帰御銘儀に而鎌先工御入湯被遊候処、三夜御寓ニ罷成候、御仮屋役人八嶋甚右衛門衆被相詰、西

郷御扱役加藤伝内殿御入湯中被相詰候、尤蔵本村肝入・組頭も相詰申候、御式台口々御輿上宗太夫・秀左衛門・嘉太夫ニ御首尾伝之由ニ而伝内殿被仰付候、御出・御帰共に兼而之場所ニ罷出申候、御帰即チ御機嫌伺ニ助左衛門・嘉太夫罷出る

享和元年壬戌之九月廿一日

仙台御屋敷

一 松之丞様御入湯に付御仮屋上之間・御次共ニ御用ニ罷成候、御出之時分ハ八宮村工別道之先ニ畑之脇ニ罷出る、所々御歩行之時分ハ宗太夫・嘉太夫も御案内相勤申候、拙者父子・嘉太夫並ニ肝入・両茶屋之者ニも御酒被下置候、御帰之時分ハ白石工御帰ニ罷成申候間、兼而之通 殿様・奥様御出・御帰之通ニ罷出申候、御帰城以後助左衛門ト嘉太夫罷出申候

享和元年壬戌九月晦日

一 松之丞様又以白石々御入湯に罷成候処、御出・御帰ともニ遠しも橋元ニ罷出るなり、御機嫌伺も同様ニ御座候

享和三年癸亥正月晦日

白石

一安之進様鎌先御入湯ニ付式夜御寓ニ相成申候、御出・御帰ともに袴羽織ニ而同所工罷出申候

同年閏正月二日

白石

一若殿様に而御一宿ニ御入湯ニも御出可被遊候由御内々手前之座敷工御入被遊御横様ともニ御内々有之二付、南披之前ニ青垣御閑居等相持待上申候処、其節 安之進様御入湯ニ而御仮屋ニ被成御座候処 若殿様御出之段俄ニ御延引ニ罷成申候処 安之進様手前之座敷工御入被成下候様相願可然ト御側ニ被申候間相願候処御入相成、御吸物御取肴七種ニ而指上申候、我等父子ニ御盃被下置候、村上秀左衛門・木村嘉太夫ニも御盃被下置候、同日晩ニ相成御膳指上申候、同月三日御帰ニ罷成申候、直々八宮村御鹿山に付宗太夫も直々御供に而罷出申候、御帰城御機嫌伺も相勤申候

文化五年戊辰三月廿八日

仙台

一中村日向様御子様松三郎様に而 鎌先御入湯ニ付同所御仮屋役今野与惣兵衛衆に而被参印符被相開、御座之間・御次ともに一字被御用立候、尤湯本御着之時分ハ不罷出候、御出起四月朔日ニ罷成申候、白石工御帰ニ罷成申候、御出起之節ハ留湯前まで 袴羽織に而御門送ニ罷出る

御仮屋御役人今野与惣兵衛衆にハ御式台前にて御逢被成置御札御口上等有之候、御出起之砌被下者

一金壹切 一條助左衛門ニ被下

御目録入

一鳥目五拾疋 今野与惣兵衛ニ被下

文化八年辛未閏二月十四日

一朽木五左衛門様御家督繁三郎様白石工御下ニ付、夫ニ御入湯一夜御寓ニ付御仮屋被御用立候、御帰之時分計り御式台石段まで罷出る、白石まで不罷出候
御仮屋役馬場仁右衛門衆ニ而同断

同年辛未三月十八日同二拾マテ

一 九世安之進様御女子様御入湯に付御飯屋被御用立候、御附人片平愛右衛門衆に而罷越申候、御帰ノ節御二之丸マテ罷出申候ニ及申さず由ニ申ニ付不罷出候、御帰之節御式台石段まで罷出る

同月廿三日ウ式拾六日マテ

一 安之進様奥様御入湯に付御飯屋被御用立、御帰ノ時計御式台石段ニ罷出る、御二之丸エ不罷出候

文化八年辛未四月十日之晚

一 御郡奉行大河内源太夫様御一宿ニ罷成申候ニ付御飯屋上之間・下之間ともニ被御用立候、御同人様ハ御親類様ニ付御別段ニ御座候、白石ウ茂御使者出入役及川所右衛門殿を以御進物有之候、御代官前野勘左衛門殿エ茂御進物有之候、西郷御扱役丹野八弥殿ニテ被参候一 御山林並御金山本メ大内与左衛門殿同年同日御廻村ニ付見舞仕候、酒肴持参御一宿被成候、尤御山例之通ニ候間案内可致候由ニ付湯本並ニ近辺案内直々致候兼テ之通印時代モ相出申候

ママ(文化カ)
文政十五年寅之九月二日ウ

当地御奉行

一 仙台石田豊前様御嫡男石田定之丞様御入湯ニ付御飯屋御座之間・御次共ニ被御用立、御役人宗太夫事御築方御役人被仰付相勤罷在候ニ付勇五郎相勤申候、御上下八人同月十五日ニ御帰ニ罷成候、手前ウ進上物左之通

一生栗

一 椎茸

一 茄子

御払代木銭計申受候、為茶代金百疋被下候

④ (宮町阿部銀四郎方始末書留) 〔天明七年(一七八七)〕 342

(包紙) 天明七年五月中

宮町肝入阿辺銀四郎、同町檢断三辺利蔵
右兩人エ文通書物入

天明七年五月十七日、宮町阿部銀四郎方始末之書付左之通

以手紙申達候、此間ハ雨天ニ御座候得共、弥御清福ニ可被成御座ト珍重ニ奉存候、当方私事茂無相替儀罷在申候、然者先頃中御湯次之砌湯錢御払不被成候ニ付、左次右衛門色々申談候処ニ御払方不被成、殊に此間茂御湯次被成候処ニ、右湯錢御払不被成、旁行当申候右湯錢之儀ハ段々取立御役錢 御上工指上申儀ニ御座候、依而其御村ハ不及申ニ御町之衆湯錢相払申候処、貴殿計り御払不被成、尤茂其御町之衆ニ茂湯錢為相払間敷ト被御申候段、扱々手前ニ而迷惑仕儀ニ御座候、品ニ付 御上工相達申候間、何御挨拶ニ得御意度如此ニ御座候、以上

五月十七日

一條助左衛門

宮町肝入

阿部銀四郎様

銀四郎方々答書左之通

私共此間湯次仕候節、湯錢之儀ニ付品々被仰下委細御紙面之趣佩破（披）見仕候、初発罷越候節、左次右衛門ト申候ニ相談候儀ハ宮町之者共是迄湯錢取不申由之処、扱亦是迄取不申儀ヲ改指置候儀茂無扱候間、木錢相払候節、

貴様工御取合申上參候内、木錢・湯錢茂受取候様子申談候処、左次右衛門申儀ハ今日ハ留主ニ有之候間、是迄代指置候儀心得不申候間指置候様ニ申儀ニ付、私儀申談候者左候ハ、御帰次第湯錢等之儀相払不申ト申儀ハ無之候得共、前々ハ取不申由之儀一同致候、町内之者共申儀ニ付湯錢取申儀に候ハ、其訊私方工申越候様左次右衛門ニ申談候処、其村ハ不及申ニ町内之者迄相払不申由ニ申談候由ト被仰下、少錢之儀ニとや角行当申候、勿論御達被成候様にと被仰下、是以行当候儀ニ御座候、委細左次右衛門ニ御聞之由、其上御掛合茂可有之儀ニ御座候半ト奉存候処、私方々申談候儀ハ甚々行違之儀ニ御座候間、右御答如此ニ御座候、何程湯錢直シ可然哉、其段被仰下度候湯錢御取被成候儀ニ候ハ、宿元々相届可申候由、先達而罷越候節茂申談候処、此度罷越候節先日湯錢指置れず候処指置候様昨日申儀ニ有之候処、左次右衛門一円ニ湯錢之儀不申、今更被仰下候甚々左次右衛門貴様工御相談之趣行違居候事ニ相見得申候、私共湯錢ハ何程ニ而茂相払申儀ニ御座候間、右錢定茂不心得候間、其段被仰下度候、私儀左次右衛門ニ申談候儀ハ御紙面之趣工ハ甚々相違に相見得申候、是迄町内之者共茂御取被成候儀と

被仰下候得者、其内檢断等工取合追々之儀茂御座候間吟味仕置候様可仕候、当所之儀日々同所工人馬継合茂致居甚夕相痛罷在候町内ニ御座候間、湯錢等茂御取不被成候事共心得居候処無左候得ハ此末町内之者共參候節茂指置不申候ト又々被仰下候者茂御座候間、行違茂無之追々吟味仕置候様致度候、以上

宮町肝入

五月十七日

阿部銀四郎

一條助左衛門様

右之通、銀四郎方々致挨拶候間、御上工茂不申上、夫迄ニ致置申候

寛政弍年戌之九月、宮町三辺利藏方遣左之通

此ノ間者御湯次之処御帰被成候而茂御相応ニ御座候哉御床敷奉存候、然者湯錢前々御払被成候ニ不及候湯に而、左次右衛門ニ木錢計り御払、尤茂湯錢之儀ハ跡々申達候様ニと被仰置御出起之由、右同人方々茂申聞候、尤茂湯錢茂申受来候処に前々御払被成候ニ及不申と御心得之様御間違之儀ニ御座候間、左様に被思召候様ニ致度候、且又天明七年五月中阿辺銀四郎殿に而御湯次之節茂湯錢

不被相払御帰被成候間、跡々其段申遣候得者湯錢何程ニ候哉申越候様被申遣候処ニ纒之代ニ御座候間申遣とす、夫迄致指置申候湯錢之儀ハ一廻りに而茂老人に付百弍拾文一夜宿りニ而六拾文宛湯次人々請取申儀に御座候、右之品跡々申遣候様ニと左次右衛門ニ被仰置候ニ付如此ニ御座候、何様損御内万々可得御意候、以上

一條助左衛門

九月廿八日

三辺利藏様

同 仲吉様

寛政弍年戌之九月宮町檢断三辺利藏方工始末書左之通

弥増寒ニ相成候得共、弥無御故障可被成御座ト珍重ニ奉存候、私事茂無異儀罷在申候、然者去月廿八日湯錢之儀申遣シ候処、貴殿々御挨拶に被仰遣候様ニ被申遣候間相待居申候処、于今御沙汰茂無之候間、今日人遣シ申候間有無之品被仰遣候様致度如此ニ御座候、以上

十月十日

一條助左衛門

三辺利藏様

同人方々答左之通

貴翰被下忝拜見仕候、如仰下向寒ニ御座候得共御勇健ニ被成御座候由奉賀候、然者湯錢之儀に付品々被仰下候処、今日子共仲吉他出仕、居合不申候間帰宿仕候ハ、如何様之訳に有之候哉之段承届、何れ此方々御答可申上候、先以御報乍早々如斯申上候、以上

宮町

九月廿八日

三辺利蔵

一條助左衛門様

貴答

貴翰被下忝拜見仕候、如仰下向寒ニ御座候得共、弥御勇健ニ被成御座候由珍重之御儀奉存候、然者去月拙者子共並ニ当町之者共其御地工湯次仕候処、湯錢之儀に付先日御状被下候処、不快に而罷在、御挨拶延引罷在申候、又以今日被仰下延引打過キ御不沙汰心外之処、此段御用捨可被下候、湯錢之儀ハ宮町之者ニ有之候迎相掛不申筈無御座候、乍然前々相勤候御手代衆宮町之者共日々之様子人馬罷越痛ニ罷成候ト相咄申候ニ付、内々に而湯錢者取候分ニ仕、用捨ニ仕筈候事ニ候也、夫を宮町之者共御上々御下知杯之様心得違罷在候者茂御座候、外に品茂無

御座候由、筆紙に難申上尽候也、追々御答可申上候、以

上

十月十日

宮町
三辺利蔵

一條助左衛門様 右之通致挨拶候間、夫迄ニ致置申候

⑤ 鎌崎温泉功能記附録 文政三年（一八二〇） 346

（表紙） 鎌先温泉功能記附録

鎌先温泉相応之病銘

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 一 鬱症 | 一 中風 | 一 積聚 |
| 一 痼冷 | 一 虚勞 | 一 眩暈 |
| 一 麻木 | 一 痔漏 | 一 脱肛 |
| 一 頭痛 | 一 瘰癧 | 一 脚氣 |
| 一 痿躄 | 一 緩瘡 | 一 金瘡 |
| 一 疥瘡 | 一 諸瘡 | 一 膝瘡 |
| 一 折傷 | 一 白癬 | 一 附骨疽 |
| 一 刀斧傷 | 一 竹木刺 | 一 癰疽 |
| 一 疥癬 | 一 白帶下 | 一 赤帶下 |
| 一 下血 | 一 口吻瘡 | 一 凍瘡 |

一 湯火瘡

一 冷痰

一 淋病

一 勞瘵

一 筋骨疼痛

一 疝氣

一 凡病苦の身、此温泉に入ぬれば愈さる事なし、金輪浦出の靈湯仏神加祐の丹脈なるにより、其驗なき事にあらず、且腎を補ひ精氣を増し脾胃を強くし飲食を進め、瘦たる人は肉つき肥満の人は肌膚をしまらず、年若き女人此温泉に入ハ必懐胎す、万病に応変して中和中分の氣を調理するものなり、おれなま瘡は此温泉に相応せず堅くいましむ、尤此温泉は湯なるか故に癩病の類堅くいむ、若入る時ハ却而腐朽を益す

一 当所の温泉は撰州有馬の温泉へ性同しと昔より言伝ふ、温泉の味ひと言、病氣への相応も全く替る事なし、入湯の長きとしけきハ悪し掛引心得なき時ハ腎虚・氣虚・疝氣・寸白・痞風邪等の障りある事なり

一 老人など入て長く瀧にうたせては端温泉にて強きゆへに目もくらみ、温泉の内へ倒れ候事もあり、其時分は早く引上頭より水三桶はかりも掛、尤水をも吞せて宜し、口明さるをは手にて開き吹込候得は間もなく平身に相成候、若き人成共同断の事、空腹にては必ず入浴

すへからす食後に早速入つも悪し、酒後に入る事禁すへし

一 温泉へ入る時に先つ心静にをひゑぬやうに入るへし、亦上昇の人は顔を壺、両度も洗ひ、其後入るへし、或は心騒きする事もあらむ氣静りて其後入へき事なり

一 簽刺の人浴するには先ツ其とけの踏口を下にして、其上より瀧をとるへし、若又痛はけしく候ハ、手巾成とも掛てとるへし

一 簽刺にて肉の内にとけ折れて残る時入湯せしめは毎日当湯本勸請の薬師へ参詣して祈願すへし、信仰の輩は心す其驗あり

一 大疵・小疵ともに其肉た、れ候程にては手巾にて成とも其上を包みて瀧をとるへし、直に瀧にて打候得は肉大きにた、れ愈るにおそき事あり

一 いときなき子共手足の痛などありて湯治せは温泉に入るとすなはち瀧とらする事なかれ、両、三度もた、入浴せしめて後瀧とらする事なり、若又瀧をとらするに痛はけしくして泣さけふ程ならば誣てする事は却而不養生なり

一 老若にかきらす温泉工入て其俣瀧とる事悪し、たと

へは衣類を洗濯しうるかさつして洗へは垢落すして地よわるか如し弱き病人はよく温泉にひたり居あかぬ内にあかり候事専一なり

一 疾瘡疥の人早く入りては悪き事あり、よき頃に入れば内を払ひ疾気残らず、亦出仕舞て後なをりきわに相成入れは愈るなり

一 温泉に入あきてあつきを醒さんとてぬきたる身にてすゝみ居る事第一悪し、人の身は惣して湿気を嫌ふ事なり、なまかへの家に居ればしけを受る事なり、返すく慎むへし、沉重き病人は猶更の事なり

一 入湯の内、灸する事無用なり、又みたりに髪洗ふへからず氣持次第に斟酌ある事なり

一 湯治中姪欲かたく慎むへし、此外万事飲食等に至るまで心を附へきなり

足は先、かしらは後にかゝるへし、多くるは長湯すき腹のとき腰引の定居もならぬやまいとも諸病無病となるは湯のやま一日に一度か二度はくすりなき、三度はいるなよわき病人、右は有馬の神歌として同所湯文の中に見得侍る、当時鎌先の温泉の事にも叶へる故しるし置もの也

宝永丙戌ノ年中夏恭給 大守ノ命誠青根遠刈田小原ノ温泉而到此所ニ矣所謂温湯也性温

(中略)

此温泉功能記者入湯之仁ニ被望候時貸物ニ為可申、別冊相認申候所、若又紛失ニ茂相成候御書調申ニ茂甚夕不自由ニ可有之卜心附候に付、本書一冊書記申候而仕舞置者也

文政三年庚辰七月吉日

一條憩節

書之

⑥御郡方書上手扣 弘化三年(一八四六) 420

(表紙) 弘化三年取調

刈田郡蔵本村

鎌先永湯守

市兵衛

御郡方書上手扣

当湯元天保十三年寅十一月中、御領分中御改革ニ付壹統直下ケ被 仰渡候ニ付、当村肝入方より首尾有之候書付

之写、近年売買之諸品、八百屋物等ニ至迄無比類高直法

仕候

外ニ有之候付一統下直ニ売買可致、尚亦其御湯元両茶屋

一同拾五文

之義別而高直ニ相聞へ候ニ付嚴直段引下ケ候様大肝入衆

但一昼夜分湯錢二夜より七日迄三拾文宛、前々高

より御首尾之節候間、直下ケ之義御手元ニテ御吟味被成

下無御座候

候様仕度、尤急御取調ニ相成候附早速取調差出候様共ニ

一同壹文

御首尾御座候間、御吟味之上此度夫々被仰下度、尤案文

右者湯坪へ夜中明シ置候、油之代一夜分

左之通早速御取調、此度夫へ御渡被下度奉存候、是非明

一同六拾六文

朝未明迄ニ差出候様大肝入衆御談之節候間、大急ヲ以

湯錢・木錢・灯明錢共取立

此段如斯御座候、以上

一同三拾文

天保十三年之

肝入

三度之賄焼出シ諸式之世料

十月廿六日

菊地定右衛門

一同三拾文 夜着や

一条助左衛門様

一同拾文

右書付参り申付吟味仕書上候直段附左ニ

敷蒲団壹昼夜分

横折ニ相認申候

一同三拾五文

刈田郡蔵本村之内、鎌先湯元湯錢・木錢諸式直下ケ書上

米三盃昼賄迄之積

一代五拾文

一同拾六文

但壹昼夜木錢当春迄者七拾文ニ御座候処、拾文直下

味噌汁のミ代

ケ被仰渡六拾文ニ取立罷在候所、尚亦此度五拾文

一同三拾式文

木錢取立候様御金山下代石川利物殿ケ被仰渡承知

御茶之もの

一同拾文

炭・油・茶并香之もの積

ノ式百式拾九文 但三夜目より拾五文宛之湯せん引二而

積相成申候

右者上客之積り

一同拾六文

味噌汁之みの代

一同拾文

炭・油・茶并香物之代積り

ノ百五拾七文 但三夜目より湯錢拾五文引ケル

右者蒲団なし、下客之積

外 米・味噌・夜具・茶之物・油等二て持參之客者湯

錢・木錢・諸式之世話料計

右之外者客望次第

一諸品持參之上自身煮焼之客者湯錢・木錢・灯明錢計

一同六拾六文

湯錢・木錢・灯明錢共取合

一同三拾文

三度之焼出し諸式之世話料

一同式拾文

蒲団之代一昼夜之分

一同拾文

敷蒲団之代壹昼夜之分

一同三拾五文

米三盃昼賄之分共積り

一同式拾四文

茶之もの

一代拾六文

味噌汁のもの代

一同拾文

炭・油・茶并香之もの之積

ノ式百拾文

但三夜目ノ拾五文湯錢引ル

右者中客之積

同所湯元役屋壳買諸式并損料、夜具直下ケ書上

一代三拾五文

栗下駄壹足、緒共二

一同拾三文

草履代壹足分

一同拾三文

草鞋代壹足分

一同式拾八文

溜り壹盃

一同五文

豆腐壹丁

一同四拾七文

米壹升

一同三拾文

夜着壹昼夜分

一同式拾文

蒲団壹つ同断

一同拾文

敷蒲団壹つ同断

一同六拾六文

湯錢・木錢・灯明錢取合

一同三拾文

三度之賄、焼出し諸式之世話料

一同三拾五文

米三盃昼賄迄之積り

右之通壳^{ツマ}申様被仰渡候間書上仕候、以上

最上屋卯兵衛同

天保十三年

同所湯元請負人

親類

寅十一月

市兵衛

只野彦兵衛同

同村肝入

請負人

定右衛門

市兵衛様

大肝入

外本紙証文取置申候

阿部伝右衛門殿

此度諸式直下ケ之儀被 仰出、御郡方^ノ御首尾合御座候

天保十四年四月中御郡方^ノ直下二付湯錢・木錢之義御尋

所、御持前之役屋物拙者共へ被相任商売罷在、尤難成筈

有之候砌、差出候書付檢断二認

之直人留^マも御座候通りに居余り候分、是亦御内々を以被

刈田郡蔵本村之内、鎌先湯元湯錢・木錢直下ケ之書上写

相許留置申候処、此度御吟味之上銘々直段附を以御書上

一代五拾文

ニ相成候間、此末諸式二付一段右御書上相違無之様売々

但壹昼夜木錢去春中迄者代七拾文御座候所指置、去

可仕由承知仕候、万々一振合等之義御座候共拙者共手前

十一月御趣意二付五拾文直下ケ仕候様御金山下代

ニて引受申候段申出始末仕、聊御苦勞相懸申間敷候、仍

石川利物殿^ノ被仰渡承知仕候

為後証之一札を以如此御座候、以上

一同拾五文

天保十三年

借屋

但壹昼夜分湯錢、二夜^ノ七日迄三拾文、往古^ノ高下

十二月

鈴木屋幸右衛門印

無御座候

親類

一同壹文

黒田善太夫同

右者湯坪へ夜中明し置候油代壹夜分

借屋

右之通書上仕候、以上

天保十四年

同所湯元

四月

請負人

市兵衛

刈田郡藏本村之内鎌先湯元湯錢・木錢諸式書上
一代五拾文

同村

但壹晝夜木錢天保十三年迄者七拾文宛取立罷在申候

肝入

間、此上直下ケ可仕様無御座候間、是迄之通取立

定右衛門

候様被成下度奉存候

大肝入

一代拾五文

阿部伝右衛門殿

但一晝夜分湯錢、式夜分七日迄三十文、前々分高下

鎌先湯元

肝入

一代壹文

市兵衛殿

定右衛門

但湯坪へ夜中明シ置申候油之代一夜分、前々分高下

急御用

無御座候

一夜着壹つ

壹晝夜

此度代相庭壹貫六百文ニ被相直候ニ付、諸商買物惣別直下ケ被仰出候ニ付、其湯元湯錢・木錢等を始、両茶屋諸

此損料代三拾文

払物等先年直下ケ被仰付置候内分此度式割直下ケ為致候

但天保十三年迄者四拾五文之所、拾五文直下ケ被仰

様御首尾申来候間、其心得可有之、右ニ付御談致可有之

渡三十文宛取立罷在、晝夜貸渡置候ニ付直下ケ可

候条、明朔日私所江被罷越候様可有之候、以上

仕様無御座候

十月廿九日

一蒲団 壹つ

壹晝夜

猶々先年直下ケ被仰付書上置候扣、御用ニ相入候間御持

此損料代式拾文

参可有之候

但右同断ニ付同年拾文直下ケ仕置、此上直下ケ可仕

様無御座候

此代九拾六文

一 敷蒲団 壺つ 壺昼夜

但シ白石町分買方相払居申候処

此損料式拾文

時相場分高下無御座候

但右同断ニ付此上直下ケ可仕様無御座候

右之外、上客・中客・下々客之分、旅宿代左ニ申上候

一 栗下駄壺足 緒とも

一 代六拾六文 湯銭・木銭・灯明銭取合

此壳代三拾八文

一 代三拾六文 但焼出し諸式之世話料

但是迄三拾五文相払候処、御触出ニ付三文直下ケ

一 代四拾六文 夜キ・敷ふとん

一 草履壺足

一 同七拾式文 米三盃、昼焼迄分

此代拾壺文

一 同拾六文 味噌汁のみ代

但是迄三拾三文ニ相払申候処、同断ニ付直下ケ

一 同三拾式文 さいの物

一 草鞋壺足

一 代拾六文 炭・油・茶并香の物代

此壳代拾壺文

一 代百六拾六文 但三夜目より拾五文宛湯銭引

但是迄三拾三文ニ相払候処、同断ニ付式文直下ケ

右者上客之分、米穀高直ニ付是迄分直下ケ可仕候無御座候間、右代高之通取立候様被成下度奉願上候

一 酢壺盃

此代式拾五文

但是迄之通相払居申候

一 代六拾六文 湯銭・木銭・灯明銭取合

一 豆腐 壺挺

一 代三拾六文 賄焼出諸式世話料

此壳代七文

一 同式拾六文 蒲団壺つ

是迄分米穀高直ニ付式文直上

一 同七拾式文 米三盃、昼賄共三度之積り

一 白米壺升

一 同拾六文 味噌汁のみ代

一同貳拾四文

菜の物代

一同拾文

炭・油・茶并香の物代

ノ貳百三拾八文

但三夜目より湯錢拾五文引

右者中客之分 但米高直ニ付前書同断御吟味被成下度奉

願上候

一代六拾六文

湯錢・木錢・焼出世話料

一三拾文

賄焼出諸式世話料

一七拾貳文

米三盃、昼夜分、但三度

一拾六文

味噌汁のみ代

一同拾文

炭・油・茶并香の物代

ノ百九拾四文

但三夜目ノ拾五文湯錢引

右者下々客之分、前書同様御吟味被成下度奉願上候

右之通湯錢・木錢等ヲ始、湯治人へ相払候諸品売渡候様

被成下度、此段如斯御座候、以上

弘化貳年

鎌先永湯守

十一月

市兵衛

蔵本村

肝入

定右衛門

大肝入

阿部傳右衛門殿

此度正金御手形割合相直り候ニ付而者、木錢・蒲団損料・役屋内売買夫々吟味不申置不叶義ニ候処、如何様吟味致売買仕候哉一円何れも不申聞、若同役八月一日毎度高人申出候訳ニも候哉不分ニ有之候、急速否可費申聞段申渡候、已上

十一月一日

御金山下代係十五品方人之

石川利惣

刈田鎌先湯守

市兵衛殿

小原同

太兵衛殿

御金山方へも御郡方へ書上候通、取調差出申候、以上

Ⅲ 白石市一條家文書 目録

* 太字は本書に翻刻を収載

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
1			鎌先温泉由来記 完	明治廿四年四月出版	著作者・宮城県刈田郡福岡村・石川磨(茂實)、発行者・宮城県刈田郡福岡村鎌先温泉入口右側旅舎・村山卯平、印刷者・宮城県刈田郡白石町・今井平三郎		冊	「例言」には「明治廿二年初春」と記す	1
2			(願書写、明暦二年一法様より温泉之地面、一條助左衛門持高に下し置かれ候につき)	(文政12年)			状		1
3			(覚、此度達崎五左衛門より願上、片岡半右衛門内々伝達につき)	(文政12年)			状		1
4			(申渡写、達崎五左衛門願上一件、吟味之上先年御先祖様下し置かれ候土地のため一字戻し下され候につき)	(文政十二年七月廿七日)	(片倉平馬)	(一條助左衛門)	状		1
5			(覚、横山輪三郎出入司勤仕中之相対借家之義につき)	亥(近世)正月晦日			状		1
6			(覚、自分相対をもって指置候借屋之義につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
7			(願書案、鎌先温泉御役銭半高御免成し下されたくにつき)	天保四年十月	一條祐五郎安孝(印)(花押)	門馬義七郎殿	状		1
8			(願書案、鎌先温泉御役銭当年二限り半高御免成し下されたくにつき)	天保六年十月	片倉小十郎家老・今泉清左衛門(ほか3名)	無苗字・御郡奉行殿	状		1
9			(書状、過ル十八日御上使をもって千手院住職仰せ蒙られ御知らせにつき)	(近世・年未詳)五月廿二日	(千手院行者)	(鎌先・一條)助左衛門様	状	包紙共	1
10			覚(文政五年湯治人を両茶屋へ指置候、同年より三ヶ年金三百切献上につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
11			出入(去年大旱魃のため村山卯兵衛・鈴木幸右衛門、向三ヶ年一條宗太夫方より役銭御借上仰せ付けられ候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
12			(書状、昨日白石へ酒・餅詣遣候につき)	(近世・年未詳)六月五日	隠居令(自鎌先・同(一条)助左衛門)	勇五郎殿(小原湯元二而・一条祐五郎殿)	状	封筒共	1
13			(達、来ル十日迄私宅へ御軍用御備金上納につき)	(近世・年未詳)十一月三日	村田九郎右衛門	蔵本村・一条勇五郎殿(ほか3名)	状		1
14			覚(鎌崎温泉御役銭当年より向五ヶ年式拾五貫文々々上納につき)	文化六年十二月十一日	甚五左衛門	一條助左衛門	状		1
15			宿継刺紙(森喜市より急御用につき)	卯(近世)ノ三月十日出	(御金山下代・大竹左右助)	(刈田郡蔵本村内・鎌先湯守・市兵衛殿)	状	包紙共、2紙1点	1
16			(達、鎌先出湯御運上代式拾五貫文、是迄の通り当卯年より向後拾ヶ年御受成し下されたくにつき)	(卯・近世)三月十一日	御金山下代在所方係・大竹左右助	鎌先湯守・市兵衛殿	状	もとは1-15と同封カ	1
17	1		(覚、湯治人不自由無きよう役屋内に茶屋地設置願書下書につき)	(近世・年月日未詳)			状	包紙共	1
17	2		口上之覚(役屋内にて商いたす茶屋地設置願書下書につき)	(近世・年未詳)正月			状		1
17	3		(覚、役屋内にて商いたす茶屋地願書下書につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
18			(達、刈田鎌崎出湯御役代五割増、当年より老ヶ年に代式拾五貫文上納致すべく候つき)	享和四年二月廿六日、三月二日	佐藤右衛門(印)(ほか2名)	(御小性頭支配)一條助左衛門殿	状		1
19			覚(八宮村肝入金兵衛方久太郎方江之紙面之写、鎌先一条様より施米手当糶四斗入四俵配分につき)	午(近世)ノ四月十二日、四月十三日			状	包紙共	1
20			(絵図、一條助左衛門二下し置かれ候居久根九百貳拾貳坪書上)	(寛政十二年申十二月)	佐藤儀藏(ほか7名)		状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
21			(願書写、鎌先温泉去年御役銭のうち半高上納ニ成し下されたく先願指添につき)	天保八年正月	片倉小十郎家老・今泉傳左衛門 (ほか3名)		冊		1
22			(覚、風土記書上のうち獅山様御入湯之年号につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
23			(願書控、是迄之通鎌先温泉御役銭貳拾五貫文をもって相任せられ成し下されたく候につき)	天保九年八月	刈田郡蔵本村鎌先温泉受負人・市兵衛	蔵本村肝入・民治殿	状		1
24			(覚、此度御用金千両御請申上兼候ハ、温泉召し上げられ候段仰せ渡され候につき)	(天保九年カ)			状		1
25			(達、親類一條助左衛門不届のため召し上げの地面、此度三之助様御誕生御祝の御敷として返し下され候につき)	天保九年戌ノ七月十日	町奉行・矢内太郎左衛門、御目付・佐藤惣八	米竹清左衛門・牛橋三右衛門	状	I-26 と関連あり	1
26			(願書案、親類一條助左衛門不届のため召し上げの地面、此度三之助様御誕生御祝の御敷として返し下され候につき)	天保九年五月十五日	米竹清左衛門 (印) (花押)、牛橋三右衛門 (印) (花押)	矢内太郎左衛門殿、氏家藤左衛門殿	状	I-25 と関連あり	1
27			口上之覚 (御買米方御用金仰せ付けられ、才覚仕り金子上納成し下されたく候につき)	(近世・年未詳) 十二月	石元		状		1
28			乍恐奉願上候御事 (案、是迄之通濁酒造り方御免成し下されたく候につき)	弘化三年二月	刈田郡蔵本村鎌先湯元永湯守・濁酒造り人・市兵衛	白石町御仲御判肝入・兵助殿、肝入・定右衛門殿	状	I-31 と関連あり	1
29			乍恐奉願上候御事 (写、濁酒拾石造り御免成し下されたく候につき)	嘉永四年十一月	刈田郡蔵本村之内・鎌先湯許永湯守・願人・市兵衛、同郡同姓石請合人・定之丞	大肝入	状	奥書あり	1
30			乍恐奉願上候御事 (案、濁酒拾石造り御免成し下されたく候につき)	(近世・年月日未詳)	鎌先温泉永湯守・濁酒造人・市兵衛 (ほか3名)		状		1
31			乍恐奉願上候御事 (是迄之通濁酒造り方御免被成下度)	弘化三年午二月	刈田郡蔵本村鎌先・永湯守・濁酒造人・市兵衛 (印)	白石御仲御判肝入・兵助殿、肝入・定右衛門殿	状	破損あり	1
32			(覚、別紙願書御廻しのため大庄屋衆へ相伺い、天保五年御下知済口につき)	弘化三年二月十五日	白石町軒御判肝入・兵助	肝入・定右衛門様	状		1
33			(達、御領内赤子養育村方御調導のため当年より年間金百切ツ、御手伝仰せ付けられ候につき)	(近世・年月日未詳)		一條助左衛門	状		1
34			(達、去年凶作のため御相続向御難渋にて御用金貳拾五切など都合九百七拾八切指上、御賞として本代忠貫貳百貳拾五文下し置かれにつき)	(近世・年月日未詳)		一條助左衛門	状		1
35			覚 (寛政八年召し上げの両茶屋之儀、元の如く返し下さるよう願上につき)	文政十二年四月十一日	一條助左衛門		冊	I-36 と関連あり	1
36			覚 (寛政八年金子三拾兩指上などにつき)	文政十二年四月	一條助左衛門		状		1
37			口上之覚 (木村常右衛門并両茶屋之者共借家につき)	(近世・年月日未詳)			冊	付紙3点あり	1
38			口上之覚 (拙者亡祖父代より鎌崎湯治本銭につき)	天保十一年二月	一條助左衛門		状		1
39			口上之覚 (写、拙者亡祖父代より鎌崎湯治本銭につき)	天保 (11年) 二月	(一條助左衛門)		状		1
40			口上之覚 (控、寛政年中亡祖父代より半木銭に取立、諸式高直のため当分遠刈田通り本銭取立願いにつき)	天保十一年二月	一條助左衛門		状		1
41			口上之覚 (案、拙者亡祖父代寛政年中木銭取立、諸式高直のため遠刈田並ニ致したく御届につき)	天保十一年二月	一條助左衛門		状		1
42			写 (達、蔵本村本代五拾九文下置候につき)	明暦貳年二月三日	(片倉) 重長	一條助左衛門	状		1
43			(達、御別紙之通御代官様より仰せ遣わされ候、早速紙面御取揃大肝入方迄御届ケにつき)	(近世・年未詳) 五月廿六日	肝入・喜左衛門	勇五郎殿	状		1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
44			(覚、井弥平殿より鎌崎温泉之湯あか 四升計り御求めにつき)	(近世・年未詳) 五月廿 二日	寿東吾	大肝入・阿部傳 十郎殿	状		1
45			(書状、最前林弥平様より御注文の湯 花御登下され候、御謝礼として金三步 相送りにつき)	(近世) 九月三日	肝入・菊池喜左衛門	かま先二而・一 條勇五郎様	状		1
46			口上之覚 (拙者居久根之内、立木八百 本薪二伐方仕候につき)	文政十二年九月	一条助左衛門	制野嘉左衛門殿	状		1
47			(覚、新町焼失ニ相成、金式拾切献上 の御賞として藤丸井筒御紋附木綿羽織 下し置かれ候につき)	安政五年之十二月十八 日		一條助左衛門	状		1
48			口上之覚 (衆義講御取企のため園宅本 半調達仕上候様相頼まれ候につき)	天保十年七月	一条助左衛門 (印)		状		1
49			(達、先年より御扶持方月々忝俵宛半 高御借上之と、元の如く返し下さ れ候につき)	(天保十三年三月)	立合御目付・大河内大 炊之介	一条助左衛門	状		1
50			(願書写、御救助方御用立のため御知 行頂戴仕らず献上につき)	天保十二年十二月	一條助左衛門	御番頭	状		1
51			(願書案、鎌先温泉御役銭半高御免に つき)	天保七年十月		門馬義左衛門殿	状		1
52			(書状、林弥平様湯花御用、御預り馬 病馬のため御療につき)	(近世・年未詳) 七月廿 七日	菊池喜左衛門	一条勇五郎様	状		1
53			(覚、鹿椿皮二束持たせ候につき)	中夏廿日	井勝家	聴演館	状		1
54			(達、三之助様御誕生御敷をもって召 し上げられ候地面返し下され候につ き)	戌 (天保9年) 八月 十三日	横輔三郎 (印) (ほか 2名)	一条助左衛門殿	状	包紙共	1
55			(願書案、当春中千両之調達金仰せ付 けられ候処、近年難済のため六百切の み差上候、および湯守株式につき)	(天保九年カ)			状		1
56			口上之覚 (案、拙者屋敷地内蔵本村肝 入喜左衛門持高地面并年貢等之義につ き)	天保八年七月廿日	一条助左衛門印		状		1
57			下書・口上之覚 (拙者屋敷地内蔵本村 肝入喜左衛門持高地面并年貢等之義につ き)	天保八年七月	一条助左衛門印		状		1
58			別紙ヶ条春江相添左之通 (御郡方諸御 役人衆御廻村・濁酒手造売買・本地物 商いにつき)	天保五年午ノ五月廿八 日	立合親類・牛橋三右衛 門 (印)、一條助左衛 門 (印)	最上屋卯兵衛 殿、鈴木屋幸右 衛門殿	冊	貼紙1点あ り	1
59			口上之覚 (鈴木幸右衛門・村上卯兵衛 方より取立の湯銭・木銭につき)	(近世・年未詳) 七月	一条助左衛門	丹野源八殿	状		1
60			(願書、鎌先温泉御役銭是迄之通ヲも つて相任せられ候様につき)	天保九年八月	刈田郡蔵本村・鎌先温 泉受負人・市兵衛		状		1
61			(宗太夫上京御暇願)	(文政二年二月)			状	包紙共	1
62			(願書、鎌崎と有馬之湯性同様との承 傳申候、拙者下人召連罷登申したくにつ き)	文政二年二月十五日	一条宗太夫安 (印) (花押)	高橋与兵衛殿	状		1
63			(願書写、拙者実兄一條宗太夫義、入 湯之仕様相尋のため御暇成し下され罷 登候処、途中より持病にて増御暇につ き)	文政二年閏四月朔日	菅野敬治重判	渡部伊八郎殿	状		1
64			(身売入判、河原子村御百姓常吉娘せ ん、御領内へ相入候につき)	文政元年十月	湯原町宿・源蔵 (印)、 御買物屋・幸助 (印)	(大塚) 九郎助 様	状	包紙共	1
65			(達、両茶屋湯治人留ハ成し難き事につ き)	寛政八年辰ノ十二月廿 六日	御小性頭、関屋庄左衛 門 (ほか2名)	御家老・高野弥 藤治殿 (ほか2 名)	状	包紙共	1
66			(達、両茶屋役銭之分、窮民御救のため 当年分向五ヶ年御借上につき)	文政八酉ノ八月中		一條宗太夫	状		1
67			(達、去年大旱魃のため御取納高も相 減、両茶屋役銭之分、窮民御救のため 当年分向三ヶ年御借上につき)	(近世・年月日未詳)		一條宗太夫	状		1
68			(断簡、御家老斎藤利左衛門殿ほか3 名宛先書上)	(文政八年乙酉八月)			状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
69			写シ・寛政被仰渡書左之通 (両茶屋ハ湯次人萬候儀ハ成し難く、願ハ相返され候につき)	(寛政八年辰之十二月廿六日)	新左衛門 (ほか2名)	一條助左衛門殿	状		1
70			(略図、最上屋之方式枚之内)	(天保五年午七月十三日)			状		1
71			(略図、最上屋之方式枚之内、蔵・物置などにつき)	(天保五年午七月十三日)			状		1
72			(証文写、拙者貴体様御借屋之地のうち土蔵所など当年借用につき)	天保十年亥ノ正月			状	包紙共	1
73			口上之覚 (案、拙者方ニ而貸方罷在候損料夜具につき)	(近世・年未詳) 十一月			状		1
74			口上之覚 (此度御郡方より仰せ付けられ候御手形式百両之半高献上につき)	天保十三年十二月	蔵本村鎌先湯守・市兵衛		状		1
75			口上之覚 (案、此度御郡方より御用達金御手形式百両仰せ付けられ、半高御手形百両献上につき)	天保十三年十二月	蔵本村鎌先湯守・市兵衛		状		1
76			口上之覚 (案、両茶屋より取立候湯銭・木銭、彼是御取合御吟味成し下され候につき)	天保九年七月廿四日	一條助左衛門 (印)		状		1
77			口上之覚 (案、此度御郡方より御用立金御手形式百両仰せ付けられ候、半高御手形百両献上につき)	天保十三年十二月七日	蔵本村鎌先湯守・市兵衛	西郷御扱・岩測武右衛門殿	状		1
78			口上之覚 (拙者方ニ而貸方罷在候損料夜具につき)	(近世・年月日未詳)			状	後欠	1
79			(証文、人留指支之御、何時ニ而も相留申間鋪候につき)	寛政十三年酉ノ正月	願主・鈴木屋幸右衛門 (印)、親類立合白石本ころ・六右衛門 (印)	一條助左衛門殿、同宗大夫殿	状	包紙共	1
80			覚 (諸式一統下直ニ商売致すべく候処、湯銭は先々より相定めノ通り、木銭も一日分銭五拾文ずつにつき)	(近世・年未詳) 十一月	御金山下代・大川理想	刈田郡鎌先湯守・市兵衛殿 (ほか3名)	状		1
81			店請證文之事 (午正月より沓ヶ年ニ銭拾八貫文ずつ指上、向拾ヶ年御申合につき)	天明六年午ノ正月廿六日	白石亘り町借人・卯兵衛 (印)、同所同町口入・味吉 (印)	一條助左衛門様、木村嘉大夫様	状	包紙共	1
82			(証文写、貴殿御開発之湯、拙者湯守ニ成し下され候につき)	(元和元年三月十五日)	八宮村・市兵衛、同村親類立合・理正院	達崎五左衛門様	状		1
83			(覚、拙者頂戴地面之内、手作畑へ当春中御役人御筆相入候儀につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
84			(略図、一條助左衛門居久根、八ツ宮村・蔵本村之境などにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1
85			(覚、鈴木幸右衛門方之湯次人、刀巻腰指置、一昨日朝より行衛無く御届につき)	天保五年八月廿三日	鈴木幸右衛門、一條助左衛門	遠藤左衛門殿	冊		1
86			(達、八宮村之内山所、直々居久根下し置かれ候につき)	弘化三年丙午四月廿八日	(今泉傳左衛門ほか3名)	一條助左衛門	状		1
87			(達、近村より申出のため八百屋物等直売致候様、首尾致候につき)	(近世・年未詳) 九月十二日	門馬義七郎	一條祐五郎殿	状		1
88			(達、去暮御金山本メ・相原兵蔵殿御廻村之節、鎌崎湯役増上納致候様御首尾、三ヶ所湯守願い出により増湯役召し上げられず只今之通御申渡につき)	寛政二年五月十七日	(片平) 清左衛門 (印)	鎌崎・一條助左衛門殿	状	包紙共	1
89			(達、鎌崎之儀只今迄之通湯銭相心得申すべく候につき)	宝暦六年十一月廿八日	惣右衛門 (印)	一條助左衛門殿	状		1
90			(達、鎌崎湯治人木賃、是迄之式拾文より式拾五文へ引上につき)	安永十年三月十日	忠右衛門 (印)	一條助左衛門殿	状		1
91			手控 (積三郎様鎌崎御逗留中記録につき)	(近世・年月日未詳)	一條祐五郎		状		1
92			(略図、助左衛門居久根境などにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1
93			(願書、療養のため御広間御番御免成し下されたくにつき)	天保十一年十二月	一條助左衛門安 (印) (花押)	須田弥平左衛門殿	状	付札あり	1
94			寛政八年御書書左之通り (御書請御入料金三拾兩献上のため居久根繰余慶之地下し置かれ候につき)	寛政八年十月廿八日	武田九郎右衛門	(一條助左衛門)	状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
95			(断簡、御城において主馬之助殿仰せ渡され候事)	寛政八年十月廿八日	(武田) 九郎右衛門		状	前欠	1
96			(証文写、御店賃宅ヶ年二拾八貫文宛指上候につき)	天明式年寅ノ正月日	白石亘り町・借り人・勘左衛門印 (ほか2名)	一條助左衛門様 (ほか2名)	状		1
97			覚 (一條助左衛門御知行割、藏本村田畑5筆金拾五切三朱ト代四百文書上)	天保六年未ノ年十二月			状		1
98			口上之覚 (此度御買米方御用金当年式拾兩指上、残ルは來春上納ニ成し下されたく候につき)	(近世・年未詳) 十二月	一條助左衛門 (印)		状		1
99			(証文写、御店賃宅ヶ年二拾八貫文指上候につき、前段に明和九年三月十日付証文も写す)	天明式年寅ノ正月	白石亘り町借り人・勘左衛門 (ほか2名)	一條助左衛門様 (ほか2名)	状		1
100			写 (覚、明和七年正月藏本村木村嘉太夫殿見世借用、および白石町幸右衛門借屋につき)	天明五年十二月	藏本村老・善吉 (ほか4名)	一條助左衛門殿	状		1
101			寺拂一札之事 (拙寺檀徒瀬ノ上宿新七娘、縁付のため貴寺御檀家越河駅平五郎方へ罷越につき)	寛政四壬子年十二月	信夫郡福馬城下・浄土真宗・康善寺 (印)	仙臺領平村・法藏寺・待者御中	状		1
102			口上之覚 (御買米方御用金百切指上、残ル所來春上納ニ成し下されたく候につき)	(近世・年未詳) 十二月廿一日	一條助左衛門 (印)		状	破損あり	1
103			(証文、村方茶屋場として木邑嘉太夫殿見世向借用につき)	明和七年寅之正月晦日	藏本村惣名代・鶴貫初平 (印) (ほか3名)	一條仁三郎殿、同八郎殿	状	包紙共	1
104			(証文、白石町幸右衛門義、貴殿溜草場所に罷有候につき)	天明五年十二月	くら本村老・善吉 (印) (ほか4名)	一條助左衛門殿	状		1
105			村出一札之事 (私伯父新七娘けき、越河駅平五郎殿養子ニ差置候につき)	寛政四年子十二月	瀬上宿検断・勘十郎 (印)	仙台領・平村御名主・平兵衛殿	状		1
106			口上之覚 (天保七年凶作のため入湯者一円無く、御役錢非常之他借をもって上納につき)	天保八年正月十五日	一條助左衛門 (印)		状		1
107			写・口上之覚 (藏本村肝入喜右衛門方への貸金、村年貢振向、および田地拾貳文の土地につき)	文政十二年六月五日	一條助左衛門印	宛所なし	冊		1
108			写・口上之覚 (一法様御代より頂戴地面、および年貢など御座無く候につき)	文政十二年五月十六日	一條助左衛門印	杉山彦五郎殿	状		1
109			口上之覚 (藏本村湯元附のため相痛候、村へ合力の根元は宝暦六年十二月などにつき)	(近世・年月日未詳)			状	後欠	1
110	1		(覚、金四百五拾切之献上仰せ付けられ候、連年難渋のため御免成し下されたくにつき)	天保八年四月	一條助左衛門安 (印) (花押)	須田弥平左衛門殿	状		1
110	2		(覚、時節柄勘弁奉り、御借請相成候につき)	(天保8年4月)			状		1
111			口上之覚 (鎌先落湯江戸登せ之義、御内證様より御願い成し下され吟味につき)	(近世・年未詳) 八月廿日	一條宗太夫		状	包紙共	1
112			写 (達2通、御賞として卯兵衛・幸右衛門へ鎌崎住居永出水店ニ成し下され候、および地代は一條助左衛門方エ永々相出すべく候につき)	寛政八年辰ノ十月廿八日、寛政八年十二月五日	御小性頭・平田六右衛門 (ほか5名)		状		1
113			(達、御兵具藏御再建方御入料金拾貳切献上、御賞として六百坪相揚げ置かれ候につき)	(近世・年月日未詳)		一條助左衛門	状		1
114			(覚、村山卯平・鈴木幸右衛門屋敷地并二居久根引渡につき)	(近世・年未詳) 六月二日	洪谷清藏	一條勇五郎殿	状		1
115			(包紙、湯殿山御護符)	(年月日未詳)			状	刷物	1
116			(覚、私共家並五人組之内、村山卯兵衛・鈴木幸右衛門相除につき)	天保四年巳ノ十一月	一條祐五郎	小室長九郎殿 (ほか2名)	状		1
117			(略図、最上屋卯兵衛出店場処)	(近世・年月日未詳)			状	包紙共	1
118			(略図、最上屋卯兵衛屋敷地)	(近世・年月日未詳)			状		1
119			奉指上御受状之事 (鎌崎出湯御受負中拾ヶ條遵守につき)	文政貳式年四月	刈田郡藏本村之内鎌崎出湯受負人、受合人	阿部傳十郎殿	状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
120			(達、召上地面御吟味之上、助左衛門へ戻され候につき)	文政十二年七月廿七日			状		1
121			口上之覚 (鎌先温泉両茶屋、自分相對借屋之形ニ相復し候様願ひにつき)	天保十二年閏正月	一條助左衛門 (印)	杉山彦五郎殿	冊	こより・付札 1点共	1
122	1		借屋證文之事 (案、拙者当年より向五ヶ年借用につき)	天保五年午ノ七月十三日	借屋主・鈴木屋幸右衛門印、親類・黒田善太夫印	一條助左衛門様、同利吉様	状		1
122	2		(証文写、貴体様御借屋、当たら正月晦日より借用につき)	明和七年寅ノ正月晦日	借人白石町・幸右衛門印 (ほか2名)	一條仁三郎様、同八郎様	状		1
122	3		店請證文之事 (其元様御出店、午ノ正月より向拾ヶ年御手代來同前ニ完買仕候、壹ヶ年ニ拾八貫文宛指上につき)	天明六年午ノ正月廿六日	白石亘り町借人・卯兵衛印、同所同町口入・味吉印	一條助左衛門様	状		1
123			覚 (殿様遠乗之節、御供乗七疋・御先番四人位など大凡之調書上)	(文政6年) 九月廿七日			状	包紙共	1
124			(書状、しらべ別紙差上、看不足のため高直ニ相見得申候につき)	(近世・年未詳) 十月三日	弥作	鎌先にて・祐五郎様	状		1
125			(願書案、赤子養育方并村方御調導として金百切之処、三拾切指上候様成し下されたくにつき)	(近世・年月日未詳)			状	貼紙 1点あり	1
126			(願書、鎌先温泉御役銭貳拾五貫文半高御免成し下されたくにつき)	天保六年十月十五日	一條助左衛門安孝(印)(花押)	杉山彦五郎殿	状		1
127			(書状、私舎弟秀之助義、十五日之夜鎌先へ湯治ニ罷越候処、同道之者之内ニ而不行跡につき)	(近世・年未詳) 十一月十八日	塩入祐三郎	一條勇五郎様	状		1
128			仙台御役列並御知行高	文化五年辰六月吉日	一條助左衛門 (自書)		冊		1
129			案見 (安永4年～文政15年仙台御役方鎌崎温泉入湯記録)	文化四年丁卯十月書之(文政元年9月以降)	持者・一條助左衛門 (自書)		冊		1
130			神代記・皇代記 (筆写)	(近世・年月日未詳)	持者・一條助左衛門安藏		冊		1
131			下書・口上之覚 (鎌崎温泉根元由来につき)	文政十二年五月	一條助左衛門	制野嘉左衛門殿	冊		1
132			刈田郡鎌崎湯本御仮屋御書并諸色書上	享保八年卯四月十九日	鎌崎御仮屋守・一條市兵衛	目黒三郎様	冊		1
133			(覚、鎌崎御仮屋大破のため御普請記録につき)	(寛政7年)	一條助左衛門安藏		冊		1
134			おほへ (白石町北三丁極衰微のため往還橋相掛候普請につき)	(文化14年) 二月十六日 (四月廿二日・写)	遠藤空右衛門、丹野半左衛門	阿子嶋彦三郎殿 (ほか5名)	冊		1
135			(達、公儀御勘定并御普請方役御上下拾三人など山中通山々御見分につき)	(天保14年) 閏九月廿日	阿部傳右衛門	藏本園田迄ハ通行筋肝入・検断衆中	冊		1
136			(御家中儉約之制ヶ條書、写)	文化十三年子ノ七月廿五日			冊		1
137			(証文写、屋敷地返し下され候、引渡のため拾四ヶ条につき)	天保五年			冊	貼紙 2点あり	1
138			(茂庭小源太様ほか御入湯記録)	(天保5年)			冊		1
139			(一條家系図)	文政五年九月	一條宗太夫		冊		1
140			(一條家系図)	嘉永二年五月	一條助左衛門		冊		1
141			文政十二年鎌先温泉之儀に付御鷹匠組達崎五左衛門方々願書指出候付引張公達之一件 (写)	(文政12年)			冊		1
142			龜案 (願書、村方窮民御救のため当年より向五ヶ年、両茶屋より相出候分御借上、当年は金五拾切指上候様成し下されたくにつき)	文政八年九月			冊		1
143			口上之覚 (鎌崎湯元湯治人半木銭、本木銭四拾文宛取立候様成し下されたくにつき)	(近世・年未詳) 六月			冊	貼紙 1点あり	1
144			下書 (願書、村方窮民御救のため両茶屋より取立候御役銭御借上、彼是難洪のため御吟味成し下されたくにつき)	文政八年八月廿七日	名前重判	高橋與兵衛殿	冊	貼紙 1点あり	1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
145			龜案・口上之覚 (鎌崎湯元湯治人半木錢、本木錢四拾文宛取立候様仕りたぐにつき)	(近世・年未詳) 六月			冊		1
146	1		口上之覚 (写、当年鎌先湯治人調メ千九百六拾老人書上)	文久元年酉ノ十一月	刈田郡鎌先永湯守・市兵衛印	伊藤惣五郎殿	状		1
146	2		覚 (写、当年小原湯治人調メ千六拾六人書上)	文久元年酉十一月	刈田郡小原村永湯守・太郎兵衛印	伊藤惣五郎殿	状		1
146	3		蔵王山参詣人并ニ湯治人集書上左ニ (写、仁右衛門千七百五拾式人ほか3軒メ四千七百七拾九人につき)	文久元年十一月	青根湯守・仁右衛門印	伊藤惣五郎殿	状		1
147	1		下書・口上之覚 (鎌先温泉根元由来につき)	(近世・年月日未詳)			冊	こより共	1
147	2		口上之覚 (案、鎌先温泉根元由来につき)	(近世・年未詳) 五月			冊		1
148			(覚、一條助左衛門献上金書上)	寛政八年十月十八日			冊		1
149			龜案 (願書、拙者親類一條宗太夫義、村方窮民御救のため両茶屋より相出候分御借上仰せ付けられ候、入湯者不足・米穀高直により当年拾両之高指上につき)	文政八年十二月			冊		1
150			湯之向長屋普請覚	寛政五癸丑五月十九日、 寛政六年甲寅四月五日	一條助左衛門		冊		1
151			鎌先湯本諸御用留	文化三年三月	一條助左衛門安藏		冊		1
152			(明和元年～文政八年一條家人別改書上)	(文政8年2月)			冊		1
153			御村方難渋ニ付御恵之端ニ茂被成下度願之上午之年向三ヶ年迄ヶ年ニ金百切之献上金通牒	文政五年午三月より	一条宗太夫		冊		1
154			鎌崎湯御役代上納通	文化元年子ノ十二月 <small>分</small> (嘉永四年十二月)			冊		1
155			口上書ヲ以申上候 (写、鎌先居懸村山卯兵衛・鈴木孝右衛門、去年申蔵本村五人組ニ相入れられ候につき)	文化十四年十二月	(蔵本村肝入・組頭)		冊		1
156			(覚、仙臺重村公青根より当湯元へ御日帰ニ御出遊ばされ候につき)	(安永五年十月二日)			冊		1
157			(一條家系図)	文政五年八月	一條宗太夫 (安親)		冊		1
158			(覚、御行列人数四拾七名書上)	(近世・年月日未詳)			冊		1
159			八宮村理正院公書上之写 (本山派鎌崎乗師堂につき)	(安永六年十一月朔日)	(八宮村・御嶽山蔵王寺・別當理正院)		冊		1
160			二月十五日御出立槻木駅御寓之節御飯屋御借受被成度思召候事	(近世・年未詳) 二月八日	我妻甚左衛門		冊		1
161			(御郡奉行・御代官ほか御廻村御宿次第)	天保十四年五月	刈田郡蔵本村鎌先温泉請負人・市兵衛、同郡同村肝入・定右衛門		冊		1
162			仲仙道・東海道道中附	(年月日未詳)			冊	刷物	1
163			当所形合之儀段々相流候に付願立を以御相談相及候左之通 (鎌先湯治人諸事案内)	文政四年九月	一條宗太夫、親類・村上所平	村山卯兵衛殿、鈴木幸右衛門殿	冊		1
164	1		記 (御書換願証印税金三錢老厘受取につき)	明治廿年一月廿八日	吉野甚藏 (印)	一條一平殿	状	包紙共	1
164	2		畑地永代賣渡証 (刈田郡蔵本村字鎌先團二番・畑五畝拾五歩につき)	明治二十年一月廿日	売渡人・菊池民彌 (印)	一條一平殿	状	奥書あり	1
164	3		記 (金七拾四圓・金九拾三圓五十錢の2件受取につき)	寅 (明治11年)ノ十月廿四日、旧十二月廿三日	蔵本村・菊池民弥 (印)	高橋様、一条精造殿	状		1
164	4		畑地賣拂約定証書 (字鎌先團之内式番・畑反別凡五畝歩余につき)	明治十一年寅ノ旧九月十五日	蔵本村三十四番地・賣渡人・菊池民弥 (印)	鎌先・一條市平殿	状		1
165			(達、公儀御役々様御廻山のため鎌先御泊処御宿向など諸事につき)	(天保14年) 閏九月廿三日	民治	湯守・市兵衛殿	状	包紙・帯封共	1
166			(願書、赤子養育方并村方御制導のため御手伝金当年分御免につき、裏書には「格別之御用捨を以半高」とあり)	天保七年十一月朔日	一條助左衛門安孝 (印) (花押)	須田弥平左衛門殿	状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
167			(書状、定三郎様御入湯、又候奈山様明日御入湯につき)	(近世・年未詳) 二月十五日	斎藤源左衛門	一條勇五郎様	状		1
168			別紙ヶ条書江相添左之通(濁酒手造・木地物商など向後相控えられ候につき)	天保五年午ノ五月廿八日	立合親類・牛橋三右衛門(印)、一條助左衛門(印)	最上屋外兵衛殿、鈴木屋幸右衛門殿	冊	貼紙1点あり	1
169			(願書、拙者共親類一条助左衛門儀、御用金千両御請申上兼候につき)	天保九年四月五日	米竹清左衛門安良(印)(花押)、牛橋三右衛門(印)(花押)	三木恒治殿、水野治左衛門殿	状	包紙共	1
170			(願書案、湯治人留成し難き旨御吟味につき)	(天保9年カ)			状		1
171			(願書案、拙者方ニ而受取罷在候木銭・湯銭、両茶屋御指図之趣取調につき)	天保九年閏四月	一條助左衛門重判	西郷御扱・丹野源八殿	状		1
172			(証文、文金拾兩借用につき)	文政八年酉十二月	拝借主・惣村中(印)(ほか4名)	一条宗大夫様	状	包紙共	1
173			口上覚(此度貴殿御取持をもって私伯父伴今朝五郎、一條宗大夫躰家督ニ縁組仕候につき)	文化武年四月二十九日	宮野城之助清秀(印)(花押)、佐々木繁之助高秋(印)(花押)	志賀弥左衛門殿	状		1
174			(願書、拙者親類一条宗大夫儀、御借上金拾兩宛指上候様成し下されたくにつき、裏書に「上納御取延被成下候」とあり)	文政八年十二月十一日	可野助右衛門(印)(花押)	石田八郎兵衛殿(ほか2名)	状		1
175			(願書、壹ヶ年金五拾切宛向九ヶ年指上候様成し下されたくにつき、裏書に「格別之御吟味ヲ以向六ヶ年賦上納ニ被成下候」とあり)	文政九年十二月朔日	一條宗大夫(印)(花押)	高橋與兵衛殿	状		1
176			(願書案、村方窮民御救のため御借上金、今年指上半高御免につき)	天保二年二月	一條祐五郎(花押)	大河内兵之丞殿	状		1
177	1		(願書案、赤子養育方并村方御制導のため御吟味ヲもって毎年金拾兩宛指上候様成し下されたくにつき)	(天保6年)	(一条助左衛門)	(須田弥平左衛門)	状	後欠、もとは1-178と同文書	1
177	2		(願書案、居家を始永屋通共ニ見苦敷無きよう手入につき)	(近世・年月日未詳)			状		
178			(願書案、赤子養育方并村方御制導のため御吟味ヲもって毎年金拾兩宛指上候様成し下されたくにつき)	天保六年	一條助左衛門(花押)	須田弥平左衛門殿	状	前欠、もとは1-177-1と同文書	1
179			覚(一條惣大夫殿より祝儀金三両貳分受取につき)	文政元戌寅年九月廿四日	久宇田嘉左衛門定義(花押)	河原部村・常吉殿	状		1
180			(覚、久宇田嘉左衛門御内儀方より預り金三両貳歩始末につき)	巳(近世)ノ九月廿六日	一条宗大夫(印)	渡部忠左衛門殿	状		1
181			縁付申一札之事(拙者娘、河原部村常吉世話をもって貴殿養女ニ差進申候につき)	文政元戌寅年九月廿四日	松平山城守内・久宇田嘉左衛門定義(花押)	白石御家中・一條惣大夫殿	状		1
182	1		(達、大不作困窮之者共ニ味噌手当、御賞として帯地一筋下し置かれにつき)	(近世・年月日未詳)		一條勇五郎	状		1
182	2		(証文控、其許親善次ト申者、年季質物にて手前奉公につき)	文化三年寅之拾二月八日	一條助左衛門、一條宗大夫	八宮村人主・栄藏殿(ほか3名)	状		1
183			(願書、此度御用金高ニ下し置かれ候御知行頂戴仕らずにつき)	天保十二年十二月	一條助左衛門安孝(印)(花押)	須田弥平左衛門殿	状		1
184	1		(願書、窮民御救のため当年より向五ヶ年仰せ付けられ候御借上御免につき)	文政八年八月	一條宗大夫(印)(花押)	高橋與兵衛殿	状		1
184	2		(覚、一條宗大夫願申出、当年は金七拾切、来年より百切ツ、につき)	(文政8年)九月八日	新藏人	渋谷清藏殿、同役中	状		1
184	3		(達、左之通御首尾申来候につき)	(文政8年)九月十五日	猪狩源七郎(印)	一条宗大夫殿	状		1
185			写(証文、私弟勇五郎、其元御養子ニ相買われたき由につき)	文化二年八月	亙理家中・佐々木繁之助印	白石御家中・一條宗大夫殿	状	包紙共	1
186			口上(此度私親類佐々木繁之介弟勇五郎、其元御家買ニさし遣候につき)	文化二年六月十五日	宮野城之助(印)、佐々木繁之介(印)	一條宗大夫殿	状		1
187			借屋証文之事(当正月晦日より貴鉢様御借屋仕り、御店賃壹ヶ年ニ拾五貫文ツ、指上などにつき)	明和七年とらノ正月晦日	借人・白石町・幸右衛門(印)(ほか2名)	一條仁三郎様、同八郎様	状	包紙共	1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
188			写(証文、御殿近所ニ而長屋借用仕り、茶屋相立申したくにつつき)	明和七年寅之正月晦日	蔵本村相名代・嶋貫初平印(ほか3名)	一條仁三郎殿、同八郎殿	状		1
189			御配符写シ(肝入菊池所右衛門・田代高老貫八百五拾六文内証書上)	(近世・年月日未詳)			状		1
190			御手傳申受證文之事(湯治人不足之年柄ハ御相談之上、申合候つき)	宝暦六年子之十二月一日	肝入・所右衛門(印)(ほか2名)	一条助左衛門殿	状		1
191			写(達、両茶屋より取納候役銭分、窮民御救のため当年より向三ヶ年御借上につつき)	(近世・年月日未詳)		一條宗太夫	状		1
192			下書(願書、御領内赤子養育方并村方御制導のため御手伝仰せ付けられ候、難渋のため老ヶ年ニ金拾兩宛にて御免成し下されたくにつつき)	天保六年閏七月			状		1
193			(願書控、鈴木屋幸右衛門・最上屋外兵衛、諸品商売につつき)	(近世)西ノ七月			冊		1
194			覚(正長元年より年数合四百貳年につつき)	(文政12年々)			状		1
195			口上之覚(拙者屋敷地内、蔵本村肝入喜左衛門持高地面并年貢などにつつき)	天保八年七月廿日	一條助左衛門(印)		状		1
196			(達、鎌先湯元濁酒造り人など商人判紙入方につつき)	(弘化2年)七月四日、弘化二巳年七月十六日	大肝入方、白石越河・検断・御判肝入・兵助、蔵本村肝入・定右衛門	永湯守・市兵衛殿	状		1
197			壽文(天輪此栄、願得長生、吾立勲功、願得安寧)	(年月日未詳)			状		1
198	1		(達、鎌先湯守一条助左衛門口上書指し出、吟味のところ両茶屋根元ハ相對借家につつき)	(近世・年未詳)二月廿三日、二月廿五日	横山鋪三郎、丹野源八	丹野源八殿、一条助左衛門殿	状		1
198	2		口上之覚(夜具貸方往古より拙者一手にて罷在候につつき)	天保九年十一月廿二日	一条助左衛門(印)	丹野源八殿	冊		1
199	1		(証文、文金三拾兩借用につつき)	文政十年亥ノ十一月晦日	借主・一条宗太夫(印)(ほか2名)	猪狩源七郎殿	状	包紙として再利用	1
199	2		(願書、鎌先温泉凶作のため入湯之者無く、御役銭半高御免下されたくにつつき)	(天保7年)十一月廿一日、十二月廿五日	御名	笠原一学様(ほか4名)	状		1
199	3		(達、鎌崎御役銭之願、別紙之通申来候につつき)	(近世・年未詳)正月廿八日	傳左衛門、寛左衛門	一条助左衛門殿	状		1
199	4		(願書、鎌先温泉御役銭半高御免成し下されたくにつつき)	天保七年十月廿二日	片倉小十郎家老・今泉傳左衛門(ほか2名)	一学殿(ほか4名)	状		1
200			覚(文政元年九月英山様御入湯之節御殿御手入ほか一体御建替指上金五拾三切につつき)	天保四年四月	一条祐五郎		状		1
201			口上之覚(四ヶ年以前戻し下され候居久根之地、何卒急御引渡成し下されたくにつつき)	(近世・年未詳)九月			状		1
202			(覚、其身持高蔵本村・本代五拾九文下置につつき)	明暦二年	重長御判	一條助左衛門	状		1
203			(覚、一法様より本代五拾九文下し置かれ候につつき)	(近世)五月廿七日	大右衛門	鎌先二而・一條祐五郎殿	状	破損あり	1
204			口上之覚(穰三郎様御入湯のため拙者御供などにつつき)	(近世・年月日未詳)			状		1
205			(達、若殿様御具足御着初のため紫三階三掛献上額、御賞として畑地下し置かれ候につつき)	天保四年五月廿五日		菅野敬治	状		1
206			(願書、仙台御屋鋪御普請方御用立金貳拾兩献上につつき)	文政十二年四月廿二日	一條助左衛門安親(印)(花押)	高橋与兵衛殿	状		1
207			(達、穰三郎様米月上旬鎌崎御入湯のため今十一日昼より大肝入見分につつき)	(近世)二月十一日	今泉傳左衛門、一条祐五郎	蔵本村鎌崎二而・一条祐五郎殿、村山卯兵衛殿、鈴木幸右衛門殿	状		1
208			(諸色包方廿二様、包方雛形集)	(年月日未詳)			状	包紙・こより共	1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
209	1		覚 (大平め式杖・まくろ代など諸色代銭ノ七貫四百九十三文勘定につき)	(近世・年月日未詳)			状	I-209-3と関連あり	1
209	2		覚 (さげ一本・あわひ十五など食材数量書上)	(近世・年未詳) 十月朔日	弥作	宗太夫様	状		1
209	3		覚 (大山いも式切・草り十五足など諸色代銭老貫四十三文勘定につき)	(近世・年月日未詳)			状	I-209-1と関連あり	1
209	4		(願書後半部分、鎌先湯役銭増上納、拙者方へ鎌先引戻し向十ヶ年ニ文金四千切上納仕候様成し下されたくにつき)	文政十二年二月	遠崎五左衛門重判	青田市右衛門殿、高橋幸右衛門殿	状	前欠、I-209-5-1の後半部分	1
209	5	1	(願書前半部分、先祖遠崎五左衛門御当地へ罷越、湯守相応之人柄、吟味之上仰せ付けられ候につき)	(文政十二年二月)	(遠崎五左衛門)	(青田市右衛門殿、高橋幸右衛門殿)	状	後欠、I-209-4の前半部分	1
209	5	2	(覚、明暦二年一法様より御直書頂戴仕り、金子三拾兩指上などにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1
209	5	3	(書状、去月三日御談一件につき)	(近世・年未詳) 四月十四日	遠崎五左衛門重判	一条宗太夫様、御同氏勇五郎様	状		1
209	5	4	(覚、寛政十年六月鎌先御仮屋前御普請へ御人足百人御手伝につき)	(近世・年月日未詳)			状	丁はずれ	1
209	5	5	(断簡、御竿入ニ不致不叶事之由等品々)	(近世・年月日未詳)			状	丁はずれ	1
209	5	6	(願書、先祖遠崎五左衛門御当地へ罷越、鎌先湯役銭上納ほか御吟味次第御用仰せ付けられ候につき)	文政十二年四月	(遠崎五左衛門)		冊		1
209	5	7	(書状、去月中養子祐五郎方へ御相談一件、私方記録諸書付と行違候次第につき)	(文政12年)	一條助左衛門	遠崎五左衛門様	状		1
209	5	8	(達、御用のため明廿八日、宅へ罷越申すべく候につき)	(文政12年) 四月廿七日	平馬	一条宗太夫	状		1
209	5	9	口上之覚 (此度鎌先温泉根元由来書上につき)	文政十二年五月九日	一條助左衛門 (印)	杵山彦五郎殿	冊		1
209	5	10	(書状、御相談之一件、別紙写之通、温泉根元書上指出につき)	(文政12年) 五月六日	一條助左衛門	遠崎五左衛門様	状		1
209	5	11	(達、来ル十五日、明暦年中一法様より之御書持参登城につき)	(文政12年) 五月十二日	治武右衛門	一条助左衛門殿	状		1
209	5	12	口上之覚 (一法様御代より頂戴罷在候地面につき)	文政十二年五月十六日	一條助左衛門	杵山彦五郎殿	状		1
209	5	13	(達、御用のため明十九日、宅へ罷越候につき)	(文政12年) 五月十八日	治武右衛門	一条勇五郎	状		1
209	5	14	(覚、寛政八年以降、拙者指上候金子訳柄申上につき)	文政十二年五月	一条助左衛門	宛所なし	冊		1
209	5	15	(達、明四日御用のため宅へ罷越候につき)	(文政12年) 六月三日	治武右衛門	一条勇五郎	状		1
209	5	16	口上之覚 (藏本村肝入喜左衛門方へ貸シ金ヲ仕置候哉、および村年貢上納など申上につき)	文政十二年六月五日	一条助左衛門印	宛所なし	冊	付箋あり	1
209	5	17	(達、御用のため宅へ罷越候につき)	(文政12年) 六月十八日	惣左衛門	一条宗太夫	状		1
209	5	18	口上之覚 (一法様より御直書御判物頂戴、および三人之者共へ貸地につき)	文政十二年六月廿三日	一条助左衛門 (印)	制野嘉左衛門殿	冊		1
209	5	19	寛政八年御賞書左之通 (写、御普請御入料金三拾兩献上のため居久根続余慶之地下し置かれ候につき)	(寛政8年)			状		1
209	5	20	(覚、寛政十二年両茶屋之者共、居所頂戴志願につき)	(寛政12年)			状		1
209	5	21	(達、御用のため宅へ罷越候につき)	(文政12年) 七月四日	平馬	一條助左衛門	状		1
209	5	22	口上之覚 (案、木村常右衛門并両茶屋志願をもって替地相渡され承知につき)	文政十二年七月六日	一條助左衛門印	宛なし	状		1
209	5	23	覚 (写、鎌崎木村定之丞屋敷並二両茶屋永出店之替地引渡につき)	寛政十二年申ノ十二月	桑名順之助印 (ほか2名)	一条助左衛門殿	状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
210			写 (達、去秋中居久根相復し引渡、居久根役小室久太郎方より察答につき)	(文政13年) 閏三月十日	湯村甚七郎、遠藤利三郎	一條助左衛門	状		1
211	1		(覚、昔シー法様より頂戴仕候五拾九文之土地につき)	(近世・年月日未詳)		(一條助左衛門)	状		1
211	2		(覚、元来拙者共へ相願候上、諸事心得につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
211	3		(覚、昔シー法様より頂戴仕候五拾九文之土地、其内両茶屋分を御取上、替地成し下され候につき)	(近世・年月日未詳)	一条勇五郎		状		1
212			乍恐口上書を以申上候御事 (写、居久根之内、立木伐払候につき)	文政十三年十二月	鈴木幸右衛門印、村山圓藏印		状		1
213			(覚、仙台御屋鋪御普請方御用立金貳拾兩献上につき)	文政十二年四月		高橋與兵衛殿	状		1
214			(書状、御城下より御役々様へ御附添御賄料金三兩貳歩計も相掛り候につき)	(天保14年) 閏九月廿三日	肝入・民治	鎌先湯守・市兵衛様	状		1
215			(達、公儀御勘定本山幾治郎殿、金山御見分のため黒森銀山より所々御廻山につき)	(近世・年未詳) 九月十七日、九月十八日	秋彦之丞、大肝入・阿部傳右衛門、肝入・定右衛門	鎌先湯守・市兵衛殿	状		1
216	1		口上之覚 (写、両茶屋諸商売・人留など拙者株式につき)	天保九年七月廿四日	一條助左衛門印	丹野源八殿	状		1
216	2		(達、両茶屋諸商売・借屋取扱、御家老衆仰せ渡され候につき)	(天保9年) 八月	横山輔三郎、丹野源八	一條助左衛門殿	状		1
217			(覚、松山様 (茂庭小源太様) 御家老・御小性組頭など同行者書上)	(近世・年月日未詳)			状		1
218	1		口上之覚 (両茶屋諸商売・人留等拙者株式につき)	天保九年七月廿四日	一條助左衛門 (印)	丹野源八殿	状		1
218	2		(達、両茶屋諸商売・借屋取扱、御家老衆仰せ渡され候につき)	(天保9年) 八月	横山輔三郎	丹野源八殿	状		1
218	3		(達、左之通申來候につき)	(天保9年) 八月十二日	丹野源八	一條助左衛門殿	状		1
219			(達、去々月中御用金千兩調達仰せ付けられ相達兼候ハ、永屋下石垣境より土手下を召揚につき)	(近世・年月日未詳)	矢内太郎左衛門、御目付・佐野甚内	一條助左衛門	状		1
220			(達、殿様江戸御登之御用立金など都合金三百貳拾式切半余之献上、御賞として本代三百四拾三文之御足目御加恩成し下さる事につき)	安政五年三月廿三日		一條助左衛門	状		1
221			(達、此度御普請御入料金三十兩献上、御賞として居久根続余慶之地下し置かれ候につき)	辰 (寛政8年) ノ十月廿八日	武田九郎右衛門 (印)	一條助左衛門	状		1
222			御はん紙 (鎌先温泉之碑銘一幅など拝領物書上)	(近世・年月日未詳)			状		1
223			(達、漆御植立御入料十ヶ年二金子四百九拾切献上により、御賞として御扶持方玄米巻俵宛月々下し置かれ候につき)	文化六年十二月廿八日		一條助左衛門	状		1
224			(達、仙台御屋鋪御藏御普請人足五拾人御手伝により、御賞として御吸物・御酒下し置かれ候につき)	寛政十一年十二月	六右衛門 (印) (ほか2名)	一條助左衛門殿	状		1
225			乍恐口上書を以奉申上候御事 (永湯守仰せ付けられたく願上につき)	天保十四年卯十月	刈田郡蔵本村・鎌先湯守・市兵衛 (印)	同郡同村仮肝入・民治殿	状	奥書あり	1
226			(書状、金米糖并書翰袋少々拝呈につき)	(近世・年未詳) 五月十日	(東武浅草新寺町・海禪寺内) 宋圓	(鎌先) 一條有無様	状	包紙共	1
227			(達写、本代五拾九文、其身持高下し置き候につき)	明暦貳年二月三日	重長御印	一條助左衛門	状		1
228			(達、御召初へ備中貞次之刀献上により、御上下を下され候につき)	(安永2年) 八月十日		御小性頭支配・一條八郎	状		1
229			名ノ説 (一條安藏人物評)	文化乙亥 (2年) 五月朔日	(小林) 覺湛居士		状		1
230			(達、願之通、永湯守株式仰せ付けられ候につき)	天保十五年辰七月十七日		一條助左衛門	状		1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
231			(達、御常様御手金五拾切献上により、御賞として御番入士格に仰せ付けらる事につき)	(文化元年5月18日)		一條助左衛門	状		1
232			(達、漆御植立御入料十ヶ年ニ金子四百九十切献上により、御賞として御扶持方玄米苧依月々下し置かれ候につき)	文化六年十二月廿八日		一條助左衛門	状		1
233			(覚、村典君御具足御召初御祝儀のため備中貞次銘の刀壹腰献上により、御賞として九曜御紋付之御上下頂戴仕候につき)	安永貳癸巳年五月九日			状		1
234			(達、明後廿九日大殿様・御子様、其湯元へ御日帰遊ばされ御入湯につき)	(近世・年未詳) 三月廿七日	加藤孫助	鎌先二面・一條助左衛門殿	状		1
235			(達写、天保七年飢饉への御用立金三百切など一條助左衛門御賞につき)	(天保13年3月)	立合御目付・大河内大炊之介	一條助左衛門	状		1
236			(願書案、赤子養育方并村方御制導のため御手伝仰せ付けられ候、難渋のため当年御免成下されたくにつき)	天保七年十月		須田弥平左衛門殿	状		1
237			(覚、御先祖様下し置かれ候土地一宇戻し下され、屋敷地替地之分は召し揚げられ候事につき)	(近世・年月日未詳)		(一條助左衛門)	冊		1
238			(覚、鎌先温泉之土地・曲輪之山林出入方につき)	文政十二年六月廿一日	一條助左衛門 (印)	制野嘉左衛門殿	冊		1
239			口上之覚 (案、拙者儀頂戴仕候田畑代五拾九文出入につき)	(近世・年未詳) 十二月廿一日	一條助左衛門 (印)		状		1
240			(証文写、文金式拾切借用につき)	巳 (近世) ノ十月廿六日	肝入・定治印 (ほか2名)	一條惣太夫様	状		1
241			天保五甲午年正月十二日御會初 (齊邦朝臣、初春霞)	(天保5年正月12日)			状		1
242			口上之覚 (写、兩茶屋之者共支配も相受候様成下されたくにつき)	天保三年十月	国分軍太夫印、一条祐五郎印	大河内兵之丞殿、今村半之丞殿	状		1
243			(願書案、上御梁役加勢御役目、病氣療養のため御免成下されたくにつき)	文政三年六月廿九日	一条宗太夫安親 (印) (花押)	高橋与兵衛殿	状		1
244			(達、飢饉のため蔵本村御救銭貳拾貫文献上により、御賞として鎌崎辺之山千八百六拾坪下し置かれ候につき)	(天明四年辰之十一月十七日)	(御小性頭・平田甚六郎)	一條助左衛門	状	包紙共	1
245			(覚、鎌崎近辺にて御賞下し置かれ候処、然るべき山場所も無くにつき)	(天明四年辰之十一月十七日)	一條助左衛門		状		1
246	1		(覚、御日用代拾貫文かり置申候につき)	(近世・年未詳) 九月廿六日	横山助左衛門 (印)	一条宗太夫殿	状		1
246	2		(覚、御普請方大工御日用代拾貫文借置申候につき)	とら (近世) 十月朔日	千葉相枝 (印)	一条宗太夫殿	状		1
246	3		(覚、鎌崎御普請方諸職人御日用代拾七貫九百五拾文借置申候につき)	とら (近世) 十月朔日	千葉相枝 (印)	一条宗太夫殿	状		1
246	4		(覚、御普請諸職人御日用代拾五貫六百七拾五文借置申候につき)	とら (近世) 十月朔日	千葉相枝 (印)	一条宗太夫殿	状		1
247			(書状、雉子・山鳥之内無心致したく希申候につき)	(明治・年未詳) 十月三十日	邦憲 (印、片倉之印)	一条千代松様	状	封筒共	1
248			(書状、先日ハ御馳走罷成御礼、拙子も今朝出立仕候につき)	(近世・年未詳) 十月八日	菅野新十郎	一條惣太夫様	状		1
249			(達、若殿様御鹿山御出之節御宿等諸事深切ニ相勤、御賞として八宮村御林松ヶ倉之内、居久根ニ下し置かる事につき)	弘化三年丙午四月廿八日		一條助左衛門	状	包紙共	1
250	1		(書状、御吉御祈禱執行につき)	(近世・年未詳) 九月吉日	井面館神主 (花押)	一條宗太夫様	状	包紙共	1
250	2		(名刺、内宮祠官・正三位・荒木田守調卿、称号井面長官)	(近世・年未詳・9月)			状		1
251			(達、御用立金七百五拾切献上により、一條助左衛門へ御賞として居久根蔵山所下し置かれ候につき)	天保十三年三月	久左衛門	片平与左衛門殿、同役中	状	包紙共	1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
252			(覚、両茶屋地面之儀、御憐愍之御吟味成し下されたく願上につき)	(近世・年月日未詳)		矢内太郎左衛門殿、氏家藤左衛門殿	状	破損あり	1
253			(達、御用金千両調達仰せ付けられ候につき)	(天保9年)		一條助左衛門	状		1
254			口上之覚(案、御用金千両調達仕り兼ね候、御慈悲之御吟味成し下されたくにつき)	(天保9年) 四月五日			状		1
255			(書状、御用金千両仰せ付けられ、大金之訳前後ヲ失ひとほうくれ当惑之次第につき)	(天保9年) 三月廿四日	同(一条) 助左衛門	一条利吉殿	状		1
256			口上之覚(御用金千両仰せ付けられ、粉骨碎身相尽候而も是非調達仕りたくにつき)	天保九年三月廿四日	一條助左衛門(印)	小見九兵衛殿	状		1
257			口上之覚(案、御用金千両仰せ付けられ、粉骨碎身相尽候而も是非調達仕りたくにつき)	天保九年三月廿四日	一條助左衛門(印)	小見九兵衛殿	状		1
258			下書(書状、去月中より御相談の大麦之儀御勘定につき)	(近世・年月日未詳) 三月		小澤孝右衛門様	状		1
259			(達、願之通当年御用金七拾切指上、来年よりは百切宛仰せ渡され候につき)	(文政8年) 九月八日	新蔵人	洪谷清蔵殿、同役中	状		1
260			(書状、急々御勘定無きは露命相続成され兼申候につき)	(近世) 三月廿日	小澤孝右衛門	一條宗太夫様	状		1
261			口上之覚(案、調達金千両献上之義、御日延成し下されたく願上につき)	(天保9年) 四月六日	一條助左衛門印		状		1
262			口上之覚(御用金千両調達仕り兼ね、御慈悲之御吟味願上につき)	天保九年四月五日	一條助左衛門(印)		状		1
263			口上之覚(案、御用金千両調達仰せ付けられ、粉骨碎身相尽候而も是非調達仕りたくにつき)	(天保9年) 三月廿四日			状		1
264			口上之覚(御用金千両之調達、親類共吟味手配相尽くし、御日延成し下されたくにつき)	(天保9年) 四月六日	一條助左衛門(印)		状		1
265			(願書案、御用金千両御請申上兼候ハ、温泉召し上げられ候段仰せ渡され候につき)	(天保9年)			状	貼紙2点あり	1
266			金山方江之書状下書(去年凶作のため湯役銭半高御免願上につき)	(近世・年月日未詳) 正月			状		1
267	1		口上之覚(写、御用金千両調達仰せ付けられ、粉骨碎身相尽候而も是非調達仕りたくにつき)	(天保9年) 三月廿四日	一條助左衛門印	小見九兵衛殿	状		1
267	2		口上之覚(案、御用金千両是非調達仕り、向十日之内ニ三百両指上につき)	天保九年三月廿四日	一條助左衛門(印)	小見九兵衛殿	状		1
268			口上之覚(案、御用金千両御請申上兼候ハ、温泉召し上げられ候段仰せ渡され候につき)	(天保9年) 四月			状		1
269			口上之覚(御用金千両仰せ付けられ、親類共吟味手配相尽くし、御日延成し下され候につき)	(天保9年) 四月六日	一條助左衛門(印)		状		1
270			(包紙、覚書)	(近世・年月日未詳)			状		1
271			(達、一條助左衛門御飯屋前土手崩御普請人足百人分御手伝のため御吸物・御酒下し置かる事につき)	寛政十年五月	伊藤所左衛門	一條助左衛門	状	包紙共	1
272			写(達、家中一統救助のため用立金百五十切申付候につき)	(近世・年月日未詳) 二月廿六日	宗景	一条助左衛門	状		1
273			(達、此度都合金式百拾切余献上により、御賞として永々御番入土成し下さる事につき)	文政元年十二月七日		一條宗太夫	状		1
274			覚(八宮村田畑開御年貢上納二口都合米四斗入式俵・式斗八升六合六、丸錢五貫七百六拾四文割付につき)	天保三年辰ノ九月廿六日	八宮村肝入・金兵衛	一條助左衛門様(ほか3名)	状	包紙・こより・貼紙1点共	1
275	1		(覚、傑山寺御佛殿御普請御手伝金五切指上につき)	天保四年二月十八日	草刈隆左衛門(印)	一條勇五郎殿	状		1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
275	2		覚(傑山寺御普請御手伝金文金拾切受取につき)	天保三年九月十二日	丹野八弥(印)	一條勇五郎殿	状		1
275	3		(達、貧民方献上金式拾切、早速に指上候様につき)	(天保4年ヵ)七月十一日	渋谷武左衛門	藏本村鎌崎二而・一条宗太夫殿	状		1
276	1		(覚、御城御普請人足代四百八拾文上納相済申候につき)	辰(天保3年)ノ閏十一月廿四日	草刈隆左衛門、可野格之丞(印)	一條勇五郎	状		1
276	2		(覚、御年貢御上納高二口メ金壹切半ト代五百六十式文勘定につき)	(天保3年)閏十一月晦日	八宮村肝入・金兵衛(印)	一條助左衛門様	状		1
276	3		覚(文政十三年・天保二年田畑御年貢、直々御藏元へ上納成し下されたくにつき)	(天保3年)十二月十五日			状		1
276	4		(書状、起返り御年貢上納之分申上候につき)	(天保3年)十二月十五日	八宮村肝入・金兵衛	鎌先・祐五郎様	状		1
277			(願書、一條助左衛門隠居、養嫡子祐五郎義御知行高無相違被仰付度)	文政十三年四月			状		1
278			(願書、八ッ宮村大竹屋敷空家のため畑手入御免成し下されたくにつき)	天保八年七月	一條助左衛門(印)(花押)	須田弥平左衛門殿	状	付札1点あり	1
279			(覚、鎌崎温泉根元由来につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
280			御立紙願案文(凶作のため去冬御才覚金三百切仰せ付けられ、大金二而行届兼候につき)	天保八年正月		須田弥平左衛門殿	冊		1
281			(願書案、両茶屋湯治人より取立候木銭、湯守持前株式につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
282			(達写、茶屋二而湯治人留候義は成し難き事につき)	寛政八年十二月廿六日	新左衛門(ほか2名)	一条助左衛門殿	状		1
283			再願下書(赤子養育方并村方御制導のため御手伝金百切宛仰せ付けられ、御免成し下されたくにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1
284			(覚、鎌先温泉根元由来書上につき)	(近世・年月日未詳)			冊		1
285			知行(写、長袋百三拾文・八宮七拾文書上)	(近世・年未詳)二月十三日	外記		状		1
286			覚(両茶屋土地永拝借・永出店成し下され候、元の如く返し下され候願上につき)	文政十二年四月十一日	一條助左衛門		冊		1
287			(覚、菅野敬治江戸へ急登のため金拾式切御渡し下さるべく候につき)	(近世・年未詳)十一月三十日	一條祐五郎		状		1
288			口上之覚(案、木村常右衛門并両茶屋貸地指上候様仰せ渡され候につき)	(近世・年未詳)六月	名元印	御番頭宛所	状	付札1点あり	1
289			写し(其方不届のため慎、御免成し下され候につき)	(文政13年)閏三月十三日	三井覚左衛門、門間儀左衛門	一條助左衛門	状		1
290			知行(写、藏本五拾九文・四人扶持八百文書上)	文化八年十二月朔日	村典御印	一條助左衛門とのへ	状		1
291			(達、鎌先温泉運上代巻ヶ年代式拾五貫文、不作・入湯人不足のため御用捨につき)	(近世・年未詳)正月十一日、正月十二日	内信助、大肝入・阿部傳十郎、藏本村肝入・民治	助左衛門様	状	前欠	1
292			(願書写、持高御本地田代二而拾貳文、御年貢上納引方につき)	文政十二年八月	藏本村肝入・菊地喜左衛門印	組頭・村上右平次殿、庄右衛門殿	冊		1
293			口上之覚(案、文政五年書上候系図指上候につき)	(近世・年未詳)三月	一條助左衛門		冊		1
294	1		(願書、猛三郎様御台所方御用之義御免成し下されたくにつき)	天保二年三月	一條祐五郎安孝(印)(花押)	大河内兵之丞殿	状	付箋6点あり	1
294	2		(願書案、鎌先温泉御役銭半高御免につき)	天保三年十月十五日	一條助左衛門重判	門馬義七郎殿	状		1
295			(願書、御所持仰せ付けられ候、御月割金半高御免成し下されたくにつき)	天保十一年八月	一條助左衛門安(花押)		状		1
296			(願書案、赤子養育方并村方御制導のため当年より向捨ヶ年金百切宛仰せ付けられ候、大旱魃ほか難澁のため御慈悲之御吟味成し下されたくにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
297			下書 (願書、一條助左衛門摂州有馬へ出張、御暇中は御用之儀養嫡子利吉へ仰せ付けられ候につき)	(天保6年)		須田弥平左衛門殿	状		1
298			(願書案、一條助左衛門入湯之仕様尋ねのため摂州有馬へ出張、御暇成し下されたく候につき)	天保六年四月廿五日			状		1
299			(願書案、一條助左衛門摂州有馬へ出張、御暇中は御用之儀養嫡子利吉へ仰せ付けられ候につき)	天保六年二月十四日		須田弥平左衛門殿	状		1
300			(願書案、摂州有馬への御暇仰せ付けられ御礼、および仙台御屋鋪へ御機嫌伺申し上げたくにつき)	天保六年七月四日		須田殿	状		1
301			(願書案、摂州有馬への御暇仰せ付けられ御礼、および仙台御屋鋪へ罷登申したくにつき)	天保六年二月廿一日	一條助左衛門安 (花押)	須田弥平左衛門殿	状		1
302			(願書、赤子養育方并村方御制導のため亥年より向拾ヶ年金百切宛御手伝仰せ付けられ候、御時節柄御慈悲之御吟味成し下されたくにつき)	天保七年二月廿五日	一條助左衛門安 (印)	須田弥平左衛門殿	状	付札1点あり	1
303			(願書、凶作のため御才覚金参百切仰せ付けられ、調達御請申上兼候につき、裏書には当年分など達につき)	天保八年正月	一條助左衛門安 (印)	須田弥平左衛門殿	状		1
304			(願書、千両之調達金仰せ付けられ、相統之見繕御座無きため御吟味成し下されたくにつき)	天保九年四月廿六日	一條助左衛門安 (印) (花押)	須田弥平左衛門殿	状	貼紙1点あり	1
305			(願書、村方窮民御救のため御借上金仰せ付けられ候、不作二而湯治人不足ゆえ御割合通指上兼候につき、裏書には当年限り願の如く半高延納達につき)	天保二年二月廿五日	一條祐五郎安 (印) (花押)	大河内兵之丞殿	状		1
306			(願書、持病疝積煩のため遠刈田へ入湯御暇下し置かれたくにつき)	天保七年二月三日	一條助左衛門安 (花押)	須田彌平左衛門殿	状		1
307			(願書写、一條助左衛門隠居のため養嫡子祐五郎義、御知行高無相違仰せ付けられたく候につき)	文政十三年正月廿五日	一條助左衛門重判	大河内兵之丞殿	状		1
308			下書 (願書、御領内赤子養育方并村方御制導のため当年より向拾ヶ年金百切宛御手伝仰せ付けられ候、拙者方湯治人無く御慈悲之御吟味成し下されたくにつき)	天保六年七月			状		1
309			(包紙、当所薬師如来三戸帳住文書入、同所御仮屋絵図巻枚入)	(近世・年月日未詳)			状		1
310			(絵図、鎌先古御仮屋延宝年中)	(近世・年月日未詳)			状		1
311			(図面、御戸張注文)	(近世・年月日未詳)			状		1
312			龜案・口上之覚 (拙者儀頂戴罷在候畑代書出につき)	(近世・年未詳) 正月	一條助左衛門	秋山彦五郎殿	状	貼紙1点あり	1
313	1		(覚、起返り御年貢三百五拾文受取につき)	辰 (近世) / 十二月十三日	目下藤右衛門 (印)	一条助左衛門殿	状		1
313	2		(覚、起返り御年貢代三百五拾文受取につき)	辰 (近世) 之三月二日	長藏 (印)	八宮村・助左衛門殿	状		1
313	3		(覚、起返り御年貢代三百五拾文受取につき)	寅 (近世) 之三月廿二日	長藏 (印)	助左衛門殿	状		1
313	4		(覚、丑年起返り御年貢三百五拾文請取につき)	丑 (近世) 十一月廿五日	忠藏 (印)	助左衛門殿	状		1
313	5		(覚、巳年分起返御年貢代三百五拾文受取につき)	巳 (近世) 之十二月廿二日	久右衛門 (印)	一條助左衛門殿	状		1
314			覚 (八宮村之内起返り田畑御年貢積り書式口三百五拾文につき)	(近世・年未詳) 十一月十八日	黒沢三郎大夫、菅野園右衛門 (印)	一条助左衛門殿	状		1
315	1		(書状、先日御相談之儀、別紙之通二御座候につき)	(近世・年未詳) 十月廿三日	早大夫	勇五郎様	状	包紙共	1
315	2		口上之覚 (両茶屋拙者共支配も相受候様成し下されたくにつき、御附礼之写もあり)	(近世・年未詳) 十月	国分早大夫、一条祐五郎	大河内兵之丞殿、今村半之丞殿	状		1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
316			口上之覚 (案、拙者頂戴罷在候田畑代有無につき)	(近世・年未詳) 十二月	一條助左衛門		状		1
317			(覚、一条助左衛門義、調達金千両仰せ付けられ候処、六百切指上申候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
318			覚 (御供料金式朱神納につき)	辰 (近世) 三月三日	井面館神主		状		1
319			(願書、一條助左衛門より借受候木村常右衛門・両茶屋地面につき)	(近世・年月日未詳)			冊		1
320			(絵図、屋形様御日掃御入湯のため御殿御手入につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
321			(書状、積三郎様鎌崎温泉御役につき)	(近世・年未詳) 五月廿三日	傳左衛門	一条助左衛門殿	状		1
322			(達、明後七日明六ツ時御供揃の心得につき)	(近世・年未詳) 四月五日	堤勇右衛門	鎌先二而・一条助左衛門殿	状		1
323			(書状、御蔵米三十余依一圓備え無く、および八ツ宮村金兵衛方へ紙面御届下され候につき)	(近世・年未詳) 十二月九日	ゑんしち	一条有無様	状		1
324			(願書案、猛三郎様御台所御用之儀者御免下されたくにつき)	天保二年			状		1
325			写・御手傳申受証文之事 (当年代拾貫文、および来丑年より永々代拾五貫文につき)	文暦六年子ノ十二月八日	肝入・所右衛門印 (ほか2名)	一条助左衛門殿	状		1
326			口上之覚 (衆義講のため蘭書本半調達依頼、困難之折柄拙者方役屋物商之儀ハ一手持前につき)	天保十年七月	一条助左衛門 (印)	杉山彦五郎殿	冊		1
327	1		(覚、村合力并幸右衛門之義は寛政八年十二月中仰せ渡さる通り異儀無しにつき)	(文政元年 11 月)			状		1
327	2		口上之覚 (村合力代式拾貫文宛、御吟味成し下されたくにつき)	文政元年十一月十一日	一條宗大夫 (印)	渡部弥治右衛門殿 (ほか2名)	冊		1
327	3		写 (達、一條助左衛門出店之地召し上げられ候につき)	寛政八年辰ノ十二月五日	六右衛門		状		1
327	4		写 (達、村へ増合力には及ばず候、および両茶屋にて湯治人寓候義ハ成し難き事につき)	寛政八年辰ノ十二月廿六日	新左衛門 (ほか2名)	一條助左衛門殿	状		1
328	1		(覚、仙台御屋鋪御普請方御用立金式拾兩献上につき)	文政十二年四月廿二日	一條助左衛門安 (花押)		状		1
328	2		(願書、病症ゆえ御広間御番御免成し下されたくにつき)	天保六年十二月十日	一條助左衛門安孝 (印) (花押)	須田彌平左衛門殿	状		1
329	1		(願書、御所持仰せ付けられ、御月割金壹ヶ月式拾切宛指上、半高御免成し下されたくにつき)	天保十一年八月	一條助左衛門安 (花押)		状	貼紙 2 点あり	1
329	2		(願書案、御所持仰せ付けられ、御月割金半高御免成し下されたくにつき)	天保十一年八月			状		1
330			(願書、御領内赤子養育方并村方御制導のため当年より向拾ヶ年金百切宛御手伝仰せ付けられ候処、三拾切宛指上に成し下されたくつき、裏書には当年半高上納の違あり)	天保六年八月十五日	一條助左衛門安 (印) (花押)	須田彌平左衛門殿	状		1
331			(願書、御領内赤子養育方并村方御制導のため当年より向拾ヶ年金百切宛御手伝仰せ付けられ候処、大早魃などにより三拾切宛指上に成し下されたくつき)	天保六年閏七月朔日	一條助左衛門安 (印) (花押)	須田彌平左衛門殿	状	付札 1 点あり	1
332			(白石町市・伝馬勤日、白石ひ道法書留)	(近世・年月日未詳)			冊		1
333			(願書、鎌崎温泉御役銭壹ヶ年式拾五貫文、御年限明のため向拾ヶ年は迄之通相任され候につき)	天保九年九月十六日	片倉小十郎家老・今泉傳左衛門 (印) (花押) (ほか2名)	御金山方御役所・幸三郎殿 (ほか3名)	状	貼紙あり	1
334			(略図、鈴木屋蔵・物置などにつき)	(近世・年月日未詳)			状		1
335			(書状、京都清水観音青山にて開帳、および鞆物下落など江戸近況につき)	(近世・年未詳) 二月十一日	(江戸・浅草新寺町ヨリ・海禪寺内) 宋圓	(奥州刈田郡・鎌先) 一條助左衛門様	状	包紙共	1

番号	枝1	枝2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
336			(略図、鈴木屋敷)	(近世・年月日未詳)			状		1
337			(証文、湯坪下空地ニ而茶屋当年より五ヶ年、村中ニ而御かり受候につき)	文化拾壹年七月廿九日	御村中 (印)、肝入・定治 (印) (ほか4名)	一條宗大夫様	状	包紙共	1
338			(願書案、三之助様御誕生候御祝儀之御敷により、一條助左衛門地面元の如く返し下され候様御吟味につき)	天保九年五月十四日	米竹清左衛門安良 (印) (花押)、牛橋三右衛門彦 (印) (花押)	矢内太郎左衛門殿、氏家藤左衛門殿	状	包紙共	1
339			(願書案、千両之調達金御せ付けられ候処、近年不作引続入湯之者無く、御請申上兼候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
340			(達、湯守一條祐五郎、御寓所御入口ニ而御目見仰せ付けられ候につき)	(近世・年未詳) 九月十一日	内海信助、大肝入・阿部傳十郎	(鎌崎ニ而) 一條助左衛門様	状	包紙共	1
341			(達、穰三郎様御入湯中出火之御御立除之儀につき)	(近世・年未詳) 九月八日	大肝入・阿部傳十郎	藏本村肝入・民治殿	状		1
342			天明七年五月十七日宮町阿部銀四郎方始末之書付左之通 (写)	(天明7年)			冊	包紙共	1
343	1		(覚、鎌先温泉由来、および近年木村定之丞并両茶屋之者共替地下し置かれ候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
343	2		借屋證文之事 (写、当亥年より来卯年迄向五ヶ年之間につき)	天保十年亥正月	親類・黒田善太夫判、借主・鈴木屋幸右衛門判	一条助左衛門様、同利吉様	状		1
344			文化五年正月松前一件	文化五年正月			冊		1
345			(達、天保五年十月十五日登城・献上金などにつき)	(天保5年)		一條助左衛門	冊		1
346			鎌先温泉功能記附録	文政三年庚辰七月吉日	一條憩節		冊		1
347			安永六年七月風土記御用書出抜書 (鎌崎)	(安永六年七月)			冊		1
348			宝永五年八月晦日薬師如来法楽和歌連衆 (書留)	(宝永五年八月晦日)			冊		1
349			仙臺御役列諸支配	文政五年六月			冊		1
350			此度御知行高并居屋鋪等之儀書上候様御触出之趣承り書上左之通	弘化三年八月廿八日	御番入士・一条助左衛門安孝		状		1
351			村典君御親類様覚	文化五戊辰六月吉日	一条安藏		冊		1
352			片倉村典君御親類様覚	(文化5年6月カ)			冊		1
353			(文章手本、新暦之嘉祥など)	寛政十一年未之五月廿八日	奥之莫山宿主		冊		1
354			文政八年乙酉七月仙台大守義宗公御直書之写	(文政八年七月)			冊		1
355			先年屋形様鎌崎江御入湯被遊候節之品々書上仕候様ニ被仰付候間左之通申上候	(近世・年月日未詳)			冊		1
356			(天保十三年より弘化二年願書留)	弘化二巳年七月十六日	先祖より十二代目・一条助左衛門安孝		冊		1
357			仙臺御分領中村名	寛政九丁巳年四月	一條助左衛門安藏		冊		1
358			(漢詩集)	(近世・年月日未詳)			冊		1
359			(袋、関東諸所温泉道中記 全)	(近世・年月日未詳)	振古堂藏		状		1
360			(達、鎌先温泉一手永湯守成し下さる旨仰せ出され候につき)	(天保十五年六月十四日)		刈田郡藏本村鎌先湯守・市兵衛	状	木箱共	1
361			(覚、鎌先温泉守・市兵衛金三百両献上・請取につき)	天保十五年五月	刈田郡大肝入・阿部傳十郎 (印) (ほか3名)	(一條市兵衛)	状		1
362			此度之御賞相定吟味調書左之通	(近世・年未詳) 十二月十一日	菅野敬治 (印)		冊		1
363			口上之覚 (御殿続御飯屋置切さきなど御吟味成し下されたくにつき)	文政十二年十一月	一條祐五郎		冊		1
364			口上之覚 (此度重キ御取立をもって御加増御頂戴につき)	(近世・年未詳) 十二月	菅野敬治 (印)		冊		1
365			(片倉家中諸願留)	(元文三戊午年二月)			冊		1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
366			(包紙、申渡・常服・間之外)	(近世・年月日未詳)			状	2紙1点	1
367			(書状、愚父御地へ入湯候間、右之品御落手成し下さるべく候につき)	(近世・年未詳) 葉月十二日認	高林一学元寅 (花押)	一條助左衛門様、参人々御中	状		1
368			(書状、老父など其地入湯之御種々御養成し下され御礼につき)	(近世・年未詳) 喜久月廿九日	高林一学元寅 (花押)	一條輔左衛門様、参人々御中	状		1
369			(和歌懐紙、鎌崎湖湯)	(近世・年月日未詳)			状		1
370			(書状、御供料金式朱献上、徳ニ神納につき)	(近世・年未詳) 三月十二日	井面館神主	一条助左衛門様	状	包紙共	1
371			(漢詩、仙台道中浴鎌先温泉)	(近世・年月日未詳)	羽高藩・石修 (印)		状		1
372			(漢詩、釜山即興)	(近世・年未詳) 端午前二日	范小敦拜紳		状	包紙共	1
373			(漢詩、釜山側來)	(近世・年月日未詳)	鄧明叔亮謹稿		状		1
374			覚 (喉初儀式手順につき)	(安永三年三月吉日)			状	包紙共	1
375			(覚、御實名・安臧・ヤスヨシ)	明和二年九月吉日	湯邑多福 (花押)	一條八郎殿	状	包紙・花押切紙共	1
376			(漢詩、題吟涼亭)	(近世・年月日未詳)	未来庵写稿		状		1
377			(漢詩、浴鎌崎湯作)	(近世・年月日未詳)	靈巖風山		状		1
378			(和歌、鎌先の湯泉に浴して)	(近世・年月日未詳)	釋了載		状		1
379			(和歌、一條老公を祝し)	(近世・年月日未詳)	賜官沙門・良圓	一條氏呈老公	状		1
380			(漢詩、浴鎌崎湯)	元禄二己巳年仲秋日	靈巖風山		状		1
381			(漢詩、浴鎌崎湯)	(近世・年月日未詳)	靈巖風山		状		1
382			(漢詩、浴鎌崎之温泉)	(近世・年月日未詳)	寶山叟謨		状		1
383			(覚、一條安臧花押作成)	明和乙酉年季秋吉旦	多福		状		1
384			(漢詩、沐鎌先温泉山行跡・一條氏)	乙巳 (弘化2年) 首夏	蒲庵		状		1
385			(漢詩、浴鎌崎温泉)	戊子 (文政11年) 夏四月	東与参		状		1
386			(漢詩、晚秋刻温泉)	(近世・年月日未詳)	洞上沙門・東嶺		状		1
387			覚 (湯路・御林において居久根山二下され候につき)	天保十四年三月廿二日	片岡三郎右衛門 (印) (ほか5名)	一條助左衛門殿	状		1
388			覚 (八ツ宮村之内、御賞として居久根下し置かれ候につき)	弘化三年閏五月廿六日	今村太郎助 (印) (ほか5名)	一條助左衛門殿	状		1
389			覚 (天明凶歳之御助情仕候、御賞として林引渡候につき)	天保四年巳ノ十月十日	目黒良之助 (印)、山崎吉之助 (印)	一條助左衛門殿	状		1
390			覚 (御戸張三張など薬師へ御奉納につき)	寶永五年十一月廿一日	黒澤要人		状		1
391			(命名書、かね)	文政四年四月吉日	垂 (花押)		状		1
392			(漢詩、通玄峰頂不是人)	癸未 (文政6年) 之夏	寿仙		状		1
393			記 (先年鎌崎湯元へ建置候家作一字遣候につき)	明治七年戌ノ十一月	邦憲 (印、片倉之印)	一条千代松殿	状		1
394			記 (家作礼金貳拾五両請取につき)	明治七年戌ノ十一月	邦憲 (印、片倉之印)	一条千代松殿	状		1
395			(覚、祝・可改欄精造)	明治二己巳年十二月	按察大主典・菅原朝臣重賢	一條精一殿	状	包紙共	1
396			(漢詩、暮秋釜山即興ほか)	(近世・年月日未詳)	松島天麟		状		1
397			(漢詩、暮秋伴天麟師鎌山)	(近世・年月日未詳)	松島散人		状		1
398	1		(書状、一位様より申紙との、参勤の御礼首尾よくにつき)	(近世・年月日未詳)	(印)		状	包紙共	1
398	2		(書状、公方様益御機嫌克、玄猪御祝儀首尾好相済につき)	(近世・年月日未詳)	(印)		状		1
399			(漢詩、釜山八境)	庚子 (天保11年) 之季蜂日遇	釋瀛洲		状		1
400			(漢詩、鎌崎八境)	(近世・年月日未詳)	伊達・石川正泊		状		1
401			(書状、石工御吟味ほそく筆先の所迄心ヲ付につき)	(近世・年未詳) 十月四日	藤塚式部	一条安臧様	状		1

番号	枝 1	枝 2	表題 (内容)	日付	差出人	受取人	形態	状態	点数
402			(書状、湯之こり贈り遣わされ落手につき)	(近世・年未詳) 正月十九日	温亭知明	一條助左衛門様	状		1
403			(鎌崎温泉來遊筆記)	(近世・年未詳) 五月廿二日	シホガマフツツカ武部		状		1
404			(書状、当所釜前町商人平七手ニ疵ヲ得候而湯療につき)	(近世・年未詳) 二月十八日	藤塚温亭	一條安臈様	状	こより共	1
405			(書状、御普請祈禱致候につき)	(近世・年未詳) 拾月廿日	藤塚式部	一條助左衛門様	状		1
406			副書 (去冬中は暖和ニ而腐損候由につき)	(近世・年未詳) 六月八日	みのも如雪	三井覚左衛門様	状		1
407			(書状、諸事上京留守につき)	(近世・年月日未詳)	藤塚式部	一條助左衛門様	状		1
408			(書状、三井氏届物につき)	(近世・年未詳) 三月廿八日			状		1
409			(書状、地震先年も湯泉も沸止候につき)	(近世・年月日未詳)			状		1
410			御郡方御巻一覽 一條家譜 (自天保十三年・至弘化三年)	弘化三年水無月取調	先祖ヨリ十二代・一條助左衛門安孝		冊	I-421と同じ内容	1
411			集書記	(近世・年月日未詳)	一條惣節七拾七書		冊		1
412			片倉景長代々記 人	(近世・年月日未詳)	持者・一條安臈		冊		1
413			白石城焚之記	文政二年己卯五月十五日	一條惣節書之		冊		1
414	1		諸願留 貳冊之内	(寛保3～文政5年)			冊	挟込文書1点あり	1
414	2		諸願留 貳冊之内	(明和8～文政2年)			冊		1
415			諸願留	(近世・年月日未詳)			冊		1
416			諸願之部	(近世・年月日未詳)			冊		1
417			風土記御用書出	(安永六年七月)	片倉小十郎様御領地刈田郡蔵本村肝入・所左衛門		冊		1
418			諸色覚書 全	(近世・年月日未詳)	持者・一條惣節		冊		1
419			一條氏家譜	(近世・年月日未詳)			冊		1
420			弘化三年取調・御郡方書上手扣	(弘化3年)	刈田郡蔵本村鎌先永湯守・市兵衛		冊		1
421			御郡方御巻一覽 一條家譜 (天保十三年より弘化三年まで)	弘化三年水無月取調	先祖ヨリ十二代・一條助左衛門安孝		冊	I-410と同じ内容	1
422			末家之品を爰に記 (一條家縁類記録)	文化十一甲戌歳六月廿四日	一條宗太夫安親		冊		1
423			古今禄	(元禄14～寛政11年)	一條助左衛門		冊		1

*上記の目録は、野本禎司 (東北大学東北アジア研究センター上廣歴史学科学研究部門助教) が作成し、荒武賢一朗が校訂をおこなった。

東北アジア研究センター報告 第25号

近世東北の温泉史料

—鎌先温泉一條家文書を読む—

2020年12月21日発行

編著者

荒武 賢一郎

発行者

東北大学東北アジア研究センター

〒980-8576 仙台市青葉区川内41

印刷

小宮山印刷工業株式会社

傳其不為...
 陳氏先...
 温...
 又不忘山...
 山不生...
 一陳氏
 日王九...



川田...
 温泉水...
 活常式...
 拾...
 其...
 温泉水...
 作出...